

## 平成28年第2回（6月）坂城町議会定例会会期日程

平成28年6月1日

| 日次 | 月 日   | 曜日 | 開議時刻     | 内 容                            |
|----|-------|----|----------|--------------------------------|
| 1  | 6月 1日 | 水  | 午前10時    | ○本会議<br>・町長招集あいさつ<br>・議案上程     |
| 2  | 6月 2日 | 木  |          | ○休 会 （一般質問通告午前11時まで）           |
| 3  | 6月 3日 | 金  |          | ○休 会                           |
| 4  | 6月 4日 | 土  |          | ○休 会                           |
| 5  | 6月 5日 | 日  |          | ○休 会                           |
| 6  | 6月 6日 | 月  |          | ○休 会                           |
| 7  | 6月 7日 | 火  |          | ○休 会                           |
| 8  | 6月 8日 | 水  | 午前 8時30分 | ○本会議 ・一般質問                     |
| 9  | 6月 9日 | 木  | 午前 8時30分 | ○本会議 ・一般質問                     |
| 10 | 6月10日 | 金  | 午前 8時30分 | ○本会議 ・一般質問<br>○委員会 （総務産業、社会文教） |
| 11 | 6月11日 | 土  |          | ○休 会                           |
| 12 | 6月12日 | 日  |          | ○休 会                           |
| 13 | 6月13日 | 月  |          | ○休 会                           |
| 14 | 6月14日 | 火  | 午前10時    | ○本会議<br>・条例案、補正予算案等質疑 討論<br>採決 |



## 付議事件及び審議結果

### 6月1日上程

|        |  |       |    |
|--------|--|-------|----|
| 報告第 1号 | 町長の専決処分事項の報告について                             | 6月 1日 | 承認 |
| 議案第27号 | 坂城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について | 6月14日 | 可決 |
| 議案第28号 | 坂城町商工業振興条例の一部を改正する条例について                     | 6月14日 | 可決 |
| 議案第29号 | 町道路線の認定について                                  | 6月14日 | 可決 |
| 議案第30号 | 平成28年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について                   | 6月14日 | 可決 |

### 6月14日上程

|        |  |       |    |
|--------|--|-------|----|
| 請願第 2号 | 食品ロス削減に向けての取り組みを進めることについて                                    | 6月14日 | 採択 |
| 陳情第 1号 | 「TPPに関する情報開示の徹底と持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める意見書」の提出を求めることについて | 6月14日 | 採択 |
| 議案第31号 | 平成28年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について                                   | 6月14日 | 可決 |
| 発委第 2号 | 食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書について                                   | 6月14日 | 可決 |
| 発委第 3号 | TPPに関する情報開示の徹底と持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める意見書について            | 6月14日 | 可決 |

## 平成28年第2回坂城町議会定例会

### 目 次

#### 第1日 6月1日(水)

|                           |    |
|---------------------------|----|
| ○議事日程                     | 2  |
| ○会議録署名議員の指名               | 2  |
| ○会期の決定                    | 2  |
| ○町長招集あいさつ                 | 3  |
| ○報告第1号の上程、提案理由の説明、質疑、採決   | 10 |
| ○議案第27号～議案第30号の上程、提案理由の説明 | 15 |

#### 第2日 6月8日(水)

|               |    |
|---------------|----|
| ○議事日程         | 20 |
| ○一般質問 柳沢 収 議員 | 20 |
| 塚田 忠 議員       | 30 |
| 塩野入 猛 議員      | 39 |
| 大森 茂彦 議員      | 51 |
| 朝倉 国勝 議員      | 64 |

#### 第3日 6月9日(木)

|                |     |
|----------------|-----|
| ○議事日程          | 76  |
| ○一般質問 小宮山定彦 議員 | 76  |
| 滝沢 幸映 議員       | 88  |
| 吉川まゆみ 議員       | 103 |
| 西沢 悦子 議員       | 117 |

#### 第4日 6月10日(金)

|                |     |
|----------------|-----|
| ○議事日程          | 130 |
| ○一般質問 塩入 弘文 議員 | 130 |
| 中嶋 登 議員        | 145 |
| 山崎 正志 議員       | 158 |
| 入日 時子 議員       | 166 |

第5日 6月14日(火)

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| ○議事日程                   | 182 |
| ○請願・陳情採決                | 182 |
| ○議案第27号～議案第30号の質疑、討論、採決 | 183 |
| ○追加議案上程、提案理由の説明         | 189 |
| ○議案第31号～発委第3号の質疑、討論、採決  | 191 |
| ○町長閉会あいさつ               | 192 |

## 平成28年第2回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成28年6月1日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 6月1日 午前10時00分
4. 応招議員 14名
 

|      |        |      |        |
|------|--------|------|--------|
| 1番議員 | 塚田正平君  | 8番議員 | 吉川まゆみ君 |
| 2 "  | 塩野入猛君  | 9 "  | 塩入弘文君  |
| 3 "  | 朝倉国勝君  | 10 " | 山崎正志君  |
| 4 "  | 小宮山定彦君 | 11 " | 中嶋登君   |
| 5 "  | 柳沢収君   | 12 " | 大森茂彦君  |
| 6 "  | 滝沢幸映君  | 13 " | 塚田忠君   |
| 7 "  | 西沢悦子君  | 14 " | 入日時子君  |
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
 

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 町 長             | 山村弘君   |
| 副 町 長           | 宮下和久君  |
| 教 育 長           | 宮崎義也君  |
| 会 計 管 理 者       | 塚田陽一君  |
| 総 務 課 長         | 青木知之君  |
| 企 画 政 策 課 長     | 柳澤博君   |
| 住 民 環 境 課 長     | 金子豊君   |
| 福 祉 健 康 課 長     | 大井裕君   |
| 子 育 て 推 進 室 長   | 小宮山浩一君 |
| 産 業 振 興 課 長     | 山崎金一君  |
| 建 設 課 長         | 宮嶋敬一君  |
| 教 育 文 化 課 長     | 宮下和久君  |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 池上浩君   |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 竹内祐一君  |
| 総 務 課 長 補 佐     | 関貞巳君   |
| 総 務 係 長         |        |
| 総 務 課 長 補 佐     | 伊達博巳君  |
| 財 政 係 長         |        |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 堀内弘達君  |
| 企 画 調 整 係 長     |        |
9. 職務のため出席した者
 

|             |        |
|-------------|--------|
| 議 会 事 務 局 長 | 臼井洋一君  |
| 議 会 書 記     | 小宮山和美君 |

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 報告第 1 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 6 議案第 27 号 坂城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 28 号 坂城町商工業振興条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 29 号 町道路線の認定について
- 第 9 議案第 30 号 平成 28 年度坂城町一般会計補正予算（第 3 号）について

11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

**議長（塚田君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 28 年第 2 回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、出席を求めた者は理事者を初め各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

**議長（塚田君）** 会議規則第 127 条の規定により、3 番 朝倉国勝君、4 番 小宮山定彦君、5 番 柳沢収君を会議録署名議員に指名いたします。

---

◎日程第 2 「会期の決定について」

**議長（塚田君）** お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 14 日までの 14 日間といたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（塚田君）** 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から6月14日までの14日間とすることに決定いたしました。

一般質問の通告は明日2日の午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

なお、今議会の一般質問の開議時刻は、議会運営委員会の決定により午前8時30分としたいと思います。

---

◎日程第3「町長招集あいさつ」

**議長（塚田君）** 町長から招集の挨拶があります。

**町長（山村君）** 皆さんおはようございます。本日ここに、平成28年第2回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき開会できますことを心から御礼申し上げます。

さて、4月14日午後9時26分ごろに、最大震度7を記録した熊本地震は、16日未明にも再び震度7を観測するなど、その後頻発する余震の影響もあり、熊本・大分地方を中心に甚大な被害をもたらしました。この一連の地震により、亡くなられた方は49名、行方不明の方1名、けがをされた方約1700名、また建物の損壊は8万6,300棟以上に上り、避難者は最大20万人以上に達しており、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復興を願うものであります。

町といたしましても、被災された方にいち早く役立ててもらえるよう5月10日付専決処分により災害援助金85万円を予算措置し、県町村会を通じ熊本県町村会へ送金したところがございます。あわせて、町では被災された方々を支援するため、4月17日から福祉健康課、老人福祉センター、文化センター、ふれあいセンター、びんぐし湯さん館に義援金の受付窓口を設置し、5月末現在、多くの町民の皆様などから70万7千円の義援金をお寄せいただいております。

さて、5月26日から27日の2日間にわたり、「G7伊勢志摩サミット」が洞爺湖サミット以来8年ぶりに日本で開催され、27日の閉幕に先立って、討議の結果などを盛り込んだ「G7伊勢志摩首脳宣言」を発表いたしました。この中で、不透明感が増している世界経済について、「新たな危機に陥ることを回避するため、すべての政策対応を行うことにより、現在の経済状況に対応するための努力を強化する」としています。G7各国が状況に応じて財政出動を初め、政策を総動員して世界経済を支えていく必要を盛り込んだ「G7伊勢志摩経済イニシアティブ」を打ち出しました。

また、サミットが閉幕した27日、アメリカのオバマ大統領が現職の大統領としては初めて被爆地広島を訪れ、「核の無い世界を追求しなければならない」と訴えました。核兵器廃絶に

向けての大きな一歩となることを期待するものであります。

日本を取り巻く政界の経済情勢につきましては、日本総研などによりますと、アメリカは消費拡大が維持されているものの、生産・投資はやや減速傾向となっており、ヨーロッパでは、消費・輸出が緩やかな回復傾向にあるとされています。また、中国においては、1～3月期の実質成長率が前年同期比プラス6.7%と前期から0.1ポイント低下し、民間固定資産投資と実質小売売上高の鈍化に加え、輸出も減少しており、一部に持ち直しの動きはあるものの、景気減速が続くと予想されております。世界経済の動向には引き続き注視していく必要があると考えております。

国内に目を移しますと、内閣府による4月の「月例経済報告」では、「景気は、弱含みながら緩やかな回復基調が続いている。」とし、先行きについても、「雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される」としている一方、「アジア新興国や資源国等の景気の下振れリスクや、熊本地震の経済に与える影響に十分留意する必要があります。」としております。こうした中、安倍首相は来年4月に予定していた消費税率10%への引き上げを2年半延期し平成31年10月とする方針を固めました。世界経済が減速・不安定化する中での増税は国内の景気の冷え込みを招き、デフレ脱却が困難になるとの判断によるものですが、増大する社会保障への財源確保など地方に及ぼす影響も懸念されることから、今後の動向に細心の注意を払ってまいりたいと考えております。

長野県内の状況につきましては、日銀松本支店が5月に発表した「金融経済動向」によりますと、公共投資、住宅投資、設備投資、個人消費の個別観測から「生産の動きは新興国経済の減速の影響などから、横ばい圏内、雇用・所得は着実な改善が続いている」とし、「総論で長野県経済は、一部に弱めの動きが見られるものの緩やかに回復しつつある。」としております。

また、4月に実施しました町内の主な製造業20社の経営状況調査の結果では、生産量は、3カ月前のプラス1.29%からマイナス0.65%へと減少し、売り上げについてもこれとほぼ同様の傾向が見られます。雇用につきましては、1～3月の実績で41人が増加したのに続き、来春の雇用も37人の増加が予定されており、減員分の補充も予定している企業も12社となっていることから、改善に向けた動きが引き続き見られます。円高という懸念材料はあるものの、地域経済がさらに活性化し、成長していくことを期待するものであります。

続きまして、平成28年度の主な事業の進捗状況について申し上げます。

4月24日に村上地区のびんぐし山で開催いたしました坂城町植樹祭は、今年5日に52年ぶりに長野県で開催される第67回全国植樹祭の応援イベントと位置づける中で、広く参加を呼びかけ実施し、町内外から親子連れの方を含む約150名の皆さんに参加をいただきました。松くい虫被害対策として、マツノザイセンチュウに対する抵抗性のアカマツ300本、ヤマザクラ60本、ヤマツツジ100本を植樹いたしました。

6月5日の全国植樹祭では、天皇・皇后両陛下のご臨席を賜り、長野オリンピック記念アリーナ エムウエーブを会場に記念式典及び記念植樹が行われるとともに、開催日に合わせ長野市茶臼山自然植物園など県下4会場で県民植樹が行われます。私も塚田議長さん、西沢総務産業常任委員長さんなど関係する皆さんとともに参加してまいります。

5月10日には、27年度事業として高校生を対象に3月21日から25日まで実施いたしました「タイ国研修事業」の報告会を開催し、参加した8名の高校生一人一人から、研修発表をしていただきました。この事業は、将来坂城町を支えていく子供たち、特に多感な時期にある高校生に、タイで活躍する町内企業の視察や現地学生との交流、歴史・文化などの異文化体験を通じて、国際感覚を養い、坂城町、さらには日本を再認識するとともに、進学を含めた将来展望を考える機会とすることを目的としたもので、参加した高校生からは、外国の文化に直接触れ、たくさんのことを学び感じる事ができたとの報告がありました。今後の成長につなげていただきたいと思います。

さて人口増、移住・定住対策の一つとして町内の事業所に勤めておられる若者たちに、いかに坂城に住んでいただくか大きな課題であります。そこで、5月21日に町内の事業所に勤めておられる方を対象に「若者交流会2016」を開催いたしました。町内より、11事業所、55名の参加があり、スポーツと懇親会を通じて、事業所の垣根を越えた交流が盛大に行われました。町内事業所に勤めている若者に、坂城町のよさをPRして、町外に住んでいる方には、坂城に移り住んでもらえるように、また、町内に住んでいる方には定住してもらえるよう、今年度、さらに第2弾、第3弾の若者交流会の開催に向け補正予算を計上したところでございます。

さて、5月22日にアリオ上田店で開催されました坂城町物産展において、2015年産巨峰スパークリングワインのお披露目をし、販売を開始いたしました。びんぐし湯さん館のほか、町内の店舗でもお買い求めいただけますので、口いっぱい広がるさかきの香りと味をお楽しみいただきたいと思っております。今年度のワイナリー形成事業につきましては、ワインブドウの試験栽培が4年目となり、一定量の収穫も見込まれることから、試験栽培・試験醸造とあわせ、委託醸造による販売を視野に入れた「さかきワイン」の商品開発に取り組むとともに、町振興公社や千曲川ワインバレー東地区推進協議会の構成市町村とも連携し、ワイン振興に向けたPRイベントなどを実施してまいります。

今年で11回目を迎えるばら祭りを、5月28日から6月12日までの16日間の日程で「薔薇人の会」を中心とする実行委員会の皆さんのご尽力をいただきながら、昨年よりもバラの品種、株数も増量する中で開催しているところであります。バラの開花状況を申し上げますと、昨年同様に、今年も花の開花が早く、現在、満開に近い状況となっております。開会初日から多くの方、これは土日の2日間で約6,300人にご来園いただきました。開会式に続き、

小学生の太鼓やダンスなどの披露により、ばら祭りを一層盛り上げていただけたところであります。

今年のバラ公園はウォーキングステーションにインターロッキングを設け、また、イベント広場にはアスファルト舗装工事を行いました。車椅子をご利用されている方やご高齢の方などにも、安心してゆっくりとばら祭りを楽しんでいただいております。ばら祭り期間中は、講演会や講習会、イベントの開催などを行い、ご来場の皆さんにご満足していただくことはもとより、「ばらのまち・坂城」を町内外に発信してまいりたいと考えております。

また、鉄の展示館につきましては、6月12日まで「高倉健と宮入小左衛門行平の絆」展を開催しております。高倉健さんがかつて所蔵していた則重や堀川国廣作の刀や脇差を中心に、高倉さんから宮入刀匠に贈られた書籍や贈答品、宮入刀匠とのきずなを示す写真パネルなどを展示し、現在約2,100名の方に訪れていただいております。今後ばら祭り開催にあわせ、さらに多くの方に来館いただけるようPRしてまいります。

また、6月14日には、東京池袋サンシャインシティにおいて、町内企業の参加により、第1回目の町内企業合同説明会を開催いたします。首都圏在住の学生の皆さんに町内企業の就職情報を提供し、企業の人材確保とともにU I Jターンによる坂城町への移住・定住を促進してまいります。

さて、トータルメディアコミュニケーション施設整備事業につきましては、「つながる あんしん 坂城町」をキーワードに、防災情報や行政情報等を迅速かつ確実に町民の皆さんに伝達できる仕組みとして、現在の有線放送にかえて、災害にも強い防災行政無線の導入を行う計画としております。全戸に戸別受信端末を配置するとともに、聴覚障がいの方にも考慮した文字放送機能、地区別放送による「地区からのお知らせ」、屋外で活動される際にも、より聞き取りやすい屋外スピーカーによる放送、また緊急時のJアラート、緊急速報メール及び千曲坂城消防本部などとの連携など災害時にも応じた機能を考慮し整備を図ってまいります。これらの基本的な方針をもとに、6月中には、プロポーザル方式により実施設計業務を行う業者を決定し、平成29年度の整備に向けて、年度内には設計業務を完了させてまいります。

信州さかきふるさと寄附金につきましては、全国から寄附を受けやすい体制を整え、寄附者への利便性の向上を図る中で、特産品振興や地域産業の活性化を目指し、返礼品となる商品などを提供していただける方に説明会を開催したところ、現在8事業者の方から申し出をいただいております。今後細部の調整をした後、6月下旬からの開始を予定しております。寄附をしていただいた方に、坂城町の応援団となっただけできるよう、坂城産のブドウ・リンゴ、そしてお米のほか、ジャム等の加工品などを中心に、事業者さんのご協力をいただく中で、坂城町の魅力を感じていただき、また、実際に町に来ていただけるような、そんな返礼品となるように取り組んでまいります。

また、伐倒駆除を中心に空中散布、枯損木処理、樹幹注入、松の植樹などの総合的な防除対策を講じてまいります。松くい虫被害防止対策につきましては、6月22日に空中散布の実施を予定しております。実施に先立ち、4月14日には住民説明会を開催したほか、住民の健康や防災面に配慮しながら、リスクコミュニケーションの強化を図って実施してまいります。また、昨年に引き続き、苅屋原地区におきましては、無人ヘリコプターによる地上散布を実施し、人家に近く有人ヘリでは散布できない急峻な地区における予防対策を行ってまいります。

一方、空家活用事業につきましては、昨年度4月から町のホームページ上で「坂城町空家情報バンク」として情報の提供を行ってきたところでありますが、今年4月さらに内容を充実した専用ホームページを作成いたしました。町外や県外の人たちに坂城町の情報を発信するに当たり、これまでの空き家物件の情報だけでなく、バラ公園やびんぐしの里公園などの紹介、坂城町土地開発公社の分譲地や中之条住宅団地や旭ヶ丘ハイツなどの動画を使った部屋の紹介、今年度から始めました定住を目的として空き家を購入された方がリフォーム工事を行う場合には、最大50万円の補助を行う空家利用促進補助金の利用方法等、坂城町の魅力や住居にかかわる最新の情報を提供する専用ホームページとしてまいります。

また、商業店舗リフォーム補助金制度につきましては、町内の空き家・空き店舗等を活用して新たに新店舗される方や、既存の卸売業、サービス業、飲食業を含む小売事業者を対象として、店舗の改修及び改築に要する経費を補助するもので、5月末現在で3件について補助金交付決定を行いました。

また、新規就農者支援事業につきましては、新規就農者が円滑に就農できるよう、町内の賃貸住宅に居住する場合の月額賃借料と農機具等購入に対して支援を行うもので、現在、住居賃借料の補助1件の交付が決定しているほか、数件のお問い合わせをいただいている状況であります。

さて、子育て施策、福祉施策につきましては、子育て世代や障がいのある方の経済的な負担を軽減することなどを目的として、今年度から新たな事業の立ち上げや既存施策の拡大を図ったところであります。子どもの福祉医療費給付事業では、対象範囲を中学校卒業から18歳までに拡大したことで、新たに374名の医療費に係る自己負担の軽減が図られております。

また、保育料の第3子以降の無料化につきましては、4月末現在、町内3園で71名が無料化の対象となっております。また、坂城幼稚園での第3子以降保育料実質無料化に向けた補助につきましては、6月末を期限に当該園児の申請を受け付けております。

福祉医療費のサポート資金貸付制度につきましては、制度の周知を進める中で徐々にお問い合わせの数が増えてきております。また、障がい者の訪問入浴サービスにつきましては、5月から1名の方の利用が開始されたところであります。障がい者のご自宅での入浴の機会の確保とともに、施設で入浴をするための移動負担の軽減が図られております。

年金生活者等支援臨時福祉給付金につきましては、既に対象となる1,341名の方に申請書をお送りし、5月末現在1,077名の方の交付申請を受け付け、順次、給付金の交付を行っているところであります。

また、国民健康保険につきましては、平成20年度からの生活習慣病の予防等のために実施してまいりました特定健診の受診率が27年度は速報値であります。5月末現在51.1%と初めて50%を超えました。この生活習慣病に含まれる慢性腎臓病につきましても、重症化予防を推進したことも功を奏し、町全体の透析患者数が減少傾向となっております。

一方、国保財政につきましては、依然と厳しい状況にありますが、先日27日に開催いたしました国民健康保険運営協議会において、28年度の医療費の給付見込みや特定健診の受診率を向上させる中で、医療費の抑制に努めること、国の制度改正に伴い、現在も実施しております低所得者対策の保険税の7割・5割・2割の軽減について、5割・2割の対象者の拡大及び国保税の課税限度額引き上げなどを説明し、町の国保税率は据え置くということをお認めいただきました。

びんぐしの里公園の野外ステージにつきましては、ステージの部分が完成し、4月24日の町植樹祭や5月8日の子どもフェスティバルにおいて活用していただいたところであります。引き続き、野外ステージの屋根及びバックヤードトイレの建設、公園管理センターと公園内のトイレの改修等を実施し、野外ステージを活用した各種イベントなど多くの皆様にご利用していただけるよう進めてまいりたいと考えております。

さて、長野広域連合が計画する新ごみ焼却施設につきましては、平成30年度中の稼働を目指し取り組んでいるところであり、長野市に建設されるA施設につきましては、建設工事に向け5月6日、現地において安全祈願祭がとり行われました。千曲市に建設されるB施設につきましては、建設候補地の地形測量が実施されるとともに、関係する二つの区のうち、一つの区は建設について基本同意が得られ、もう一つの区につきましては引き続き協議が進められているところであります。また、須坂市に建設される最終処分場につきましては、建設地の用地測量を実施し、本年度基本設計を完了する予定となっております。

今後、新ごみ焼却施設が稼働するまでの間、葛尾組合焼却施設の延命化、新ごみ焼却施設に対する負担金の抑制を図るためにも、さらなるごみの減量化・資源化の取り組みが必要となっており、ごみの出し方や分別方法などについて、再度周知を図るため、6月19日の金井区を皮切りに、全27区において懇談会を実施してまいります。

また、坂城小学校のプール改修工事につきましては、4月に入札を行い、プールの防水シーートの張りかえ、プールの水を浄化するためのろ過装置の更新など、夏のプールの使用に間に合うように6月20日までの工期で改修工事を実施しております。

一方、公職選挙法の改正により、今回の参議院議員選挙から選挙権年齢が18歳に引き下げ

られ、高校生でも18歳に達した生徒は投票ができるようになります。町といたしましては、主権者教育として、先月27日に坂城高校において3年生を対象に選挙権を有することの意義や議会の仕組みについて説明したところであります。さらに、今議会の8日、9日には授業の一環として、午前中の早い時間に議会傍聴も予定されております。これを契機に、若い世代の皆さんがさらに政治に関心を持ち、投票につながることを期待するものであります。

続きまして、6月補正予算の主な内容について申し上げます。

今年度、長野県市町村振興協会の地域活動助成事業を活用して、上五明地区を担当する第10分団の小型動力ポンプの更新経費を計上いたしました。これにより全分団のポンプ更新を完了することから、今後は小型動力ポンプ積載車等の更新を計画的に行い、地域防災力の一層の向上を図ってまいります。

農業分野では、地域の皆さんがみずからの手で地域の農地や用水路、農道等の保全する活動を行うため、新たに設立された「南日名地域農振地保全会」に対する多面的機能支払交付金を計上したほか、県の補助金を活用して里山景観の整備や間伐対策、林道整備に係る経費を計上したところであります。

建設分野では、当初、跨線橋2橋を含めた33橋の点検を予定しておりました橋梁点検につきまして、国からの交付金の増額を受け、未点検となっております橋梁につきましても実施し、安全の確保とともに、進捗率の向上を図ってまいりたいと考えております。また、町道路線の用地購入費、町道の舗装に係る維持工事費の計上をいたしております。

このほか、市町村振興協会より10分の10の助成をいただき、新地区の神楽用備品の整備補助なども行ってまいります。

以上、28年度の主な事業の進捗状況並びに6月補正予算の内容について申し上げます。

今議会に審議をお願いする案件は、専決報告が11件、条例の一部改正が2件、町道認定が1件、一般会計補正予算の計15件でございます。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願いを申し上げます、招集のご挨拶とさせていただきます。

---

#### ◎日程第4「諸報告」

**議長（塚田君）** 町長から地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成27年度坂城町一般会計予算及び平成27年度坂城町下水道事業特別会計予算に係る繰越明許費、繰越計算書の報告がありました。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、坂城町土地開発公社及び公益財団法人さかきテクノセンターに係る平成28年3月31日現在の経営状況報告書の提出がありました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。それぞれお手元に配付

のとおりであります。

次に、請願及び陳情について申し上げます。本日までに受理した請願及び陳情はお手元に配付のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので、ご報告いたします。

---

**議長（塚田君）** 日程第5「報告第1号 町長の専決処分事項の報告について」を議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に報告を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

**議長（塚田君）** 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

**町長（山村君）** それでは、専決第1号から第11号までご説明申し上げます。

まず、専決第1号「和解及び損害賠償額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、昨年12月24日、中之条の町道0293号線を走行中の乗用車が舗装破損箇所に脱輪し、車両を損傷した事故につきまして、相手方へ損害賠償を支払うことで示談成立の合意を得ましたので、専決処分をいたしましたものでございます。

次に、専決第2号「坂城町税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本件は、国の税制改正により、地方税法及び関係法令が改正され、3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、坂城町税条例の一部を改正したものでございます。

主な内容といたしましては、固定資産税の課税標準の特例について、地方税法附則第15条第33項に定められる太陽光発電設備等の特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準額に乗じる割合について、太陽光・風力発電設備については2分の1、水力・地熱・バイオマス発電設備については3分の1と定める改正をいたしましたものでございます。

続きまして、専決第3号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本件は、地方税法及び関係法令等が改正され、3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、坂城町国民健康保険税条例の一部を改正したものでございます。

内容といたしましては、国民健康保険税の課税限度額の医療給付費分である基礎課税額に係る課税限度額を54万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円に、それぞれ引き上げる改正をいたしましたものでございます。

また、前年の所得額が一定の所得基準以下の世帯につきましては、所得額に応じて均等割額及び平等割額の7割・5割・2割を軽減する負担軽減措置を行っていましたが、軽減判定所得の算定に用いる被保険者の数に乗すべき金額を、5割軽減は26万5千円に、2割軽減は48万円にそれぞれ引き上げ、負担軽減措置の対象世帯を拡大する改正をいたしましたものでござ

います。

なお、今回の改正は国の税制改正によるものであり、町で定める保険税率については据え置きとしているものでございます。

続きまして、専決第4号「平成27年度坂城町一般会計補正予算（第8号）」についてご説明申し上げます。

本件は、地方交付税の確定や法人町民税の増収により、専決をいたしたものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,101万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を77億4,925万7千円といたしたものであります。

歳入の主なものにつきましては、法人町民税4千万円、地方譲与税783万円、株式等譲渡所得割交付金733万2千円、地方交付税8,195万2千円をそれぞれ増額いたしました。

歳出の主なものにつきましては、公園整備基金への積立金3千万円、文教施設整備基金への積立金2千万円、広域行政事業基金への積立金1億円、財政調整基金への積立金8,701万9千円を増額し、介護保険特別会計への繰出金1,362万9千円を減額したほか、特別会計への繰出金を初め、それぞれの事業実績等により精算、調整をいたしたものでございます。

次に、専決第5号「平成27年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,657万円といたしたものであります。

歳入の主なものにつきましては、分担金及び負担金57万8千円を増額いたしましたものでございます。

歳出の主なものにつきましては、一般管理費44万7千円、財産管理費216万4千円などを減額し、設備基金積立金310万円を増額したものでございます。

次に、専決第6号「平成27年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,501万円を減額し、歳入歳出予算の総額を19億1,836万4千円といたしたものであります。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税1,095万7千円、国庫支出金2,896万9千円を増額し、基金繰入金6,203万7千円を減額いたしましたものでございます。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費1,179万3千円、保健事業費398万2千円を減額し、予備費194万9千円を増額したものでございます。

次に、専決第7号「平成27年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ58万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億44万7千円といたしたものであります。

歳入の主なものにつきましては、受益者負担金61万2千円を減額いたしましたものでございます。

歳出の主なものにつきましては、下水道事業費98万2千円を増額し、一般管理費152万2千円などを減額したものでございます。

続きまして、専決第8号「平成27年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,537万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を12億5,642万3千円といたしたものであります。

歳入の主なものといたしまして、保険料435万1千円を増額し、国庫支出金2,996万円、支払基金交付金で2,453万6千円、県支出金1,165万円、一般会計繰入金1,362万9千円を減額いたしましたものでございます。

歳出の主なものといたしましては、総務費196万円、保険給付費9,181万3千円、地域支援事業費105万1千円を減額し、基金積立金1,639万1千円、予備費311万円を増額いたしましたものでございます。

次に、専決第9号「平成27年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ268万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億7,915万2千円といたしたものでございます。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料353万6千円を増額し、保険基盤安定繰入金64万8千円などを減額いたしましたものでございます。

また、歳出の主なものにつきましては、総務費14万1千円を減額し、後期高齢者医療広域連合納付金288万8千円を増額したものでございます。

次に、専決第10号「平成28年度坂城町一般会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ950万円を追加し、歳入歳出予算の総額を60億3,950万円といたしたものであります。

歳出の内容といたしましては、びんぐし湯さん館のサウナ室において、床や壁等の損傷及び下地材の腐食等の改修に係る維持補修工事費として600万円、さかきテクノセンターについて、トイレ等の配水管の破損修繕とともにトイレの一部洋式化への改修などに係る施設改修補助金として350万円を計上したものでございます。

いずれの案件も施設の機能性や安全性を維持・確保するため専決といたしたものでござい

す。なお、歳入につきましては、びんぐし湯さん館施設整備等基金及び工業振興施設等整備基金からそれぞれ繰り入れをいたしたものでございます。

最後に、専決第11号「平成28年度坂城町一般会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万円を追加し、歳入歳出予算の総額を60億4,035万円といたしたものであります。

歳出の内容といたしましては、熊本地震の被災者支援のため、災害援助金として85万円を計上し、歳入につきましては、財政調整基金から85万円を繰り入れたものでございます。なお、援助金につきましては県町村会を通じ送金するもので、被災された方にいち早く役立てていただけるよう専決といたしたものでございます。

以上、専決処分事項についてご報告いたします。

**議長（塚田君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時54分～再開 午前11時04分）

**議長（塚田君）** 再開いたします。

◎日程第5「報告第1号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第1号「和解及び損害賠償額の決定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

---

専決第2号「坂城町税条例の一部を改正する条例」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

---

専決第3号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

---

専決第4号「平成27年度坂城町一般会計補正予算（第8号）」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

---

専決第5号「平成27年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第3号）」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

---

専決第6号「平成27年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

---

専決第7号「平成27年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

---

専決第8号「平成27年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第4号）」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

---

専決第9号「平成27年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

---

専決第10号「平成28年度坂城町一般会計補正予算（第1号）」

**議長（塚田君）** これより質疑に入ります。

**14番（入日さん）** 歳出についてお伺いします。4ページの款2総務費の目6企画費、びんぐし湯さん館のサウナ室の修理ですか、それが600万円という値段なんですが、非常に私たちの感覚からすると、あの小さな部屋、2部屋、男性用と女性用、床を剥いで張りかえて何で600万もするのかなという感じなんですが、これは一応何社ぐらいで入札して決めたのか。

それから、その下の商工費のさかきテクノセンターのトイレの修理ですが、これは和式から洋式にしたということですが、全部を洋式にしたのか。それからやはりこれも350万、こんなにかかるのか。普通、私たちの感覚でいくとね、非常に高いなという感じなんですが、その辺も相見積もりか何かして決めたのでしょうか。その辺についてお伺いします。

**企画調整係長（堀内君）** 湯さん館の修繕についてお答えいたします。

28年度に入りまして、サウナ室の床面及び壁面の補修を行おうと改修を実施しようとしたところ、下地材及び基礎材の部分の腐食が認められました。こちらは大々的に行う必要があったため、600万円の補正額ということになりました。

また、選定業者につきましては特殊な設備、サウナ室ということもございまして、随意契約にて行っております。以上です。

**産業振興課長（山崎君）** テクノセンターの施設改修補助金350万円の内容についてお答え申し上げます。トイレの洋式便器への変更でございしますが、これにつきましては男子トイレ便器1基、女子トイレの便器2基でございます。

これにつきましては、内容でございますけれども、テクノセンターのトイレの排水管の破損がございました。破損がございましたし、それと交流サロンの排水管につきましても漏れがございましたので、1カ所でございますけれども、それにつきましても修理を行いました。

また、大研修室のプロジェクターでございますけれども、これにつきましてはスクリーンに

映像を映し出すための装置、液晶プロジェクターでございますけれども、これにつきましても老朽化によりまして使用不能になってしまいましたので、これにつきましても早急な修理が必要になりました。以上の方で修繕をしたものでございまして、緊急を要したために専決のテクノセンターに補助金交付という形をとらせていただきました。

業者につきましては、テクノセンターに補助金を交付して、テクノセンターでは随意契約により今までのメンテナンスをしていただいている業者に依頼をしております。以上でございます。

**14番（入日さん）** 湯さん館のほうですが、随意契約ということで、どの業者に工事をしていただいたんでしょうか。

**企画調整係長（堀内君）** 施工業者につきましては、長野市にあります長野サウナ販売株式会社、こちらをお願いいたしました。

**議長（塚田君）** これにて質疑を終結いたします。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

---

専決第11号「平成28年度坂城町一般会計補正予算（第2号）」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

---

**議長（塚田君）** 日程第6「議案第27号 坂城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」から日程第9「議案第30号 平成28年度坂城町一般会計補正予算（第3号）」についてまでの4件を一括議題とし提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

**議長（塚田君）** 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

**町長（山村君）** では、議案第27号から30号までご説明申し上げます。

まず、議案第27号「坂城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、「児童福祉施設の整備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」の施行に伴い、町が設備及び運営に関する基準を定めている家庭的保育事業等のうち、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所に係る保育士の配置について、省令の改正に準じ幼稚園教諭及び小学校教諭、養護教諭の普通免許状を有する者を保育士としてみなすことができるなど特例的運用が可能になったこと。

また、建築基準法施行令の改正に伴い、4階以上の階の避難用施設の設備について、屋内と階段室を付室により連絡する場合の構造要件が改正されたことにあわせて条例を改正するものであります。

次に、議案第28号「坂城町商工業振興条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、長野県の融資制度の改正に伴い、坂城町商工業振興条例で定める制度資金名称の改正及び新設となった制度資金の追加等により、条例の一部を改正するものでございます。

保証料を補給する資金につきましては、創業支援資金を地方創生推進資金とし、経営改善サポート資金を追加するものでございます。

続きまして、議案第29号「町道路線の認定について」ご説明申し上げます。

本案は、地元企業が県道上室賀坂城停車場線から福沢川を渡り、同社敷地に至る道路を建設するに当たり、町道0666号線として認定を求めるものでございます。

なお、当該道路につきましては、地元の網掛、上平の両区からもご要望をいただいているものでございます。

最後に、議案第30号「平成28年度坂城町一般会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,980万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を61億15万3千円といたすものであります。

歳入の主なものにつきましては、橋梁修繕事業に係る国庫支出金2,200万円、地域発元気づくり支援金等の県支出金291万2千円、市当村振興協会コミュニティ助成金等の諸収入350万円、財政調整基金からの繰入金2,955万4千円などを増額するものでございます。

一方、歳出の主なものにつきましては、町道に係る道路維持工事費596万円、橋梁点検に係る委託料4,150万円、消防団の小型動力ポンプ購入費200万円、新地区神楽用備品整備事業補助金250万円などを増額するものであります。

以上、よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

**議長（塚田君）** 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日2日から6月7日までの6日間は議案調査等のため休会にいたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（塚田君）** 異議なしと認めます。よって、明日2日から6月7日までの6日間は議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は6月8日、午前8時30分より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時24分)



## 6月8日本会議再開（第2日目）

### 1. 出席議員 14名

|      |        |      |        |
|------|--------|------|--------|
| 1番議員 | 塚田正平君  | 8番議員 | 吉川まゆみ君 |
| 2 〃  | 塩野入猛君  | 9 〃  | 塩入弘文君  |
| 3 〃  | 朝倉国勝君  | 10 〃 | 山崎正志君  |
| 4 〃  | 小宮山定彦君 | 11 〃 | 中嶋登君   |
| 5 〃  | 柳沢収君   | 12 〃 | 大森茂彦君  |
| 6 〃  | 滝沢幸映君  | 13 〃 | 塚田忠君   |
| 7 〃  | 西沢悦子君  | 14 〃 | 入日時子君  |

### 2. 欠席議員 なし

### 3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

|          |        |
|----------|--------|
| 町長       | 山村弘君   |
| 副町長      | 宮下和久君  |
| 教育長      | 宮崎義也君  |
| 会計管理者    | 塚田陽一君  |
| 総務課長     | 青木知之君  |
| 企画政策課長   | 柳澤博君   |
| 住民環境課長   | 金子豊君   |
| 福祉健康課長   | 大井裕君   |
| 子育て推進室長  | 小宮山浩一君 |
| 産業振興課長   | 山崎金一君  |
| 建設課長     | 宮嶋敬一君  |
| 教育文化課長   | 宮下和久君  |
| 収納対策推進幹  | 池上浩君   |
| まち創生推進室長 | 竹内祐一君  |
| 総務課長補佐   | 関貞巳君   |
| 総務係長     | 伊達博巳君  |
| 総務課長補佐   |        |
| 財政係長     |        |
| 企画政策課長補佐 |        |
| 企画調整係長   | 堀内弘達君  |

### 4. 職務のため出席した者

|        |        |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 臼井洋一君  |
| 議会書記   | 小宮山和美君 |

### 5. 開議 午前8時30分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                       |          |
|-----------------------|----------|
| (1) 「あいさつの町さかき」についてほか | 柳沢 収 議員  |
| (2) 熊本地震の教訓ほか         | 塚田 忠 議員  |
| (3) 工業振興についてほか        | 塩野入 猛 議員 |
| (4) 坂城駅周辺の活性化はほか      | 大森 茂彦 議員 |
| (5) シティプロモーションの発信はほか  | 朝倉 国勝 議員 |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（塚田君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、本日から10日までの3日間、カメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（塚田君）** 質問者はお手元に配付したとおり、13名であります。質問時間は答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に5番 柳沢収君の質問を許します。

**5番（柳沢君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回で5回目の一般質問となります。継続した質問が特徴でございますが、町民の皆様にはおおむね大変好評でございまして、質問していただきたいということで参照資料もたくさんいただいております。回を重ねる質問に対しては、ほかに言うことはないのかというご指摘もいただいておりますが、1年間を通して質問しましても、大もとの問題意識を持っていただく実践は道半ばでございます。町を変える、町民の皆様の意識を変えるのは大変でございます。大きく構え、とどまることなく、ここかなという道を半歩ずつ進めていきたいなと思っております。執行部の皆様には、このことを踏まえてご答弁をいただければ町民の思いとしては十分でございますので、よろしくお願いいたします。

さて、今回もまず、あいさつ運動についてお伺いたしますが、あいさつ運動はあいさぽ運動へ発展するのもよいかと判断いたしております。この1年間、町民の皆様とお話を続ける中で、一番多く出てきたお申し出は、息子の嫁さんを紹介してくれねえかいとか、娘の婿さんはどこかにいねえかいというものでした。それは個人の問題でしょうと最初は捉えていたのですが、あいさつ運動もいいが、あいさぽ運動、すなわちお付き合いサポート運動もしてほしいとの運動仲間のご意見もいただきまして、立ち上がることにしました。

ご存じのように、今の時代は結婚について語りかけることがデリケートでございまして、セクハラだとかパワハラだとか言われかねない分野でございます。どうしてこのような微妙な問題を持ってこられるのかと思ったりもしましたが、より深刻に困っておられるのは、言ってこられる人だなど思い返し、あいさつ運動の仲間たちと相談したところ、それはおもしろいという人もおられまして、あいさぽ運動も手がけることになりました。

もとより結婚するしないは個人の自由でございまして、他人が口を出す問題ではございませんが、結婚したい人には手助けをしていってもいいのではないかというご意見がございました。もちろん、あいさつ運動だってよく言わない人もいるのだから、気をつけてやらないと大変だよというご忠告もいただきました。結婚するしないは自由だけれど、結婚したかったから坂城町に行けと言われるような町づくりはいかがでしょう。およそ1.5という合計特殊出生率を1.7に上げるのが町の目標だそうです、およそ2.1にならないと人口維持はできないとのことです。国の目標も希望出生率が1.8で、20年たって2.1にするとのお話ですが、楽しみでございます。

さて、お付き合いサポートの問題につきましては、後で詳しくお尋ねするとして、まずは「あいさつの町さかき」についてお尋ねいたします。大人からのあいさつ運動も、この10日をもって12回目となります。毎月1回、町内三つの小学校に地元の大勢の町民が集まって、登校してきた子供たちに校門付近などで「おはよう」と声をかけるだけのものですが、どこで何をするのかも定まらず始めた運動がもう1年かと感慨深いものがございます。この間に坂城町、町教育委員会、町社会福祉協議会、町公民館、町商工会、さかきテクノセンター様から後援をいただきました。協力団体は6団体、参加実績団体は24団体、参加体験者は延べ486名でございます。参加できなくとも関心を持っておられる方は大勢おられるようで、最近は大きな声で挨拶するようになったとお知らせいただくことが多くなりました。

1年間の中でも特に記憶に残っているのは、坂城中学校美術班の生徒さんたちが、3小学校の児童のために手づくりののぼり旗をつくってくれたことです。6本ののぼり旗は、この運動の宝物、この運動に携わるも者の宝物で、大切にに使わせていただいております。最近町民の意識の高まりを感じることが多くなってまいりました。ご存じのように、「広報さかき」の4月号の学校だよりには、挨拶の飛び交う学校にしたいとの坂城中学校生徒会長の決意が述べ

られておりました。また6月号には、朝の挨拶をはっきりさせて皆を笑顔にしたいと、坂城小学校4年生代表委員の決意が述べられております。

ところが町政を見渡しますと、このような子供たちの思いを受けとめていると感じる部分が少ないのであります。子供も町民でございます。子供たちが強く望んでいるのなら、この辺で「あいさつの町さかき」を再び旗揚げしてもよろしいのではないのでしょうか。昨年の6月の一般質問で述べさせていただきましたように、「あいさつの町さかき」は新しく出てきたテーマではなく、復活されるべきものであります。かつては町の至るところにあったあいさつ看板は、町全域で復活されるべきものであります。

親の許可なしでは児童に声をかけてはいけないという条例が奈良県や大阪府にはあるそうです。子供が、児童が痛がって倒れていても、後々トラブルに巻き込まれないようにと、声をかけないほうがいいよとささやかれる地域もあるのだそうです。坂城町は違う。坂城町の大人は子供に声をかけています。子供が困っていたら声をかけて助けます。この町はそういうところなんです。そのことのお知らせを外から見えられた方にできないものでしょうか。それを知らせるのがあいさつ看板であります。困っている子供がいたら声をかけられる町であり続けることは、坂城町民の悲願でございます。全国を見渡せば、困っている子供に声をかけるにも覚悟がいるという地域があるということは、知識として知っておくことも有益でございます。

そんな全国事情もあるのか、児童や生徒のあいさつ運動は、国で決められた学校のカリキュラムではないらしいのです。昨年も各学校の取り組みをお尋ねしましたが、確認の意味から子供たちのあいさつ運動について、本年度におけるお取り組みの計画と実施状況をお教えいただきたいと思っております。

何だかんだと言われながらも1年間続いた大人からのあいさつ運動にも、賛同していただける自治区が出てまいりました。泉区でございます。小学校ではなく、自治区の通学路に区民が集まって、大人からのあいさつ運動の日に合わせ声かけをしようというものであります。とかく子供の問題は、PTAの中にとどまったり、育成会で終わったりしてしまいがちですが、自治区の皆様がかかわるといのはすばらしい企画でございます。

ところで、子供の数が少なくなったと言われて久しいわけでございますが、どのぐらい少なくなったのでございましょう。坂城小学校が257名、南条小学校が371名、村上小学校が184名とのことですが、自治区ごとの児童数がおわかりでしたら教えていただけませんか。具体的な数字は、具体的な行動へと人を向かわせます。

先ほど泉区が大人からのあいさつ運動の自治区版に取り組んでおられるとのお話をさせていただきましたが、実際に動いてみるといろいろな課題が出てくるようでございます。その中の一つにたすきとのぼり旗の問題がございます。何の支度もせずに通学路に立つのは気合いが入らないとのことでございます。不審者がまねでもするようになったら大変だとのご意見もござ

います。そんなわけで、たすきとのぼりを町からお借りしているようなわけですが、町は県からお借りしているようで窮屈感が抜けません。区の役員さんからは、安いものなのだから、町で買ってもらえないか。そうすれば、あいさつ運動の自治区版が他の地区にも広がりやすいとのご意見が出ております。何とか魅力ある町にしようと町民は必死でございます。この辺の事情をここでお伝えしておきます。

工業の町も、バラの町も魅力がございます。それと同じくらいあいさつの町は人を引きつけます。あいさつ看板も必要であります。あいさつ標語を募集したり、あいさつ名人を探そうよというような企画を起こしたりして、考えれば幾らでもあります。子供たちの挨拶にかける思いにぜひ応えていただきたく、町に切にお願い申し上げます。ご答弁をお願いいたします。

**教育文化課長（宮下君）** あいさつの町さかきについて、イ、児童・生徒のあいさつ運動についてお答えいたします。

坂城町の小・中学校では、「坂城の子どもは坂城で育てる」という言葉を合い言葉として、学校と地域が協力し合って児童・生徒の健全育成に努めていただいているところです。子供たちのあいさつ運動の状況ですが、各学校においては従前からそれぞれの学校の特色を生かした中で、あいさつ運動に取り組んでいるところであります。

坂城中学校では、平成17年に生徒会によって制定された新アタリマエ憲章の中に明るいあいさつが掲げられており、生徒会の有志があいさつ隊を組織し毎週水曜日にあいさつ活動を行っています。このあいさつ隊は、昇降口や校門など、全校生徒が通る場所に立ち、爽やかに一日が始まるようにと願い活動をしております。5月18日、25日のあいさつ隊では、約100名を超える生徒が意欲的に参加したということで、挨拶に取り組む生徒の意識の高さがかがわれます。

南条小学校では、「あいさつ・返事が元気にでき、感謝の言葉・温かい言葉が言える子に」を重点項目として掲げております。児童会のあいさつ歌声委員会は、登校してくる児童に挨拶を行い、代表委員は朝、校舎内を歩き、行き交う全ての児童に挨拶を行い、登校班の班長は、登校時に地域の人に出会った際は、全ての人に挨拶を行うように心がけております。また、昼の放送でも挨拶のよい姿、もっとよくなる姿を紹介することによって、校内全体により挨拶をしようとする雰囲気が高くなり、下級生も上級生のすばらしい姿に憧れをいただくようになっているとのことです。

坂城小学校は、「さ・か・き」の文字どおり、支え合う子、輝く子、鍛える子を目指し、輝く子の目指す姿は爽やかな挨拶ができ、「自分の思いを自分の言葉で語れる子」になるよう指導しているところです。坂城小学校では、各学級が回り番であいさつ隊を結成し、児童が毎朝、児童昇降口前に立ちあいさつ活動を行っています。また、本年度も児童昇降口の壁には、シーズンごとに緑の葉の茂ったあいさつの木、大きな実をつけたあいさつの木、紅葉したあいさつ

の木、雪の結晶をつけたあいさつの木を育てております。実際は模造紙に描かれた大きな木の幹によい挨拶ができた際には、葉や実、雪の結晶などを張りつけていくわけですが、このことによって自分の挨拶の振り返りや、これからも頑張ろうといった気持ちを増進することを目指しております。

村上小学校では、「生きる力を高め自立する子ども」を学校教育目標として掲げ、日常生活であいさつ運動を展開しております。挨拶には心を開く効果がありますので、誰とでも気持ちのよい挨拶ができ、コミュニケーション能力を高めることができるようになることは、キャリア教育の視点からも大切であると考えて取り組んでおります。5月27日付の村上小学校の村上小学校だよりには、校長講話の様子が掲載されていまして、5月の校長講話の際、信号機のない横断歩道でとまってくれた車の運転手に、渡り終えてから振り向いてお礼をした6年生のことを、しっかりと挨拶しようを行動で示してくれた例として紹介し、全校児童が拍手をして称賛したということでもあります。

以上のように、町内の小・中学校のあいさつ運動の状況についてお答えしましたが、児童・生徒が「おはよう」から始まる元気な挨拶から一日が始まる、挨拶の大切さを認識しており、率先して挨拶に取り組んでいるところでございます。

また、坂城高校では、年度当初に生徒会役員が中心となり、校門前で大きな声で挨拶をしながら服装についても声がけを行っているとのこと。坂城高校でも挨拶の重要性が生徒に浸透し、率先して挨拶から行われている状況であります。

続いて、あいさつの町さかきの推進について、順次お答えいたします。挨拶をすることは人とのコミュニケーションをとるためには欠かすことのできないものであり、家庭でも学校でも職場でも地域においても挨拶をすることは当然のことであると考えております。役場においても、窓口に来られるお客様に心のこもった対応ができるように、毎年、全職員を対象に接遇研修を行い、挨拶の重要性について徹底を図っているところであります。

自治区におけるあいさつ運動に支援をというご質問ですが、挨拶はコミュニケーションツールであり、挨拶なしでまちづくり、地域コミュニティーの再構築はできません。自治区においては、地域づくり活動支援事業を活用してあいさつ看板が設置された経緯もありますし、その他の地域においても、あいさつ看板が設置された経過があるということも伺っております。また、本年5月からは泉区で、通学時間帯に通学路で地域の子供たちにあいさつ運動が実施されているということで、通学時の交通安全の面からも大変ありがたいことであると感謝するところであります。

信州あいさつ運動は、無理せず、できる範囲で、できる人が、できる方法で、大人から子供に向けて挨拶を行い、挨拶を通じて地域が子供たちを見守っていることを伝える活動です。各地域で、無理なくできる範囲で取り組みを進めていただければと考えておりますので、現状で

は町から補助等の支援は考えておりませんが、先ほどご質問ございましたように、期間の限定はありますが、のぼり旗の貸し出しなどは可能でありますので、お問い合わせいただければと存じます。

続きまして、自治区ごとの児童数ですが、5月1日現在であります。鼠37人、新地53人、金井74人、入横尾29人、町横尾25人、泉45人、中之条91人、四ツ屋39人、戌久保ゼロ、御所沢17人、田町13人、横町21人、込山25人、立町21人、旭ヶ丘8人、南日名9人、北日名29人、日名沢25人、大宮17人、新町4人、坂端4人、苧屋原11人、網掛44人、上五明41人、上平47人、小網6人、月見43人という状況であります。

あいさつ標語の募集、あいさつ名人を探そうという企画をしたらどうかというご提案であります。町としては現状では具体的に考えてはおりませんが、あいさつ標語については今後、従前よりそれぞれ独自にあいさつ運動に取り組んでいる小・中学校や、青少年を育む町民会議などと検討してまいりたいと考えております。あいさつ名人については、大人のあいさつ運動に取り組みまわっております実行委員会の皆さんにあいさつ名人になっていただき、「あいさつの町さかき」の推進を図っていただければ幸いと考えるところであります。

いずれにしましても、挨拶は元気な町づくりに欠かせない大切な要素でありますので、今後も青少年を育む町民会議などと連携を図る中で、家庭で、学校で、職場で、地域で気持ちのよい挨拶を継続して実施できるよう努めていきたいと考えております。

**5番（柳沢君）** 各地区のこの人数に、一つ一つの地区を報告いただきましてありがとうございます。少なくなっているということは聞いておりましたが、私自身もゼロという地区があったというのは非常に衝撃的な結果でございました。ほかに一桁のところもかなりあるわけでございまして、この少ない子供たちを元気づける、やはり有用性ですね。あなた方、やっぱり地区にとってとても大事な存在なんですよということをお知らせする機会、こういうものはたくさんあった方がいいのではないかと、そんなふうに思います。そういう点で、あいさつ運動はこれからも続けていっていただいでですね、そしてあいさつ名人がその中から輩出されるような形に持って行っていただければと、そんなふうに思っております。

次にですね、さきにも触れましたお付き合いサポート、略してあいサポについてお伺いいたします。出会い、ふれあい、おつき合い、この「あい」ですね。これをとりまして、あいサポと名づけたわけですが、町でも婚活サポートについてはいろいろな取り組みをされておられますが、その現状と今後についてお伺いいたします。これから長きにわたって取り上げるテーマの一つでございますので、現状の共通認識をしっかりと把握しておきたいと思っております。まずは、平成27年度における結婚組数がおわかりになりましたらお教えいただきたいと思っております。

婚活者がかかるといわれる方法は、婚活サイトの利用でございます。わからなければ結構

でございますが、その利用状況をお知らせいただければとお願いいたします。婚活者が取りかかる次なる方法は、婚活パーティーの利用でございます。ここからは地方自治体もかかわれる分野がございますが、その取り組み内容をお教え願いたいと思います。そして、最後に行き着くところと言われております結婚相談所のことですが、この点についてもお教え願います。また、町独自の取り組みとして「スポこん」なるものがあるようですが、その実施状況もお教えいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

**福祉健康課長（大井君）** お付き合いサポートについてのご質問について、ご答弁させていただきます。

こちらにつきましては、町が行っております婚活支援ということで順次お答えをさせていただきます。まず、平成27年度坂城町で婚姻を受け付けた件数につきましては58件といった状況でございます。続いて、婚活サイトの利用状況につきましては、町といたしまして婚活サイトの運営を行っておりませんので、利用状況については把握できませんが、インターネットでの申し込みのできる婚活支援を行うサイトが多数ございますので、利用されている方もおられるかと思えます。

続いて、お付き合いサポートの現状についてのご質問ですが、町の婚活支援といたしましては、町社会福祉協議会に対し一定の補助を行う中で、結婚相談所の開設や千曲市社会福祉協議会と連携をした婚活イベント等の事業を行っております。その中で実施しております婚活パーティーといたしまして、昨年度は4回イベントを開催いたしました。男性90名、女性84名の延べ174名の方が参加をされました。イベントではグループゲームや自己紹介、一人一人と話すお話タイムなどを行う中で気になる方を探していただき、その後フリータイムで自由に会話をし、最後に投票し成立したカップルを発表しております。昨年度実施した4回のイベントでは25組のカップルが成立し、一昨年度のイベントに参加された方も含まれますが、昨年度は3組の方がイベントをきっかけとしてご成婚をされました。

続きまして、結婚相談所につきましては、現在、男性19名、女性5名の合計24名が登録されております。月に1回、結婚専門相談コーディネーターが、結婚を希望されるご本人や、その親御さんからの新規登録に係る相談や、お見合い相談などに応じております。

次に、スポーツd e婚活「スポこん」につきましては、気軽に楽しめるスポーツを通じて交流をすることで、新たな出会いの機会を創出するイベントで、平成26年度から町のスポーツ推進委員の皆さんが主体となって実施をしております。本年3月5日に実施されましたスポこんでは、男性14名、女性16名の合計30名の方に参加をいただき、ワンバウンドふらばーるバレーという軽スポーツと、立食パーティーを楽しみながら交流を深め、最終的に1組のカップルが成立いたしました。今後につきましては、今年も引き続きパーティー等、出会いの機会を設けていくほか、6月25日には…。失礼しました。以上でございます。

**5番（柳沢君）** 今、スポこんのところでとまっちゃったような気がするんですけど、スポこんの内容をもう一度教えていただきます。今後の予定と。

**福祉健康課長（大井君）** スポこんについて答弁申し上げます。スポーツ de 婚活「スポこん」につきましては、気軽に楽しめるスポーツを通じて交流することで、新たな出会いの機会を創出するイベントとして、26年度から町のスポーツ推進委員の皆さんが主体となって実施をしてまいりました。今年の3月5日に実施されたスポこんでは、男性が14名、女性が16名の合計30名の方に参加をしていただいて、軽スポーツと立食パーティーを楽しみながら交流を深めて1組のカップルが成立したという状況でございます。

**5番（柳沢君）** 今スポこんについてですね、3月ということですので27年度と捉えてよろしいですか、3月ということであれば。今後のことということで、28年度のご計画をお聞きしたいという質問内容になっているかと思うんですけども、そこら辺についてはもし未定であればそれで結構でございます。

**福祉健康課長（大井君）** ただいま申し上げました件数につきましては、27年度のものでございます。また28年度につきましては、今後スポーツ推進委員さんをご検討いただきますので、まだ未定という状況でございます。

**5番（柳沢君）** スポこんにつきましてね、今年はまだ未定ということでございますけれども、非常にいい取り組みかなというふうに思っておりますし、ご参加された人数を見ますとですね、若い人たちも期待しているかなというふうに思います。ぜひ今年もですね、実施される方向でお願いしたいなと思います。今回が初めての一般質問でございましたので、現状認識と問題把握にとどめさせていただきましたが、避けては通れない問題かなと思っております。町民の皆様のご要望を集めるとともに、今後どのような行動が起こせるのか、また町にお願いできるのかというところを見きわめていく所存でございます。

では、次に最後の質問に移らせていただきます。寄り添う町政としまして、若者交流会についてお尋ねいたします。さきのお付き合いサポートにつながるかもしれませんが、交際したいが声をかけられないというのは、現在の若者であっても抱えている問題と悩みであるというアンケート結果もございます。坂城町があいさつの町と外から見られている方には認知されていると思いますけれども、お互いに声をかけやすくなるのではないかと思います。若者がですね、このような交際したいが声がかけられないという悩みを持っておられるならば、その悩みの解決を手伝うのが、寄り添う町政かなと思います。その意味からしまして、若者交流会は素晴らしい取り組みだと思っております。

そこでお尋ねいたします。若者交流会の意義はどの辺にございますでしょうか。また、若者交流会のほかに、町内企業の従業員間の交流にはどのようなものがございましてでしょうか。そして、若者交流会は今後どのようなものになっていくのでしょうか。若者の交流という点では、

坂城どんどんへの町内企業の参加が少なくなっているような気がするのですが、いかがでしょうか。

以上4点について、ご答弁を求めます。

**町長（山村君）** ただいまご質問いただきました、寄り添う町政、若者交流会についてお答え申し上げます。

今年初めて実施いたしましたけれども、柳沢議員からも評価していただいたということでありがたく思っております。内容を申し上げますが、坂城町では、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、町や企業、働く方々が元気であること、町外への人口の流出を抑制して、新たな流入を図ることなどを目指して、移住・定住促進事業に取り組んでおります。

人口増、移住・定住対策の一つとして、町内の事業所に勤めておられる若者たちに、いかに坂城町に住んでいただくか、これも大きな課題であります。そこで、企業や事業所の垣根を越えた仲間づくりをする中で坂城のよさを再発見していただき、坂城を好きになっていただくことを目的に、5月21日土曜日に、坂城町若者交流会を文化センター体育館及びシンフォニックヤードで開催いたしました。今回は11事業所、55名の若者の参加をいただき、軽スポーツで汗を流した後、バーベキューパーティーで交流を深めていただきました。また、若者子育て世代支援策のパンフレットを配布し、参加した皆さんに坂城のよさをPRいたしました。参加者の皆様からは、努めている企業の枠を越えて親睦を深めることができた大変好評でありました。町といたしましても一定の効果があったものと考えておりますし、期待もしております。

若者交流会の今後についてでございますが、坂城町がより元気になり企業が活性化するために、若者に移住・定住を働きかけていくことは大変有効であると考えております。そこで、今回補正予算に計上させていただいておりますが、テクノハート坂城協同組合に事業委託をして、あと2回ほどの交流会を開催したいと考えております。

次に、若者交流会のほかに、町内企業の従業員間の交流にはどんなものがあるかということでもありますけれども、町内企業の間での交流にはテクノさかき工業団地組合が、テクノさかき駅前では毎年開催しております団地まつりなどがあります。勤労者総合センターにて開催しております講座の中にも、多くの若者が参加しております。また、坂城どんどんへの町内企業への参加についてでございますが、これまでも町内企業含めて広く参加を呼びかけてきております。踊り流しにつきましては土曜日の夜間ということもあり、町内企業の参加は少ない状況でありますけれども、今年は坂城どんどん40回目という節目でもありますので、お祭りを盛り上げるということのためにも、引き続き広く参加を呼びかけてまいりたいと考えております。

坂城どんどん、来年が40回であります。失礼いたしました。

**5番（柳沢君）** ただいま町長から若者交流会及び、それに関連する質問につきまして丁寧なご

答弁をいただき、また希望のあるご答弁をいただきました。本当に団地まつりも、私毎年出させていただいておりますし、すばらしい取り組みだなというふうに思っておりますし、そこへこの若者交流会と、こういうものが加わったということで、本当にこれからの坂城町、元気になれるんじゃないかなというふうに思います。

駅をおりますとですね、この町内に勤めておられる方がおりてくるわけですが、見ておりますと声を交わす、挨拶するということが余り見られないような気がいたします。若者交流会を通じて今度顔がわかってくるとですね、「おっ、この前会った君か。」ということになってくるんじゃないかなというふうに思います。この交流会をですね、余りに婚活とかそういうものに加えてしまうとですね、また腰が引けてしまうというようなご意見も聞いております。したがって、そこから外れたですね、直接関係のないというところでも私はいいのではないかと思います。やはり、まずは知り合う、ふれあう、こういうところですね。ここがあって初めてまた進んでいく問題ではないかなと、そのように思うわけでございます。

この若者が交流する場をつくるというのは、寄り添う町を標榜する町政の立場としましてはですね、町が取り組むべき大きな柱ではないかと思います。そんなわけで、いろいろな方法がほかにも考えられるのではないかと思います。町の成人式がございしますが、その後、なかなか同年代が会って言葉を交わしたり、いろいろな話をするということがないということも聞かれております。町が主体となるのか、また成人式をされた方たちが主体となるのかわかりませんが、5年ごと、成人式の翌年から5年ごとに学年会を開催するというようなことがあるとですね、またこの若者の交流と、悩みを聞き合う、こういう喜びを分かち合う交流、こういうようなものができていくのではないかなと思います。さらに進みまして婚活カフェ、こういうものも考えられると思います。どういうものかと言いますと、喫茶店で特定の日を定め、その日に女性は無料、男性は幾らかコーヒー代をいただいて、そして会話を交わす、挨拶をする、こういうようなものを設ける。こういうことも考えられるのではないかなと思います。しかし、考えているだけでは先に進んだ試しがございませぬ。行動に移さなければなりません。

議員をさせていただいて1年がたちますが、坂城町、大人からのあいさつ運動実行委員会という機動性に富んだ仲間と組織に出会うことができました。あいさつ運動の仲間と組織があるじゃないですか、これを有効に使って、あいさつもやっていったらいいじゃないですかというようなご意見もいただきました。あいさつ運動の仲間には、今までに27組ものカップルを結婚させたというすごい方もおられます。あいさつをこれからのテーマにしようかと思っておりますと、「あなたのおばあさんすごかったに」と言われました。祖母は、まるで縁組の神様のような人でありました。金は天下の回りものと言って、貧乏を苦にすることもございませぬでした。非正規社員が多くなったと言われる現代にいたら、1人ぶちは食えなくても2人ぶちは食えると言ってどんどん縁談をまとめていってしまうかもしれません。この慣用句は落語に多く

出てくるものですが、1人ぶちは食えないが2人ぶちは食えるという、この言葉を現在の若者は案外知りません。そこで、あいさつ運動の仲間に相談しました。すると、その中にいた数学の大先生が教えていただきました。それは、1足す1は3だということだと。なるほど、義務教育では教わらないわけでございます。楽観的に考えることも大切かもしれません。

あいさつの研究をしていて気がついたことがございます。高収入の相手を望む人も、ご自分の収入が上がってくると高収入の相手を望まなくなりますが、そのころになりますと対象がいなくなってしまうのです。自分が頑張れば何とかなる、そういう問題と相手がある話とは分けたほうがいいのかもかもしれません。結婚にはお金がかかるという人にお尋ねしたいと思います。3人も4人も兄弟がいたという時代が少し前にありましたが、今より豊かな時代であったのでしょうか。年収が2千万円も3千万円もあった時代でしょうか。

未婚者の9割弱が結婚を望んでおられるとのアンケート結果がございます。これを坂城町に当てはめた正確な数字はわかりませんが、かなりの数になるのではないのでしょうか。望まれておられる方、全員をサポートしたい、これが町のとるべき思いであります。結婚をしたいなら坂城町に行って教わってきな、でもあの町には結婚したい人が一人もいなくなっているけどねと言われるようになりたいものです。以上で質問を終わります。

**議長（塚田君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時23分～再開 午前 9時33分）

**議長（塚田君）** 再開いたします。

次に、13番 塚田忠君の質問を許します。

**13番（塚田君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。質問前に、今日は坂城高校の3年生の皆さんが町議会を傍聴されることを歓迎いたします。公職選挙法の改正に伴い、18歳まで選挙権年齢が引き下げとなります。今日の傍聴を機会に、政治に関心を持つ学生さんが増加することを期待いたします。

それでは、質問に入ります。

#### 1. 熊本地震の教訓

熊本県では、4月14日と16日の二度にわたる震度7の強い地震に見舞われ、震源が浅いため大変な被害をもたらしました。被災され亡くなられた方のご冥福を心よりお祈りいたしますとともに、被災された皆様方に心よりお見舞い申し上げます。

平成25年2月に、千曲市議会議員研修会で、千曲市羽尾出身の信大名誉教授理学博士、塚原弘昭先生の講演をお聞きしました。演題は「糸静活断層が大地震を発生したとき、千曲市・坂城町が受ける震災」であり、その先生の図書、「長野県の地震入門」を政務活動費で購入し拝読しました。

その中で、地震大国日本において、坂城町の近くに国内最も長い今回の中央構造線活断層帯

が、熊本から東へ大分に向かって走り、四国、愛知の豊橋、長野県の大鹿村、諏訪盆地に入り大きく曲がって佐久、群馬、茨城に向かっています。その中央構造活断層帯を、諏訪で十文字に横切る糸魚川静岡構造線活断層帯があり、県内には7カ所の大きな活断層帯があります。特に木曾、伊那地方に多く、坂城近くでは長野盆地西縁活断層帯があります。幸い坂城・上田地域に大きな活断層はありませんが、昭和40年から5年間ほど松代群発地震があり不安な日々が続きました。塚原先生の話では、松代地震は活断層活動ではなくマグマ活動により発生したものと推測しています。

5年前の東日本大震災のときには、ちょうど3月議会の委員会開催中でありました。余り大きな揺れで外に避難を考えているやさき、副町長がこの程度の地震なら庁舎は大丈夫だから外に出ないようにということで、地震もおさまりました。今回の熊本地震では、5市町の庁舎が損壊で使用できないため、機能を分散移転して業務を行っていると報じられております。特に宇土市では市役所本庁舎が倒壊のおそれがあるということで、庁舎内に入れなくなっているようです。

#### イ. 町の重要書類の管理方法

坂城町庁舎は耐震性があるということですが、震源地が遠いとはいえ、庁舎機能を失うような災害が起こらないとは限りません。万が一そのようなところに保管されている書類及び記録媒体が持ち出せないときには、どのような対応をするかお聞きいたします。例えば、建設課の土地台帳や公図は、同じものが法務局に保管されていますが、住民環境課の住民台帳等のデータは庁舎外で保管されているかお聞きいたします。

#### ロ. 指定避難所の最大人員は

熊本地震で5月25日現在の被災された方は、死者49名、行方不明者1人、関連死者20人、けがをされた方が1,700人、損壊家屋が10万1,747棟、避難者数8万人と報じています。被災地の救援対策本部は、指定された避難所にいる人の安否はわかりませんが、倒壊危険家屋に生活することができず、親戚、知人等のところに避難した人たちの居住場所等、連絡・安否確認がとれず困難をきわめていると聞いております。避難場所に指定された場所に収容し切れなかったり、愛犬家等の閉めだしがあったり、また避難場所を明確にできず他へ移動したのは、役場機能が失われたため、このような事態が発生したと考えられます。

坂城町では、熊本地震のような大地震は考えにくいのですが、万が一に備えて準備する必要があると感じます。当町におきましても各地区に避難所が指定されておりますが、ほとんど屋外であります。町民の最大何%の住民が収容できるか。各地区ごとに計画書があるようでしたらお聞きいたします。

坂城町地域防災計画第2章第11節、避難収容活動計画を再度確認をしましたが、訓練のときは指定された避難所以外には避難できないようになっています。有事の際は、収容し切れな

い場合もあり、本人の体調等もあり、避難所に入りたくない人もあると思いますので、避難先を届けさせる制度が必要だと思います。また、避難訓練の際も、同様な訓練が必要だと思います。

以上、1回目の質問を終わります。お答えをいただきたいと思います。

**町長（山村君）** ただいま塚田忠議員さんから熊本地震の教訓で、イとして町の重要書類の管理方法、それから指定避難所の最大収容人員は等、ご質問いただきました。順次お答え申し上げます。

まず初めにですね、さきの熊本地震におきまして亡くなられた方、ご家族の皆様、被災された皆様に改めて心からご冥福とお見舞いを申し上げますところであります。

さて、今、塚田議員からご質問のありました、まずイ、町の重要書類の管理方法についてお答えいたします。まず一般的な書類につきましては、年度ごとにまとめ、3階にございます大書庫において、それぞれの保存年限の間保管し、保存年限が切れたものから順次廃棄しております。住民の皆様が社会生活を営んでいく上で、また町が行政を行っていく上で最も重要な書類として、戸籍簿と住民基本台帳があります。それぞれ正本と副本がございますが、どちらも現在はデータ化され、正本については町で、副本については法務局等の施設にて管理、保管を行っているところであります。

これまでの状況で申し上げますと、例えば平成23年3月11日の東日本大震災による津波被害によりまして、宮城県、あるいは岩手県内の4市町の戸籍、正本データが滅失いたしました。保存されていた戸籍副本データで戸籍を再生できたというところであります。これまで、戸籍副本データは地理的距離が近い当該市区町村を管轄する法務局に保存されているところから、法務省は東日本大震災を受け、大規模かつ広域の災害等が発生することを想定した上で、市区町村の戸籍正本データと管轄法務局の保管・管理する戸籍副本データの同時滅失を防止するために、国内2カ所に戸籍副本データ管理センターを設置し、平成25年から稼働しております。戸籍副本データ管理センターの詳細場所については、高度な個人情報等が存在し、情報セキュリティの観点から非公開となっておりますが、北海道圏域と関西圏域に設置されており、当町の戸籍副本データは関西圏域に保管、管理がされております。

また、町で管理している住民基本台帳データ、所得や資産などにかかわる課税データにつきましても、戸籍データと同様に災害等に備え、耐震構造の施設にて管理、保管しているところであります。戸籍データ、住民基本台帳データ及び課税データ等は、データが滅失してしまうと住民の皆様方の社会生活に多大な影響が出るため、戸籍副本データは業務終了後、移動分データを戸籍副本データ管理センターへ送信し、住民基本台帳データ及び課税データにつきましては、移動入力後即時更新され常に最新のデータとなっており、万が一のときには迅速なデータ復旧ができるよう災害等に備えているというところでございます。

続きまして、ロの指定避難所の最大収容人員はについてのご質問の中の、指定避難所に町民

の最大何%が収容できるかについてお答えいたします。町地域防災計画には、大地震や大規模災害発生直後の屋外避難場所として、各区の公民館前や施設の駐車場等を指定しております。まずは、各地区の避難場所に避難し、人員の確認後、中核避難所に指定されている各小学校等に避難していただきます。

避難所の受け入れ可能人数につきましては、地区ごとの計画書等はありませんが、避難所における1人当たりの占有面積につきましては、震災当初は1人当たり2m<sup>2</sup>、災害が長引き避難所生活を余儀なくされる場合には1人当たり3m<sup>2</sup>という目安が県から示されております。町地域防災計画にあります中核避難所10カ所の延べ床面積は、1万4,473m<sup>2</sup>で、町文化センター体育館につきましては、災害時の物資輸送拠点としての位置づけもございますので、災害の状況によっては多少の増減はありますが、1人当たりの占有面積で割り返しますと、震災当初の避難所受け入れ可能者数は約7,200名で、町民の約45%、避難所生活が長引く場合の受け入れ可能数は約4,800名で、町民の約30%という数値になるところでございます。

次に、避難先の届出義務づけをとという話がありました。避難所は避難者に対してオープンに開設されるものであり、災害時には自分にとって身近で安全に移動ができる避難所に速やかに避難していただくことが大変重要であると考えております。実際に大規模な災害が発生した際には、町民の方が仕事先等で被災し、他市町村の避難所に避難することや、町の指定避難所には町外の方も含め、不特定多数の方が避難していることも当然想定されるものでございます。

したがいまして、ご自分の避難所を事前に届け出ていただいてもですね、実際にはほかの避難所に避難するというのもございます。昨今の国内の災害時の避難状況を見ましても、避難者をご自分の地区町村以外の避難所に避難されていたり、車中、車の中やテントに一時避難している場合もございますので、避難者の安否確認につきましては、各自主防災会や各市町村、関係機関との連携を密にして、速やかに進められるよう連携連絡体制につきまして検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

また、町民の皆さんにおかれましても、災害時に備え、携帯電話会社の災害用伝言板等を使った家族間での安否確認の方法などについて、日ごろから確認していただきたいと存じております。

**13番（塚田君）** 丁寧に説明していただきました。住民のほとんどはこのようなことを知らないと思いますが、今日これを機に心配がなくなるかと思えます。

それでは2番目に入ります。

## 2. ラジオ難聴電波について

町議会では今年5月12日から3日間、町内9地区で、「これからの坂城町を語る会」と題し議会報告会を行いました。参加された住民の皆さんから出されたご意見の中から質問させて

いただきます。

イ．電波塔増設要望の結果は

古い話ですが、平成23年9月議会で一般質問を行いました。その後の対応について、再質問をさせていただきます。東日本大震災後、電気、固定電話、携帯電話はほとんど使えなくなり、ラジオが唯一の情報源だったとお聞きしております。坂城町では国道18号線沿いの鼠地区から苧屋原までが電波が弱く、カーラジオが聞き取れないという話が住民の方から出ておりました。当時NHK長野放送局に電話で相談したところ、承知はしておりますと。出力を上げると、他地区に影響が出るので現在検討中であり、最終的には東京の電波を取り入れるかもしれないとの返事でした。

当時担当の町づくり推進室のお答えは、本来それぞれの放送局が独自に改善を図ることが原則ですので、総務省や町でも電波塔の増設など放送事業者に要望をするとともに、受信する人もアンテナ調整をお願いしたいとのご答弁をいただきました。あれから5年近くたった現在でも、住民の中からこのような要望が出るということは、いまだに変わっていないということです。電波塔の増設を要望した結果をお聞きいたします。

現在は、高速道路のトンネルでもAM、FMがカーラジオで受信できる時代になりました。見通しもよくできる町内が難聴電波の改善ができないとは考えられません。もし難しいようでしたら、今年度計画中の防災行政無線では電波塔の建設すると思いますが、その町の電波塔を放送事業者を利用していただき、AM電波の増幅、発信はできないかお尋ねいたします。以上、2回目の質問を終わります。

**企画政策課長（柳澤君）** ラジオ難聴電波につきまして、イ．電波塔増設要望の結果はについて答弁申し上げます。

ラジオ放送につきましては、生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報を取得できる放送媒体となっているところでございます。ラジオの電波は直進するという特性上、山間部ではどうしても電波が届きにくく、放送も聴取しにくくなる状況が生ずるところでございます。坂城町は周りを千m級の山に囲まれており、特に地形的に山に入り込んでいる地域は、より電波が入りにくくなるため聞こえにくくなることは否定できないところでございます。

こうした状況から、前回ご質問をいただいてから、町では民間の放送事業者に電波塔の増設も含め、難聴の解消についての相談を行ってきました。結論といたしましては、費用対効果について課題があること、新たに増設する場合は土地の確保が必要であることから、設備投資も含め増設については難しいという回答でございました。

電波につきましては、総務省により基幹放送局の電界強度というものが定められておまして、長野県内におきましては、長野市など8市が2 mV以上、伊那市など6市が1 mV以上、

その他の地域が0.25mV以上という基準となっております。具体的には地図上に電波を発信する基地局を中心に電界強度が三重の楕円形のようなエリアで示されておりまして、2mVの範囲は基地局に一番近いエリアで囲まれ、その外側に1mVのエリア、さらにその外側に0.25mVのエリアが囲まれている状況でございます。坂城町につきましては、NHK放送、SBC放送、いずれも長野市などと同等の2mV以上の一番内側のエリアに含まれており、電界強度では他の0.25mV以上の地域よりは条件がよいと考えられ、こういったことから放送事業所側からは厳しい回答になっているのではないかと存じます。

聞こえづらさを改善する工夫といたしましては、アンテナの調整といったことが挙げられます。また、別の手法といたしまして、ラジオ放送につきましてはインターネットが接続できる環境であれば、ご自宅のパソコンでラジオ放送を聞くことが可能であり、また、スマートフォンをお持ちの方であれば、携帯電話の電波が届く範囲であれば、ラジオアプリケーションによりラジオ放送を聞くことができる状況でございます。これらの活用も一つの方法と考えられます。

また、ラジオ放送が聞きにくいということで、万一の際の災害時の情報をどう伝えるかということにつきましては、現在は有線放送電話施設を利用した屋外スピーカーと、各家庭の宅内スピーカーから、そして緊急速報メール、登録型配信メールなどで二重、三重に情報をお届けできる体制を整えております。なお、登録型配信メールにつきましては、利用者が登録して初めて機能するところがございますので、これまでもPRをしてきているところでございますが、今後も引き続き登録をお願いをしてみたいと存じます。

また、今後導入を計画しております同報系デジタル防災行政無線設備では、屋外拡声子局の性能の向上及び設置数の検討や、全戸配布を予定しております個別受信器により行政情報や災害情報をお知らせすることを予定しております。なお、地形的に電波の届きにくい地域には、再送信子局の検討、あるいはアンテナを設置し、確実に受信できるように計画を進めている状況でございます。

続きまして、口の町の施設で増幅できないかについて申し上げます。今後導入を計画しております同報系デジタル防災行政無線でございますけれども、無線通信となりますことから、導入に当たりまして、総務省信越総合通信局より電波の免許許可手続が必要となります。防災行政無線でありますから、行政情報及び防災情報の放送のみの運用に制限されまして、ラジオ番組を放送することはできない予定でございます。また、防災行政無線設備を利用いたしまして、ラジオ放送電波を増幅するといった部分につきましては、技術的に困難な状況でございます。

**13番(塚田君)** お答えいただきましたが、私はラジオのことをお聞きしているのでありまして、交渉したけれど費用対効果がないなんていうことはNHKの言う言葉かどうかちょっと疑いたくなりますが、今回の質問の趣旨は、坂城町民向けではなくて、道路にいてもカーラジオ

が聞けるようなことで、何とか増幅してもらえないかということで質問に立っているわけなんです。カーラジオの中でアンテナ直すわけにもいかないし、パソコンやスマートフォンでよく聞こえるなんて言われても車では持ち合わせないわけなんです。何とか電波の増幅する施設をつくっていただきたいというか、要望していただきたいと立っているわけなんです。

防災行政無線には併設は難しいというお言葉ですが、町内には民間の携帯電話の電波塔が何カ所かありますがね、その電波塔の一部を放送業者が施設を借りて増幅発信できないか要望してもらおうということかな。電波的に、私は素人でわからないのですが、そういうことは無理なんでしょうか、今のところへ周波数が違うようなものを併設するということは。再度お願いいたします。

**企画政策課長（柳澤君）** 難聴の解消につきましては、やはり本来それぞれの放送局が独自に改善をしていただくことが、やはり原則だと思われまして。なおラジオにつきましては、やっぱり電波の性質上、先ほどちょっと触れたんですけども、直進するというような状況の中で建物の構造によりまして受信しやすい、受信しにくいという部分が出てまいります。また、家電製品によっても影響を受けるというようなところで、受け手側にもやっぱり必要になってくるとい部分でございます。

そしてご質問のありました、民間の事業者の電波塔を活用できないかという部分でございますが、ラジオ事業者に問い合わせをしたところでございますけれども、電波塔の増設というような状況でございますけれども、アース線を地面にはわせることが必要なことで、かなり広大な土地が必要となるような状況でございます。こういったことで通信事業者の電波塔では、併設するには土地が足りないというような状況でございますので、電波塔を共同で使用していくということは、現実的には困難だというお話を聞いたところでございます。

**13番（塚田君）** 現実的には困難だということですが、検討を重ねていただきたいと思っております。次に行きます。

### 3. 都市公園について

先ほどの議会報告会で参加者の方から出たご意見であります。坂城高校近くに金比羅山に木製遊具はあるが、人けもないし遊具を利用しているところを見たことがない、景色のいいところなので、ツツジなどを植栽して多くの人に見てもらいたいという意見をいただきました。坂城町にはこんびらミニパーク、びんぐしの里公園、吉野健康広場、ふれあいパーク、シンフォニックヤード、わんぱく広場、さかき千曲川バラ公園の7カ所の都市公園があります。先ほどの坂城高校近くの金比羅山とは、こんびらミニパーク都市公園のことです。十二、三年前の町育樹祭のときにツツジを植えた記憶があります。その後、県の補助をいただいて木製遊具を設置してあります。利用者が少ないということは非常に残念です。

イ. 公園整備、修繕の内容は

坂城町第5次長期総合計画を見させていただきました。維持管理の推進、都市公園7カ所の老朽化については、長寿命化計画に基づき計画的に整備、修繕をし、公園の長寿命化を図りますと記載されています。また、遊具についても安全基準に対応した修繕工事を実施し、安全を確保するために必要な点検と適切な維持管理に努めますと記載してありますが、新5カ年計画で整備、修繕を計画されている公園がありましたらお聞きいたします。

ロ. 利用者の少ない公園の今後は

利用者の少ない公園につきましては、今後利用者を増やすような対策をとる計画があるようでしたらお聞きいたします。特に吉野健康広場、シンフォニックヤード、こんぴらパークについてお伺いします。もし利用者を増やす方法が見つからない場合は、利用目的を変更できないか、また都市公園廃止はできないか、まずはお伺いいたします。以上。

**建設課長（宮嶋君）** 都市公園について、イ. 公園整備、修繕の内容はについてお答えいたします。

都市公園は都市公園法に定められており、一般的には地方公共団体、または国が設置する公園・緑地とその公園施設を都市公園としております。町内の都市公園は、坂城町都市公園条例に定められたびんぐしの里公園、吉野健康広場、こんぴらミニパーク、ふれあいパーク、シンフォニックヤード、わんぱく広場、さかき千曲川バラ公園の7カ所が設置されております。びんぐしの里公園は、びんぐし湯さん館の下に所在し、大型ローラー滑り台や野外ステージ、すぱーく坂城やテニスコートなどを備えた総合公園となっております。吉野健康広場は南条の新地団地の北東に設置され、アスレチックなどの遊具を備えてあります。御所沢の金比羅山には遊歩道を兼ね備えたこんぴらミニパークが、中之条の文化センターグラウンドの北側にふれあいパーク、武道館の西側にはシンフォニックヤード、武道館の南側にわんぱく広場を設置しております。また、さかき千曲川バラ公園は平成13年に、大望橋の東側の河川区域を利用し設置いたしましたところでございます。

びんぐしの里公園を初め、7カ所の公園の老朽化につきましては、平成26年度から国道交通省の創設した公園長寿命化計画の策定を行い、公園長寿命化へのチャレンジSAKAKIとして計画的に整備・修繕を行っているところでございます。昨年度はびんぐしの里公園の野外ステージを改修し、町植樹祭や子どもフェスティバルでご利用していただいたところでございます。今年度は引き続き、びんぐしの里公園の野外ステージの屋根及びバックヤードのトイレ改修等を実施する予定でございます。

都市公園は、子供からお年寄りまでの幅広い年齢層の方々の自然とのふれあい、レクリエーション活動、健康運動等の活動の拠点であり、地域の歴史や自然といった資源を活用した観光振興の拠点などにも活用されておりますので、平成29年度以降も長寿命化計画に基づき、安全を確保するために必要な点検を行い、計画的に整備・修繕を実施し、公園の長寿命化を図っ

てまいりたいと考えております。

続きまして、口の利用者の少ない公園の今後についてはでございますが、利用者の少ない公園ということで挙げられました吉野健康広場、シンフォニックヤード、こんぴらミニパークは、それぞれの環境や地域性を考慮して設置された公園であります。

吉野健康広場には木製のアスレチック遊具が設置され、のり面には芝生を植え、春には桜の花がきれいに咲く公園として親しまれ、南条小学校では小学校1年生の遠足で、4年生は花見を通じて環境学習で公園を利用しています。また、町内の保育園では園外保育や遠足などで、公園ののり面の芝生の上をそり遊びをしたり遊具などを利用し楽しんでおります。

シンフォニックヤードでは一面芝生が生え野外ステージを設置し、音楽も楽しむことができるように整備した公園であります。シダレザクラもきれいに咲く公園であることから、団体、グループの皆さんやご家族で花見や食事会をして楽しまれたり、福祉施設等利用者の皆様が花見や散歩コースの一つとして広く利用していただいております。

こんぴらミニパークは、坂城小学校の1年生の遠足や、坂城保育園の散歩や遠足などで数多く利用されている公園で、多くの遊具、あずまやや遊歩道などが設置され、木々の芽吹き、紅葉や鳥のさえずりが楽しめる自然豊かな環境となっております。

利用者が少ないということでございますが、都市公園の廃止、利用目的を変更するのではなく、それぞれの公園の個性を生かしながら環境を整え、広く周知し多くの皆様に楽しんでいただけるような公園となるよう努めてまいりたいと考えております。

**13番(塚田君)** お答えをいただきました。こんなに子供たちが利用しているということがわからずに質問しちゃったのですが、それにしても利用者が少ないと思うのですが、先ほど申し上げたとおり、びんぐしではいろいろなフェスティバルをやったり、バラ公園ではばら祭りをやったりしているのですが、先ほど最後に言った3カ所についても、そのような何かテーマを決めて人集めというか、にぎやかになるような方法は考えてはいなかったということでしょうか。もし、そのような予定があるようだったらお聞きしたいのですが。

**建設課長(宮嶋君)** 子供からお年寄りまでの幅広い年齢層の方々に大勢に集まっていただけるよう、また計画をしながら何かよいアイデアがありましたら、そんなことも考えながら、またとにかく一番は安全で安心して親しまれる公園になるということが一番ですので、そこに心を置きながら、そういったこともまた考えていきたいというように考えておりますので、よろしくをお願いします。

**13番(塚田君)** 一般的に公募して、あの場所、こんぴらの場合なんかね、植栽して花見のできるようなツツジを植えたんだから、もっと手をかけてでも人が集まるような公園にしていたきたいと思います。

大分時間ありますけれど、以上で質問を終わります。

議長（塚田君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時14分～再開 午前10時26分）

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、2番 塩野入猛君の質問を許します。

2番（塩野入君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をいたします。

#### 1. 工業振興について

このたび、坂城町第5次長期総合計画後期基本計画が28年度から向こう5カ年を目標にスタートしました。工業について後期基本計画では、新たな分野を開拓する工業振興として前期計画を踏襲はしていますが、新たに創業支援と新技術開発の支援が盛り込まれました。創業支援、新技術開発の支援のいずれにも公益財団法人さかきテクノセンターと連携がうたわれ、創業支援にはB. Iプラザの充実も盛り込まれました。先月5月の16日に、議会総務産業常任委員会の閉会中の調査では、新しいものづくりに向けたDIY工房テックショップジャパンの視察研修もいたしてまいりました。そこでこれから工業振興について伺います。

#### イ. 創業支援

本町には、しなの鉄道坂城駅隣に新規創業を希望する、あるいは創業して間もない企業、もしくは個人への支援、または既存企業の新分野への進出に係る研究開発等を支援するため、創業支援施設B. Iプラザさかきが設置されています。このB. Iプラザの現在の利用状況はどんなでしょうか。B. Iプラザが設置されて15年がたとうとしています、ここから創業、あるいは発展した企業や個人はどれくらいになるのでしょうか。また、施設の管理は併設されている文化財センター事務を兼ねた窓口対応などがされていましたが、どんな管理がなされているのでしょうか。

次に、さかきテクノセンターには3Dプリンターや、三次元測定機を初めとする先端マシンがそろっています。先月には新しい真円度測定機が設置されていました。利用状況はどんなでしょうか。どのように成果が上がっているのでしょうか、お尋ねします。

#### ロ. 基盤の構築

新技術、新製品を生み出したりつくり出すにはアイデアを形にすることが基本です。それにはイノベーションを起こす具体的な基盤の構築が必要です。後期基本計画には、具体的にはB. Iプラザの充実が盛り込まれましたので、B. Iプラザを調べました。研究室のエリアは当然立ち入り禁止ですが、研究室からホワイエを通り、埋蔵文化財展示室の脇にある通路の先に試作作業をしているらしき場所があるにはありますが、そこには文化財関係の備品が置かれたり、絵画が立てかけられたり、およそ似つかぬ場所であります。文化財センターが併設されていること自体が違和感を覚えます。B. Iプラザにふさわしい環境整備が必要と思いますが、

いかがでしょうか、お聞きをします。

基盤の構築のもう一つの要素はソフト関連の導入です。研究室があります、工作、試作する場がありますといったハードの支援だけではイノベーションは起こりません。そこには発想、アイデアを生み出せる場や、課題や問題をあぶり出せる雰囲気を導き出しやすい空間づくりが大切です。視察をしたテックショップジャパンには落書きができる大きな黒板のあるワークスペースがあり、コーヒーを飲みながら自由にアイデアが出せる環境が整っています。砕けて言えば、居酒屋で一杯飲みながらの雰囲気を醸し出せるような場の提供があってもいいと思います。創業支援、技術開発のソフト面についてはどのようにお考えでしょうか。

ハ．新分野の開拓に向けて

後期基本計画に掲げてある新分野の開拓への支援は非常に重要ですが、大手企業と競ってもそれは大変なことであります。やはり坂城町らしいイノベーションの方向を持つことが大切です。その一つは、ニッチ部門を狙う方法の支援であります。テックショップCEOマーク・ハッチ氏は、通常15万ドルから20万ドルもするロボット、海底版ドローンを1,500ドルの価格でつくり上げた。つくった人は能力も経験もなくやっつけのけたと言っています。カヤックが大好きだけれど、部屋が狭くて保管できない、そんな悩みを持つ建築家が、折り紙をヒントに畳めるカヤックをつくり、現在は世界各国で販売中であります。こうした町工場で製品開発をする研究を基軸に置いた、大手企業が手を出しにくい分野、いわゆるニッチ部門の支援についていかがお考えでしょうか。

二つ目は、都会にない緑豊かな自然環境に注目した方向からの支援であります。インターネットの発達で、自然環境の中で伸び伸びとした発想ができるインターネットで地域格差を逆手に取った支援であります。移住したい県で長野県はトップになりました。本町の空家バンク、空き家対策も充実してまいりました。その空き家にクリエイティブな人々が集まり、研究開発が行われ、坂城の企業とのコミュニティーが生まれ、目指す方向に進んでいくことも期待ができます。空き家対策との一石二鳥にもなりますが、どうお考えでしょうか。

三つ目は企業で働く皆さん、あるいはお母さん方でも、誰でもが個人やグループなどのレベルで、新分野へのものづくりの領域へ踏み込める施設・設備を含めた環境を支える方向からの支援であります。B.Iプラザは利用者の範囲が定められ限られています。この町で働いたり生活している誰もが、自由に自分でつくれるものづくりの町に向かう支援を進めていただきたいが、お考えをお尋ねをいたします。

**町長（山村君）** ただいま、塩野入議員さんから1. 工業振興についてで伊からハマまでご質問いただきました。私はハ新分野の開拓に向けてという観点からご答弁申し上げます。

今いろいろお話がありましたように、坂城町の工業は機械・金属加工中心に多種多様な技術を持つ起業が集積し、独自の技術と工夫により発展してまいりました。これまで町ではさかき

テクノセンター、あるいはテクノハート坂城協同組合、町商工会と連携してさまざまな支援を行ってまいりました。そのほか、コトづくりイノベーション補助金制度によりまして、企業の新製品開発などを支援しております。

今年度につきましては、テクノセンターの真円度測定機を新型に更新するほか、町制度資金の貸付利率の引き下げや、既存の貸付金の借りかえを可能とする条例改正を本議会に上程したところであります。また、坂城WAZAパワーアップ事業の一環として、知的財産権を取得し審査会において坂城町の産業の発展に寄与することが認められた企業や人に対し、知的財産権取得にかかわる表彰を行い、坂城町で培われた高度な機能・技術を継承するとともに、新たな新技術の創出を推進していきたいと考えております。また、さかきテクノセンターではこの4月から、長野県から塩入良章氏を新センター長として迎えました。坂城の工業、企業のことを大変よくご存じですので、工業の発展のためにお力を発揮していただけるものと考えております。

最初に、ご質問のニッチ部門の支援についてどう考えるかでございますが、ニッチ部門や隙間産業とは特定のニーズに基づく規模の小さい市場等のことであり、大手企業が手を出しにくい分野でも部門でもあります。意思決定が迅速にできて小回りのきく中小企業の方が進出しやすいと言われており、坂城町の企業のように技術力の高い企業にとっては将来性の高い、とても重要な部門であると考えております。町では、これまでもそのようなニッチ部門への進出を目指す企業に対してはテクノセンターを初めとする関係機関とともに、新技術・新商品開発、販路開拓を目的とする展示会への出展等を支援してまいったところであります。

また次に、インターネットによる地域格差を逆手に取った支援についてでございますが、現在首都圏などの本社や事業所と、地方の事業者などをインターネットで結び、地方にしながら首都圏と会議を行うことができ、研究開発を行うことが可能な社会が実現しております。当町におきましても同様の環境にあると考えておりますので、自然に恵まれた坂城の特徴を生かした日常生活を送りながらビジネスを行う場所として、町内の空き家の利用をPRしながら移住・定住を希望する方の掘り起こしにも努めてまいりたいと考えております。なお、空家バンクに登録された物件を対象に、今年度から家財道具などの片づけやリフォーム工事にかかった費用の一部を補助する制度を始めましたので、PRに努めてまいりたいと考えております。

また、個人やグループレベルで、誰もが新分野のものづくりに踏み込める環境の整備に向けた支援の考えはとのご質問でございますが、そのような環境が身近にあるということは、ものづくりを進める上で大変重要なことと考えております。しかしながら、テクノセンターには加工や製造を行う工作機械は、最新ではありますが、3Dプリンターのようなものであります。テクノセンターに今お話のありました、例えばテックジャパンのような機能を求めるというのは現状ではちょっと難しいかなというふうに考えておりますけれども、ちょうどテクノセン

ターに3Dプリンターを入れる時期に、アメリカでテックショップを始めたマーク・ハッチ氏と会談をする機会がありまして、坂城町で今度3Dプリンターを入れるということで、それはすごいねと言われたんですけど、そのときに私が申し上げたのは、坂城町は3Dプリンターを入れるけれども、町全体がテックショップなんだと。それでいろいろな工場とか工作機械がいっぱいあるから、何とかそれをうまく使えることができないかと、町全体がテックショップだと言ったら、それは関心をしておりましてけれど、それは考え方によっていろいろこれからも可能性があるかなというふうに思っております。

また、さかきテクノセンターでは、昨年度から事業のあり方について検討する見直し検討委員会というのを立ち上げていただいております。今後の方向性や起業支援のあり方についても研究しておりますので、今申し上げたことも含めまして、町としてこの研究、あるいは開発に対して、どのような支援ができるかということと一緒に考えていきたいというふうに考えております。

**産業振興課長（山崎君）** イ．創業支援と、ロ．基盤の構築についてお答え申し上げます。

最初にイ．創業支援についてでございますが、B．Iプラザさかきの現在の利用状況と、ここから操業や発展した個人・企業はどれくらいになるかのご質問でございますが、B．Iプラザさかきは、平成14年より創業し、現在11の研究室に対して8室の入居がございます。創業当時から現在までB．Iプラザには計25社が入居をいたしました。その中で、ほぼ経営が軌道に乗り、いわゆる卒業といった形態になって独立した企業が5社であり、そのうち3社が町内で操業をしております。また、大学との共同で研究開発を行ったケースもあり、独立には至らないものの一定の研究成果をもって退去しているケースもございます。

B．Iプラザの管理状況でございますが、施設面の管理を町が行い、入居者等への技術支援はさかきテクノセンターが中心となって行っております。

テクノセンターの試験機器の成果につきましては、テクノセンターには16種類の試験計測機器が設置されており、昨年度の利用状況は企業の利用、テクノセンターへの測定委託、貸し出しを合わせまして248件となっております。また、試験測定機器については、企業の利用のために測定技術を習得する取扱実技講習会も行っておりまして、昨年度は11回、延べ13日間開催し、約60名の参加がありました。試験測定機器は必要なものではあるものの、生産のための機械に比べて使用頻度が少なく、かつ高価であるため、中小企業では自社で購入するまでに至らないことも多いと聞いております。そのような機器をテクノセンターに設置し、企業の皆さんがいつでも使える状況にございますので、企業からは大変好評であり、町としましても企業の一定の支援につながっているものと考えております。

次に、ロの基盤の構築のB．Iプラザにふさわしい環境整備が必要ではないかについてでございますが、現在のB．Iプラザはご質問のとおり、文化財センターが併設されております。

B. Iプラザの今後のあり方につきましては、坂城駅前という好立地でもございますので、今後の工業振興のあり方も含め研究してまいりたいと考えております。

創業支援、技術開発のソフト面についてのご質問でございますが、入居者が一つのテーブルを囲んで交流することができるスペースや、コーヒー等を飲みながらアイデアを出したり、意見を交換したりできる環境も必要であると考えられます。現状では、B. Iプラザにはそのような機能はないため、例えばテクノセンターの交流サロンの利用をいただければと思います。

**2番（塩野入君）** まずB. Iプラザの開館時間ですが、これは原則午前8時半から午後5時までと、こういうことで休館日は土日、そして休日及び年末年始と、こんなふうになっております。創業支援施設がこういうサラリーマンの勤務時間や休日対応と同じ仕組みでは、いささか方向が違うのではないかというふうに思います。会社へ勤めにいくという枠組みを取り払った管理をしていくことへの方向転換が必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。ちなみに、視察したテックショップでは朝は10時と少し遅いですが、夜は午後11時まで、休日は主に年末年始やビルの休館日などは休みますが不定休と、こういうことであります。

次に、後期基本計画に盛り込まれた創業支援と技術開発の支援のいずれにも、公益財団法人さかきテクノセンターと連携云々というふううたわれています。テクノセンターには、新規創業や新分野への進出に必要な技術等の支援、新商品の開発・技術研究に必要なアドバイス等の支援をする人材と、そして先端マシンがそろっています。B. Iプラザの研究開発室で構想を練って、そしてテクノセンターで必要なアドバイスを受けながら、こうした先端マシンを使い、作業や工作をして、そして試作を繰り返しながら製品化するという、その一連の環境整備は整っているわけでありまして。

しかし、そのB. Iプラザは坂城駅、そしてテクノセンターはテクノさかき駅ということで、距離があり過ぎるわけでありまして。せっかくのアイデアもこの移動時間の中で構想が薄れてしまったり、モチベーションが下がったりでは困ります。構想の場と工作の場は近接していることが肝心であります。今のB. Iプラザは、文化財センターとして充実させ、B. Iプラザを移動させて、テクノセンターと併設するようなことが望ましいと思っておりますが、ご所見をお伺いをいたします。

**産業振興課長（山崎君）** 再質問にお答え申し上げます。B. Iプラザの開館時間につきましては、ご質問のとおり、原則として8時半から午後5時まで、休館日は土日、祝日等となっております。しかしながら、入居者の皆様にはそれぞれ入居する研究開発室の鍵に加えまして、建物玄関の鍵も貸し出してございます。ですので、入居者の皆さんにつきましては、開館時間及び休館日にとらわれることなく、いつでも建物や研究開発室に入り、研究開発等ができる環境としてございます。ですので、今後もこの運用によってまいりたいと考えております。

次に、今のB. Iプラザは文化財センターとして充実させ、B. Iプラザの機能はテクノセ

ンターと併設させたらどうかとのご質問でございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、B. I プラザの今後のあり方につきましては、今後の工業振興や企業支援のあり方も含めまして、テクノセンターとともに十分研究してまいりたいと考えております。

**2番（塩野入君）** ここに来てA I（人工知能）の分野が急激に進化しています。チェスから将棋、そして追い越すことは当面無理だろうと見られていた囲碁界までもが、人との勝負に勝ってしまうA Iの進化は目覚ましい勢いであります。本町では、新たに創業支援や新技術開発支援を加えた新たな分野を開拓する工業振興の推進に向けて、後期基本計画がスタートしました。工業振興を図る上で重要なのは、技術革新、起業家精神、そして創造力の三つの力を押し上げることです。こうした三つの力に、今まで培ってきたこの町の特性を生かしながら、坂城町の工業振興が一層進むように願い、次の質問に移ります。

## 2. 震災対策について

熊本県を中心に発生した今回の熊本地震は、甚大な被害をもたらし、いまだに続く余震で益城町初め被災地の不安はおさまりません。一日も早い収束と、被災地の復旧・復興を祈るばかりであります。今回の地震は、地震空白地で起こったこと、震度7が2回記録されたほか、強力な揺れが何回も起こり長期化しているという、従来の地震パターンと異なる特徴が見られることであります。もう一つの特徴は、この地震は日本最大の断層帯である中央構造線が起こした地震で、その中央構造線は長野県から伸びて紀伊半島を横切り、四国をかすめ鹿児島までの千kmに及ぶ大断層であります。そこでこれから震災対策について順次質問をいたします。

### イ. 震災対策の現状

長野県では善光寺地震、松代群発地震や、最近では栄村を中心とした長野県北部地震などの大きな地震が発生し、これからも糸魚川静岡構造線や信濃川・伊那谷断層帯などからの被害が甚大になる地震も想定されています。こうした中で、公共もしくは公共的な建物の耐震状況はどこまで進んでいるのでしょうか。町では、例えば庁舎などの人の集まる公共、公共的な建物・施設での地震対策の訓練はなされているのでしょうか。地震が主因だったり、地震が主な原因だったり、地震をきっかけに老朽化したインフラが損壊した事故も生じています。地震は確実に起こるとは言えませんが、老朽化は確実に起きてまいります。老朽化に対応することが地震発生の被害を大幅に減らせる方法になります。長寿命化計画などとあわせて、どのような取り組みをしているのでしょうか、お聞きします。

一方で、災害発生時に住民の自主的な防災活動が、町や防災関係機関の活動と並んで必要です。自主防災組織は27団体100%で、その育成に努めるとありますが、どんな育成活動がなされているのでしょうか、お尋ねします。

### ロ. 震災対応の充実

町には坂城町地域防災計画があります。この地域防災計画には、東日本大震災を受け、震災

対策編が大きく盛り込まれました。地震には内陸性直下型と海洋性プレート境界型がありますが、今の計画は東海地震に関する事前対策活動が盛り込まれるなど、海洋性プレート境界型地震に重きを置いた計画と思われます。熊本地震のような内陸性直下型で本震が後から起きたと推測され、強力な揺れが何回も起こり、長期化している地震への対策を強化した計画の見直しが必要と考えますが、どのようにお考えでしょうか。

地震対策編は、予防、応急対策、復旧、それに東海地震に関する事前対策活動で組み立てられ、その中身は地震に強いまちづくり、物資の供給、支援活動、建造物等の復旧といった目に見える対策です。今回の長期化する地震から、子供たち初め震災でショックを受けた心のケアの対策などが浮かび上がってきました。こうした精神面からの対策・対応の一層の強化を図っていく必要があると思いますが、どのようにお考えかお聞きをします。

#### ハ．広域連携対策

地震は、市町村の枠を超えて発生するものですから、地震被害の広域的な取り組みが重要です。計画には広域相互応援活動が示されていますが、風水害対策編を引用したもので、もっと力を入れた取り組みをしなければならないと思います。広域対策の強化が必要と思いますが、お考えをお聞きいたします。

また、計画の応援要請には、北信ブロックの長野県消防相互応援協定、そして長野ブロックでの長野県市町村災害時相互応援協定があり、いずれも長野市が代表を務めています。どんな内容で、どのような仕組みになっていますか、お聞きします。

次に、県と県内77市町村が4月から運用を始めた県防災情報システムの初訓練を実施したと報道されました。訓練は災害情報共有システムLアラートを通じてなされたようですが、このLアラートなるものがどんなシステムで、初訓練の実施内容はどんなことをしたのかお聞きします。また、従来の情報システムとの違いや利点などをお聞きするとともに、これからの活用や訓練の進め方などもあわせてお聞きをいたします。

**企画政策課長（柳澤君）** 震災対策についてのうち、イ．震災対策の現状についてお答えいたします。

住宅・建築物の耐震化につきましては、昭和56年6月の建築基準法の改正により、新築の建築物について、震度6強の地震に耐えられる性能が義務づけられており、法改正前に建てられた建築物については耐震診断や耐震化工事が求められています。

公共施設につきましては、不特定多数の利用者が見込まれるほか、地震災害の発生時には災害対策の活動拠点や、避難所として機能することが求められていることから、その施設の重要度、保有している耐震性能等を考慮し、計画的に耐震改修を進めてきたところでございます。当町での公共、もしくは公共的建物の耐震状況ですが、役場庁舎、坂城中学校、図書館、びんぐし湯さん館などは、昭和56年の改正建築基準法以降の建物ですので、耐震性は保たれてお

ります。

耐震基準を満たしていない公共施設のうち、緊急度も高く町の中核避難所に指定されている南条、坂城、村上の各小学校につきましては、改築及び耐震化の工事を進め、平成27年度までに校舎、そして体育館とも完了しているところでございます。このほかの公共施設につきましても、順次耐震化工事を進めていく必要がございますが、今年度におきまして、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うため、公共施設等総合管理計画を策定してまいりますので、その中で施設の利用需要やあり方を検討し、優先順位により計画的に耐震化工事を進めてまいりたいと考えております。

次に、公共施設等における地震対応の訓練につきましては、役場、保健センターにおいて地震による火災を想定した避難・誘導等の訓練を毎年実施しており、平成25年には千曲坂城消防組合、JX日鉱日石エネルギー北信油槽所、長野石油輸送との合同による訓練も実施いたしました。また、町内各小・中学校や各保育園におきましても、子供たちの避難訓練を毎年実施しております。今後も合同訓練などさまざまな想定の中で、公共施設等における継続的な避難・誘導等の訓練を実施してまいりたいと考えております。

次に、老朽化したインフラ施設への対応でございますが、道路、橋梁につきましては、道路ストック総点検や橋梁長寿命化修繕計画を策定する中で、経年劣化や損傷の激しい施設について、損傷度合いや重要度、交通量等を勘案し、施工順位をつけて計画的に修繕を行い、施設の長寿命化を図っているところでございます。道路や橋梁、上水道、下水道等のインフラ施設は、住民生活に欠かせないものであり、それらの被災は復旧・復興にも大きく影響いたしますので、今後も国や県等と連携して、施設の老朽化対策など長寿命化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

**住民環境課長（金子君）** イの震災対策の現状についてのご質問の中の自主防災会組織の育成についてお答えをいたします。

町では各自主防災会の活動状況や地域の問題点を把握し、地域防災力の向上を図ることを目的とした、自主防災会活動等に関するアンケート調査を実施したところでございます。アンケート結果につきましては、今年2月の区長会において公表し、各自主防災会の活動内容等をご確認いただく中で、地域の実情に合わせた効率的な防災活動の実施をお願いし、町や消防署も積極的な支援をしてまいりたいとお話を申し上げたところでございます。

また、地域防災の主体となる人材育成も重要であることから、県と日本防火・防災協会が開催する長野県自主防災組織リーダー研修会への参加を募り、昨年2名の自主防災会長さんにご参加をいただいたところでございます。ほかにも県が各地域に出向いて防災講座や避難所運営の体験講座を行う出前講座についてご案内し、区民の皆様には防災の基礎知識を身につけていただき、地域での防災活動に役立てていただいているところでございます。町では、自主防災活

動に対して引き続き全面的なバックアップを行い、自主防災会の育成に努めてまいりたいと考えております。

次にロ．震災対策の充実についてのご質問の中の、地域防災計画の見直しはについてお答えいたします。坂城町地域防災計画における被害想定の基本となる考え方は、長野県に被害を及ぼす地震として県外、あるいは隣接地域で起こる内陸地震と東海沖で起きるプレート境界型地震を想定しております。

さて、国内では従来の想定をはるかに超える甚大かつ広域的な被害が発生しております。町地域防災計画につきましては、このような巨大地震や年々複雑、多様化する災害に対応できるように、定期的な見直しが必要であると認識しているところでございます。また、県においては、防災計画の基礎資料となる地震対策基礎調査から十数年が経過しているため、新たに第3次長野県地震想定調査を行ったところでございます。町としましては、今後熊本地震の検討を踏まえた国の中央防災会議の審議や、県が行った地震想定調査等を基礎資料として、町地域防災計画の修正箇所を各関係課において検討し、国や県、警察、消防、学識経験者で構成される町防災会議において審議し、見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、ハ．広域連携対策についてのご質問の中の、地震被害時の広域相互応援計画に基づく広域対策の強化についてお答えいたします。近年、大規模地震が頻発し、甚大かつ広域的な被害が発生しており、災害時の広域的な連携は必要不可欠なものとなっております。町としましては、今後より広域連携を強化し、災害時において町単独では十分な災害対応ができない場合には、応援協定に基づき速やかに応援体制を整えたいと考えているところでございます。

次に、長野県消防相互応援協定及び長野県市町村災害時相互応援協定の内容と仕組みでございますが、まず長野県消防相互応援協定につきましては、県内の消防本部を置く市町村区域内で災害が発生した場合に、市や一部組合の消防機関が相互応援をするもので、仕組みといたしましては、県内の消防機関を四つの区域に分けており、千曲坂城消防組合は北信地域に属しております。

次に、長野県市町村災害時相互応援協定でございますが、県内の市町村において災害が発生し市町村単独での災害対応ができない場合に、市町村間で応援を行うものでございます。応援の主な内容は、食料、飲料水、医薬品、被災者救出に必要な資機材等の供給や人員の派遣となっております。仕組みは県内を10ブロックに分けており、坂城町は長野ブロックに属しております。

次に、長野県防災情報システムの訓練内容及び災害情報共有システムLアラートに関するご質問でございますが、4月に運用が開始された長野県防災情報システムは、災害時において各市町村や消防機関が地域の災害情報をこのシステムに送信することにより各地域の災害情報が収集・集約され、県はその情報を県ホームページなどで県民に情報発信することができるもの

でございます。

次に、Lアラートとは国の災害情報共有システムの通称であり、ローカルのLと緊急警報を意味するアラートを組み合わせた造語でございます。Lアラートシステムの流れでございますが、例えば各市町村等が避難勧告等の災害情報を県防災情報システムにより送信すると、県は情報を収集・集約し、国が管理するメインサーバーに送信をいたします。この流れは各都道府県共通となっております。全国から送信された災害情報は、テレビやラジオ、携帯電話など、各メディアに国から一斉配信されますので、住民はそれらの情報をテレビやラジオ、携帯電話、ポータルサイト等を通じて、災害情報を効率的に入手することができるものでございます。

次に、県防災情報システムを使った訓練につきましては、災害対策本部の設置、避難勧告の発令、避難所の開設、避難勧告の解除、災害対策本部の廃止までの一連の情報を県防災情報システムに送信を行い、町の災害情報が支障なく国のLアラートのメインサーバーに届いていることが確認されたところでございます。

次に、従来の情報システムとの違いや利点、今後の活用、訓練の進め方でございますが、まず、従来の情報システムは公共情報コモンズという名称でございましたが、新たな発展モデルに進化することを踏まえ、国民にわかりやすい名称という観点からLアラートというふうに改名がされたところでございますので、基本的にシステムの違い等はないものでございます。

Lアラートの活用につきましては、避難勧告等の災害情報を速やかに発信し、地域住民がその情報をいち早く入手できるように今後活用してまいりたいと考えております。Lアラートの訓練につきましては、県を中心に定期的に行われる予定でございますので、この訓練に参加し情報が速やかに国のメインサーバーまで届けられているかを確認してまいりたいと存じます。

**福祉健康課長（大井君）** ロの災害対策の充実についての心のケアについて、お答え申し上げます。

大規模災害などが発生し、避難所生活が強いられる状況となった際、避難されている方々などへの心のケアにつきましては、現在も避難が続いております熊本地震を初め、東日本大震災や阪神・淡路大震災の際にも大変重要な課題であったことは、ご案内のとおりでございます。

避難所へ避難された方々は、避難する原因となった災害等で既に大きなストレスを抱えた状態になっており、避難所での生活が長期化すればするほど、被災前とかけ離れた住環境などが、さらにストレスとして加わることとなります。また、災害発生時など、さまざまなストレスによる心の変調につきましては、けがなどと異なり発見しづらい場合もあるため、できるだけ早期から心的外傷後ストレス障害、いわゆるPTSDを初め、さまざまなストレス障害などへの対応も必要であると考えております。

このような状況で、町において避難所を開設するような災害などが発生した場合、初期の混乱をできるだけ短くし、非難された方々のプライバシーを保てる空間の確保に努めることや、

長期化することで生じるさまざまな要望などに、できるだけ応えるといった住環境の整備を段階的に進める中で避難所の運営を行い、少しでも被災された方々のストレスを和らげられるような対応を行うことが大切であると考えております。

また、当町の場合、町内小・中学校が中核避難所に指定されております。小・中学校に避難所が開設された場合、学校の全職員が緊急登校し、避難所開設や運営などの協力をさせていただくこととなっております。日ごろ一緒に学校生活を送っている先生方が被災後も身近にいることは、特に子供たちにとって大きな心の支えとなり、学校医やスクールカウンセラーとも連携しながら心のケアを行っていくことが大切であると考えております。

また、大規模災害の場合、現在熊本地震でも活動しております公的な災害派遣医療チームや、被災者の精神疾患発生の予防などを行う災害派遣精神医療チーム、また県が設置しております心のケアチーム、さらには災害救助活動を行うNPOなどのボランティア団体などの協力を得る中で、子供たちを初め被災者の方々の支援を行ってまいりたいと考えております。

**2番（塩野入君）** これからの震災対策に、今回の熊本地震の教訓を生かした対策を進めなければなりません。震度7の地震が続いて発生し、被害を拡大させました。新耐震基準の住宅被害も発生しています。最初の揺れで住民が適切に避難していれば命は守られていたはずですが。また、災害関連死の疑いの死者も相当数に上がっています。余震やペット連れを理由に長期間にわたり車中泊する人が続出し、エコノミークラス症候群の発生も相次ぎました。何よりも大事なことは命を守ることです。住民の生命にかかわる対策をどのように進めていくのでしょうか。

命の次には避難所の運営や住まいの確保であります。避難所生活では、授乳やトイレなど女性に配慮した運営が浮かび上がっていました。水がないのに緊急物資としてカップ麺が山積みされた事例もあります。長引く避難生活でゆっくり眠れない、プライバシーがない、洗濯ができない、自由に入浴ができないなどのつらさが募り、自宅の再建や新たな住まいの確保が最大の課題となっておりますが、建物の被害を証明する罹災証明の発行が進まない現実であります。こうした避難所の運営や住まいの確保対策についてお尋ねをします。また、昨日の信濃毎日新聞の一面にも載っていましたが仮設住宅を整備するための候補地の事前準備は、本町ではなされているようですが、その状況をお聞きをいたします。

政府は、大規模災害などの発生時に行政機能を維持する業務継続計画BCPの策定を促しています。人手不足などを理由に策定がおくれる市町村の負担を減らす狙いで、内閣府が簡略化した策定の手引きも作成したそうです。本町では業務継続計画BCPの策定はどんな状況でしょうか、お聞きをいたします。

**福祉健康課長（大井君）** 住民の生命にかかわる対策として、災害関連死対策と避難所運営についてお答えを申し上げます。

災害関連死に関する対策といたしましては、エコノミークラス症候群に対して、医師や看護

師、保健師などが巡回し注意を呼びかけ、体調が悪くなっていないのか確認や足の運動やマッサージを促すような取り組みを、また、ストレス対策といたしましては、避難されている方の話を避難所等で聞いていただく傾聴ボランティア等の確保について検討してまいりたいと考えております。

また、避難所運営において今回の熊本地震では、授乳室や更衣室、トイレなどの女性に対する配慮や支援物資の配分など、多くの課題が指摘されております。町といたしましては、今年の8月の防災訓練において避難所開設訓練も実施いたしますが、今回の熊本地震の課題を踏まえ今後の訓練内容等も検討してまいりたいと考えております。

**建設課長（宮嶋君）** 再質問の住まいの確保対策についてお答えいたします。坂城町地域防災計画の中で仮設住宅等の確保につきましては、災害によって住みかを失い、または破損等のために居住することができなくなった者に対して、公営住宅の活用及び応急仮設住宅の建設により、被災者の住宅確保を行うとされております。町といたしましては、県と連携して応急仮設住宅の建設を行うため、避難所等の整合性を図りながら建設候補地を選定しているところでございます。また、仮設住宅のほかにも現在空き家となっている公営住宅の活用を図るとともに、災害の状況に応じてみなし仮設住宅の活用や、災害救助法が適用となるような災害によっては、県と協力して応急仮設住宅の建設を行うことにより、被災者の住宅の確保を行って行きたいと考えております。

続きまして、仮設住宅の候補地の事前準備の状況についてでございますが、町では県と協力して応急仮設住宅の建設を行うことになった際は、建設候補地といたしまして比較的広く平坦な公共用地等に建設することを想定して、坂城中学校、南条・坂城・村上小学校や坂城高等学校の校庭、また南条・坂城・村上保育園の園庭など、町内の文教施設等を候補地として考えておるところでございます。

**総務課長（青木君）** 災害時業務継続計画についてお答えいたします。

災害時業務継続計画は、大災害が発生した場合、人・物・情報等を利用できる資源に制約がある状況においても、優先的に実施すべき業務を特定し、業務の執行体制等をあらかじめ定める計画であります。行政が被災するような大災害時にも、適切かつ迅速に非常時の優先業務を遂行するための計画で、非常時優先業務の対応手順を明確化し、優先される業務に必要な資源を確保し、災害発生直後の混乱や行政が機能不全に陥ることを防ぎ、早期に多くの業務を行うことで住民ニーズに応えるものとしています。

特に、非常時に優先される業務については、開始・再開すべき業務を整理し、時系列的に定めることとしています。本計画は町防災計画の補完的な計画でもあり、防災計画の中に盛り込めるかどうかも含めて今後検討してまいりたいと考えております。

**2番（塩野入君）** 網掛区の自主防災会では、昨年11月8日の日曜日に、長野県政出前講座

を招請し危機管理防災課職員による、「地域の防災力をアップしよう」の講座が開かれました。私も参加させていただきましたが、私が注目したのはゲーム形式の防災教育教材を使ったクロスロードの体験です。クロスロードとは、英語で重大な分かれ道の意味で、災害時には多くのジレンマを伴う重大な決断を迫られる場面を想定して、その対応を考える訓練方法です。時間がないので余り詳細は説明できませんが、それによってそれぞれの判断がおのおの違います。その判断の違いがどう動くのか、後で皆さんでそれを持ち寄ってその結果を検討する。必ずしも正解があるわけではないという形の中の教材でありました。こういう教材を用いているいろいろありますと、こうした学習が震災対策を初め防災への意識を高めます。

震災対策で重要な一つは、自主防災組織の育成強化です。組織を構成する地域住民の震災を含めた防災意識の高まりが、自主防災組織の育成強化へと向かいます。大規模地震が発生した場合には、坂城町災害対策本部と自主防災組織が連携して立ち向かう、力強い震災対策の充実に期待して、これにて私の一般質問を終わります。

**議長（塚田君）** ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

(休憩 午前11時20分～再開 午後1時00分)

**議長（塚田君）** 再開いたします。

次に、12番 大森茂彦君の質問を許します。

**12番（大森君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. 坂城駅周辺の活性化は

この4月、坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。この総合戦略は、町人口ビジョンに掲げた人口の将来展望、人口減少、少子高齢化を抑制しながら2040年に人口1万3千人、2060年において1万2千人の維持を目指す、このことを目指して、その実現のために今後5年間の基本目標と具体的な事業を示しています。総合戦略の全体像については、さきの議会で大いに議論されております。私はその総合戦略の中でも、特に坂城町の魅力を引き出すため、坂城駅周辺の観光資源の掘り起こしや、町施設間の連携及び施策を提起するため、順次質問してまいります。

イ. 北国街道を活かした施策は

北国街道まち並み保存活用事業というものが策定されております。本町の歴史や文化を感じさせる旧北国街道のまち並みを保存するとともに、その魅力を有効活用することを目的として、古民家等の保存及び店舗リノベーションさせていくこと、このように示しておりますが、北国街道のシンボルは一体何なのか、お尋ねいたします。

次に、街道を保存すると、このようにも明記しておりますが、この保存はどのように保存される、保存すべきものは何なのかお尋ねいたします。次に、特に北国街道の当時の面影が現存

している大門町の古民家の空き家について、町はどのようなことをお考えになっているかお尋ねいたします。

ロ. 各施設の取り組みは

169系車両の活用についてとありますが、これまでどおりいろんなイベントに利用されていくのか、それとも何か固定したものに利用するのか、例えば喫茶店にするとか、あるいは町の図書館の坂城駅分室のような施設にしていくのか、この辺を固定して使うのか、それについての町のお考えをお尋ねいたします。

次に、ファンクラブについてですが、現状はどのようになっているのか。ここへも町外からも結構いらっしゃるかと思いますが、ファンクラブの現状と今後についてお尋ねいたします。

次に、鉄道をキーワードにした企画をぜひ考えていただけないかということですが、これまでの利活用は車両そのものの中とその周辺の利用でありました。私は、鉄道をキーワードにした企画は考えられないのか、このことをお尋ねいたします。

次に、鉄の展示館でございます。鉄の展示館は昨年エヴァンゲリオン展を開催し、過去最高の入館者がありました。総合戦略の6万人目標にも、この過去最高の人数を設定しております。今年度はほぼ企画は決まったと思いますので、今後、来年度以降の4年間で二度目のこのような企画はあるのかどうか、この目標はどうクリアされるかも気になりなところでもあります。しかし、鉄の展示館は当町においては、人間国宝故宮入行平刀匠を顕彰する非常に重要な施設であります。また、まちづくりに欠かせない施設でもあります。そこで質問であります。友の会の会員数はどう推移しているのでしょうか。また、いろいろな企画展示の場合に刀剣講座などがありますが、そのほかのときの刀剣講座なども開催などは考えていらっしゃるのでしょうか。

次に、名称の変更をぜひということの質問ですが、人間国宝故宮入行平刀匠を検証する建物ということ。名称は中身をあらわすものでなくては意味がありません。やはり、このような名称変更をぜひお考え願いたいというふうに提案いたします。

次に、中心市街地コミュニティセンターが鉄の展示館の横にあります。私どもいろいろな事業、集会等を行うときに、会場を中心市街地コミュニティセンターというふうに長く書きますが、一体これはどこにあるかという、まだまだ町民の皆さんの中に理解されず、浸透されていません。そして、私たちは鉄の展示館の横というふうな説明を必ず加えなきゃいけない。非常にこれは難しいといえますか、何かばかげた話じゃないかということはありません。そういう点です。今、鉄の展示館と言っていますので、例えば鉄のホールとか、あるいは鐵之華という刀匠の書もありますので、これをとって鉄という名前をつけてもいいのではないかと、これは特別こだわりませんが、そういう愛称的なものを何かできないか提案したいと思います。

次に、坂木宿ふるさと歴史館についてですが、ここでの大きなイベントは、これまで古雛ま

つりを開催して年間3,700人ほどの方の入館者があります。これは鉄の展示館とリンクしているということもありますけれども、やはりここの入館者をどのように増やしていくのか、そして村上義清や、あるいはこのふるさと歴史館の存在をもっと皆さんに知っていただく、こういう点でどのように増やしていくのか質問いたします。また、地域交流の拠点ということもうたっていますが、やはりもっといろいろな活用はできないのか、1階の畳の間や庭などの活用などお考えになっているのでしょうか。

次に、文化財センターについてです。特にここは青木下遺跡がきちっと展示されていますけれども、なかなかこれがクローズアップされていない。また、私も町のホームページの文化財センターの紹介を見ましたけれども、青木下遺跡の展示写真が掲載されているだけで、この内容について全く説明文も何もありません。これでは何もならないのではないのでしょうか。やはり、もっとこういう過去の遺産をやっぱりきちっと宣伝していく、そして町民に知っていただく、こういう取り組みが必要だと考えますが、これについてどうお考えでしょうか。

また、住民から寄せられた民俗資料とか、あるいは生活資料等、これらについてですね、結構集まっていると思うんですが、これについて展示はどのようにされるのか。これについては、歴史館の長屋門に一部、生活様式風に展示はされておりますが、まだあれはただほんの一部で、いろいろなものがあると思います。私は時々文化財センターへ行ったときに、寄附されたものを掃除したりきれいに洗ったり整備されていると、本当にもっとこんなにあるのになぜまだ展示されないのかということ非常に気にかかるところです。やはり、これをいつどのように公開展示する計画があるのか、お尋ねをいたします。

#### ハ．国道18号線沿いに施設の案内看板を

これは以前にも質問しております。今回の総合戦略にも、町外から訪れる方を町内の観光・文化施設、文化財等に円滑に案内、誘導できるよう案内サインの設置や文化財の解説板を整備すると、このように明記されております。実施計画には今年度50万円、29年度が100万円、30年度が100万円、このような予算が一応考えられておりますけれども、果たしてこれで、今のこういう誘導するだけのものができるかどうか非常に疑問であります。やはり、国道にきちっとした施設の案内看板をつくるよう求めたいと思います。また、坂城への案内看板を初めですね、各施設の案内看板を、やはり主要道であるところにきちっと設置していくということで、6万人をどう実現させるかという一つの根拠をつくっていただきたいというふうに思うわけですが、以上、坂城駅周辺の活性化について、1回目の質問といたします。

**建設課長（宮嶋君）** 坂城駅周辺の活性化は、イ．旧北国街道を活かした施策はについてお答えいたします。

旧北国街道のシンボルはということでございますが、旧北国街道はご存じのとおり、江戸時代の主要な街道であり、当町には幕府公認の坂木宿、松代藩私宿の鼠宿が置かれ、坂城神社、

四ツ屋の甘泉、村上義清供養塔やふるさと歴史館、ふるさと歴史館入口の長屋門など、今でも当時の面影を残す建造物はシンボルとして誇れるものと思っております。

続きまして、旧北国街道の保存すべきものは何かにつきましては、こうした建造物に加え、ふるさと歴史館に展示されております北日名の天幕社の和算の算学や、当時の貴重な史料である古文書なども保存すべきものと挙げるができるかと思えます。

大門町の空き家対策は考えているかでございますが、現在お住まいの建物であれば、所有者が生活の場として維持管理されておりますが、空き家となってしまうと維持管理が行き届かない状況が懸念される場所でもあります。しかしながら、空き家等の保存や維持管理につきましては、まず所有者の諸事情やお考え等もございますので、多くの貴重な財産が失われないよう所有者のご理解をいただくことが重要かと考えているところでございます。

本年度、町では長野大学と連携して、北国街道沿線景観整備実態調査を実施し、学生の皆さんに旧北国街道を歩いていただき、若い方の感性も踏まえる中で、街道全体のさまざまな展開の可能性についてご提案いただき、歴史・文化をもとにした利活用を検討できればと考えております。

**企画政策課長（柳澤君）** 続きまして、ロ、各施設の取り組みはのうち、169系車両の利活用についてお答えいたします。

169系電車につきましては、旧国鉄時代、そしてしなの鉄道に至るまでの間、運行がなされておりました歴史的な価値を後世に伝えていくことと、坂城駅周辺の活性化を図ることからしなの鉄道から譲渡を受けたところでございます。

169系車両の活用につきましては、町民まつり坂城どんどんや、坂城駅前ふど市などの大勢の皆さんが駅周辺に集まるイベントの際に、来場者が気軽に休める場所として開放したり、また、イベントにあわせて電車内において読み聞かせなどを行い、毎年好評をいただいているところでございます。また、長野県が実施する信州クールシェアスポット・イベントにも参加して、169系車両をクールシェアスポットとして開放し、夏休み中の子供たちを中心に大勢の皆さんにご利用いただくことで夏の節電・省エネ効果を高めるとともに、温暖化防止意識の向上を図るなど、町が進めるスマートタウン構想にも寄与しているところでございます。昨年、鉄の展示館にて開催されました「エヴァンゲリオンと日本刀展」では、開催記念として169系乗車券を配布する企画をしたところ、169系車両に約1,200人の方にお越しいただき、169系車両のよいPR活動になったのではないかと感じているところでございます。

今後の保存の形態というご質問でございましたけれども、169系車両の展示につきましては、内装ともに運行しておりました時代の面影を残しまして、歴史的価値を感ずる状態で静態保存をしている状況でございます。この車両につきましては、40年以上にわたりまして運行されました実績があること、また、特に当町の3両につきましては、製造時のトップナンバー

ユニットとなっている貴重な鉄道遺産とも考えられるところでございます。当面の間は、昭和の時代を懐かしむ皆さんの思い出を残した姿として、利活用の方法を検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、ファンクラブの現状と今後についてでございますが、町内の商工業関係者や有識者、地元区長などの皆さんで組織されました169系電車活用検討会にて、保存活動や利活用にご協力をいただくため、169系電車ファンクラブを発足について提案がございまして、平成26年3月に設立いたしました。28年5月末時点の会員数でございますが、28名であり、県内の会員の方が13名、そのうち町内の会員は4名、県外の会員の方は15名となっております。

169系電車ファンクラブにつきましては、設立して2年が経過し、会員の皆さんには一般のボランティアの皆さんと一緒に車両の清掃を実施いただいたり、自主的に電車のワックス塗りを行っていただくなど、169系電車の維持管理にもご協力いただいているところでございます。また、坂城駅エレベーター竣工式の際には、169系電車内におきまして鉄道グッズの展示や坂城駅構内でNゲージの展示など、イベントのサポートや展示の運営等ご協力をいただき、イベントの盛り上げや169系車両のPR、情報発信の一端を担っていただいております。

次に、鉄道をキーワードにした企画につきましては、本年度の企画といたしまして、秋ごろに列車の前面に掲げられる列車のプレートや図案がございまして、このヘッドマークの記念撮影会を検討しております。ヘッドマーク撮影会は、愛好者を初め一般の方にも気軽にご参加いただける企画として開催し、町内を初め県内外から大勢の皆さんにお越しいただけるものと考えており、坂城町を知っていただく一つのきっかけになると考えております。そのほか、ファンクラブの皆さんからの提案もいただきながら、車両の活用企画を検討してまいりたいと存じます。

なお、町民まつり坂城どんどんに合わせましたイベントや、夏休み169クールシェアスポット、坂城駅前イルミネーション点灯式に合わせましたミニコンサートなど、好評でありましたイベントにつきましては、本年度も引き続き実施をし、169系車両の利活用と駅周辺の活性化に向けた取り組みを展開していきたいと考えております。

**産業振興課長（山崎君）** ロ. 各施設の取り組みのうち、鉄の展示会についてお答え申し上げます。

友の会の会員でございますけれども、現在66名でございまして、これまで同程度で推移してきております。刀剣講座でございますけれども、平成27年度につきましては、切り出しナイフをつくろうや日本刀に触れよう、古式日本刀鍛錬ツアーなど12講座16回の講座を開催し、320名の方にご参加をいただいております。今年度も、現在開催しております「高倉健と宮入小左衛門行平の絆」展でも、宮入刀匠が直接皆さんに展示品を説明するイベントなど

も開催しているところでございます。

次に、名称の変更についてでございますが、鉄は日本刀の原材料であるとともに工業の町である坂城町の製造業で使われている金属でもあり、ものづくりの町、刀匠の町を象徴する言葉でもございます。さらに、平成14年のオープン以来、鉄の展示館という名称は、町民を初め町外から訪れた方々にも浸透しているものと考えておりますので、名称の変更については考えておりません。

次に、中心市街地コミュニティセンターに愛称名をというご質問でございますが、皆さんに親しみを持って気軽に呼んでいただけるよう、また鉄の展示館横にあるホールであることがすぐにわかるよう、例えば、これは一例でございますが、鉄の展示館ホールといったような愛称を検討してまいりたいと考えてございます。

次に、ハ、国道18号沿いに施設案内板をについてご答弁申し上げます。坂城駅周辺などでお客様を誘導するためには、施設案内板が必要でございます。坂城駅の案内表示板を初め、各施設の案内板の設置につきましては、平成23年度に老朽化の状況や設置場所についての調査を行いました。その結果に基づき、順次計画的に設置・改修を行ってきているところでございます。

昨年度につきましては、国道18号の田町交差点にある三角広告塔を「エヴァンゲリオンと日本刀展」の終了後に現在のものに更新し、鉄の展示館、ふるさと歴史館、坂城駅を案内しております。今年度におきましては、田町交差点の延長線上にある田町十王堂北の信号交差点、それと、その先の横町通り入り口の交差点にある鉄の展示館の案内板2カ所を更新する予定でございます。施設案内板につきましては、順次計画的に対応していく予定でございます。

**教育文化課長（宮下君）** 各施設の取り組みはのご質問でございますが、私のほうからは、坂木宿ふるさと歴史館と文化財センターについてご答弁申し上げます。

坂木宿ふるさと歴史館での取り組みについて、お答えいたします。坂木宿ふるさと歴史館につきましては、旧北国街道に隣接することから、ふるさと坂城の歴史を知り、情報を発信する施設として歴史に関する展示内容等を整備する中で、平成17年10月に開館いたしました。

1階では村上氏の歩みとして村上義清の生涯を、川中島合戦屏風や義清の書状などとともに紹介しております。2階では坂木宿と和算を中心に、善光寺道名所図会などにより街道随一のにぎわいを見せた坂木宿の様子や、天幕社奉納和算学により、江戸後期に当宿で盛んであった和算を紹介しております。これらの展示品・施設は常設展示となっておりますので、このほかに新しく発見された興味深い坂城の歴史資料につきましても、写真パネルなどを作成し企画展示として多くの皆様にご覧いただく工夫を凝らしております。

また、町の指定文化財となっております旧坂木宿本陣長屋門につきましては、江戸中期の建築物とされ、昔の農家の生活を再現した民具等を展示し、子供たちが触れることのできる環境

を整備しております。年間の入館者数につきましては、毎年4千人弱で推移しており、このうちの4割程度は2月から4月に開催されております古雛まつりとなっております。ご質問にありました、この入館者数をいかに増やしていくのかにつきましては、現在も実施しております限られたスペースを利用して、企画展示に工夫を凝らすとともに、まずは多くの皆様にお立ち寄りいただけるように、先ほどご質問にもありましたけれども、入り口の和室、また入り口の談話コーナー、家屋の庭などは、多目的な活用も考えられるところでありますので、歴史文化と調和した幅広い催し物の実施や、中心市街地・北国街道といった地の利を生かした活用方法なども検討してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、ふるさと歴史館は坂城町の情報発信の場としての役割も担っておりますので、ステキさかき観光協会、町内観光施設との連携を図りながら、にぎわいの場としての活用を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、文化財センターについてご説明を申し上げます。平成19年度に、しなの鉄道坂城駅前にある創業支援施設B. Iプラザ内に、事務室・会議室・作業室・収蔵庫と展示室を整備して開設いたしました。このうち展示室約171m<sup>2</sup>におきましては、平成20年度より町内各所より発掘された埋蔵文化財について、旧石器時代から奈良・平安時代までの時代経過に沿った発掘土器等の展示を説明パネルとあわせて行うとともに、中央のスペースでは国内唯一の環状土器祭祀遺跡とされる青木下遺跡の復元展示を実施しているところであります。

この青木下遺跡につきましては、国内唯一の環状土器祭祀遺跡ということで非常に貴重な遺跡でございますので、ホームページに解説等のアップを考えているところでございます。展示施設の来館者数につきましては、平成27年度が355名となっており、一般の方のほかに新たに町内小・中学校に着任された先生の皆さんや、南条小学校郷土クラブを初めとする町内小学校の子供たちに来場いただいております。このほか、平成25年度からは古文書資料室も設置され、現在は目録整備された古文書について公開に向けての準備を進めているところであります。

ご質問にありました展示施設のクローズアップにつきましては、しなの鉄道坂城駅前という地の利にありながら、建物自体が複合施設であるため、貴重な展示施設を有することが周知されていないことも否めませんので、臨時に大型案内板を設置するとともに、鉄の展示館・ふるさと歴史館との連携を図ってまいりたいと考えております。なお、現在も実施しております小・中学校の先生や、児童・生徒の皆さんへのふるさと学習としての活用や、各種団体の見学への働きかけも積極的に推進してまいりたいと考えております。

続きまして、民具等の公開・展示につきましては、町民の皆様よりご提供いただきました民具等の点数が台帳整理点数で約1,300点あり、現在、清掃・整理が完了されていないものも含め文化財センターや町内の収蔵庫に保管されております。これらの民具のうち、生活に関

するものにつきましては、単に展示するだけでなく、特に子供たちには手に取って動かせるような展示を基本に検討しており、ふるさと歴史館・長屋門の一部では昔の暮らしとして紹介をしております。毎年、小学生の皆さんには社会科の授業で見学いただいているところでございます。年代の幅も広く、同じ目的の民具でも多少の違いがございますので、どのようなものをどのように展示・公開していくか、また、その場所やスペースはと課題も多い状況となっておりますので、まずは収集・整理作業を進め、その後、具体的な展示方法を検討してまいりたいと考えております。

**1 2 番（大森君）** それぞれ答弁いただきました。北国街道全体について保存していくということについて、やはりもっと真剣に取り組んでいただきたいというふうに考えます。先ほどシンボルは何か、あるいは保存すべきものは何かというのは個ですよ、大体ね。これは街道ということから行けば、面できちっと押さえていくということがまず第一に必要ですよ。そして、特にそれがきちっと残っているのが、今は大門町しかないんです。鼠宿とかいろいろありますけれども、実際に現存しているのは大門町しかないわけですよ。そして、ここの対策についてですね、所有者の理解が必要であるし、当然そういうことは必要なんです、町はわざわざうたっているわけです、保存していくということ。この理解を、それじゃいつ所有者の方とお話をし、明け渡すときには、所有者が変わるときには町に一言相談が欲しいとか、そういう手は打っているかどうか、まずお尋ねいたします。

**建設課長（宮嶋君）** 所有者が空き家にする場合等についてはまだ所有者のほうにお話を伺ったり、またお話を聞きに行ったりというようなことはしてございません。

**1 2 番（大森君）** 現実にはですね、もううだつが落ちているお宅もあるわけですよ。これはもう近所の方、そしてふれあいガイドの皆さんも非常に心配されているわけです。ところが、総合戦略では堂々と大きいうたっているわけですよ。そんな状態の中でうたって、逆に言えばですよ、所有者の理解も得ていないのに、こんなこと計画にうたっているんですか。載せるのであれば、きちっと所有者のところへ行って、こういう計画でやりますよということを承諾、逆に言えばそういう意味もあると思うんですよ。その手をいかに早く打つかということだと思います。

私たち坂城駅周辺の特別委員会では、ふれあいガイドツアーということで体験をいたしました。私も改めて地元でありながら、駅周辺には多くの文化財があるということを理解しましたし、説明してより深めたわけです。そして、私はふれあいガイドの会のブログを発見しました。このブログには、ここのうだつが落ちたお宅の写真も載せて掲載しているわけです。その文章は、ブログですから公に誰でも見れるから、これはその文面のまま言っていると思うんですが、「旅籠の面影を今に伝えるY邸。坂木宿のご案内をするときは欠かせない建物なのです。この

ままでは朽ちてしまう。今のうちにどうにかしなければと気持ちばかり先走り…。」です。町民の方、そして、このふれあいガイドで坂城町を売り出そう、売り込もうという、こういう方々がこんなに心配しているのに、町は何も手を打っていないということです。私はこれは早速手を打って、どうするのか私は回答をいただきたいと思いますが、町長のお考え、今のお気持ちをお答え願いたいと思います。

**町長（山村君）** 私も同感ですね。今まで何をやってきたのかと思います。先ほどの答弁の中にもありましたけれども、点で考えるのではなくて面で考えろということで、長野大学の先生方とも相談をして、学生さんの目で見るということも必要かなと思っていますので、基本的には北国街道をずっと見ていくということになるとと思いますけれども、その結果も踏まえてですね、具体的な策を出したいと思っています。多分、ご指摘の家も二、三年たったらもう崩壊してしまうだろうと思いますので、なるべく早く検討していきたいと思っています。以上です。

**12番（大森君）** 町長より、今まで何をしていたんだというご答弁をいただきました。早急に手を打っていただきたいというふうに思います。

次に、169系ですけれども、いろいろなイベントでとりあえずは当面活用していくということで、大体使えなくなったら何かに使おうじゃないかという、何かそんなふうにししか聞こえないんですが、この169系をする上でもですね、エヴァンゲリオンで相当の方が訪れて宣伝になったと言うんですが、それではファンクラブの宣伝する申込用紙を渡したんですか、そのとき。ただ来て切符を渡しただけでしょ、記念切符を。169系の経過報告とか、そういうものは訪れた方に渡していないでしょ。ただ電車を見ただけのことじゃないですか。だから、本当にこれで観光事業をやろうという気持ちがあるかどうかですよ。非常に私その辺がね、ただ文章だけで終わっているという感じがいたします。そここのところは指摘しておきます。

それから、国道18号線沿いに施設の案内看板をとということですが、私は最低国道18号に2枚、上下合わせて4枚、まずすぐに設置してほしいというふうに思います。一つは、あの三角塔ですが、あれ動いているときに読めますか。私は何度も経験しているけれど、赤でとまったときに何だろうと見て初めて、ああ坂城駅はこっち側、こっちは鉄の展示館かという。国道に青い地で白抜きで、鉄の展示館はこっちですとか、あるいはふるさと歴史館はこっちですという、こういう案内があれば走りながら見えるわけです。それで質問すると、バラ公園で私が発見したのは、チラシに割引券がついていますね、2カ所の。鉄の展示館はどう行けばいいんですか。あの大望橋のバラ公園のところで、どなたかきちっと説明できる方いらっしゃれば、ここで説明していただきたいというふうに思います。どなたか答弁できる人、お願いします。

**産業振興課長（山崎君）** ご答弁申し上げます。ばら祭りの会場から鉄の展示館への行き方というご質問でございますけれども、基本的には堤防道路沿いをテクノさかき駅のほうに向かいま

して、谷川にかかっている橋を渡って、そこから国道に出て北のほうに、国道の信号を左折をして田町の信号のところを右折していただくという、そういうご案内が一番簡単なお案内かと思っております。

**12番（大森君）** 私は開会式に出席させていただきました。帰りに駐車場から出るときに、一方通行で谷川のほうへ行くようにと案内されて行きました。私はほとんどあちらを通ることはないんです、バラ公園へ行くには。あるいは帰るときもね。ところが、そこにはあいさいの看板がね、谷川のわたった途端に出ているんです。それじゃあ鉄の展示館もあるかなと見たら、国道へ出るまで何もなかったです、谷川の信号のところをね。だからそういう要所要所に鉄の展示館の案内板をずっとつくっておいて、看板ずっと出ていますのでカーナビなくても簡単に行けますよって。こんな説明長い「えーあーうー」じゃなくてできるあれですよ。だからそういうね、どう案内板を利用するかということ、やっぱりもっと検討していただきたいし、そういう意欲といいますかね。本当に鉄の展示館、あるいは坂城駅周辺を活性化するんだという、こういう意気込みが私なかなか見えてこないんです。そういうね、看板のあり方、これをもっと本当に真剣に考えてほしいと思います。

私は19号をよく通るんですが、木曾のほうへ行けば、道の駅が大きく国道の上に出ているんですよ。あと2kmとかって出ているんですよ。それじゃあ今度トイレに寄ろうかな、今度買い物に寄ろうかなって、もう心づもりしながら走っていけるんです。何もないところはね、苧屋原から来れば、ただ通り過ぎるだけで、たまたまあいさいがあったから寄るかぐらいで、心づもりなしでお客さんを呼んでいるということなんです。だから6万人のお客さんを本当に寄っていただくためには、それ相当の覚悟と、そういう条件整備というんですかね、それが必要だというふうに思うわけですよ。

最後、時間がありませんのでちょっとお聞きするんですが、この6万人のカウントするのは、どういうところ、施設だけなんですか、どんなふうにカウントされるのでしょうか。それについて最後お尋ねいたします。

**建設課長（宮嶋君）** 観光客6万人の目標値というか、その根拠についてということでございますので、その再質問についてお答えさせていただきたいと思います。

まち・ひと・しごと創生総合戦略で、観光客6万人ということで目標にしております。当町におきましては、毎年充実を図っておりますばら祭りなどの観光イベントに加えまして、昨年は先ほども申し上げておりましたが、鉄の展示館において「エヴァンゲリオンと日本刀展」という特別な企画展を催す中で、年間6万人以上の方にご来場いただいているというところでございます。

当町には多くの方に訪れていただくということは、町の活性化、産業の振興に大きく貢献するということになってまいりますので、また、ひいては坂城町に住みたいと思ってもらえる機

会の拡大にもつながってくるということでもあります。こうしたことを踏まえ、日ごろから積極的な情報発信をするとともに、ばら祭り、鉄の展示館等のイベントのさらなる充実を図る中で、常に6万人以上の方に当町に訪れていただくということを目標にしているところでございます。

**12番（大森君）** いろいろと答弁いただきました。6万人の根拠ですが、先ほど私が質問したのは、どこでカウントするんですか、施設ですか、それとも荻屋原と鼠に入った方々の、その辺どういうふうにするかわかりませんが、その辺もっと明確にさせていただきたいというふうには思います。時間もありません。申しわけございません。またこれは別のときにまた質問していきたいというふうに思います。

2. 障がい者に寄り添う町に

イ. 障がい者差別解消法について

これは4月1日に施行されました。町はこの施行に先立ってですね、3月議会において町長挨拶で、障がい者差別解消法に対応した障がいがある人全ての子供たちに対応した教育ニーズに答えていくということで、一部具体化されたことで先行的なやり方ということで、非常に評価するところであります。

しかし、これにあわせてなぜ福祉関係が対応できなかったのか。このことを非常にちょっと心残りがあります。このことを今いろいろと言ってもいけませんので、この法律に基づいてですね、町はどのような対応をされるのかということをお尋ねしたいのですが、これは障害者の権利条約の批准に向けた国内法整備の一つということで、国際的に合致するような内容にするということになります。しかし、これは不十分な点がありまして、障がい者の社会参加を促し、障がいの有無で分け隔てしないということが大事な内容です。しかし差別の定義というのは明確ではないということがあります。また、障がい者差別をなくす目的の法律が施行されたというのも重要なところで、これについての町としてどのような具体的な対応をされていくのかについてお尋ねします。

また、ここには事業所や商店などへも、これを努力目標として位置づけられておりますが、町のほうはどのような支援をされていくのか。次に、障がいの皆さん、特に外出や旅行するということは非常に大変ですけれども、それぞれの皆さんのきずなを深めるということで、希望の旅等、本当に意義あるものと思います。これについて町の財政的な支援はどうなっているのか、お尋ねいたします。以上であります。1回目を終わります。

**町長（山村君）** ただいま、大森議員さんから2の障がい者に寄り添う町に。イで障がい者差別解消法についてというご質問をいただきました。これは重要なテーマだと思っております。私からは、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障がい者差別解消法について、行政としてどう対応していくのかという点について答弁させていただきます、ほかの部分につきましては、担当課長から答弁いたします。

障がい者差別解消法につきましては、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会をつくることを目指し、平成25年6月に公布され、本年4月から施行されました。法では、国・都道府県・市区町村などの行政機関や民間事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく障がいを理由として差別することを禁止する、不当な差別的取り扱いの禁止を定めております。また、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で、その申し出などに対応することが行政機関等に対しては法的義務として、また、民間事業者等に対しては努力義務として求められているわけであります。

行政としてどう対応していくのかというご質問ですけれども、都道府県や市区町村に、職員対応要領の策定に努めることとされており、町でも現在要領の策定を進めております。今後、障がい者団体代表の皆様方のご意見もお聞きする機会を設けるという予定となっておりますので、いただいたご意見なども踏まえて、町職員がこれまで以上に、障がい者に対して理解を深め、障がいの特性に応じた対応ができるよう取り組んでいきたいと考えております。

また、これまでも坂城町では、例えば坂城駅に設置したエレベーターをバリアフリーの象徴として、同駅周辺のグリーンベルトの設置や、循環バスのバリアフリー車両の導入、役場窓口に拡大読書器の設置など、さまざまな取り組みも行っております。また、現在ばら祭りを開催中のバラ公園では、ウォーキングステーションにインターロッキングを設け、イベント広場にアスファルト舗装工事などを行うなどの取り組みを行い、来場される方からは大変喜ばれているというふうに思っております。今後も引き続き、障がいのある方もない方も、安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

**福祉健康課長（大井君）** 障がい者差別解消法についての事業所や商店などへの対応は、それから希望の旅への支援の充実についてお答えをさせていただきます。

まず、障がい者差別解消法に係る事業所や商店等に対する対応につきましては、商工会を通じてパンフレット等を配布するなどして周知を図っていくほか、本年9月に文化センターで開催が予定されております千曲・坂城自立支援協議会の全体会でも、障がい者差別解消法をテーマに講演会を行う予定となっております。坂城町や千曲市の事業所や商店の皆さんにも参加を呼びかけ、大勢の皆さんにご出席いただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、希望の旅事業につきましては、ふだん外出することが難しい障がいのある方同士の親睦とコミュニケーションづくりを目的に、坂城町身体障害者福祉協会が毎年1回9月に実施する日帰り旅行で、参加される皆さんは毎年大変楽しみにされているとお聞きしております。例年30名から40名が参加され、去年は群馬県富岡市へ、今年は飯田市へ行く計画が準備されております。

町の支援につきましては、車椅子の方がそのまま乗れるバスが必要なことや、大勢の障がい

のある方に対応できるバリアフリー設備の整った食事場所が限られてしまうなどの点から、費用面で大きな負担があるとお聞きしており、町でも今年15万円を予算化して支援を行っているところがございます。今後の支援につきましては、今年9月に実施される希望の旅の状況を踏まえ、身体障害者福祉協会の皆様のご意見をお聞きしながら対応をしてみたいと考えております。

**12番（大森君）** それでは、答弁いただきました。これまでも町長のほうでは、バリアフリー化を含めいろいろな点で努力されてきているということは評価するところであります。今後必要なのは、職員対応要領を作成していくということですので、これはどのようなものができるのか期待をするところです。今後とも障がい者差別解消法、町民の皆さんに十分徹底できるような、そういうご配慮をお願いしたいというふうに思います。

時間が残り少なくなりましたので、第3問目に参ります。

### 3. 町営住宅の環境整備について

#### イ. 入居者の要望はどこまで応えられるのか

住居の修繕改善等、やはり過年劣化、経年劣化ですかね、そういうのがありますので、こういうものについてどのようにされているのか、チェックしたり、あるいは聞き取りをやったりされているかどうか。

もう一つは、団地内のトラブルの解消をどういうふうにされているのか。ごみの出し方だとか、隣がうるさいとか、いろいろな点、いろんな団地の中でもあるかと思うんですが、本当にちょっとしたことでの感情的なトラブルはあると思うんですが、これについてどう対応されているのか。

それからもう一つ、団地の隣接する、団地内ではないんですが、脇のところにある大きな樹木などで、入居者の方が被害をこうむっているという、こういう樹木で被害をこうむっているということで、これに対してぜひ何とか対応してほしいという住民の入居者の方から相談されました。これについて、どのようにされるのか質問いたします。これで1回目の質問にします。

**建設課長（宮嶋君）** 町営住宅の住宅整備について。イ. 入居者要望はどこまで応えられるかについてで、お答えいたします。

現在、坂城町の町営住宅の状況は一般公営住宅の横尾団地、旭ヶ丘団地、戌久保団地、網掛団地、上平団地の5団地を初め、坂端の改良住宅、特定公共賃貸住宅の旭ヶ丘ハイツ、地域有料賃貸住宅の中之条団地の計8団地、219戸となっております。このうち旭ヶ丘ハイツは平成12年、中之条団地につきましては平成20年に建設されたものでありますが、横尾団地を初めとする一般公営住宅及び改良住宅につきましては、昭和33年から平成2年の間に建設され、横尾団地の13棟を除いて、全棟が耐用年数の30年を超えている状況でございます。

町営住宅内で発生した水道管の漏水、床や壁等の破損や、雨どいの破損などのご連絡、ご相

談をいただいたものにつきましては、状況を確認させていただき、入居者の方の過失によるもの、故意によるもの等は除き、速やかに対応するよう努めております。また、町営住宅の環境整備につきましても、先ほどの木等につきましても、現在入居している方がよりよい住環境で暮らしていただけるよう配慮してまいりたいと考えております。

次に、入居されている住民間のトラブルや困り事等ご相談があった場合などにつきましては、それぞれの家庭内のプライバシーに注意しながら双方のお話を伺うなど状況を把握し、場合によっては区長さんや組合長さんなどにも相談しながら、円満な解決に向け対応するようにしております。

**12番（大森君）** 町営住宅の修繕、改善等、申し出があればというご答弁をいただいたんですが、やはりこれは家賃の見直しとか、そういう手続等もあると思うんですよね。そのときなんかに聞き取り調査といいますかね、そういうようなことも行ったり、あるいは管理人さんはいらっしゃいますが、一応町の職員として団地内を見回るといような、そんなようなことはこれまでやられてきたんでしょうか、ご答弁をお願いします。

**建設課長（宮嶋君）** 各種いろいろな相談事があった場合は、その際にそちらの団地のほうに向きながら、あるいはこちらからお願いすることがあるときは、そちらのほうに行って管理人さんと話す中で住宅の状況等も見ながら見回っているところでございます。

**12番（大森君）** 町営住宅に入られる方も、環境整備のいいところで生活をぜひ過ごせるように、またそれなりのご配慮のほうをお願いしたいというふうに思います。

特に今回、坂城駅周辺の活性化をどうつくっていくかということで、非常に特別委員会としても悩んでいるところです。また、これが実現するのは当然町だけではなくて、その地元に住む住民の皆さん、そして商店などいろいろな点で営んでいらっしゃる皆さんの総合的な取り組みで町の活性化、そして観光行事・維持事業等に大きく発展できるものというふうに考えております。ここでは、住民の皆さんへのいろいろな意見については、なかなか述べにくいわけで、やはり町側の今後の施策について、中心に質問させていただきました。これからも坂城周辺活性化のため、町のご配慮をよろしく願いしたことを最後にいたしまして、私の一般質問といたします。

**議長（塚田君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 1時58分～再開 午後 2時08分）

**議長（塚田君）** 再開いたします。

次に、3番 朝倉国勝君の質問を許します。

**3番（朝倉君）** ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

当町におきましても、本年4月より第5次長期総合計画後期基本計画、人口ビジョン、ま

ち・ひと・しごと創生総合戦略が策定され、具体的な施策の展開に入りました。昨年、議員として初めての一般質問で、計画の策定に当たっては、坂城らしさの発揮できることをできる限り計画に注入していただきたいという提案をさせていただきました。策定されました計画の中では、重点施策として、多数の坂城らしさが組み入れられたことは大変うれしく思う1人でございます。

本日の最初の質問は、シティプロモーションについてであります。先ほど先輩の大森議員とかぶるところがありますけれども、私は概念的な見地からこの問題に触れていきたいと、こう考えております。先ほど触れましたが、坂城町第5次長期総合計画後期基本計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、人口ビジョンの計画の展開を実施する中では、大きな成果を納めることが大変重要なことと考えますし、また、そのような形にしなければいけないということを考えている1人でございます。

過日、実施をいたしました議会報告会において、4月より実施しようとする計画について、住民の皆様にも説明をしたわけでございますけれども、住民の皆さんにはまだまだ浸透度が、あるいは理解が少ないということを感じました。この計画を進めるに当たってですね、多くの住民の皆さんを巻き込んだ展開ができるかどうか、また大きな成果につながるかということを考えますと、この辺は慎重に私どもも考えていかなければいけない事項だと思っております。

私は、基本となります後期基本計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、人口ビジョン、三つの計画はハードな計画と捉えまして、その基本計画を補完しながらソフト面から基本計画を支えながら大きな成果が出るようにしていく計画が、私はシティプロモーションであるというふうに理解をしているものでございます。

シティプロモーションは地域の魅力を見つけ、集め、つくる、これに主眼を置き、それを町内外に発信いたしまして、町のブランド力を高め、訪れたい、買いたい、住みたい、働きたい、営みたい等々の意識や行動が喚起され、人、物、情報が活発に行き交う、元気で活力のある町づくりの方策だというふうに考えております。また、このようにシティプロモーションの展開が図られますと、最終的には地域への愛着や誇りが高まることによって、町内外への情報発信や地域活動の活性化、地元産業への効果、地域商品の販売促進、観光交流人口の増加による経済の活性化、さらに町全体としての効果は、交流人口や企業立地の増加などにより、町の活性化が期待できる。これがシティプロモーションの目指す姿であります。

今回の後期基本計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、人口ビジョンの計画の中には、私が提案するシティプロモーションの考えは、町の施策に包含されていることも承知をしておりますが、私は政治には限られた財源の中でも夢があってもいいと考える1人でございます。坂城町におきましても、今後の基本計画の展開を円滑で確実な成果と実績を残すためにも、シティプロモーションの概念を取り入れ、推進するお考えがあるかどうか、まずお聞きをしたい

というふうに考えます。

具体的には、シティプロモーションの考え方をしたときに、私は坂城町に資源としては、青木下遺跡に始まり、村上義光、村上義清公、稲玉徳兵衛、福沢諭吉の生誕の地、北国街道の宿場町、代官屋敷、陣屋等々、歴史遺産が数多く存在しております。また、特産品ではリンゴ、ブドウ、アユ、ねずみ大根、バラがあります。さらに現在では、坂城町ふるさと歴史館、鉄の展示館、文化の館、格致学校、あるいはイベントといたしましては、古雛まつり、子どもフェスティバル、ばら祭り、坂城どんどん、ねずみ大根まつり等々、地域の伝統行事を加えれば、数多く先人がつくり上げた坂城ならではの資源がたくさん存在していると考えます。そして今、他地域に誇りとして言えることは、ものづくりの町坂城町があります。

このようにさまざまな資源が存在していることを、事業やイベントの実施時にできる限り複合した催しを取り入れ、今まで単独でやっていた事業やイベントも、これからこういう資源を生かして、線から面への展開を図ることが大変重要なことではないでしょうか。私は、これを強く主張したいものでございます。とりわけ、常設している坂木宿ふるさと歴史館、文化の館、鉄の展示館、文化財センターのさらなるブラッシュアップと、露出度のアップ、情報発信力のアップを図り、その相乗効果として、坂城周辺の活性化策やイベントとの連携、あるいは事業の展開との連携を探り、地域と協同で取り決めに拡大することができれば、最終的には住んでよかった、住むことに誇りの持てる気風を醸成し、町内外への情報発信力を高め、ひいては人口ビジョンで求めている外部からの移住や定住につなげることとともに、ものづくりの町の坂城町としてさらに活性化がされ、私どもの目指す形ができ上がるのではないかとというふうに考えるものでございます。

シティプロモーションにつきましては、一朝一夕にはできないものでありますけれども、十分な研究をしながら時間をかけて検討、企画をお願いするものであります。そのようなことから、私はちょっと落差が大きいような感じがしますがけれども、とりあえず小学生、中学生、高校生、一般町民、老若男女が参加して、各種イベントでの盛り上げや郷土の戦国武将村上義清公のPRを今まで以上に発信するために、現在上田市で手づくりの甲冑が市民有志の手で実施をされて、「真田丸」ということで大変いろいろなイベントに登場しながら地域の盛り上げに一役買っております。特にNHKの大河ドラマで、上田市を平日歩いてみましても、大勢の観光客が来場しているような感じをいたします。

坂城町でも上田市の甲冑づくりに参加した方もおまして、このような方の甲冑製作技術を坂城町にも導入していただいて、製作をして、いろいろな場面で武者行列を展開したり、展示したり、そういうことによって町の町民が歴史に触れる機会を一つでも増やして、そしてまたイベントでの盛り上げを高めながら、シティプロモーションの一つの役割を果たせるのかなというようにも考えております。このようなことも考えておりますので、町として、この辺

についてどのようなお考えをしているか伺いたいと思います。まず、第1点の質問はこれで終わります。

**町長（山村君）** ただいま、朝倉議員さんから1のシティプロモーションの発信は、それからイとして、プラン策定の考えはということで、ご質問を賜りました。

これは非常に大きな観点からつかんでいかなければいけないと思っておりますけれども、しかしながら大きな観点でつかんで、だけれども今すぐにできることを、いろいろ整理していかなきゃいけないというふうに思っております。

全体的な内容について少し整理させていただきますと、ただいまお話にありましたように、今後急速に進展すると見込まれる人口減少ですとか、高齢人口比率の上昇を背景として、地方自治体においては消費市場規模の縮小ですとか、人材不足などによる将来の地域の経済力、活力低下などが懸念されております。

こうした状況に対して、地域の活力を維持・増進し、持続的な発展を可能とするためには、地域が地域らしく、その特性を生かして、そして魅力を発信していくということが必要であるという認識が非常に高まっております。これらを達成するために、産業の振興や、生活環境の充実といった取り組みにより、地域の魅力を高めるだけではなく、地域の魅力を適切に伝える努力が不可欠であると考え、地域の魅力発信、シティプロモーションに力を入れる自治体が増えてきております。

シティプロモーションの一般的な目的と取り組みの方向性としましては、地域イメージの向上、交流人口の増加、そして定住人口の増加が挙げられています。これらの目的は、相互に密接に関係しており、地域イメージの向上は交流人口の増加、あるいは定住人口の増加に寄与し、これらがバランスよく達成されるといった好循環によって、一層高い成果が期待されるものと考えております。

坂城町では、先ほどもお話ありましたが、ものづくりの産業基盤と地域の特性を生かしながら、快適で住みよい環境を確保するために、坂城町第5次長期総合計画の後期の基本計画を策定するとともに、将来の人口目標を示す坂城町人口ビジョン、また、四つの基本目標と三つの重要点プロジェクト、具体的な施策を示す坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略を昨年度策定したというところであります。この計画はまさしくシティプロモーションの基本的な考え方と合致しておりまして、町外の流出を抑制して、新たな流入を増加するを基本目標に、坂城町に対する人々の興味、関心の向上を総合戦略の中に位置づけております。歴史、自然、農産物等、坂城町の魅力を町外の人々に広くアピールし、坂城町を訪れたい、坂城町に住みたいと思ってもらえる機会を拡大するため、長野県内外から町内へ誘客を図るとともに、人々を呼び込むための地域資源の有効活用や、掘り起こしに取り組んで行くものであります。

具体的事業といたしましては、観光客誘客促進事業として、本町にゆかりのある武将等、歴

史的人物に注目したプロモーション活動や、全県的に展開されているデスティネーションキャンペーン等に合わせたPRの実施に向けて、本町の自然、リンゴやブドウなどのおいしい果物、あるいは町花であるバラ、信州の伝統野菜として認定されているねずみ大根や名物のおしぼりうどん、ゆるキャラのねずこん、あるいは展示館、鉄道車両などの地域資源を生かしながら、旅行会社と連携してイベント、ツアー企画支援やパンフレット作成に取り組むこととしております。また今年から一歩、二歩、三歩充実したいと思っております。ふるさと納税の返礼品についての今募集もしております、これもそろそろご準備ができております。これも新たな目で見えていただくということになるかなというふうに思っております。

また、昨年10月から11月に鉄の展示館で開催しました「エヴァンゲリオンと日本刀展」には、県内外から1万3千人の方が鉄の展示館にご来場いただきました。この展覧会は、日本刀の魅力だけでなく、日本刀とエヴァンゲリオンをコラボさせ、日本刀の持つ本来の美しさとエヴァンゲリオンの魅力から日本刀の新たな魅力を引き出し、地域資源を活用した新たな取り組みであり、交流人口の増加を図ったという非常にすばらしい事例であったというふうに思っております。今後も鉄の展示館におきましては、日本刀の魅力を内外に発信する企画展を開催してまいりたいと考えております。

それから、さきほど朝倉議員さんからお話がありましたけれども、やっぱり歴史的に見ると何ととっても当町は長い歴史を持った村上氏というのがあります。南北朝時代の歴史を飾る村上義光公ですとか、戦国武将義清をテーマにして、あるいは先ほど福沢諭吉の話もありました。この戦国武将については、手づくりの甲冑で武者行列ができないかというご提案、これも一つの大きな可能性だと思っております。イベントやお祭り等の際に実施することはできないか、今後検討してまいりたいと考えております。また、例えば来年は坂城どんどん、来年40回目を迎えますので、これも一つの大きなイベントとして行列していただくというようなこともできるかなというふうに思っております。

実際につくっていただくことについては、多分段ボールでつくるんだと思うんですけども、段ボールでつくるにしても一定量の甲冑を製作するには、かなりの日数が要するのではないかと思いますので、ある程度長期的な見通しを立てる中で、町民の皆さんのご協力をいただきながら、例えば子供から大人までを対象に複数回行う講座や教室など開催して、段ボールで甲冑を製作していただいて、完成した段ボール甲冑を身につけてイベントなどで武者行列を行うということも、いろいろ考えられるというふうに思っております。

坂城町の魅力発信につなげる、さまざまな取り組みが考えられるわけであります。今後坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略、いわゆる坂城シティプロモーションの実践により、坂城町らしさに磨きをかけて、検証しながら実効性の高い戦略を展開するということで、希望に満ちた未来を切りひらく坂城町、夢のある町として、皆さんと一緒に新たに作り上げていきた

いというふうに思っております。

**3番（朝倉君）** 町長から前向きなお考えを伺って大変心強いわけですが、後期計画、まち・ひと・しごと創生戦略、人口ビジョンという中にもありますけれども、私は今回なぜシティプロモーションを取り上げたかという、先ほども大森議員が指摘したようにですね、個々には一生懸命やっていたらしゃるんですね。先ほど町長もちょっと答弁いただきましたけれど、そういういろいろなことを線につなげる考え方をやってやるのが、より実効性の高い、私は計画につながっていくのではないかということで、もう一度総合後期計画とか町総合戦略の中に入っていますけれども、もう一度広い目で見て整理をしていただくということで、今回私はあえてシティプロモーションという考え方を提起させていただきました。

特に、昨日のテレビの放映で、阿部知事が観光県の宣言をしなければいけないということされました。おそらくこの表明によって、長野県の自然を生かした観光立国をできるような施策が相当展開されるというふうに考えていますし、隣の千曲市では3月議会で400万、シティプロモーション用の費用が盛られました。そういうことで、町では3月の議会で予算が終わっちゃったものですから、時間をかけてですね、私はもう一度ちょっと三つの基本計画を実施する中で、先ほど私が申したようなことを整理した中で、将来どうあるべきかということを考えていただいて、ぜひ線、あるいは面につながるような形をとっていただきたい。

そして、現在ばら祭り、あるいはワイナリー、いろいろ問題を醸しておりますけれど、169系につきましても、私は坂城町の一つの夢ということに対してですね、挑戦をさせていただいている大きな事業だと思っています。特に人口が減ってくると、経済サイクルが縮小してきますので、なかなか限られた財政の中でそういう夢の実現ということは大変厳しいわけですが、やはり私ども政治という一つの一翼を担う者としては、やっぱり夢を持って町民とともにその夢を実現する。これが行政としての、私は責任だろうということ強く感じるわけですが、そんなようなことから、もう一度申しわけございませんけれど、そのような考え方から町長のほうのお考えがあれば、ちょっとお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

**町長（山村君）** 昨年皆さん方と一緒に策定しました、まち・ひと・しごと総合戦略ですとか、長期計画の後期の5年、あるいは実施計画というのもあります。実施計画は3年間の計画ですが、毎年毎年ローリングしていくということでございます。したがって、長期計画を一旦つくったからとか、まち・ひと・しごと総合戦略をつくったからとか、あるいは人口ビジョンをつくったからと、それが固定されるものではなくて、毎年毎年3年間の期間の中での実施計画というのは、これは毎年つくっていきますので、その中で今まで、今ご指摘あったようなことをですね、毎回毎回見直してつくっていくということだと思っております。

それから、町でいろいろな行政でいろいろな事業をするときに、誰がどんな仕事をしようが、

みんながシティプロモーションを考えると、この心がけですね、心持ちも大事だと思います。最近新たにできたホームページで、空家バンクのホームページができました。これを見ていただくとわかりますけれども、空家バンクにいろいろな情報があるんですけど、基本的には町のプロモーションです。動画を使ったりすばらしいものになっています。これも単にこの部屋があいているよということじゃなくて、坂城町に住んでくださいということで、かなりいいプロモーションになっていると思います。そういうことをみんなが意識をして点から面へ、もっと言うと3次元で、3Dで全体を考えていくということが必要なと思っておりますので、一緒をお願いしたいと思っております。

**3番（朝倉君）** シティプロモーションの最後でございますけれども、坂城町でもですね、他町村に先駆けまして、先進的な事例が相当実施計画の中で取り入れられております。これは大変うれしいことでもありますけれども、ただ先進性にすぐれているがゆえにですね、どうも議会報告会なんかへ行ってみますと、町民との間に意見の乖離が大分あるような感じがするわけです。そういうものも埋める意味では、やっぱり私くどいようですけど、シティプロモーションのようなソフトを使いながら、やっぱりベクトルを合わせるということも大変重要な考え方だというふうに思いますので、ぜひその辺も一つ心がけて、ともに頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思っております。

それでは、2点目の質問に入らせていただきます。2点目は教育関係でございます、まず第1点目は、今日の前半の同僚議員の質問にもございましたけれども、村上小学校につきましては耐震化、あるいは体育館の天井の落下工事というようなことが早急に実施をされまして、児童も安心・安全な環境で授業ができてきているということは、大変地元の一員として喜ばしいことと考えております。

しかしながら、大変予測しなかった残念なことにですね、体育館の中では騒音がですね、式典をやっているときに発生するようなことがございまして、特にあそこで行う事業につきましては、厳粛な事業が多いわけございまして、予測しなかった事故とはいっても大変残念に思うわけございまして。そんなことで、担当課におきましてはいろいろと私が指摘するまでもなく、具体的に検討したり、どうしようかというようなことを検討されていると思うんですが、どのような形で今進めておられるのか、そしてまた、どのような対応をされるのかお伺いしたいと思っております。

続いてもう1点でございますが、放課後の児童健全育成事業についてお伺いしたいと思っております。坂城町は、ものづくりの町として企業からの就業人口の確保の要請は多くある町だというふうに考えますし、特に女性の社会進出、家庭の所得向上等から共働き世帯が多く、児童・生徒の放課後健全事業は重要な子育て支援の有効策と考え、大切に実行していかなければいけない事業と考えております。

特に坂城町におきましては、子育て支援は他市町村に先駆けて十分意を尽くしているというふうに理解をしておるわけでございますが、小学校3年生までの児童館での実施事業にいたしましては、十分に機能を果たしているような状況に考えられるわけですが、平成27年度児童福祉法の改正により、4年生以上の生徒も放課後の育成事業に参加できる形になって、町としてもその体制の整備は十分していただいたというふうに伺っておりますけれども、利用する生徒が極めて低調であるということを知り、私は何かちょっと環境からすると合点がない気でおるわけです。今後の社会情勢等から考えますとですね、この利用はもっと活発にしていくことが、私は子供たちの健全育成に対しては大変に重要なことと考えております。教育委員会としては、いろいろなPRもされていると思うんですけれども、どんな格好で、どういう主因があって、どんな形でそうなっているのか、ちょっとお伺いしたいと。そしてまた今後の対応についてですね、どんなお考えをしているか伺いたいと思います。よろしくお願いたします。

**教育文化課長（宮下君）** 教育環境について。イ. 村上小学校体育館の異音対策についてお答えいたします。

学校の教育環境の整備につきましては、南条小学校の改築事業を初め、小学校の耐震化事業、プールの改修事業、またICT事業など計画的に取り組んでいるところでございます。27年度には東日本大震災において屋内運動場等の天井の落下被害が多数発生したことに関連し、地域の避難所ともなる3小学校の体育館のつり天井の撤去等の天井落下防止対策を実施したところでございます。

ご質問の体育館の異音についてでございますが、27年度に実施したつり天井の撤去工事後から、時々体育館の天井から雑音が発生するという現象が始まりました。これは屋根がぱきっぱきっと音を立てているような状態でありまして、常に音が発生しているわけではなく、天気がよく寒暖の差が大きい日に多く発生する傾向でございます。この音の原因につきましては、村上小学校の体育館の屋根の構造上、太陽光の熱による長尺鉄板の伸縮により音が発生したものと推測され、つり天井が設置されていた間は、つり天井で音が遮断されていたため聞こえなかったものと考えるところでございます。

雑音の発生は体育館で行う音楽会などの行事や、子供たちの学習環境にも影響がございますので、教育委員会としましても学校と協議をする中で、その対策について研究を進めておりますが、簡単に解消できる方策が見出せない状況であります。今後速やかに設計士等、専門家に原因の究明と有効な対策について調査をお願いし、異音防止対策を早期に実施してまいりたいと考えております。

続きまして、ロ. 放課後児童健全育成事業についてお答えいたします。

放課後児童健全育成事業は、保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後

に施設を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業でございます。南条、坂城、村上の町内3児童館を利用しまして事業を実施しております。ご質問のとおり、児童福祉法の改正により平成27年度より、この事業の対象児童が拡大され、それまで小学校3年生までとされていたものが6年生まで利用可能となったことから、当町では法改正に合わせた基準を満たすべく、小学校の空き教室の活用や職員配置等の対応を図り、27年度より対象児童を6年生まで拡大し事業を実施しているところでございます。

登録児童数につきましては、5月1日を基準日として申し上げますと、27年度は1年生から3年生までが150人、4年生から6年生までが7人、合計157人でございます。本年度は1年生から3年生までが140人、4年生から6年生までが8人、合計148人でございます。この2年間においては、新たに対象となった高学年の登録児童数は少ない状況となっております。

児童館の登録児童の募集については学校を通じて行い、6年生まで全員にチラシの配布を行っておりますし、各児童館においてもPRをしておりますので、対象児童が拡大されたことの周知はされているものと考えております。しかしながら、高学年になりますと自主性が備わって、保護者が家庭にいない場合であっても学習塾へ通ったり、スポーツ少年団へ参加するなど、放課後の過ごし方も多岐にわたってきていることも影響していると考えるところであります。

児童館の利用については、例えばスポーツ少年団の活動がない日や塾に通わない日、保護者の仕事の都合等により、急に利用をお願いしたい場合なども利用ができるよう柔軟に対応しておりますので、児童館にお問い合わせいただければと存じます。いずれにしましても、子育て支援事業の一環である児童館事業のPRに努め、子供たちが放課後を楽しく過ごせる児童館の運営に取り組む中で児童の健全育成を図ってまいります。

**3番（朝倉君）** 放課後児童健全育成事業について、答弁は要りませんが、お願いしたいと思うんですが、4年生から6年生の8人という数字はちょっと、これだけ町で子育て支援を充実しようという計画をしている中で、実績としてはちょっと残念ですね。特に4年生、6年生とってスポ少だとか学習塾に毎日通うわけでもありませんしね、特に今、私の孫なんかも見ますと、何ですかゲームの機械をいじくる者が多いものですから、どちらかというと誰もいないうちへ帰って、それをやれば勝手にできるというようなこともありますので、ややもすると自主性に任せているとはいえ、ちょっと気がかりな点がございます。

特に、先ほども申しましたように私、坂城町も現在、雇用統計なんかも大分良好な数値に上がってきていまして、共働き世帯が多いということは事実でございますしね、何か教育委員会でもPRしているということになれば、それ以上やりようもないんですけれども、私どもも含めてもうちょっとこの利用の喚起をしていかなければいけないかなという感じがしております

ので、教育委員会の皆さんにおきましては、もう一段の一つご努力をぜひお願いして、この制度が坂城町の子育てという面では大変重要な看板でもありますしね、そういう面で尽力いただきたいと、こう思います。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（塚田君）** 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日、9日は午前8時30分から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 2時44分)



## 6月9日本会議再開（第3日目）

### 1. 出席議員 14名

|      |        |      |        |
|------|--------|------|--------|
| 1番議員 | 塚田正平君  | 8番議員 | 吉川まゆみ君 |
| 2 〃  | 塩野入猛君  | 9 〃  | 塩入弘文君  |
| 3 〃  | 朝倉国勝君  | 10 〃 | 山崎正志君  |
| 4 〃  | 小宮山定彦君 | 11 〃 | 中嶋登君   |
| 5 〃  | 柳沢収君   | 12 〃 | 大森茂彦君  |
| 6 〃  | 滝沢幸映君  | 13 〃 | 塚田忠君   |
| 7 〃  | 西沢悦子君  | 14 〃 | 入日時子君  |

### 2. 欠席議員 なし

### 3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

|          |        |
|----------|--------|
| 町長       | 山村弘君   |
| 副町長      | 宮下和久君  |
| 教育長      | 宮崎義也君  |
| 会計管理者    | 塚田陽一君  |
| 総務課長     | 青木知之君  |
| 企画政策課長   | 柳澤博君   |
| 住民環境課長   | 金子豊君   |
| 福祉健康課長   | 大井裕君   |
| 子育て推進室長  | 小宮山浩一君 |
| 産業振興課長   | 山崎金一君  |
| 建設課長     | 宮嶋敬一君  |
| 教育文化課長   | 宮下和久君  |
| 収納対策推進幹  | 池上浩君   |
| まち創生推進室長 | 竹内祐一君  |
| 総務課長補佐   | 関貞巳君   |
| 総務係長     | 伊達博巳君  |
| 総務課長補佐   |        |
| 財政係長     |        |
| 企画政策課長補佐 |        |
| 企画調整係長   | 堀内弘達君  |

### 4. 職務のため出席した者

|        |        |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 臼井洋一君  |
| 議会書記   | 小宮山和美君 |

### 5. 開議 午前 8時30分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                      |          |
|----------------------|----------|
| (1) 新規就農者と農業振興についてほか | 小宮山定彦 議員 |
| (2) 災害と防災について (その2)  | 滝沢 幸映 議員 |
| (3) 子育て支援についてほか      | 吉川まゆみ 議員 |
| (4) まちづくりについてほか      | 西沢 悦子 議員 |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長(塚田君)** おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長(塚田君)** 最初に4番 小宮山定彦君の質問を許します。

**4番(小宮山君)** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

私、小宮山定彦は、1年前の6月議会より毎回、荒廃農地の問題について一般質問を続けてきました。加えて、ワイナリー形成事業についても連続して一般質問を行いました。その間、中学の友人から、小難しい議論はともかく町民のためになる一般質問をしてほしいと言われてたり、個人的関心に偏り過ぎるのではないかと指摘されたりしました。しかし、先月の議会報告会で、私の属するB班で一番質問や意見が出たのが、耕作放棄地とワイナリー形成事業についてでした。さらに、ほかの班の同僚議員に話を聞き、また議事録で確認したところ、ほかの地区でも耕作放棄地とワイナリーについて多くの意見が出されたようでした。よって、町民の代表として議会にいるのだから、もう少し広範なテーマを扱うべきとも思いつつ、今回も引き続き同様のテーマで一般質問を行います。

#### 1. 新規就農者と農業振興について

2015年の農業センサスによると、全国の農業就業人口は209万人で、前回の5年前261万人対比で20%減少しているとのことです。休日農業や趣味の農業とは別に、地域の農業の維持発展のためには、中心的担い手として専業の認定農業者や新規就農者が一定数必要であるのは自明のことです。当町の新規就農者の確保に向けての取り組みについて質問します。

#### イ. 新規就農者数について

坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、現状値が年2人であるのに5年で25人増やすという目標値は、近隣の市町村に比べても私には随分高いハードルに思います。どのような根拠に基づいた数字なのか、お尋ねします。

ロ．新規就農者支援補助事業について

これは、本年度からの新しい事業と伺っています。新規就農者数の拡大を図っての事業と思いますが、この事業の内容について説明を求めます。

ハ．農地確保の見通しについて

仮に5年間で25人の新規就農者が誕生したとして、その人たちが農業で生活していくための基盤である農地が確保できるかという問題があります。そのために26年度より農地中間管理機構（農地集積バンク）が発足したと思うのですが、坂城町ではなかなか利用が進んでいないと聞いています。利用を促進させるための方策と、その見通しについてお尋ねします。

もう一つ、農地の流動化に関してですが、昨年、産業振興課長から耕作放棄地に対する固定資産税の課税強化によって、貸し渋りが是正され中間管理機構が機能し、農地の流動化が加速するという見通しを伺いましたが、山崎新課長の見解をお聞きしたいと思います。

1回目の質問は以上です。

**町長（山村君）** ただいま、小宮山議員さんから1としまして、新規就農者と農業振興について、またイからハまで、ご質問を賜りました。私からは、新規就農者と農業振興全体についてお話を申し上げまして、おのおの詳細につきましては、担当課長からお話しさせます。

坂城町では、これまでも農業振興に向けて農業委員会、農業支援センター、JA、県などの関係機関と連携しながら農産物の生産振興を初め耕作放棄地の解消と活用、農産物加工による高付加価値化、農産物等地域ブランド化事業補助金制度により、新商品開発の支援、ブランド化などを進めてまいりました。また、まち・ひと・しごと総合戦略においては、安定した雇用の確保と多様な就業機会を拡大することを基本目標の一つに掲げました。

雇用に関しましては、大きな受け皿となっている製造業の安定した雇用を確保するとともに、地域資源を生かした農業、観光や地域で必要とされるサービスを創出することで町内における就業機会を広げていくことを目指しております。

ご質問の新規就農者につきましては、農業従事者の高齢化、後継者不足に対応するため、その確保と育成が必要不可欠であります。そのため、町では、青年就農給付金や無利子融資制度などの支援策を活用しながら、新規就農者の支援に努めてまいりました。また、今年度から家賃の一部を補助する新規就農者支援制度を新たに設けたところであります。

今後も、定年を迎える方が次のライフスタイルとして、農業を選択していただくことや、UIJターンによる定住を検討している方が、坂城町を選択していただき、円滑に就農できるような環境整備に努めてまいりたいと考えております。町といたしましては、県の就農里親制度に

よる里親登録の推進やJAとの連携によるアグリセミナーの開催、就農相談の実施など関係機関と連携を図りながら新規就農者の確保に向けた施策を展開してまいります。以上です。

**産業振興課長（山崎君）** 最初にイ．新規就農者数について、ご答弁申し上げます。

町では、地域農業の維持発展や、産地体質強化、地域資源を生かした新たな産業創出のため、新規就農者の確保育成を目指しております。その中で、総合戦略では新規就農者の確保の数値目標を平成31年度までに25名確保するとしております。これは、学卒者やU I Jターンなどの若年層の就農者のみならず、定年帰農者など、これまで他産業に従事していた方が農業へ参入し就農するなど、多様な形態での新規就農を想定する中で、25名という目標設定をしているものでございます。

新規就農者の定義につきましては、農家世帯員であり直近の1年間の生活が学生やほかに雇われて勤務が主であった方が、自営農業への従事が主になった方や、過去1年間に新たに法人等に常雇いとして雇用されることにより、農業に従事することになった方、また過去1年間に土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した方とされております。したがって、これまで他産業に勤めていた農家世帯の子弟が、Uターンにより農業経営に参画する場合もこれは新規就農者となります。

新規就農者につきましては、ちくま農協や農業委員さん等にもご協力いただく中で、就農者の掘り起こしや情報提供を踏まえ、関係機関による営農支援、各種補助制度などを有効活用し、支援に努めてまいりたいと考えております。

続きましてロ．新規就農者支援事業の概要と要件につきましては、ご答弁申し上げます。

先ほどご説明申し上げました総合戦略上の目標を踏まえまして、新規就農者を確保し円滑な就農を促進するため、町では今年度から新規就農者の方を対象に、新規就農者支援事業を開始いたしました。これは、経営基盤が脆弱な新規就農者に対して、住居助成と農機具等購入助成を実施する内容となっております。

住居助成につきましては、町内の賃貸住宅に居住する新規就農者に対し、最長5年間賃借料の2分の1、月額上限2万円以内を補助するもので、町で実施しております空家バンク登録物件にお住まいの場合は、月額上限額を3万円としております。また、農機具等購入助成は、1回の購入額が20万円以上の農機具や施設等、営農上必要な物品の購入に対して、購入額の3分の1、上限額20万円以内で、1回に限り補助する制度でございます。補助対象者の条件は、おおむね65歳未満の農業経営開始から5年以内の新規就農者で、事前に認定農業者または認定新規就農者の認定が必要になります。

次にハ．農地確保の見通しについて、ご答弁申し上げます。

農地中間管理機構は、農地中間管理法に基づき農業振興地域において、担い手への農地集積、集約化を推進するため、機構が農地を借り受け、法人や大規模経営者、新規就農者などにまと

まりのある形で農地を割り振ることを目的に平成26年度に全国で事業が開始されました。

坂城町でも事業開始以降、広報、チラシの配布等を通じ事業のPRに努めてきたところであり、農業委員の皆さんによる遊休農地活用のための意向調査の際には、貸し出しの意向を確認するほか、個別に制度についての説明をさせていただいてきております。現在、坂城町では12名の借り手の申し出がございますが、貸し手が2名という状況であります。当町で事業が進まない理由といたしましては、土地所有者が自身の財産である農地を新たに中間管理機構に登録し、面識のない農業者に割り振られ、長期にわたり貸し付けられるということに抵抗感があるということが大きいと思われまます。

また、当町の規模では、認定農業者等担い手間における横の情報交換の中で農地の集積が進んでおり、あえて中間管理機構の制度を経ることにメリットが少ないということもあろうかと思ひます。加えて、農地中間管理機構の制度設計が、大規模な稲作地帯をモデルとしているため、稲作の盛んな地域では機構の仲介によるマッチングが進み、長野県に多く見られる中山間地に果樹農園が点在する地理条件においては、動きが鈍いという傾向もあるかと思ひます。

しかし、当町も規模は小さいながら中之条・南条地域の千曲川右岸、上五明地域の稲作地帯を中心に稲作地帯があります。また条件つきではありますが、貸し付け期間に5年が加わるなど、制度も各地域の営農環境に合うよう柔軟な運用が可能となつてきております。高齢等の理由により離農される方の情報をいち早く把握するほか、まずは昨年度の意向調査の結果を踏まえ、農地をお持ちの方に制度の理解を求めながら、農業委員会、中間管理機構、農協等と連携し、貸し手の掘り起こしを中心に事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、遊休農地の課税強化について答弁申し上げます。

遊休農地の拡大を防止し、農地経営の規模の拡大等による農地利用の効率化及び高度化を図り、農業生産性の向上に資するため、農地所有者に対し、農地中間管理機構との協議を勧告した農業振興地域内の遊休農地を対象に、固定資産税の課税が強化される税制の改正が行われました。通常、農地の固定資産税の評価額は、売買価格に修正率0.55を乗じて算出されておりますが、課税強化の対象となる農地は、農地を農地として活用していないことから、収益修正がされず税額として通常の約1.8倍となります。

課税強化に当たっては、農振農用地内にあること、遊休農地となっていること、農地中間管理事業の規定に定められた農地中間管理権を取得する農地の基準に適合していること、農地中間管理機構に対する貸し付けの意思がないことという全ての要件を満たした場合となります。すなわち、課税強化が適用されるのは、機構の借り受け状況を満たしているにもかかわらず、機構に貸し付ける意向を表明せず、なおかつ自身で耕作を行わないなど、遊休農地を放置している場合に限られます。

このことから、耕作放棄地に対する固定資産税の課税強化によって、農地の流動化が進むか

というご質問でございますが、当町においては課税強化の適用となる農地はそれほど多くはないとも考えられますが、現時点では影響がどのようになるか、見通すことは難しいものと考えております。また税の公平性の問題もございますので、遊休農地に対する課税強化の運用には、他市町村の動向を注視しながら地域の実情等を十分考慮し、研究してまいりたいと考えております。

**4番（小宮山君）** 新規就農者数の目標値のことについてですが、定年帰農をこれからカウントするということですが、今まで過去五、六年において、坂城町で新規就農者で定年帰農で新規就農された方は何名おられるでしょうか。

**産業振興課長（山崎君）** 定年帰農の数でございますけれども、これにつきましては今までカウントしていた新規就農者の中では把握をしてございません。そこにつきましては、新規の定年帰農の方の把握につきましては、はっきりした手段がないため、例えば農協の生産部会への聞き取りですとか、そのような形でやるほかに手段がないと考えられますので、今までについてはなかなか把握ができない状況でございます。現在のところ正確な数字について把握はしておりません。以上でございます。

**4番（小宮山君）** 少なくとも、過去五、六年の統計で見ますと、若年青年新規就農者は、約、今10名ほどいらっしゃるようですが、定年帰農者の新規就農者は今のご答弁でゼロ人ということだと思います。それで今までゼロ人だったのが、これからその定年帰農も加えて25人確保するというのは、いかがなものか。努力していただきたいとお願いいたします。

次に、新規就農者支援事業補助金の交付についてなんですけど、今、ただいま現在、この対象者、補助対象者は何名おられるでしょうか、お尋ねします。

**産業振興課長（山崎君）** 今年度から始めましたこの制度でございますけれども、現在のところ1名（同日「10名程度」の訂正あり）が予定されてございます。

**4番（小宮山君）** 補助対象者が1名というのは、非常に、せっかくの新規事業であるに対して、補助対象者が1人というのは余りにも少な過ぎると思います。この対象者を増やしていくことをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**産業振興課長（山崎君）** 先ほどの答弁につきまして、訂正をさせていただきます。補助対象者1名と申し上げましたけれども、1名と申し上げたのは、現在のところ、この補助事業を希望されている方が今のところ1名ということでございまして、補助対象といたしますと10名程度という形になってございます。

それと、この事業について補助の対象者といいますか、事業の活用する人を増やすというご質問でございますけれども、これにつきましては、町といたしましてもPR等をする中で、例えば農協、農業委員会、農業支援センター等と連携しながらその掘り起こしに努めてまいりたいと、そのように考えてございます。

**4番（小宮山君）** 訂正なされましたが、私の考えでは1名で正しいと思います。補助対象者の断り書きに「おおむね65歳未満で農業経営開始から5年以内の新規就農者及び新規就農見込みの者」とありますが、その注意書きというかただし書きで、「事前に認定農業者、認定新規就農者の認定資格が必要となります」というふうに、「広報さかき」に4月号に書いてあるんですが、認定農業者というのは、今の坂城町の認定農業者の方は、ほとんどがベテランの農業者であります。それから、認定新規就農者というのは、まだ認定されていない新規就農者が約10名ほどいるということだと思います。ですから、今のままでは、補助対象者は希望する人ということじゃなくて、その資格のある者が1人しかいないと思われるんですが、どうでしょうか。

**産業振興課長（山崎君）** ご答弁申し上げます。認定農業者及び認定新規就農者の認定は必要ではございますけれども、これにつきましては、新規就農者を対象にした事業ということでございますので、これについては、町といたしましても認定農業者、認定新規就農者の認定を支援して、なるべくこの認定をしていただくように、坂城町といたしましても認定農業者及び認定新規就農者の増というものは必要なことではございますので、このような認定をとっていただくように支援する中で努めてまいりたいということで、対象者は10名ほどというふうに申し上げました。以上でございます。

**4番（小宮山君）** 今の10名ほどの新規就農者がそこに認定農業者になってもらうということで、それで進めていただけるということですから、それでお願いしたいと思います。

次のテーマに参ります。

## 2. 耕作放棄地解消について

農地中間管理機構が扱う農地は、借り手がつくような農業生産性の高い農地が対象となります。よって、農地としての再生利用が困難なB分類の荒廃農地は、そのままでは中間管理機構が扱うことはありません。そこで、新規就農者の農地を確保するために、またワイナリー形成事業を推進していくためには、耕作放棄地を農地として再生利用すればよいのではないかと。それが絶対必要ではないのかと考えます。そこで質問です。

### イ. 「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業」について

平成21年から平成30年までの10年間の事業だということですが、坂城町ではこの交付金を利用しての耕作放棄地解消の実績は今までどのくらいあったか。また今後、積極的に利用していく予定はあるか、お聞きします。加えて、この交付金だけでは足りない場合、町独自の予算を上乗せして耕作放棄地の解消を加速させていくお考えはあるのかないのか、お聞きしたいと思います。

### ロ. ワイン用ぶどうの圃場について

ワイナリー形成事業を推進していく意味でも、耕作放棄地をワインブドウの圃場にすればよ

いと思うのですが、そうした場合、有望な耕作放棄地は町内のどこにどのくらいあるとしているのか、お聞きします。1回目の質問は以上です。

**産業振興課長（山崎君）** 最初にイ、「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業」についてご答弁申し上げます。

当町の対策交付金の利用状況であります。平成24年度に団体及び個人が各1件ずつ、合計2件、今年度は、個人申請が1件の実績がございます。対象面積につきましては、24年度が68a、今年度は12aという状況であります。

続いて、この交付金活用による耕作放棄地の解消予定などのご質問でございますけれども、この交付金は営農を目的とする耕作放棄地解消支援する交付金でございます。具体的には農業者や団体が実施する農作物の栽培面積確保や、経営規模拡大などの目的を達するために、耕作放棄地を農地に再生する必要がある場合、10a当たり5万円が交付されるものです。また、この交付単価以上に農地の再生に経費がかかる場合は、業者に委託する中での対象経費の2分の1を助成することも可能となっております。

要件といたしまして、対象地が農振農用地であることや、実施主体となる農家が土地所有者でないことが原則となっているほか、農地再生後の営農利用を最低5年間は継続することなどが求められております。そのため、耕作放棄地の農地再生を希望する利用者があれば、その都度事業該当の判断を踏まえ、申請者と協議を重ねながら県に申請を行うわけでございますけれども、町としてもそのような利用者があれば支援をしてみたいと考えております。また、事業上、農振農用地の該当の有無や、作付作物の選定、再生計画の策定、県の予算の兼ね合いなど、事前に検討をする必要もございます。

町単独予算で上乗せでございますけれども、現状では非常に難しいものと考えております。

続いてロ、ワイン用ぶどうの圃場について、ご答弁申し上げます。

ワイン用ブドウの圃場になり得る耕作放棄地はどこかのご質問でございますけれども、植栽される品種や土壌によっても観点が異なりますが、ブドウの単作地帯であり栽培適地でもある現在の試験圃場周辺が候補の一つであると思っております。

続いて、ワイン用ブドウの栽培面積についてのご質問につきましては、今後、栽培を希望する生産者の意向や今後の動向にもよりますので、現時点では一概に申し上げることは難しいと考えてございます。町といたしましては、ワインぶどう産地化補助金等の助成事業を通じ、ワイン用ブドウの圃場拡大に向け支援を実施してみたいと考えております。

**4番（小宮山君）** せっかくの耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業というのが、平成21年度からあったにもかかわらず、合計、今合わせても1haに満たないというのは、非常に寂しい限りです。普通の方、普通の方というか私もですけども、これ知らなかったです。振興課の方のほうから農業者に対して働きかけを積極的にしていただきたいということを要望してお

きます。

それと、ワイン用ブドウの圃場、栽培面積についてですが、同じような方向を目指している坂城町のワインブドウの産地化、6次産業化ということを目指している、ほかの近隣市町村、もちろん広域特区の8市町村は全て入ると思うんですが、その中でもとりわけ東御市とかそれから千曲市とか、あるいは北信のほうですが、高山村とかというのは、総合戦略の中にワイン用ブドウ産地化の促進ということで、目標値が設定されております。K P I のことです。坂城町の総合戦略には、その圃場に関しては何も無いのですが、それは一体どういうところからでしょうか、お聞きします。

**産業振興課長（山崎君）** 総合戦略に数値目標がないというご質問でございますけれども、それにつきましては、現在のところ数値目標について、不透明といいますか面積について、経過につきまして不透明でございますので、設定をしていなかったということでございます、この総合計画につきましては、見直しをしていくということも織り込まれておりますので、必要があれば、それについても数値目標として盛り込んでいくことも必要ではないかというふうに考えているところでございます。

**企画政策課長（柳澤君）** まち・ひと・しごと総合戦略の中でのK P I の状況でありますけれども、それぞれの市町村ごとに独自にK P I という部分を設定をしているところでございます。当町につきましては、さまざまな要件を考える中で、当面のところ、ワイナリーの操業の支援数と、それから本数について目標設定をしているところで、そのようなところでの検討を加えた結果としまして、圃場の部分につきましては、K P I の設定はいたさなかったということでございます。

**4番（小宮山君）** 一昨日の信濃毎日新聞でしたか、東御市の耕作放棄地を解消して、ワイナリーの栽培面積を広げる記事が出ていました。御堂地区というところで今後30ha、そこをワイン用ブドウの圃場にするということでした。圃場の確保がなくて、もともとさかきワイナリー形成事業というのは、耕作放棄地の解消対策としてワイン用ブドウの産地化、6次産業化ということをやっていたと思うんです。であれば、栽培面積を増やさないことには、ワイナリー形成事業自体が成り立っていかないのではないかと考える次第です。

坂城町では荒廃農地が176ha、約あります。農振農用地だけでも105haありました。営農地パトロールの結果を集計しましたところ105haありました。だから、そのワイン用ブドウの圃場のみならず、先ほど申しました25人の新規就農者の農地確保といった点でも、より積極的に荒廃農地の解消に取り組んでいただきたいと考えます。次のテーマもありますので、以上です。

### 3. ワイナリー形成事業について

まず、質問に入る前に、冒頭で触れた議会報告会の際に、参加者の方々から出された質問、

意見の主なものを町の声として10項目に私がまとめて紹介したいと思います。わかりやすいように①、②という言い方でございます。

①ワイナリーをつくるのはいいが、一部の人がだけでやっていて、町民の中には盛り上がるの機運がない。

②ワイナリー事業に投資した税金が回収できるか心配だ。

③ワインについて行く行く町でどういうことをやろうとしているのか、ブドウ農家のほとんどは知らない。青写真が出されていない。初めのころあった法人化にもならない。

④担当課の職員が頻繁にかわり、2人ぐらいの素人が来ているけれども、ワインの専門家がいなくて大丈夫か。

⑤地元農家が気になるので何か言うと、我々でやるから言わないでくれと言われる。とんでもない話だ。地域とのコミュニケーションがない。

⑥趣味でやるならいいが、このままだとビジネスとして成り立たないと思う。1次産業なくして6次産業が成り立つわけがない。3月の一般質問でこのような質問があったとき、足りなかったらほかから持ってきてやりますよとの答弁があったが、それじゃあ坂城町の農業の振興にはならないのではないか。

⑦第一に、ワインブドウの団地化をしなければならない。集積をしなければならない。少なくとも10町歩は必要だと思う。候補地として、戌久保、中之条、鼠がある。和平も適地だと思う。集積するために地権者一人一人に当たって歩かないと。

⑧法人でやるのか、個人でやるのか、共同でやるのか、議員には突っ込んだ質問をしてもらいたい。

⑨ブドウは趣味でつくっているのではない。生活のためにつくっている。年金をもらいながら何とか暮らしている。ワインブドウをつくれと言われても、それ相応の値段で買い取ってもらわなければ無理だ。

⑩最後です。ワイナリー形成事業が重点政策になっているが、この町の規模でやっていける見通しがあるのか。今年度予算220万は少な過ぎると思う。

以上、重複は避けて列挙しました。

昨日、朝倉議員が行政と町民の間に相当のギャップがあるんじゃないかという意味のことを述べられておりました。別にワイナリーのことに限らないんでしょうが。今、この10項目を読み上げながら、それを思い出します。意外に思われるかもしれませんが、ワインブドウの産地化を前提としたワイナリー形成事業であるならば、その成功を私は願うものであります。その立場で次の質問イから質問いたします。

イ、「ワイナリー形成推進事業検討委員会」について

今までのワイナリー形成事業検討委員会がもととなるようですが、新たに推進という言葉

加えた推進事業検討委員会が立ち上がるそうですが、それはいつごろになるのでしょうか。構成メンバーはどういった方々なのでしょうか。そして、その会の役割は、どのようなものなのでしょうか。

ロ. 巨峰ロゼワインについて

巨峰ロゼワインの2016年の委託醸造、販売の予定本数はどのくらいでしょうか。スパークリングも含めてお願いします。

ハ. 試験圃場について

試験圃場で収穫したブドウを原料とするワインの委託醸造販売は、いつからどんな種類をどのくらいの本数にする予定か。また、試験圃場自体の利用権は2年後には2人の担い手に移転されるのか、お聞きします。1回目の質問、以上です。

**企画政策課長（柳澤君）** ワイナリー形成事業につきまして、順次ご答弁申し上げます。

ワイナリー形成事業につきましては、これからの産業を考えたときの次のステップとして、ワイン産業の創出による6次産業化とあわせ、町の活性化などを目的といたしまして、平成23年度に町内企業、商工会、農協、農業生産者、町農業支援センター、長野農業改良普及センターなど、関係の皆さんで構成する検討会を開催し、試験圃場の概要、担い手の選定及び生産者への支援内容等を検討いたしました。

平成24年度につきましては、ワイン用ブドウの品種適性の実証と栽培技術の修得などを目的といたしまして、四ツ屋地籍に2カ所の試験圃場を設け、農業支援センターとともに公募により選考した担い手2人などと連携し、サントリーワインインターナショナル株式会社の技術指導のもと、ワイン用ブドウの栽培管理などの事業を進めてまいりました。

また24年10月には、住民の皆さんにワイン文化の浸透を図る目的として、商品化いたしました地場産のブドウを使用した巨峰ロゼワインについて検討会構成メンバーを中心に検証と評価をいただいたところでございます。現在は、このロゼワインとスパークリングワイン2本が柱となっているところでございます。

イの「ワイナリー形成推進事業検討委員会」についてでございます。昨年度に策定いたしました坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の重点プロジェクトとして位置づけられております本事業につきましては、PDCA、6次産業化に向けた計画策定、推進、点検・評価、改善のサイクルを行うことにより、事業スケジュールに沿って進めていく予定でございます。これまでの検討会メンバーを中心に構成メンバーを検討し、早い時期にワイナリー形成推進事業検討委員会を組織いたしまして、6次産業化を見据えた調査・研究などの今後の取り組み、ワイナリー操業に対する支援策など、ご検討いただきまして、この事業を推進していく計画でございます。

次に、ロ. 巨峰ロゼワインについてお答え申し上げます。今年の予定販売本数でございます

が、販売しております株式会社坂城町振興公社によりまして、現在のところ正確な本数につきましては、今のところ決定していないという状況でございます。巨峰ロゼワインにつきましては、2014年産により720mlのフルボトルと360mlのハーフボトルの2種類を株式会社振興公社より販売してまいりましたけれども、今年度の委託醸造を考える中で、種類や本数の見直しの検討もなされているところでございます。

また、これまでもブドウを提供していただいております生産者の方につきましては、昨年度と同様に今年収穫になるブドウの供給についてお願いをしているとのことですが、気象条件などによりましては、予定している収穫量を確保できるか心配な部分もあると聞いております。秋の収穫の際には、ブドウの収穫量から生産本数を見込むことが可能になると思われますが、フルボトルとハーフボトル2種類の販売についての見直しも含めまして、今後検討していかなければならないということでございます。

続きまして、ハ、試験圃場についてでございます。試験圃場で栽培管理を行っておりますワインブドウにつきましては、苗木の定植後3年目となりました昨年秋に醸造できる一定量を収穫することができましたので、サントリーワインインターナショナル株式会社に試験醸造を委託しました。分析・評価を行っていただくとともに、今年2月にはこれまでの検討会構成メンバーを中心に、さらに広く関係者の方々にお集まりいただき、懇談会及び試作品の試飲会を開催し、ご意見や感想などをいただいたところでございます。

試験圃場の管理につきましては、今年度につきましても、引き続き同社の技術指導のもと、農業支援センターを中心に担い手と連携し、実証実験として栽培管理を行っているところでございます。実証試験につきましても、幾つかの段階があろうかと存じますけれども、試験醸造といった段階での今年度の予定といたしましては、苗木定植後3年目を迎えます白系ブドウのシャルドネとピノ・ブランの2種類につきまして、初の収穫が見込まれますことから、昨年度と同様に委託をいたしまして、今後の商品開発等を見据える中でブドウの分析及びワインの品質評価をお願いする予定でございます。

次に、実証試験での商品開発といった段階での今年度の予定といたしましては、4年目となります白系ブドウのソーヴィニオン・ブランとリースリング、そして赤系ブドウのカベルネ・ソーヴィニオンとメルローにつきまして、昨年の試験醸造の実績を踏まえまして、委託醸造を予定しているサントリーワインインターナショナル株式会社の指導のもと、ブドウの品質及び収穫量に応じて販売を視野に栽培管理を進めているところでございます。

販売につきましては、現在、巨峰ワインの販売を取り扱っております株式会社坂城町振興公社を予定しているところでございますが、販売本数につきましては、収穫量によっても左右されるところでございます。現時点で想定されますのは、定植後4年目の4種類のワイン用ブドウのうち、比較的多く収穫が見込めるカベルネ・ソーヴィニオンとソーヴィニオン・ブランの

2種類を使用した場合、750mlのワインにしまして赤と白の合計であります、約千本ができるのではないかと考えております。この2種類をメインにほかの2種類をブレンドする方法も選択肢としてございますし、気候条件などの影響によります栽培状況による収穫量の増減もございまして、栽培の状況を確認する中で委託醸造先に助言をいただきながら最終的な商品化の本数を決定してまいりたいと考えております。

なお、販売時期につきましても、収穫からの醸造期間、醸造後の熟成期間などを考慮する中で、こちらも委託先と相談しながら決めていく考えでございますけれども、おおむね来年の春ごろには販売できるのではないかと見込んでいるところでございます。

試験圃場におきます栽培管理につきましては、平成25年度に拡張いたしました今年、定植後3年目となります第1圃場の一部分を除きまして、今年度で4年目を迎えております。現在の予定では、拡張部分以外につきましては、平成29年度まで実証実験を行う予定で、農業支援センターが土地を借りている状況です。農業支援センターサイドの手続きも必要となりますので、今後の利用権移転等につきましては、現段階では未定でございます。

今後、6次産業化を見据えましたワイナリー形成事業の計画策定をしていく中で、農業支援センターも含め利用方法等決定をしていく考えでございます。

**4番（小宮山君）** 試験圃場から今年とれたブドウを原料とした委託醸造及び販売というのは、今年度から始めるということでしょうか。これ確認、まず確認させてください。

**企画政策課長（柳澤君）** 販売という部分でございますけれども、先ほども申し上げましたが、実証試験での商品開発といった段階での販売という状況になります。委託につきましては、28年度、本年度から行ってまいりますけれども、販売という部分につきましては、来年の春ごろということになりますので、28年度の後半もしくは29年度に入ってからということをご今のところ考えているところでございます。

**4番（小宮山君）** この坂城町まち・ひと・しごと総合戦略では、ワイン委託醸造、販売の時期について、確かに2016年度、今年ですね、平成28年度となっております。ところが、この実施計画ですが、今年の1月に出されたやつですが、ここではさかきワインの委託醸造、販売は、平成29年度、2017年度、来年からということになっておりますが、どちらが、総合戦略のほうが正しいのでしょうか。それとも実施計画のほうが正しいのでしょうか。お答えを願います。

**企画政策課長（柳澤君）** 総合戦略、実施計画の販売時期につきましては、先ほど申しましたけれども、委託醸造先と相談をする中で、時期がずれる状況が想定されます。極力早い段階での販売できる見込みと、それからやや熟成期間を置かなければいけない段階というような重複期間がありますので、そのような表記がされている状況で、いずれの段階につきましても、28年度の後半もしくは29年度からというところで、いずれの表記についても適用ができる

というふうに考えているところでございます。

**4番（小宮山君）** それは全くもって納得できる答弁ではございません。販売がいつごろになるか、28年度中なのか29年度にずれ込むかということを知っているのではありません。委託醸造自体、行く行くは販売ですが、委託醸造自体を今年からやるのか、来年度からやるのかということに関して、総合戦略と実施計画では違いがある、このことを問題にしているわけです。

つまり、計画、物すごくありますね、いろいろ。いろいろ計画あります。それから検討委員会なんていうのも、検討委員会の名称についてもですが、さかきワイナリー形成事業というふうに言われていたのが、つい最近からはそこに推進が入りましたよね。実施計画とか坂城町長期総合計画後期5カ年計画では、相変わらずさかきワイナリー形成事業ですけれどもね、だけど、この総合戦略から急に推進が入りましたし、検討会の名前にも推進が入ったんですが、推進という言葉が入ったのと入らないのと何が違うのかということもお聞きしたいんですが、それはともかくとして、とにかくいろんな団体、いろんな名称、いろんな計画が、いろいろありまして、一生懸命理解しようとするんですけども、私、わからないんですよ。ましてや、そのつもりで調べたりする私がわからないから、一般の町民の方々わからないです、これ。その一つのわからない、その証左としてこの計画の立て方のずれ、はっきり言うとずさんさがあると思います。それはお認めになられるでしょうか。お尋ねします。

**企画政策課長（柳澤君）** ワイナリーの形成の推進事業につきましては、町の活性化、産業振興、そして移住・定住に必要な事業展開と位置づけております。こういったことで計画を立てまして事業を推進していくということでございます。決してずさんな計画を立てているわけではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

**4番（小宮山君）** ずさんだなんて、ちょっと失礼なことを申し上げました。それは撤回します。この計画のずれはどう説明なさるか、もう一度お聞きします。

**企画政策課長（柳澤君）** 計画のずれという部分でございますけれども、実際のところ、販売の時期につきましては、両方がとられる、28年度の末ということ、それから29年度にもずれ込むということから、いずれのところにも出てくるということで計画の策定をした状況となっております。

**4番（小宮山君）** 販売の時期じゃないんです。委託醸造をする年度のことをお聞きしています。

**企画政策課長（柳澤君）** 委託醸造の開始につきましては、平成28年度で進めてまいります。

**議長（塚田君）** 以上で、小宮山定彦君の質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時31分～再開 午前 9時41分）

**議長（塚田君）** 再開いたします。

次に、6番 滝沢幸映君の質問を許します。

6番（滝沢君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

まず、いよいよ本年は18歳選挙元年として坂城高校生を議会に迎えるという町議会始まって以来の歴史的な出来事であります。町でも主権者教育の一環として、選挙管理委員会事務局職員により、出前授業がなされました。私たち地方議会と自治体は身近な問題に少しでも関心を持っていただき、若い皆さん一人一人の声が町政、県政、そして国政へと反映されるよう、説明責任を果たさなくてはなりません。さらに、昨日と本日、傍聴された高校生の中には、我が町の将来を担ってくれる人材も必ずいるはずです。その意味でも、今回、各関係部局におかれましては、わかりやすい答弁をお願いするところであります。

昨年12月議会で、私は災害と防災で、災害対策本部立ち上げの基準を質問いたしました。降雪50cm程度、震度5弱以上で災害本部立ち上げと答弁がありました。ただ、ハザードマップに際しましては、当時見直し中で、ようやくここに来て改訂版の完成が見えてきたとのことであります。その改訂版ハザードマップにより、さらに地域防災計画の見直しを図られることを望んでおります。今回は、対策本部立ち上げ後の対応について取り上げます。

さて、このたびの熊本・大分地震では多くのとうとい命が失われ、けがをされた方も多数で、今も家の倒壊、余震により熊本県で147避難所に6,900名、益城町でも15避難所に2,130名余りの方が避難生活を送られております。工業、農業、商業、ライフライン、インフラ、文化財にも甚大な被害が及び、その額は阪神淡路大震災に迫るとの試算も出されております。間もなく2カ月を迎え熊本の震災もようやく仮設住宅への入居が始まり、一日も早い復興を願うところであります。

私たちは、国内でたびたび起こる甚大な災害から、そのたびに多くのことを教訓とし学ばなければなりません。このたびの熊本地震災害に際しましても、熊本市長は、今までの災害を自分のこととして捉えられなかったとのコメントがありました。私の30年来の友人も市内で家屋倒壊の被害を受け余震の恐怖の中、つらい避難所生活を続けており、まさか自分の身に起こるとは考えもしなかったと語っております。

また、全国から各関係機関の支援の手が差し伸べられた中、長野県日赤医療団も全国どこでも災害により被災する可能性があり、各自治体は支援を受け入れる体制づくりが重要であると述べておりました。ぜひ当町も山村町長初め、町職員、関係機関の皆様には、今回の災害が我が町、自分の身に起こったことと受けとめられ、万が一に備える体制づくりを早急に願うところであります。

災害発生から復旧、復興までは課題、難題が山積みで、本日時間内で全てを取り上げられませんが、報道等で問題になった事案も含め、町の対応をお聞きします。今回は、この1点に絞り質問いたします。なお、昨日の塩野入議員、塚田議員と内容が重複する質問がありますが、

ご了承ください。

1. 災害と防災について（その2）

次のイロハニホ、計21項目につきまして一括質問をいたします。

イ. 建物の耐震化について

2点質問いたします。

1、町内住宅・工場の耐震化の状況は。町でも無料耐震診断を実施していますが、実績と耐震化の状況はどうでしょうか。

2、シェルタールーム設置へ補助の考えは。これは既存の住宅の寝室部分など、耐震シェルターとして改築が可能ですが、今後、補助等の考えはどうでしょうか。

ロ. 避難所について

このたびの震災は震度7が2回にわたり発生し、余震も長く続くという今まで経験のない災害であります。多くの住宅、庁舎、避難所も被害を受け、被災者の受け入れにもかなりの混乱がありました。当町でもし同規模の地震が発生した場合、1万数千人の町民の受け入れが可能なのか、非常に不安があります。つきまして、次の3点につきまして、質問いたします。

1、公民館を含め避難所に指定されている施設の耐震化は、また想定している地震の規模は。

2、町内避難所数と最大何人の避難者の受け入れが可能か。また収容キャパをオーバーした際の対応は。

3、災害用マンホールトイレ設備の状況はであります。

ハ. 災害時の対策は

避難所の運営、被災者支援等も多くの問題提起がありました。続く余震の恐怖で家に帰れない方、乳幼児のいる家族、ご高齢の方、障がい者の方、ペット連れの家族、プライバシー問題、長く続く避難所生活での関連死、車中泊でのエコノミークラス症候群等々、全てのライフラインが途絶えた中で、先の見えない不安は想像することも困難であります。

地震による災害時は、多くの町民が被災するわけです。その混乱の中、町職員だけでは到底対応できるものではありません。いち早く関係機関に救援と支援の要請をする必要があります。困難な道のりではありますが、被災者に寄り添い、安心・安全で少しでも快適な避難所のあり方と一日でも早くもとの生活に戻るよう、環境の整備が求められます。そして今後、それらを想定した訓練も必要と考えます。その対策につきまして、下記10項目、質問いたします。

1、職員手配の手順は。また町内外関係機関への支援・協力要請、体制は。

2、災害時、婦人消防隊の役割は。さきの議会報告会でも出た件です。各区とも高齢化が進み、活動、役割の見直しが必要と考えます。

3、救援物資受け入れ態勢と方法は。

4、ボランティアの受け入れ態勢と方法は。

5、備蓄食料、飲料水の種類・量の見直しを。昨年12月議会の答弁で1,600人の2日分、9,600食分と飲料水1.5リットルペットボトル6,400本の備蓄とありました。このたびの災害を想定した場合、とても足りる量ではありません。種類と量の見直しを図っていただきたいところであります。また、今後、災害発生時の災害支援物資対応のためにもアルファ米の備蓄も必要と考えます。

6、被災弱者に配慮した避難所運営、被災者への各種ケアの対策は。

7、町内スーパー・コンビニエンスストアとの物資供給等の協定は。

8、町内の湧き水・井戸水の安全性は、また何カ所あるか。各地で水不足が指摘されました。地震で水源が変わるかもしれませんが、応急的な対応として、安全面を含め、どこまでの範囲で使用可能かお尋ねします。

9、仮設住宅・みなし仮設住宅の対応は。6月7日の朝刊で、県内17市町村が応急仮設住宅候補地未定との報道がありました。当町の場合、どこの土地にどの程度の仮設住宅が可能か、また町営・民間のアパートがみなし仮設として可能か、お尋ねします。

10、避難所訓練の実施を。昨日、総合防災訓練に避難所運営を想定した訓練実施とのご答弁がありましたが、できれば各区から人員を募り、ライフラインのない中、一晚の避難所体験も提案いたします。その経験から見えるもの、必要なもの、足りないものの状況が把握できるのではないのでしょうか。

## ニ. 義援金について

これまで多くの災害では、全国的にまた海外からも支援が広がり、ボランティアで参加という方も多くいらっしゃいます。義援金での支援は直接被災者の手に届けられるということで、今後もその重要性和必要性は増してきます。多くの町民ができる範囲で薄く広く共助の心を持ち、その輪がさらに広がることを期待いたしたいと思えます。つきまして、次の3点につきまして質問いたします。

1、これまでの主な災害での義援金の実績は。

2、義援金が被災者に届くまでの流れは。

3、ねずこん募金の開設を。これは今後の災害地の募金名をねずこん募金として、多くの方に親しみをもち支援いただければとの思いです。SNSでも、ねずこんのサイトがあるわけですから、広く周知できる可能性もあります。

## ホ. 災害情報の発信について

1、各自主防災会との情報収集のための防災行政無線導入は。

2、LアラートとJアラートの違いと運用は。

3、熊本・大分地震、またこれまでの災害を受け、町民に呼びかけたいことは。大規模災害時、公的機関の救援の手はすぐには届きません。まずは一人一人が命をつなぎとめること、そ

して安否確認、また被害状況の把握は迅速で正確な情報伝達が求められます。その中で自主防災会、地元消防団の果たす役割は大きいものがありますが、私たちは家族・地域の中でどのような対応が必要でしょうか、お考えをお示しください。以上、ご答弁お願いいたします。

**町長（山村君）** ただいま滝沢議員さんから災害と防災についてということで、21項目にわたり多岐にわたるご質問をいただきましたので、私とそれからあと担当課長で順次お答え申し上げたいと思いますが、私からは、ハの災害時の対策のご質問の中の町内スーパー・コンビニエンスストアとの物資供給等の協定は、並びにホの災害情報の発信についてのご質問の中の、熊本・大分地震、またこれまでの災害を受けた町民に呼びかけたいことについてはお答え申し上げます。

まず、大地震等による大規模災害発生時には、ライフラインや情報通信網の途絶、町庁舎や公共施設の損壊、あるいは職員の負傷などにより町単独では、多岐にわたりかつ膨大な応急復旧活動を満足に遂行できないという事態が生ずることが想定されているわけでございます。このような事態を考慮しまして、町では物資の供給、医療救護、情報伝達、人的支援等の各種応急復旧活動についての応援協定をほかの自治体や民間事業者等と締結しております。

まず、県内市町村間では、災害時相互応援協定が締結され、有事の際には食料、飲料水、資機材、医薬品や人的な派遣などの相互応援体制をとることとしております。さらに、県内の消防本部間の中でも相互応援協定を締結し、消防応援、救助・救急応援等を互いに行う体制づくりがされております。また、千曲医師会とは医療救護についての協定を締結し、災害時には医療救護班の派遣要請を行い、被災者の医療救護活動をしていただくことになっております。

そのほかにも、郵便局からの被災町民の避難先や被災状況等の情報提供、JAちくま、生活協同組合コープながのによる食料、飲料水の供給、町建設業災害防止協会による資機材調達や応急処置の場所の確保、北陸コカ・コーラボトリング株式会社及びサントリービバレッジサービス株式会社との自動販売機内の飲料水の無償提供、県LPガス協会等との災害発生時の緊急点検、仮設住宅及び避難所へのガス供給、県石油商業組合等との避難所への石油類の優先供給など、各種の応援・協力協定を締結しており、官民一体となり有事の際に対応できる体制を整えているところでございます。

ご質問の町内スーパー、コンビニエンスストアとの物資供給協定でございますが、現在、長野市を中心とする長野地域連携中枢都市圏では、大手コンビニエンスストアとの物資供給協定に向けての検討を重ねているところでございます。今後は、この検討の中で具体的な手法や問題点を確認し、各市町村とコンビニエンスストアとの物資供給協定の協議調整を進めていく予定でございます。また、町内スーパーとの物資供給協定につきましても、今後関係業者と協定に関する協議を進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、熊本・大分地震、またこれまでの災害を受け、町民に呼びかけたいことでございます

が、坂城町において町全域に災害が及ぶ大地震などの大規模災害が発生したときには、先ほど申し上げましたが、庁舎や公共施設の損壊、交通の遮断などにより行政や消防、警察などの公共防災機関が機能しない可能性がございます。このような状況を想定して、被害を軽減するには公共防災機関による公助に加えて、各地区自主防災会を中心とする地域住民相互の援助活動であります共助、そして何よりもみずからがみずからを守る自助が大変重要でございます。町民の皆様におかれましては、町や各自主防災会が行う防災訓練に積極的にご参加いただき、防災に関する意識を高めていただくとともに、生命・財産を守るための知識や技術を身につけていただきたいと思います。

また各ご家庭においては、水や食料の備蓄、懐中電灯やラジオ等の防災用品の準備など、災害に対する備えをしていただくとともに、家具や電化製品を固定する転倒防止対策や食器や本棚などの落下を防止する対策を講じ、ご自分の身を守っていただきたいと思います。また、災害時の家族間の安否確認の方法についても、あらかじめ決めておいていただくようお願いするところでございます。

**建設課長（宮嶋君）** 災害と防災について、イ．建物の耐震化についてから順次お答えいたします。

まず、町内住宅、工場の耐震化の状況はでございますが、ご承知のとおり、国では平成7年1月の阪神淡路大震災の発生により、亡くなられた方の約9割が住宅や建築物の倒壊によるものであったことから、これを教訓として同年12月、建築物の耐震改修の促進に関する法律を制定し、国民の生命・身体・財産の保護を推進しているところでございます。この法律の規定に基づきまして、町におきましても、坂城町耐震改修促進計画を策定し、坂城町地域防災計画や坂城町第5次長期総合計画との整合性を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関しましてより具体的に定めているところでございます。

無料耐震診断の実績につきましては、住宅の耐震診断の調査希望者からの申請によりまして、年間8名程度の診断を行っているところでございます。また、住宅等の耐震化の状況でございますが、昭和53年の宮城沖地震等の被害状況を受け、昭和56年に建築基準法の耐震関係規定が見直されました。この基準は、中規模の地震動でほとんど損傷せず、大規模の地震動で倒壊・崩壊しないことを主眼に設計の見直しをされた新耐震基準となります。この新耐震基準で建設された昭和56年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震改修工事等を行い耐震性を有している住宅を加えますと、平成25年住宅土地統計調査の推計において、町内住宅の耐震化は約69%と推計されます。また、一定の規模を持つ特定建築物の工場等の耐震化の状況につきましては、75%となっている状況でございます。

続きまして、シェルター設置の補助についてお答えいたします。

現在、町におきましては、坂城町耐震改修促進計画を策定し、町内の住宅の耐震化を促進す

るため、国及び県から補助をいただいて、住宅・建築物耐震改修促進事業を導入し、昭和56年以前に建築された住宅の耐震診断及び耐震改修について支援を行っているところでございます。

ご質問のありましたシェルタールーム設置への補助でございますが、このシェルタールームは、地震による木造住宅の倒壊から居住者の生命を守るために、住宅内の一部に木材や鉄骨等で強固な箱形の空間、シェルターを設置し、安全を確保するものでございますが、現在、国の耐震改修事業の対象に含まれておりません。今後、国の耐震改修事業として認められることとなりましたら、事業化を含め検討してまいりたいと考えております。

続きまして、ロ. 避難所について、公民館を含め避難所に指定されている施設の耐震化は、また想定している地震の規模はについて、お答えいたします。

現在、坂城町地域防災計画では、鼠公民館、鼠団地集会所を初め、各区の公民館や集会所等、32施設を応急避難所としているところでございます。この応急避難所の耐震化の状況でございますが、32の避難所中、新耐震基準で設計され昭和56年以降に建設された避難所は、鼠公民館を初め18カ所となります。また、想定している地震の規模は、先ほど申し上げましたとおり、昭和56年に見直された建築基準法の新耐震基準で、中規模の地震動、震度5強程度及び大規模の地震動、震度6強から7に達する程度を想定しております。

続きまして、災害用マンホールトイレ設備の状況についてお答えいたします。

マンホールトイレは、災害時に日常使用している水洗トイレに近い環境を迅速に確保できる特徴があり、避難所等で整備が進められてきておりますが、し尿を流す水源となる施設を組み合わせる整備する必要があり、全国のマンホールトイレの設置基数は、平成26年度末時点で約2万基であり人口比では7千人に1基と、十分な整備に至っていない状況であります。近隣の千曲市では、下水道の整備がほぼ終了していることから、次の取り組みとして下水道総合地震対策計画を策定し国の補助事業を利用して、防災拠点に位置づけられている小学校、中学校へのマンホールトイレ整備に着手されております。今後、全国的にマンホールトイレの整備を進めていくため、国において平成28年3月にマンホールトイレ整備・運用のためのガイドラインが策定されました。

坂城町では、現在下水道未整備区域、南条地区の整備に重点的に取り組んでおりますことから、マンホールトイレについてはまだ整備していない状況でございます。今後は、下水道未整備区域の整備に続いて整備を図っていけるよう、国のガイドラインや近隣の事例も参考にして検討してまいりたいと考えております。

続きましてハ. 災害時の対策は、仮設住宅・みなし仮設住宅の対応はについてお答えいたします。

現在、坂城町地域防災計画の中で、仮設住宅等の確保につきましては、災害によって住家を

失いまたは破損等のために居住することができなくなったものに対して、公営住宅の活用及び応急仮設住宅の建設により被災者の住宅の確保を行うとされております。また、みなし仮設住宅についてでございますが、仮設住宅等の供給が間に合わない場合など、国や自治体が民間の賃貸住宅を借り上げ、被災者に応急仮設住宅として供給するものでございます。

応急仮設住宅候補地の選定でございますが、国等が定める応急仮設住宅建設マニュアルにおいて、敷地面積はおおむね1戸当たり70から100m<sup>2</sup>とされております。また、1戸当たりの規模は、災害救助法において29.7m<sup>2</sup>を標準とし、その設置のために支出できる費用は204万1千円以内とすることと決められております。

応急仮設住宅建設候補地といたしましては、比較的平坦な公共用地等に建設することとなりますので、坂城中学校、3小学校や坂城高等学校の校庭、3保育園の園庭など、町内の文教施設等を候補地として考えており、それぞれの面積に対して1戸当たりの標準敷地面積を勘案いたしますと、おおむね410戸程度が確保できるものと推定しております。

坂城町におきましては、仮設住宅のほかにも現在、空き家となっている公営住宅の活用を図るとともに、災害の状況に応じてみなし仮設住宅の活用や災害救助法が適用となるような災害によっては、県と協力して応急仮設住宅の建設を行うことにより、被災者の住宅の確保を行ってまいりたいと考えております。

**住民環境課長（金子君）** ロ．避難所についてのご質問の中の町内の避難所数及び最大何人の避難者の受け入れが可能か、また収容キャパをオーバーした際の対応はについてお答えいたします。

町地域防災計画では、近年多発している大地震等大規模災害時の避難者受け入れ先として、町体育館、各保育園、各小・中学校、高等学校等10カ所を中核避難所として指定しております。避難所における1人当たりの占有面積につきましては、県では震災当初は1人当たり2m<sup>2</sup>、災害が長引き避難所での生活を余儀なくされる場合には、1人当たり3m<sup>2</sup>という目安を示しているところでございます。中核避難所10カ所の延べ床面積は1万4,473m<sup>2</sup>で、町文化センター体育館については、災害時、物資輸送拠点という位置づけもあり、災害の状況によっては多少の増減がございますが、これを1人当たりの占有面積で割り返しますと、震災当初の避難所における避難者の受け入れ可能者数は約7,200人、また、しばらく避難所生活を余儀なくされる場合の受け入れ可能者数は約4,800人でございます。しかしながら、近年は以前には想定できなかった規模の災害が起きており、避難所の受け入れ可能者数を上回ることも想定した場合には、対応の一つとしまして、各学校や文化センターのグラウンドに応急仮設テントの設置が想定されるところでございます。

災害避難者の対策につきましては、避難所の収容可能人数を超える場合も含め、国や県、近隣市町村の状況や最新の災害データを収集する中で対応してまいりたいと考えております。

次に、ハ、災害時の対策はについてのご質問の中の、災害時、婦人消防隊の役割はについてお答えいたします。

現在、婦人消防隊の隊員数は594名を数え、消防団とともに地域の防災を担っていただいております。実際の火災現場での活動はもとより、まずは家庭の台所を預かる立場から、家庭から火災は出さないという家庭内での役割がございます。また、ひとり暮らし世帯への防火啓発訪問など、日ごろからの予防活動等のほか、各地区において自主防災会や消防団と連携して活動することをお願いしております。しかしながら、ご質問のとおり、高齢化が進む中、各地区においては隊員の確保に苦慮されていることも認識しているところであり、選出していただく隊員数や役割につきましては、今後見直しをしてみたいと考えております。

次に、備蓄食料、飲料水の種類・量の見直しをについてお答えいたします。

非常食につきましては、町地域防災計画における備蓄食料品は、現在クラッカーが9,450食、幼児や高齢者用のおかゆが900食、合計で1万350食を備蓄しており、地域防災計画上の備蓄目標である町民の1割相当の1,600人の2日分を満たしている状況であります。また飲料水につきましては、備蓄目標の6,400本を満たしております。しかしながら、災害は多様化、大規模化し、被災者も乳幼児から高齢者まで幅広い状況となるのが想定されますので、今後は、国の中央防災会議や県の動向、各市町村の備蓄状況体制等を考慮し、例えば、お湯や水を注ぐだけでできるアルファ米等、災害時の備蓄食料として最適なもの、また備蓄する量につきましても、今後検討をしてみたいと考えております。

次に、町内の湧き水・井戸水の安全性と箇所数についてお答えいたします。

湧き水の箇所数につきましては、正確に把握しておりませんが、環境省のホームページには長野県の代表的な湧き水の一つとして、入横尾の桜馬場が紹介されております。しかしながら、水質調査を実施していないことから利用に当たっては、自己責任においてお願いをしているところでございます。また井戸水につきましても、個々の責任において利用いただくものでございますが、坂城町は工業の町であることから、有機溶剤の調査とあわせて畑にまく窒素肥料の汚染実態調査として、町で把握している50カ所の井戸について、水道法に基づく4項目の水質調査を毎年実施し、監視を行っているところでございます。

平成27年度に実施いたしました調査結果では、有機溶剤系の3項目については全て水道法に基づく水質基準に適合しており、窒素系の項目につきましては、47カ所が水質基準に適合している状況でございました。現在の調査は、飲用の可否を前提とした調査ではないことから、今後、災害時等における水不足に対応できるよう、井戸の所有者にアンケート等を実施し、利用を許可いただける井戸について、水道法に基づく基本項目である13項目について調査を進めてまいりたいと考えております。

次に、ホ、災害情報の発信についてのご質問の各区との情報収集のための防災行政無線導入

はについてお答えいたします。

現在、町には昭和58年に導入したアナログ式防災行政無線が町消防団や役場関係機関に35基ございます。平成17年12月の無線設備規制の改正により、現行のアナログ式防災行政無線は、平成34年11月をもって使用ができなくなることが決定しております。このことから、町では現在、防災行政無線デジタル化への移行を検討しているところでございます。各区の自主防災会への無線機配備につきましても、あわせて検討してまいりたいと考えております。

次に、LアラートとJアラートの違いと運用はについてでございますが、まず、Lアラートとは国の災害情報共有システムのことであり、安心・安全にかかわる公的情報など、住民が必要とする情報が迅速かつ正確に伝えられることを目的とした情報基盤でございます。

市町村の災害時の避難勧告や指示、お知らせ等や、国や県の災害・防災情報、通信や電気などのライフライン関連事業者の情報など、公的な情報を発信する情報発信者と、テレビやラジオ、新聞社、携帯会社やネット会社など、その情報を住民に伝える情報伝達者とが、この情報基盤を共通に利用することによって、効率的な情報伝達ができます。全国の情報発信者が発信した災害情報は、地域を超えて全国の情報伝達者に一斉配信できますので、住民はテレビ、ラジオ、新聞、携帯電話、ポータルサイト等のさまざまなメディアを通じて情報を入手することが可能となります。

また、県では国のLアラートへの災害情報の送信が可能となる長野県防災情報システムの運用を4月に開始したところでございます。各市町村がこの県防災情報システムに災害情報を送信することにより、県は集約した各市町村の情報を国のLアラートサーバーに送信します。各都道府県が同様の手順で災害情報を国のサーバーに送信しますので、国のLアラートサーバーには全国の災害情報が蓄積されます。その蓄積された全国の災害情報は、テレビ局やラジオ局、新聞社、携帯電話会社などに国から一斉送信され、住民は災害情報をテレビ、ラジオ、新聞、携帯電話等の媒体を通じて入手するというのがLアラートの一連の流れになってございます。

次に、Jアラートとはでございますが、Jアラートは国の全国瞬時警報システムのことで、弾道ミサイル情報や大津波警報、緊急地震速報等の緊急情報が人工衛星や地上回線を用いて国から市町村のJアラート受信機に送信されるものです。当町では、Jアラート自動起動装置を介してドコモ、au、ソフトバンクの携帯3社の緊急速報メール、さかきまちすぐメール、上田ケーブルビジョンのL字放送等によりその情報を伝えるもので、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達というシステムでございます。

**総務課長（青木君）** ハの災害時の対策はの中の、職員の配置の手順と町内外関係機関への支援・協力要請体制と物資の受け入れ態勢の方法はについてお答えいたします。

災害時等の職員の配備体制につきましては、町地域防災計画の中で、災害の種類によりそれ

それぞれ定められておりますが、地震を想定した対策といたしましては、町内において震度3または4の地震が発生した場合は、まず災害対策本部が設置される前の準備体制として、総務・建設・産業振興課の主査以上及び消防担当職員が参集し、情報把握や連絡活動を行える体制をとることとしております。

また、災害時の状況から必要があると認められた場合は、町内のパトロールを強化し、避難その他の災害の拡大を防止する準備を行う体制として、理事者を初め総務・建設・産業振興課の全職員とその他各課長が警戒態勢をとることとしております。

さらに、震度5弱または5強以上の地震が発生した場合は、災害対策本部が自動的に設置されることとされており、局地的な災害に対して対応する体制として、各課の主査以上の職員が参集し即応態勢をとり、震度6以上の地震が発生した場合は、全職員が参集することとしております。

町内外関係機関への支援・協力要請、体制といたしましては、県内全市町村間で相互応援協定が締結されており、災害時は協力して迅速かつ円滑な対応を図るため、職員、資機材及び物資等の確保や活動方法等の応援態勢をとることとしております。さらに、県内外の消防機関でも消防相互応援協定も同様に締結され、大規模災害の際などは全国消防機関が人命救助活動を行うこととなっております。

また、災害によっては、陸上の道路交通が寸断される場合もあり、被災状況の情報収集や救助活動、負傷者の救急搬送、緊急物資の輸送、人員の搬送等の緊急応急対策が必要な場合は、ヘリコプターの要請を県に行うこととしております。さらに大規模な災害が発生した場合は、町、県だけでは救助に必要な人員、設備等の確保が困難となるため、人命または財産の保護のため、自衛隊の派遣要請を行い、適切な救助活動を行うとしております。また、千曲医師会等とも医療救護に関する協定により、医療等救助活動も行うこととし、対応が困難な場合は、日本赤十字長野県支部の救護班等への要請も行うこととしております。

続いて、救護物資受け入れ態勢の方法はについてお答えいたします。

救援物資の受け入れにおいて、まず、大切なのはいかに被災者のニーズや状況に即した物資の支援を受け入れることができるかということが挙げられると考えております。必要となる物資は、季節や被災者の数、性別、年齢などはもちろんですが、避難の期間によっても変わってきますので、まずは刻一刻と変化する状況を把握し、避難所や自主防災組織などと連携を図る中で、被災者のニーズをつかむことが重要であります。

町といたしましても、こうした状況やニーズに基づき、どんな物資がどの程度必要かを報道機関やホームページ等を通じて明確に広報するとともに、被災状況の変化や受け入れた物資の過不足により募集品目を随時更新していくことが必要と考えております。あわせて、人的・時間的な制約も考慮すると、物資の搬入や搬出はなるべく簡便に行うことが望ましく、保管場所

を直接物資の送付先と明示するなど工夫も必要と感じております。

保管場所といたしましては、中核避難所のうち、物資輸送拠点と役割も担う文化センター体育館が中心となりますが、被災の規模、避難所の数や箇所、物資の量、輸送ルートの被災状況等を考慮する中で、避難場所に指定されていない公共施設や状況によっては民間の施設への協力要請も検討してまいりたいと存じます。

また、物資の管理とともに、被災者への的確な配布に混乱が生じないように、職員だけでは手が足りない場合は、相互応援協定などによる人的支援の要請に加え、ボランティアなども含めた体制についても検討してまいりたいと考えているところでございます。災害に備え、常に危機管理に対する意識を職員全員が持ち、有事の際は災害応急活動が迅速に対応できるようにまいりたいと考えております。

**福祉健康課長（大井君）** ハの災害時の対策はについて、順次ご答弁申し上げます。初めにボランティアの受け入れ態勢と方法はについてお答えを申し上げます。

近年の大規模災害の発生時には、全国からボランティアが被災地の支援に駆けつけ、その復旧、復興に大きな役割を果たしております。一方で、災害発生時の混乱時にボランティアを迅速かつ円滑に受け入れる態勢を整えることは、いまだ課題が残されている状況であります。

当町におきましても、災害時を想定し、いち早い復旧・復興を行うため、町外、県外からのボランティアを受け入れる態勢をあらかじめ整えておくことが必要であると考えております。災害時にボランティアの受け入れ態勢を整えるに当たっては、ボランティアの受け手と担い手を結びつけるボランティアセンターと、両者の要望を速やかに調整する専門的な災害ボランティアコーディネーターの存在が必要となっております。

当町におきましては、現在、町社協にボランティアセンターがあり、災害時もここを拠点としてボランティアの受け入れ態勢を図っていくことを想定しております。またボランティアコーディネーターにつきましては、今後、県社協が企画している災害ボランティアコーディネーター研修などを利用し、専門のコーディネーターの養成に努めてまいりたいと考えております。

次に、災害弱者に配慮した避難所運営、被災者への各種ケア対策はについてお答えを申し上げます。

町防災計画では、避難所の管理、運営に際し、災害時要援護者への配慮について定めており、住民のボランティア等の皆さんの協力を得ながら避難所の生活環境の整備を図ることとし、スロープや洋式仮設トイレの設置、介護用品、育児用品などの生活必需品の調達確保など、高齢者、障がい者の方々などに配慮した設備や環境整備を図る計画となっております。しかし、今回の熊本地震では、避難所において課題の一つとして、被災者の疲労と混乱が挙げられております。町ではこの状況を踏まえ、高齢者、障がいのある方、女性、子供の方々について、特に

注意を払い、避難所の生活の中で健康管理や必要となる設備、日常生活での要望についてお聞きをし、できるだけ安心して、少しでも快適に過ごせるよう配慮してまいりたいと考えております。

具体的には、限られたスペースの中ではありますが、居住部分の区割りを工夫し、できるだけストレスの少ない居住空間をつくり、授乳室や更衣室の整備について配慮していけるよう研究を進めてまいりたいと考えてございます。また持病をお持ちの方、介護が必要な方については、医師、看護師、保健師などの巡回訪問、子供たちに対しては、本の読み聞かせや遊具を並べたプレールームの設置、また精神保健福祉士や心理カウンセラー、傾聴ボランティアの皆さんなどにもご協力をいただき、医療面や心理面でのケア対策についても重要であると考えております。こういった点を配慮した避難所運営を行っていくため、今後研究を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、避難所訓練の実施についてお答えを申し上げます。

これまで町の防災訓練の際に、各区から5名程度選出していただき、消防団と協力しながら避難所の開設訓練を実施し、マジックパネルによる間仕切り部屋の設営や簡易洋式トイレの設営訓練等を中心に実施をしてまいりました。

今年の8月28日、日曜日に実施を予定しております防災訓練においては、避難所開設訓練について従来行っていた訓練に加え、災害状況を把握する避難者名簿の作成や非常食等、支援物資の受け入れ、配布、またストレスの少ない避難所内の居住空間づくりなど、新たな試みも実施をする方向で、現在関係各課と調整を図っているところでございます。また、各区に対して避難所開設訓練に参加をしていただく際、女性も選出をしていただくよう要請を申し上げまして、訓練を行いながら女性の目線でご意見などもお聞きしていければと考えております。

ご提案の一晚避難所体験の実施などについては、今年度実施をいたします防災訓練の結果などを踏まえ研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、二の義援金についてお答えを申し上げます。

初めに、これまでの主な災害での義援金の実績についてでございますが、災害の義援金につきましては、さまざまな場所で行われており、町で把握しております役場及び町社会福祉協議会で扱った義援金についてお答えをさせていただきます。

平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災につきましては、現在約1,213万円、翌日、3月12日に発生いたしました長野県北部地震については、約91万円の義援金を町民の皆さんや自治区、団体、企業等の皆さんからお預かりをし、日本赤十字社に送金をいたしました。今回の熊本地震におきましても、福祉健康課、びんぐし湯さん館、文化センター、ふれあいセンターに義援金箱を設置し、社会福祉協議会で扱った義援金も含め、5月末現在でございますが、約70万7千円をお寄せいただいているところでござい

す。

続きまして、義援金が被災者に届くまでの流れであります。災害などが発生した際、義援金は個人が直接被災自治体に送金などを行う方法や、今回の熊本地震の際に行われております日本赤十字社や赤い羽根共同募金など、全国的な組織を通じて義援金を被災者にお届けする方法など、幾つかの方法がございます。町でお預かりいたしました義援金は、まず、日本赤十字社に送金いたします。赤十字社では、お寄せいただいた義援金を全額被災された都道府県に設置された義援金配分委員会に送金をし、同委員会で義援金をお渡しする対象や額などの基準を決定し、その基準に基づき配分対象市町村へ義援金が送金されることとなります。義援金の配分を受けた市町村は、被災された方々の申請に基づき義援金をお支払いするといった手順となっております。

また、町としてこれまでの主な災害での公費の義援金の実績といたしまして、平成23年3月に発生した東日本大震災の際は、県町村会により取りまとめを行い、県の町村全体で6千万円規模、当町といたしましては200万円を一般会計から支出し、翌日に発生した長野県北部地震の際は、栄村に直接100万円を支出いたしました。また栄村には、町内企業の皆様から被災された方々に役立てていただくために、ご提供いただきましたプラスチック製の食器やチョコレート等を直接お届けをいたしております。また今回の熊本地震により被害に遭われた町村に対する支援といたしまして、東日本大震災と同様に県町村会において、県内各町村の義援金の額が定められ、町として公費義援金による援助を行うこととして、5月10日に専決にて対応させていただいたところでございます。なお、義援金の金額につきましては、当町は85万円で、県内町村全体で約3千万円となっております。

次に、ねずこん募金の開設についてお答えを申し上げます。

義援金の愛称につきましては、大手マスコミ各社がドラえもん募金、またはサザエさん募金などと称して災害時に義援金を受け付けを行っております。しかし、その愛称にあわせて災害名などを明示し対応をしている状況でございます。災害が発生した際、義援金の受け付けを行う町が取り組むことといたしましては、被災地の支援をしたいという住民の皆さんの気持ちに対して、できるだけわかりやすい方法で受け付けをすることが大切であると考えております。そういったことから、義援金募集活動を行う災害名などを明示する中で対応をしてみたいと考えております。

**6番（滝沢君）** 多岐にわたるご答弁、まことに感謝いたします。なかなか、最初と最後しか出てこなくなっちゃいますけれども、済みません、あと6分ありますので、二つだけちょっと質問させていただきます。

まずですね、今日、坂城高校生、傍聴で見えておりますが、先ほど、仮設住宅建設で、町の教育施設の校庭ということでお話がございましたが、今回の熊本・大分地震でやはり教育施設

の校庭に建設ということは、いろんな教育的な面からちょっと配慮が足りないんじゃないかと、避難所として終了した後、子供たちが学校を使っても、その校庭に避難所があるということは、いろんな問題があるんじゃないかというような意見が出されておりますが、そこら辺のお考えはいかがでしょう。

それともう1点だけ、文化センターを物資の受け入れの拠点ということでございますが、文化センター自体が災害があった場合には、先ほどのお話では民間の施設というようなこともございましたが、ある考え方では、ちょっと広域的な、例えば上田市とか千曲市あたりに拠点を持って、そこから町のほうへ供給というようなことも、今回の熊本の教訓であると思うんですが、そこら辺のお考えだけちょっとお願いいたします。

**建設課長（宮嶋君）** 再質問についてお答えいたしたいと思います。

仮設住宅を町では文教施設を選定して建設するというところでございます。今回の熊本の地震等でもそういったことが問題になっているところでございますが、町といたしましては、平たんな広いところで、まずは人命が第一ということで建設をいたしまして、その後につきまして、またほかのことにつきましても、所管の担当課と協議をする中で検討してまいりたいと考えております。

**総務課長（青木君）** 物資の輸送拠点ということで、文化センター体育館を指定してございますが、そこが使えない場合というようなことを想定する中では、先ほどもご答弁いたしましたけれども、まずは町内の公共施設、例えば武道館ですとかすば一く坂城、勤労者総合福祉センター等のそういう施設等を利用したり、また民間の施設の企業の倉庫ですとか、民間の福祉施設の体育館等もございます。そういうところを利用していきたいと考えております。

上田等、広域的に物資の拠点にするということも一つの方法かと思いますが、物資等搬送する場合の人的負担等を考えますと、町内にまず物資の輸送拠点を設けることが大事かと考えておるところで、そのようなことを優先してまいりたいと考えております。

**6番（滝沢君）** もし坂城町にですとね、熊本・大分地震並みの災害あったら、本当にこれはもう大変なことで、私たち、まずはやっぱり命を守るということが一番ではありますけれども、かなり復旧・復興までは長い道のりなわけです。やはり、精神的な職員の皆さん、それから関係団体の皆さんの心のケアといいますか、そういうことも大変重要になってくるということをおっしゃっておりますが、今回の質問で町のある程度の方向性は見えたのではないのでしょうか。もし、大規模災害が発生した際には、まだまだ多くの困難な課題が山積みであります。今回の質問、一端でございますが、どれも重要な事案であると捉えております。

各関係部局におかれましては、さらに各事案を掘り下げた施策をお願いいたしたいと思っております。災害時の混乱は避けられませんが、我々日本人が大切にしている支え合いと思いやり、そしてきずな、その心がある限り、必ずや復興はなし遂げられるものと信じております。以上、

一般質問を終わりといたします。

**議長（塚田君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時41分～再開 午前10時51分）

**議長（塚田君）** 再開いたします。

次に、8番 吉川まゆみさんの質問を許します。

**8番（吉川さん）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

人がともに輝くものづくりの町を目指して、坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略とともに坂城町第5次長期総合計画後期基本計画の策定が完了し、その元年として子育て支援策や移住対策がさらに充実をし、これからの動向に期待をするものです。

先日、6月4日、新装なった南条小学校の運動会が行われました。虚空蔵山を背にした真新しいグラウンドに元気いっぱいの児童の声がとどろきました。その姿は坂城町の頼もしい未来を見るようで、心から感動いたしました。そして、校長先生が今日は355名全員参加できましたとうれしそうに一言、この子たち全員が1人残らず兼ね備えた無限の可能性を存分に発揮してほしいと、改めて感じたものです。

それでは質問に入ります。

#### 1. 子育て支援について

##### イ. 一貫した相談・支援体制について

先日、お母さんが亡くなられた友人から、私は大人の発達障がいなんですと打ち明けられました。彼女は現在1人になってしまい、仕事につくことができず、生活保護を受けています。でもネイルアートや切り絵など独学で学び、そのできばえはすばらしく、プロ顔負けの腕前です。彼女は大人になってから人とのコミュニケーションが苦手生きづらさを感じるようになり、病院へ行き明らかになりました。まだ子供のころは、発達障がいという言葉すらなかった時代ですので、仕方なかったかもしれません。しかしもっと早く支援の手を差し伸べていたら、自立の人生が歩めたのではないかと感じました。

さて、先月25日、参院本会議で改正発達障害者支援法が全会一致で成立をいたしました。この改正の大きなポイントは、就労支援においても国が主体となって就労定着支援を行うことを法律に明記したことであります。また、日常生活を送る上で妨げとなる社会的障壁の除去が定義され、これから大きく支援が前進をいたします。発達障がいは、子供の問題とみなされがちですが、一番大事なものは、乳幼児から高齢者までライフステージごとの切れ目のない支援だと考えます。

さて、近年、教育現場でもさまざまな内容の相談があり、件数も増加しスクールカウンセラーや臨床心理士の方の支援体制をとっております。当町でもさまざまな障がいのある幼児、

児童、生徒を支援するため、24年度から5歳児全員の健康相談事業に始まり、25年度からは町単独で就学相談委員会を運営するようになり、充実が図られてまいりました。

このように、今、特に増えている発達障がい、不登校、ひきこもり児などが、将来社会人となり就労につけるまでの一貫した相談支援の盤石な体制づくりが重要と考えます。そこで次の2点についてお尋ねいたします。

1点目として、たんぼぼ教室から就学相談までの支援の内容はどのように取り組まれているのでしょうか。発達障がいの場合、早期発見が最も重要です。そして1人の人生を大きく左右するのもこの時期の保護者への対応かと考えます。

2点目として、発達障がい、不登校、ひきこもり児への支援の内容と体制はどのように取り組まれているのでしょうか。この時期のかかわり、見守りと信頼関係が大きく本人を成長させると考えます。以上2点について伺います。

ロ. 子育て支援センターについて

坂城町子ども・子育て支援計画の中に、子育て支援センター事業として、その事業の概要を次のようにうたっています。「子育て講座等の開催やボランティアの養成・派遣などにより、地域における子育て支援の人材育成を図るとともに、子育て相談等の充実を図り、地域の子育て家庭に対し育児支援を推進します」と。そこで、1点目として、子育ての悩みなど多くの親御さんから相談が支援センターにはあると思いますが、その状況として平成23年からの件数とその主な内容について伺います。

また、2点目として、相談体制はどのように行っているのでしょうか。相談体制の内容についてお伺いいたします。これで1回目の質問を終わります。

**町長（山村君）** ただいま吉川議員さんから子育て支援についてご質問いただきました。まず私から子育て全般についてお話し申し上げまして、個別には担当課長のほうからご説明申し上げます。

今、おっしゃられたように、子育てに関する支援というのは、出生から就園まで、また就園から就学まで、そして小学校、中学校、高等学校、成人とあらゆるライフステージにおいて、子育て支援、当町の場合には全てのライフステージにおいて子育て支援センターを中心に行っております。

ライフステージごとに見た子育て支援対策でございますが、出生から就園までにつきましては、育児や養育、また発達や行動といった各種相談に対し、子育て支援センターを窓口として家庭児童相談員や臨床心理士等が相談に応じ、また保健センターにおいても保健師が乳幼児健診の際、あるいは家庭訪問の際に相談に乗っております。

私、先日、久しぶりにたんぼぼ教室を拝見して、お邪魔してきましたけれども、ここは1歳6カ月から未就園児の方、10名弱の方が平林先生初め愛情を持った先生方に囲まれて楽しく

お遊びしておりました。また、1階にある坂城保育園の年長のクラスを拝見しましたら、地元の皆さん、ボランティアの方が生け花の教室をやっていました。本当に町の皆さんがそうやって参加していただいているなどというふうに感じました。

さて、また就園後のお子さんにつきましては、平成24年度からスタートした5歳児すくすく相談、そして平成26年度からスタートした6歳児すくすくランドを子育て支援センターを中心に実施しております。この二つの事業によりお子さんの成育状況をさまざまな視点から把握・検討し、それぞれのお子さんに合った個別支援計画を早期に作成し、フォロー体制を整えることにより、子育て支援の充実を図ってきております。これらにかかわるスタッフといたしましては、子育て支援センターの職員、保健師、保育士といった福祉健康課職員のほかに、教育委員会から学校の養護教諭や教育コーディネーター、教育・心理カウンセラーが加わる中で、福祉健康課、教育委員会が一体となって取り組んでおります。

就学支援体制といたしましては、すくすく相談、すくすくランド、そして就学前の年長児への就学相談という子育て支援体制の確立によって、児童にとってよりよい方向への就学へとつながっております。就学相談につきましても、平成24年度までは千曲市と共同で設置しておりました就学相談委員会を、25年度より坂城町単独で立ち上げたことにより、坂城町の子供に対しよりきめ細かな支援ができるようになりました。さらに、就学に当たっての保育園、幼稚園、それから小学校への引き継ぎにつきましても、以前は保育園などで過ごしている様子を中心に報告しておりましたが、すくすく相談により支援が必要な子供のより詳細な特徴を小学校へ引き継ぐことができ、園児にとってもスムーズな就学へと結びついているところでございます。

また、就学した児童・生徒への相談支援につきましては、各学校の養護教諭などを中心に対応しておりましたが、平成25年度から教育委員会に教育コーディネーターを配置するとともに各小・中学校には児童生徒支援員を配置して、相談支援体制の充実を図ってまいりました。さらに昨年度からは、臨床発達心理士スーパーバイザーの資格を持つ教育心理カウンセラーを配置することで、各学校や家庭を訪問し、カウンセリングなどを実施し、早期からの支援を実施しているところでございます。

相談の対象が小学生から高校生までの相談では、不登校の相談や行動面の相談といったものがございます。また成人の相談としては、子供にかかわる家庭環境や家庭不和などの相談となっております。このような相談に対しまして、子育て支援センターでは、関係機関を集めての支援会議を開く中で情報を共有し、必要に応じて家庭訪問を行いアドバイスなどを行うなど、子育てに対する支援を実施しております。

また今年度から、子育て支援センターの家庭児童相談員、臨床心理士の勤務時間を増やす中で、人的体制にも充実を図り、より丁寧な対応ができるようにいたしました。子育て支援セン

ターの相談業務等の実績といたしましては、平成27年度実績で乳幼児が全体の約64%、小学生が約12%、中学生が11%、高校生が9%、成人が約4%という割合でございます。今後におきましても、今まで同様、子育て支援センターを町部局と教育委員会部局の橋渡しをする核となる部署として捉え、関係する各部署との連携をさらに強める中で、乳幼児期から成人までの一貫した支援に取り組んでまいりたいと考えております。

**子育て推進室長（小宮山君）** イの一貫した相談・支援体制について、たんぼぼ教室から就学相談までの支援内容についてお答えいたします。

まず、たんぼぼ教室でございますが、1歳6カ月児からの未就園児を対象に、乳幼児健診等において発達面で支援を必要とするお子さんや保護者で希望する方に、就園がスムーズとなるよう保健師、保育士を中心に支援を行っております。

次に、就園後における支援でございますが、坂城町在住の年中児全員を対象に、5歳児すすく相談を実施しております。すすく相談は、子育て支援センター、保育園、幼稚園、保健センター、教育委員会等がチームを組んで、お子さんたちのそれぞれの個性や特徴を大切にしながら健やかに成長し、持っている力を十分発揮できるよう支援していくものでございます。

具体的には、臨床心理士や教育コーディネーター等の先生方に相談員となっただき、課題遊びや集団遊びを通してお子さんの様子を保護者の方と一緒に参観する中で、保護者からの相談に応じたり、また相談員からも気づいた点などを保護者にお伝えするとともに、一緒に個別支援計画を立てて支援していくものでございます。また、年長児では、6歳児すすくランドを実施しております。すすく相談において発達フォローが必要と思われるお子さんを中心に子育て支援センター、臨床心理士、保育士が中心となってプログラムに沿ってリズム遊びや運動遊びなどを行う中で、成長発達や行動改善などの支援を行っております。

次に、就学相談でございますが、平成25年度から「坂城の子は坂城で育てる」をスローガンに、就学相談委員会を町単独で開催しており、地元に基づいた教育相談を展開しているところでございます。就学相談委員には、医師、臨床心理士、教職員、児童福祉関係者など各分野の専門的な方々にお願いし、それぞれのお子さんにとってよりよい就学についてご意見もいただいております。また、就学相談では、保護者の意向も十分尊重しながら、より適切な方向となるよう懇談を重ねる中で、就学に向けた支援を行っております。

今後もすすく相談、すすくランド、就学相談を中心に乳幼児期から小学校就学までの子育て支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

続いて、ロの子育て支援センターについて、子育ての拠点、相談事業の状況は、相談体制（人の配置と時間）と平成23年からの件数とその主なものについてお答えいたします。

相談事業の状況といたしましては、まず平成23年度からの相談件数でございますが、497件、24年度が472件、25年度が544件、26年度が312件、27年度が

345件となっております。

また、相談内容につきましてでございますが、平成23年度から平成27年度までの5年間について、相談内容の多い順に申し上げますと、一番多い相談内容は、育児や養育に対する不安からの相談でございます。続いて、お子さんの発達行動面での相談、3番目に不登校の相談という順番でございます。また、相談全体から見た割合でございますが、平成27年度において見ますと、育児や養育に対する不安からの相談が全体の39.1%、お子さんの発達や行動についての相談29.3%、不登校の相談10.7%という状況でございます。

次に、相談体制でございますが、子育て支援センターの相談体制といたしましては、家庭児童相談員と臨床心理士をそれぞれ1名ずつ配置しております。また、勤務時間につきましては、今年度から家庭児童相談員は、昨年度までの週に2日勤務を週3日に、また臨床心理士につきましても週半日勤務を週1日とするなど、勤務時間を増やす中で相談体制の充実を図っているところでございます。これにより、子育て支援センターの相談体制の充実のみならず、子育て支援センターの分室である南条保育園、村上保育園にも巡回相談の日数も増加し、よりきめ細かい相談ができるようになっております。以上でございます。

**教育文化課長（宮下君）** イ. 一貫した相談・支援体制について、発達障がい、不登校、ひきこもり児への支援の内容と体制はについてお答えいたします。

不登校や就学支援などの相談業務につきましては、各学校で取り組んできたところでありますが、平成25年度から教育現場での対応実績のある教育コーディネーターを配置しまして、各学校、保育園等を巡回しての相談業務を実施し、早期からのきめ細やかな就学支援に取り組んでおります。あわせて、各小・中学校に児童生徒支援員を配置し、障がいなどのある児童の支援を行っております。

また、障がいや発達のおくれのある幼児、児童、生徒が適切な教育を受けられるよう支援するため、教育、医学、心理学等の観点から総合的な就学判断を行う機関として、平成25年度に町単独で就学相談委員会を設置したところでございます。就学相談委員会は、就学相談委員及び就学相談調査員で組織されておまして、相談委員には医師、臨床発達心理士の資格を持つ学識経験者、特別支援教育を担当している学校職員、特別支援学校の職員、子育て支援センター所長、保健センターの保健師などが、調査員には小・中学校の職員、特別支援学校の職員、町内保育園の保育士が担当となっております。

本年で4年目となる就学相談委員会では、子供のライフステージの節目を担う大事な支援を行っているという認識を持ち、早期からの各機関における相談や支援状況の把握、本人や保護者への情報の提供、意向の把握を十分図る中で、最も適切な就学先、学びの場を総合的に判断できるように取り組みを進めております。また、判断だけにとどまらず、就学後の支援や学習環境も含めた相談支援ができるように取り組んでいるところでもございます。

また27年度からは、ひきこもり児等の不登校対策としまして、臨床発達心理士スーパーバイザーの資格を持つ教育・心理カウンセラーを配置しまして、各学校や家庭を訪問してのカウンセリングを実施し、早期からの支援を行っているところでございます。今年度は、カウンセラーの勤務時間数を増やし、関係機関との連絡調整を含め相談業務の充実を図っているところでございます。

また、県から派遣されているスクールカウンセラーが週1回程度中学校を中心に学校訪問をしております。悩みや不安を抱える児童・生徒及び保護者のさまざまな相談対応や、教職員への助言等を行っているところでございます。解決が困難な問題を抱える児童・生徒につきましては、教育委員会、学校、保健センター、子育て支援センター、児童相談所等の関係機関が連携し、必要に応じて関係者による支援会議を随時開催する中で、情報の共有化を図るとともに関係機関が横断的に連携を図り、その児童・生徒にとって最も有効で的確な支援について検討・協議し、対応を図っているところでございます。

不登校の児童・生徒の状況でございますが、年度末現在で申し上げますと、26年度は小学校が合わせて4名、中学校が23名でありましたが、27年度では小学校が合わせて2名、中学校が12名という状況でありまして、小学校と中学校が連携を図る中で早期から不登校対策に取り組んできた成果が減少へとつながってきているものと考えております。引き続き支援の必要な児童・生徒の適切な就学や不登校の防止につながるよう、専門家による相談業務の充実や支援体制づくりを推進してまいりたいと考えております。

**8番（吉川さん）** ただいま、町長及び担当課長より詳しい答弁をいただきました。個別支援計画、またきめ細かな対応をしていただき、今もお話しがあったとおり、不登校が昨年度はかなりの人数が解消できているということでございます。

山村町政になって、大きく子育て支援策が前進してきております。今回も、取り上げさせていただきましたが、この相談事業、これが大変目に見える形で効果が出てきていると思っております。ただいまの話の中にも、さまざまな臨床心理士、また教育コーディネーターの皆さん、また担当課、福祉課、教育文化課、さまざまな方がかかわっていただき、早期の支援に当たっていただき問題解決していただいていることがよくわかりました。

その中で、1点、かかわりの中で自立できた事例についてと、またできなかったケースがあると思うんですが、その場合の、どんな形でできなかったのか、どんなことが必要だったのか、その点についてお伺いいたします。

それと、中学までは義務教育ということでカウンセラー等々かかわって、問題のあるお子様にはかかわっていただいておりますが、義務教育が終わりますと、その責任が負わなくなってまいります。そういう意味で、義務教育後へのつなぐ支援というのは、どのように、町は取り組んでおられるか、その3点についてお伺いいたします。

**教育文化課長（宮下君）** 先ほどお答えいたしました支援内容、体制の中でかかわってきた先に自立できた事例はというご質問でございます。

昨年度、自立できた一例を申し上げますと、不登校、ひきこもりのケース事例で、学校では担任が家庭訪問などを行う中で対応してきたところではありますが、原因等を調べていく中で複雑な家庭環境であり、教育現場だけの対応では解決が難しいケースであることがわかりました。このことから、教育委員会への教育心理カウンセラーを中心に速やかに教育委員会、学校、福祉健康課、保健センター、子育て支援センターなど、関係する部署、機関で支援会議を開催し、事案を共有する中で、それぞれの部署が関係する機関と連携を図り対応を進めたところがございます。以降、幾度となく支援会議を開催し、保護者、家族を初め近隣の皆さん、民生児童委員さん、福祉施設、生活就労支援センターまいさぼ信州、特別支援学校、児童相談所など多くの皆さんのご支援・ご協力をいただく中で、自立に至ったところがございます。

自立できなかったケースの状況の中で、何が重要かというご質問でございますけれども、一番重要なことは、まず早期対応でございます。まずは、学校の初期対応が重要ではありますけれども、不登校、ひきこもりにはそれぞれさまざまな原因・事由がありますので、その掌握を速やかに行い、内容によって関係する部署、機関が早期に支援会議を開催し対応していくことが必要であると考えるところでございます。

**子育て推進室長（小宮山君）** 義務教育終了後のつなぐ支援が必要と考えるが、取り組み状況とその成果についてお答えいたします。

義務教育終了後における支援につきましては、進学された学校等を中心に支援する形となりますが、必要に応じて支援会議にも子育て支援センター、福祉健康課、教育委員会等が加わり、今までの相談内容の情報を学校につなげることで支援をしております。また、義務教育終了後における相談といたしましては、不登校やひきこもりといった相談がございます。このような場合は、県にありますひきこもり等の方を支援する支援センターとも連携をとる中で支援をしております。

また、取り組む中での成果はというご質問でございますが、相談一つ一つが多岐多様になっております。その中で事例で申し上げますと、進学された学校から問い合わせがあり、これまでの支援経過の情報を提供し、支援機関につなげることにより家庭環境が改善されたという成果がございました。今後も一つ一つの相談に対して丁寧に相談に当たっていきたいと考えております。以上でございます。

**8番（吉川さん）** さて、ただいまのお話で、1人の児童・生徒が自立できるまでには支援会議を何回も開き、その子のみならず家庭、家族まで踏み込んで面倒を見ていただいている、そして蘇生をさせていただいているというケースが多々あるということを今、大変強く感じました。そして、それには忍耐と愛情を持って各課が労力を惜しまずに動いていただいていることに、

大変感動いたしました。

今のお話の中で、やっぱり早期対応ということで、学校側が異変を早くキャッチをしていく、それが傷を深くしないことだということも、今、理解いたしました。そしてまた、今、中学卒業後の対応でございますが、今もお話の中にひきこもりの話が出てまいりました。私の友人のお子さんもひきこもりでありました。小学校からです。その中で、今、県の支援センターと連携をして、そしてこれまでの支援計画を提供したりしてつなげているというお話をいただきましたが、追跡支援は子育て支援センターが中心で面倒を見ていると理解していいでしょうか。その点についてお願いします。

**子育て推進室長（小宮山君）** 義務教育終了後の支援につきましてでございますが、先ほどもご答弁させていただきましたが、進学した学校を中心に支援をしております。必要に応じて学校とともに、子育て支援センター、福祉健康課、教育委員会が支援会議等にもかかわって行っております。ですので、学校からの連絡により支援していく形となっております。

**8番（吉川さん）** 今、学校からの連絡と言いましたが、ひきこもりは自宅にいるわけであって、その今の学校ということがちょっと私には理解できないんですが、その辺は、どういう。進学してから、高校へ進学してからひきこもりになった場合等々はそれでいいと思います。ところが、もう以前からひきこもりでいるという場合の支援体制はどう追跡されているのかという辺を知りたいと思います。

**子育て推進室長（小宮山君）** 義務教育終了後の追跡調査ということでございますが、相談には義務教育の中でもかかわっておりましたので、そのお子さん等については、支援センターを中心に、またほかの保健センター等と連絡をとる中で進めております。

**8番（吉川さん）** 支援センターが中心というふうに理解いたしました。この卒業してからどう自立できるか、このところがとても大事です。それはこのままひきこもり、就労につかなければやがて生活保護になり、町が面倒を見ていくこととなります。そんな意味でもこのつなぐ支援への取り組み、この強化充実が最大の先行投資ではないかと思えます。行く行くは町のためにもなると思えます。

では、今、支援センターでは、500件近い相談事があり、最近では300件ということで減ってきております。その中で、継続支援に当たっている件数、またその対応に当たる、今の体制は、今、先ほども説明がありましたが、十分整っているでしょうか、その点についてお願いいたします。

**子育て推進室長（小宮山君）** 年間400件からの相談の中で、継続した相談・支援に当たる件数は何件あるのかについてお答えいたします。

平成27年度での数字を申し上げますと、継続して相談支援に当たりました件数は17件ございました。また、継続した相談支援体制につきましても、先ほど申し上げましたとおり、家

庭児童相談員、臨床心理士の勤務時間を今年度から増やし、相談体制の充実を図っているところでございます。継続して相談されている方にとっても、より丁寧に相談に応じることができる人的体制は整ってきていると考えております。

**8番（吉川さん）** 今、継続の件数が約17件ということでした。その中で、町の各課と連携していくわけですが、例えば福祉健康課に投げていくとか、いろんなことがあると思いますが、その体制はどのようにとられているのでしょうか。

**子育て推進室長（小宮山君）** 先ほど申し上げました継続しての相談支援17件につきましては、育児不安、発達行動等、いろいろな相談がございます。それにかかわる関係機関に速やかに連絡をとり進めているところです。

**8番（吉川さん）** 速やかに連絡をとるということですが、この連絡をとる役は、子育て支援センター所長でよろしいでしょうか、その点。

**子育て推進室長（小宮山君）** 相談につきましては、支援センターの所長が受け付けをしまして、各課等、関係機関の連絡調整は私がしております。

**8番（吉川さん）** 今、子育て推進室長があらゆる相談、継続相談の各課につなぐ役を担っていただいているということでありました。子育て推進室長の役目は、3園の統括園長でもあります。そういう中で、そしてまた坂城保育園の園長でもあります。このかわりにはできるのでしょうか。私は、支援センターがそのままその役を担っていると思っておりました。

そういう意味で、冒頭、町長から答弁をいただいた中に、子育て支援センターはゼロ歳から大人まであらゆるライフステージの相談を受ける中心拠点とおっしゃいました。また、最後には町部局と教育委員会部局の橋渡しをする核となる部署ともおっしゃいました。そういうことで、この子育て支援センターが全ての情報の発信拠点であり、連携対応の拠点であると思っておりました。そう考えますと、現在の相談室の対応、またスペース、そして人的にも今回かなり拡張していただきましたが、臨時職員という体制で今いるわけで、その辺、私は常時対応をしていくのは、体制的にはもう少し充実を図っていただけないか、この核となる支援センターについて、さらなる充実を図っていただくお考えはないか、町長にお伺いいたします。

**町長（山村君）** ここ数年ですね、子育て支援センターを中心にしようということで、いろいろ増強してきました。まだまだ不十分なところがあると思います。先ほど小宮山が答えましたけれども、例えば平林先生がですね、直接福祉健康課長にこれやれとか、役場の中の職員に直接命令するのはなかなか難しいんですね。けれども、全ての情報は子育て支援センターが受けつけて、それで役場の中ですね、直接的な指示命令というのは、子育て支援センターが全部やることはできないです。関係する課、いっぱいありますから。それは建設課も関係するかもしれないし、その場合には、小宮山室長がその話を聞いて役場の中の調整をする、そういう意味ですね。

ただし、子育て支援センターもっといろいろな形で増強しなきゃいけないということを、またいろいろ相談したいと思っています。物理的な施設の問題もあるし、それから子供が自由に相談に来て遊べる場所ですとか、あるいはもう大人になったような人がですね、気軽に相談できるような場所、どうするかと今、一生懸命考えているところです。もっともっと増強したいというふうに思っております。

**8番（吉川さん）** ただいま、町長から前向きな答弁をいただきました。今も大人の方がなかなか踏み入れられないんじゃないかというお話があったんですが、確かにそれは感じておりました。そんな意味でもまたセンター長が、町に指示は出せないというのとおり、やはりこれを推進室長にかわるやはりそういう方が、支援センターにはこれから子育ての部分でも大事な部分ですので、配置していただけたらありがたいと思います。

次の質問に移ります。

## 2. 地域交通について

### イ. 循環バスの現状と今後について

この循環バスについては、今まで2回質問を行いました。平成13年に民間委託されてから現在まで町内60カ所以上の停留所を設け、北回り、南回りの2台が運行し、住民の生活の利便性を図っていただいております。さて、先日50代の方からこんな声をいただきました。それは、今は不便を感じないけれども、いずれは他人事ではなく、私たちも車に乗れなくなるときが来るね、医者に行ったり買い物に行くのに、私たちも循環バスにお世話になるようになるんだけれども、もう少し時間がかからずに移動できるようになるといいねということでした。これは彼女のお母さんがよく医者に通っているんで、利用するときには行きは乗っていくのですが、帰りはタクシーで帰ってくるということでした。既にこの循環バスについては、利用について同僚議員からもさまざまな提案等がなされておりますが、さらに住みやすい町のためにお尋ねをいたします。

1点目として、平成23年からの利用状況と以前お聞きしたアンケート調査の結果はどうだったでしょうか。そして2点目として、毎年行われている地域交通利用促進協議会と地域公共交通会議の内容について、簡単に答弁をお願いいたします。

### ロ. 坂城駅前安全対策について

駅は町の玄関口であり、またある意味町のシンボルです。坂城駅にエレベーターが付き、駅前のバリアフリー化が施され、現在は坂城高校への道路の拡幅が計画されております。さて、駅前に出て正面を向きますと、「ばらの町さかき」の看板があり、左には循環バスの升が二つ、右にはタクシーの升が二つ路上に標示されております。私たちは、町の地形や成り立ち、わかっております。ところが、地域外から見えた方はどうでしょうか。

先日、駅前で見た話ですけれども、スーツケースを持った方がまず前に立ちどまっておりま

した。そして、何を考えたか右に歩き出し、県信さんの横を上っていきました。そこには明確な歩道はありません。現在、南進入路が大幅に拡張されたことによって、駅前には3方向からの車が行き来しております。昼間はまだいいのですが、早朝の通勤・通学時間帯は大変です。ほとんどが送迎のため、駅前に短時間ですが駐車をしておろし、すぐ折り返し戻っていくというケースです。そんな中、私のところに何人からも駅前の安全対策をどうなっているのかという声がありました。

そこで、これまで駅前の安全への検証をし取り組まれた対策はあるのか、その点についてお聞きいたします。これで1回目の質問を終わります。

**建設課長（宮嶋君）** 地域交通について、イ. 循環バスの現状と今度についてから順次お答えします。

循環バスにつきましては、ご案内のとおり、平成13年度から高齢者や買い物弱者、医療機関を利用される方や一般の方も利用できる循環バスとして、民間のバス事業者に運行を委託し、北回り、南回りの2系統の路線を運行しております。

循環バスの利用状況でございますが、現在運行している北回り、南回りの年間乗車総数では、平成23年度は2万9,311人で、1日平均99人、平成24年度は2万3,858人で、1日平均81人、平成25年度は2万2,465人で、1日平均77人、平成26年度では2万1,705人で、1日平均75人、平成27年度は年間乗車総数1万8,824人で、1日平均64人という状況でございます。

循環バスの運行に対しましてのアンケート調査の結果につきましては、昨年4月、ご利用される方を対象に職員の聞き取り調査によるアンケート調査を終日実施し、年代、性別、利用目的、利用時間や上田便利用の有無を初め、循環バスの運行等に係る要望等をお聞きいたしました。

調査の結果は、公共施設、医療機関へのご利用が多く、利用状況については、ほぼ毎日や週3日から4日のご利用で、午前9時から11時ごろと午後1時から4時ごろのご利用が多い状況で朝の時間帯に循環バスを利用し、買い物や通院等の用事を済ませて後、ご自宅等にお帰りになるといった利用ケースが多くありました。循環バスの運行についての要望としては、電車との接続の改善をしてほしい、車両を大きくしてほしい、小型化してほしい、どこでもとまれるようにしてほしいといった要望がありました。また、特に1台の車両について、乗りおりするステップを低くしてほしい、次のバス停がわからないので案内表示をしてほしいなどのご要望もありました。

本年1月、リースにより新たにもう1台の車両を更新し、乗降時の補助ステップや乗降口左右に手すりを取りつけ、次にとまるバス停を示す表示機及び音声案内など装備いたしましたところ、利用者の皆さんにご好評をいただいております。

続きまして、町地域交通利用促進協議会と町地域公共交通会議についてお答えします。

町地域交通利用促進協議会は、しなの鉄道及び循環バス等の公共交通の利用促進を図り、町民の福祉の向上、地域の発展に寄与することを目的として設置されたものであります。公共交通網の活用はもとより、地域交通の利用促進に際してのご提案や住民ニーズの把握等に努め、時刻表の作成や配布、利用の啓発などを行い、地域交通の利用促進を図っております。また、町地域公共交通会議は、平成18年の道路運送法の一部改正に伴い、自治体、乗り合いバス事業者、住民、関係者等が住民の生活に必要な交通手段の確保、その他利用者の利便性を図ることを協議するため、町地域交通利用促進協議会の部会として設置され、次年度の循環バスの時刻表の改正、運行ルートや停留所の移動等、循環バス運行について協議していただいております。

続きまして、ロ．坂城駅前の安全対策についてお答えいたします。

坂城駅の早朝の状況につきましては、通勤・通学のため、しなの鉄道を利用される方の自動車や送迎される自動車、自転車や歩行者など、多くの方が坂城駅に進入してまいります。坂城駅前の安全への取り組みについては、自動車の流れの改善を図り、自動車、自転車も歩行者も安心・安全に通行できるよう駅前にロータリーの設置を検討した経緯がございます。坂城駅前の敷地面積は狭い上、傾斜地であること、そして坂城駅前には立町の県道方面から、B．Iプラザ方面、田町方面や横町方面の4方向からの進入道路に面していることから、ロータリー設置の設計等を実施しましたが、ロータリー設置は構造的にできないと判断したところでございます。

町といたしましては、坂城駅前の安全対策として、グリーンベルトの設置や歩道への階段及び手すりの設置等を実施してまいりました。さらに、先ほども申し上げましたが、4方面からの駅前に進入してくる自動車のドライバーの皆さんに注意喚起を促し、速度を抑制するため、また自転車や歩行者の皆さんへの安全確保を図るため、停止線や路面標示、交通標識やカラー舗装などの設置について調査・研究してまいりたいと考えております。

**8番（吉川さん）** ただいま担当課長より説明いただきました。1点、アンケート調査ですが、今も乗車している方に口頭で昨年4月、初めて実施したようではありますが、私は乗らない人の声、現状を把握するには、乗らない町民の声も大事じゃないかと思えます。その点について、どうお考えかお聞きしたいと思います。

そして、また乗車状況ですが、23年度は今も、2万9,311人で1日平均約100人近い人が乗っておりました。そして、現在、25,26と76人、75人、どんどん減少しているわけですが、この先ほどの話の中で、交通利用促進協議会を行っております。その中で、皆さんから循環バスの見直しなどの声はなかったのかどうか、その点。

それからもう1点、委託料ですが、今年度は2,050万円で、23年度は1,442万と

ということで、消費税も上がっておりますが、大きな差がございます。この委託料の金額はどのような根拠で決められているのか、また今年度から車のリース代が483万計上されておりますが、何年間払っていくのか、その点についてお願いいたします。

**建設課長（宮嶋君）** 再質問にお答えいたします。循環バスの運行に対しましてのアンケート調査の関係でございます。

今回は、利用されている方を対象にアンケート調査を実施いたしましたが、利用していない方や、これから利用を考えている方という方もおります。多くの町民の皆さんのご意見をお伺いし、利用促進を図る上でも大事なことだと思えるところもございますので、どんな方法で調査がよいのか、町広報、あるいはホームページやいろいろな方法がございますが、研究してまいりたいと思っております。

続きまして、地域交通利用促進協議会等での要望事項は、何かあったかということでございます。特にありましたのは、時刻表の字を大きくしてほしいとか、時刻表をもう少しコンパクトにしてほしい、あるいは循環バスを上田へ延伸してほしい、上田便で湯さん館へ行けないのかと、あるいはバス停に椅子もないので設置をしてもらいたい、それからどこでも乗れるようにできないかなど、いろいろなご意見を頂戴し、検討し実施してきたこともありますし、また今、調査・研究しているところもございます。

続きまして、委託料はどんな根拠で決められているかという内容でございますが、民間バス事業者に運行を委託しております委託料につきましては、乗務員の運行等管理費、運行整備管理費、事務員費、燃料費、任意保険料や総合管理費等の積算を根拠に委託料を決めております。特に、観光バスの大きな事故があったようなことから、規制も厳しくなったところがございます。いろいろな経費がかかってくるというところで、若干増えてきた経過もございます。

次に、今年度からの車両のリース代は何年間支払うのかというようなご質問でございますが、本年1月からリースを新たに更新した車両のリース代につきましては、5年間のリース期間ということになっております。

**8番（吉川さん）** 利用者の減少の原因は、今まで湯さん館へ毎日通っていた方が、介護を受けるようになってしまったり、また入院をされてしまったりと、状況は刻々と変わってきております。その中、今も話がありましたが、今年も2、500万円ほどかけて、このバスの運行を行っています。私は全部が無駄だとは思いませんが、どう住民のニーズに応えていくかが大きなポイントだと思います。そんな意味では、先ほどの利用促進協議会での検討が大きな比重を占めるのだと思いますので、その点をぜひこれから力を入れていただきたいと思います。

そして提案ですが、南回り、北回りが現在、両便とも町を1周しております。これを湯さん館とか駅を起点として半周1便というコースで乗り継ぐ体制で時間短縮を図り、増便をできないか、これが一つと。またもう1点は、乗り合いタクシーのシステム、これを地域を決めてま

ずは実験的に循環バスを動かしている中で、実験的に運行してみてもどうかと思います。これは予約制になりますので大変かと思いますが、多くの自治体で今取り組みを開始しております。その点についてお考えを伺います。

**建設課長（宮嶋君）** 南回り、北回りを駅や湯さん館を中心に半周してはどうかというような内容のご質問にお答えしたいと思います。

駅やびんぐし湯さん館を中心に考え、南回り、北回りということで運行いたしますと、駅やびんぐし湯さん館をご利用される方にとっては大変便利になるかと思われませんが、南回りを利用されている方が、北回りの目的地に行く場合には、必ず乗りかえが生じてまいります。また、乗車時間もさらに長くなってくることが考えられます。しかし循環バスは、本来町内を循環し、それぞれの目的地まで移動することを目的として運行しているものでありますので、ちょっと難しい状況かと考えますが、研究できればと考えております。

また、乗り合いタクシーのような予約制のシステムを運行実験はどうかということでございます。先ほども申し上げましたが、当町におきましては、町内、町外を循環する循環バスは大変貴重な重要な輸送サービスの一つであります。新たに予約システムによる運行やそれにかわる新たな車両での運行を導入することは、大変難しい状況でございます。町といたしましては、循環バスをさらに大勢の皆さんに利用されるよう利便性を図りながら、さらに充実を図ってまいりたいと考えております。

**8番（吉川さん）** さらに利便性を図ってまいりたいという答弁が、今、いただきました。先日、松本で地域交通政策の講演会に出てまいりましたが、一番は利用する人にまず集まってもらって話し合うことが大事だというお話がありました。そんな意味でも、もうかなりの年数、この循環バス、私は必要ないということは思いません。必要だと思います。ますます高齢化が進んでいますので、一番は利用者のニーズに近づける、これからの今後の対応に期待をしたいと思います。

さて口の坂城駅ですが、今までの対策、今伺いましたが、朝が一番、7時から8時が大変危険です。そういうことで、町の先ほどの停止線、カラー舗装など、しっかりと対策をお願いしたいと思います。1点、駐車スペースですが、循環バスが2台のスペースをとっているんですが、その改革をお願いしたいと思います。その点どうでしょうか。

**建設課長（宮嶋君）** 循環バスが駅前に待機する場合については、特にできる限り長時間の駐車を避けるよう、信州観光バス営業所の駐車場のほうに車両1台駐車し待機するよう配慮していますが、今後さらに検討してまいりたいと考えております。

**8番（吉川さん）** 朝の送迎、調べましたら100台以上、使っておりました。ありがとうございました。

**議長（塚田君）** ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前11時51分～再開 午後 0時04分)

議長（塚田君） 再開いたします。

次に、7番 西沢悦子さんの質問を許します。

7番（西沢さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

1. まちづくりについて

イ. まち・ひと・しごと総合戦略について

人口減少を克服し、地域の活力と暮らしの豊かさを創生する町を目指して、坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定され、2060年において坂城町の人口1万2千人の維持を目指すことを実現させるために、まずは2019年度までの計画で、基本目標に沿った個別事業が始まりました。設定された目標を達成するための第1の条件は、町民の皆さんの理解と協力が全てであると思っています。

先月行われた議会報告会の中では、総合戦略の内容について、よくわからない、あるいは説明が足りないなどの意見が出されました。広報にも町のホームページにも説明がされていますし、町内各団体の年度初めの総会等でもその都度説明があったと記憶しています。議会報でも審議された内容として掲載をいたしました。いろいろ新しい事業が挙げられているが、そんなことよりもっと先にやることのあるのではないかと、もっと身近な問題に力を入れるべきだ等の意見をお聞きする中で、坂城町人口の将来を推計し、その推計人口に沿った総合戦略について、丁寧に説明し理解をいただく努力をするべきだと思いました。

人口減少に歯どめがかからず、このまま手をこまねいていれば、国立社会保障・人口問題研究所の推計に基づき算出した数字によると、坂城町の人口は2040年には1万人近くまで減少し、また2060年にはおよそ7,700人まで減少してしまいます。この大変な事実を町民の皆さんと共有し、住みよい坂城町をつくるための総合戦略の事業について、何回でも伝える工夫と努力が必要と思います。どのようにお考えでしょうか。以前から予算の詳しい内容についての説明書を各家庭に配布することを提案してまいりましたが、総合戦略の内容について説明資料を全戸配布する考えはないでしょうか。

また、町長は総合戦略について、検証を繰り返し進化させていくと述べていますが、その方法、手法についてお尋ねいたします。そして常に町民の皆さんからの意見を聞き、質問に答え、一緒に考えていくシステム、例えば少人数の推薦、あるいは公募による会議などが考えられないでしょうか。

ロ. 交流の拠点づくりについて

先月、5月16日、総務産業常任委員会では、銀座NAGANOとテックショップジャパンを訪問し、研修をしてまいりました。銀座NAGANOでは、特産品の販売やイベントで信州

の食の魅力であったり、健康な暮らしを体感して訪れてみたい人をコワーキングスペースでの移住交流・就職相談につなげるなど、東京から長野へ人の流れをつくる思いが込められているなど感じました。

次に、テックショップジャパンでの研修では、まず、赤坂という東京のど真ん中にもものづくりの拠点ができたことに驚きました。アイデアを形にする、アメリカ発のDIY工房がなぜこの場所にといい疑問には、今までものづくりには縁のなかった人も学生もいろいろな人たちが集まることにより交流が生まれ、ビジネスが始まるなど、可能性が大きく広がる場所になるということでした。地域の活性化や再発見、あるいは新しい産業につながる何かが起こるのではという思いを強く感じました。坂城町にもさまざまな考えの人と出会えるスペースがあれば、人の新しい流れが生まれるのではないかと。今、何かを起こすきっかけが必要ではないかと思いました。

信濃毎日新聞の「群青の風 若者×社会」という連載記事の中でも、空き家を使っての交流事業が紹介されています。地域の中で交流・つながりを求める機運を感じます。そこで、町内に誰でもが行けて交流できる場所が確保できないでしょうか。その方法について、町が空き家等を利用して場所を確保し運営できる人を募る、また商業店舗利活用補助金制度が新設されましたが、対象となる事業に交流スペースの運営を加えることはできないでしょうか。

次に、起業創出に向けた環境整備事業について、前回質問をいたしました。起業を目指す若者や学生に3Dプリンターや3次元測定機など、テクノセンターの機器を自由に利用できる設備を整備する事業で、テクノセンター事業の中で研究をしていきたいとの答弁でございました。これはまさに坂城版テックショップだと思います。テクノセンター事業の中で、早急に研究を進めてほしいと思いますが、その中に交流スペースの確保についてぜひ検討をしていただきたい。テクノセンターには、喫茶スペース、交流サロンもあることから、新しい形の方法も考えられますが、町として実現を後押しする財政支援を望みます。お考えをお聞きます。以上で1回目の質問といたします。

**町長（山村君）** ただいま、西沢議員さんからご質問がありました。そのうちの1. まちづくりについて、イ. まち・ひと・しごと総合戦略についてお話ありました。確かにこういう計画をつくってもですね、やっぱり何回も何回もあらゆる場、機会を使ってご説明するということが必要だろうというふうに思っております。今日も、答弁という形でこれからお話ししますが、テレビも映っていますので、もう1回町の皆様に簡潔にですね、お話し申し上げたいというふうに思っております。

坂城町のまち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、本格的な少子高齢社会やライフスタイルの多様化などに対応するため、町のものづくりの産業基盤等の特性を生かし、快適で住みよい環境を確保するため、町の第5次長期総合計画後期基本計画、また町人口ビジョンと

あわせて、平成27年度に策定をいたしました。策定に当たりましては、産業、教育・行政機関、金融、労働団体、マスコミ等、各界の皆さん、関係する皆さんで構成する坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定懇話会により、短期間でありましたが、集中的にご協議いただくとともに、町民の皆さんからも地区説明会や町ホームページ等から広くご意見をいただいたところであります。

坂城町の総合戦略は、町の最上位計画である坂城町第5次長期総合計画の基本構想や基本目標等に準じ、また坂城町人口ビジョンに掲げている2040年に人口1万3千人、2060年に1万2千人といった人口の将来展望の実現に向けて、地域の活力と暮らしの豊かさを創生する坂城町を将来像としております。

また、基本目標につきましては、第1として、安定した雇用の確保と多様な就業機会を拡大する、2として、出産、子育て支援を充実して、町内で生まれ育つ子どもたちを増やす、3番目として、町外への流出を抑制して、新たなる流入を増加する、4番目として、生涯にわたり、安心して快適に暮らすことができる地域をつくるといった、四つを設定して、平成27年度から平成31年度までの5カ年を実施期間として坂城町に住みたい、住み続けたいと思える町を目指して各施策を展開しております。

この町総合戦略の実効性を高め、計画の推進を図っていく上では、町民の皆さんを初め、坂城町を応援してくれる皆さんとの協働が不可欠であります。一体となって事業を推進していくためには、皆さん方のご理解とご協力が必要であると考えております。

坂城町の総合戦略の内容を広く周知するため、これまで町のホームページでは戦略の全体を掲載しておりますし、「広報さかき」4月号においては、関連がある総合計画後期基本計画、人口ビジョンとともに3ページにわたり詳しくお知らせをしたところであります。今後につきましても、あらゆる場面を通じて周知を図っていきたいと考えております。また、さかきふれあい大学出前講座では、「自律する個性ある坂城町を目指して」と題して、町総合戦略のほか、町総合計画や人口ビジョンについて説明させていただくメニューを設けています。町の職員が出向き詳しく説明いたしますので、このような方法も活用していただきたいと存じます。

総合戦略の検証方法につきましては、坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定懇話会の参加メンバーにより基本目標の目標値や各施策の重要業績評価指標KPIの状況を確認する中で、実施した事業を客観的に検証し必要に応じて総合戦略の改定を一体的に行うといったPDCA体制によって行ってまいります。

町民の皆さんからのご意見を聞き、一緒に考えていく仕組みにつきましては、私も常々町民の皆さんからご意見をお聞きしておりますし、各分野におけるさまざまなグループや団体には、役場の各部署でかかわっているということが多いと思いますので、改めて別途な組織を立ち上げなくても、町職員が、また改めていんなかかわる機会を通じて関係する事業を説明したり、

意見を吸い上げる、お聞きするといったことによって、さまざまな施策につなげていくことは可能であるというふうに思っております。

こういった意見の吸い上げ方法も視野に入れながら、いろんな場面、いろんな場面で状況で、このまち・ひと・しごと総合戦略、創生総合戦略をご説明して実施していきたいというふうに考えております。

**産業振興課長（山崎君）** ロ. 交流の拠点づくりについてご答弁申し上げます。

交流できる場所をつくるための方法として、町が空き家等を利用して場所を確保し、運営できる人を募るとのご質問でございますけれども、この6月8日から町社会福祉協議会の運営により、夢の湯においてコミュニティカフェほっこりがオープンいたしました。ほっこりは、地域の方々の交流と新たな人の流れをつくる場として、高齢者や障がいのある方、子育てママや幼児など、誰もが居場所として利用できる場であるとお聞きしており、その効果に大いに期待するものであります。また、このようなさまざまな人が交流できる場所が地域の中に幾つかできてくれば、地域の人たちが集まる場所として、地域の活性化につながるものと考えます。

しかしながら、町が場所を確保した上で、運営する方を募るといった形ではなく、そういった交流スペースをみずから設置して運営したいという方を町が支援するといった形のほうが、本来の形態であり、長続きするのではないかと考えております。

次に、商業店舗利活用補助金制度の対象事業に、交流スペースの運営を加えるのご質問にお答えいたします。

今年度より始めました商業店舗利活用補助金制度は、個人または事業主が空き家や空き倉庫等を商業店舗に活用する場合に、リフォーム工事の一部を補助する制度でございますので、交流スペースの設置は対象外であります。商業振興を目的とした補助制度でございますので、補助対象の変更については、現在のところ考えておりません。

次に、起業創出に向けた環境整備について、テクノセンター事業の中に交流スペースの確保をについてお答えいたします。

研究開発に携わる方々や町内外の企業の方々など、幅広くいろいろな方が集まる交流スペースとしては、テクノセンターの交流サロンをご活用いただければと考えております。なお、さかきテクノセンターでは、昨年度から事業のあり方について検討する見直し検討委員会を立ち上げて、今後の方向性や起業支援のあり方について研究をしております。町といたしましても、企業や技術者同士の交流が進むよう、テクノセンターを支援し、テクノハート坂城協同組合、商工会など関係団体と連携を図ってまいりたいと考えております。

**7番（西沢さん）** 2回目の質問をいたします。まち・ひと・しごと創生総合戦略についてですが、地域の女性から人口が減少していることが一番不安に感じている、周りを見ても子供が急に少なくなったと思う、反面、老人のひとり暮らしや老夫婦の世帯が増えている、町はワイナ

リーとか新しいことを言っているが、私たちにどんな影響があるのか、いろいろなことを聞きたいと話されました。担当課へ直接聞いていただくことが一番なのですが、気軽に聞けるところはないですかということでした。

今、町長のご答弁では、いろんな場面で説明をしていくという内容でございました。それと出前講座のお話もありました。出前講座、本当にこれはすばらしい企画だと思っています。ただ、残念ながらこの出前講座の認知度が低くて、町民の皆さんには余り知られていないのではないかというふうに思いますので、特にこの総合戦略について、ふれあい大学の出前講座の利用を強力にPRしてほしいと思いますが、この点についてのお考えをまずお聞きします。

それから、次に総合戦略の概要版が配られました。A3二つ折りのものですが、この概要版はどの範囲へ配布する計画なのか、またその利用方法についてお尋ねいたします。

**企画政策課長（柳澤君）** まず、出前講座の部分のPRという部分でございまして、出前講座につきましては、「まなびの玉手箱」4月号で全戸に配布をしております。その中で、総合戦略あるいは人口ビジョン、総合計画といった部分の計画につきまして、出向いていきますよというお知らせはしたところでございます。ただ、まだそれらのところが、皆さんに知れ渡っていないという部分があるのかなというところも考えますので、何らかの機会を捉えまして出前講座につきましては、教育委員会とも対応を図りながらPRに努めてまいりたいと考えておるところでございまして。

それから、概要版の配布先ということでございますけれども、これまでは策定懇話会の委員さん、それから町議会議員の皆さん、あるいは各種会議のところでご要請があった方というようなところに配布をしたところでございます。そのほか、一般の方から説明を求められた際ですとか、先ほど出ました出前講座というところで活用を図ってまいりたいと考えております。

**7番（西沢さん）** 出前講座については、本当に強力にお知らせをしてほしいと思います。それから概要版について、これもっと利用してほしいというふうに思いますが、もう一度、その点、検討をお願いしたいと思います。

それから、続いてさかきワイナリー形成事業について、先ほど同僚議員の質問の中で、ちょっと気になりましたので、先に確認をさせていただきたいと思いますが、ワイナリー形成事業検討委員会をもち、ワイナリー形成推進事業検討委員会を立ち上げ、計画策定を行うということでございました。このワイナリー形成推進事業検討委員会は、立ち上げされているのでしょうか、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

**企画政策課長（柳澤君）** ワイナリー形成に係ります検討会という部分に関しましては、これまでも検討会という格好で組織をして、必要に応じて検討をしてきていただいたところでございます。総合戦略に位置づけております推進の検討委員会につきましては、今後早い時期に立ち上げまして、6次産業を見据えました調査ですとか、あるいはワイナリー創業に関する支援な

どの検討をお願いをする予定でございます。

**7番（西沢さん）** 総合戦略の中に、計画策定を行うというところに、ワイナリー形成推進事業検討委員会ということになっていましたので、ちょっとその辺のそごがどうなっているのかなというふうに感じました。これから立ち上げるということになりますと、その時期、あるいはどんな人数、その規模であるとか、その点についてはどうでしょうか。

**議長（塚田君）** 西沢議員、ワイナリーについて通告がありませんが、そのお答えはちょっとできませんが。

**7番（西沢さん）** それでは、お答えは結構です。

それでは、先ほどの総合戦略の中に戻りますが、重点プロジェクトに位置づけられている1、2、3についてです。実施計画策定懇話会を中心に検証、また必要に応じて検討組織を別途設置するという中で、実施計画策定懇話会というのはメンバーの人数も大変多くて、各団体の代表の方がこれになっていると思います。都合を合わせて会議を計画するというのも非常に大変なことだと思いますが、最初からその検討組織を設置していく、そういう考えはないのでしょうか。それから検証についてですが、この検証は毎年行うのでしょうか。また、行う時期についてもお尋ねいたします。それから検証結果の公表について、どのような方法を考えているのでしょうか。それから検証がされて修正、改善、事業変更についての判断はいつ、誰がされるのでしょうか。以上、お伺いいたします。

**企画政策課長（柳澤君）** まず、総合戦略の策定懇話会と、それから実施計画の策定懇話会という部分でございます。27年度におきまして総合計画の審議会、そして総合戦略の策定懇話会という部分、関連がありますので、開催をさせていただいたところでございます。そして、その数年前から総合計画に基づきます実施計画の策定懇話会につきましては、11月ぐらい、秋口に策定を行っていただいたところでございます。

こういったことから、総合戦略の策定懇話会につきましては、総合計画の実施計画といったものとやはりあわせてご検討いただかなければならないというような考え方を持っております。人数は大変多い状況にありますけれども、基本的には戦略に携わっていただきました方々でございますので、当然その部分についても検証といった部分、それから今後の展開といった部分についてもご協議をいただきたいというふうに考えております。そういったことで、この部分については、全体的なところでは、時期的には秋ぐらいを予定をしております、これまでの検証を、それから今後の事業展開というところをご検討をしていただきたいというふうに考えております。

それからもう1点、先ほどもちょっと出ました重点プロジェクトに関しましては、おのこの検討の組織という部分で総合戦略の中で考えております。これにつきましては、先ほどもちょっと申しましたけれども、ワイナリーの形成推進につきましては、先ほど述べたとおりで

あります。一方で、もう1項目スマートタウン構想事業につきましては、現在テクノさかきの工業団地のスマート化に係ります事業の可能性調査という部分について、民間事業者が主体となって国の補助事業に申請を上げているところがございます。そういったことでございますので、その採択の動向等を見ながら組織を検討していきたいと考えております。

それから、もう一つのトータルメディアコミュニケーション事業につきましては、当面、同報系のデジタル防災行政無線の整備の方針が固まっているところがございます。こういったことから、次のステップへの移行を見据える中で、必要に応じて検討組織というものは考えてまいりたいというような考え方を持っているところがございます。こういった部分の個別的な部分、それから重点的な部分と全体的な部分につきましては、これまで昨年まで携わっていただきました懇話会の皆さんに検証をしていただきまして、必要な修正等ご意見をいただく中で、ご意見をいただいたものをまた公表していくというようなことを考えているところがございます。

**7番（西沢さん）** ただいま、再質問の中で、結果の公表についての方法と、それから検証結果によって修正、改善、事業変更がされるとすれば、その判断はいつ、誰がどういうところで判断がなされていくのかということについてもお尋ねいたします。

**企画政策課長（柳澤君）** 戦略等の修正、あるいは公開といった部分でございます。まず、検証あるいはこんなことが必要だよという部分は、策定委員会といったところで、懇話会といったところでご意見をいただきたいと思っております。そういった部分のご意見を参考にいたしまして、庁舎内で検討しまして、町の施策として判断をしてみたいというふうに考えております。

それから、そういった部分で計画修正が出た場合につきましては、3月までには方針を固めなければいけませんので、4月以降の広報といったところで公開、公表をしてみたいと考えております。

**7番（西沢さん）** 住み続けたい町にしたいという、この思いは、全ての町民の願いでもあります。町民の皆さんと問題を共有して協力をいただける中での事業推進をしていただきたいというふうに思います。

次に、口の交流の拠点づくりについてお尋ねいたします。町長招集挨拶で5月21日に行われた若者交流会2016について、11事業所、55名の参加があり、第2弾、第3弾の開催に向けて補正予算を計上したと述べられています。この交流会につきましては、昨日の同僚議員の質問にも答弁されていますが、この第2弾、第3弾の開催に向けて補正予算を計上したという、その理由についてお尋ねいたします。

**産業振興課長（山崎君）** 若者交流事業について、第2弾、第3弾の補正予算計上ということでご答弁申し上げます。

これにつきましては、5月21日に開催を申し上げまして、企業の皆さんからも企業の垣根

を越えた交流ができ、大変好評でございました。町といたしましても、町が元気になり、企業が元気になり、そして交流が図られまして、ひいては坂城を皆さんが好きになっていただき、坂城に活性が図られまして、坂城に住んでいただいたり、坂城に定住していただくということの大きな投資になるのではないかとこのように感じたところでございます。

そういうことで、さらに第2弾、第3弾をやることによりまして、さらにそういう事業を推進してまいりたいというふうに判断いたしまして、第2回、第3回を開催したいということで補正予算の計上をさせていただいたものでございます。

**7番（西沢さん）** 若者交流会については、本当によかったと、好評であったということでございますが、この交流ができるということはとてもいいことだと思うんですね。先ほどのご答弁の中でも夢の湯でのサロンが始まるということでございますが、町主導という考え方については、本来の形としてはどうかというご答弁でございました。確かにそういう点では、そういう面もあるかと思えます。ただ、町が交流についてどう考えるかということを考えてときに、やはり町でもこういう考えがある、あるいは町主導でもできるんじゃないかという、私はそういう考えでこの質問をいたしました。

それから商業店舗利活用補助金制度につきましては、3件の採択があったということでございましたが、ここで交流スペースの運営にかかわる部分についても、この補助金制度の中に入れられないかということでございます。もし今は考えていないというご答弁でございましたが、もしこの補助金の見直しをしてほしいとなると、先ほどのご答弁で検証がされるのは秋以降で、それが今年の事業でいきますと、来年の決算ができてから結果に基づき、また予算に反映するのはその次の年というように2年はかかってしまうんですね、見直しがされるとすると。この点について、いろいろ事業の中でも修正、改善ということができた場合に、早くそれができないかという、そういうことについてお聞きしたいと思います。

**企画政策課長（柳澤君）** 総合戦略の見直しという部分でございますけれども、決算までは待たなくても今年度の部分に関しましては、上半期分というところでは動きというものは捉えられるかと存じます。そういった部分の動きというものも踏まえながら、総合戦略の見直しというものを考えていきたいというところでございます。

**7番（西沢さん）** 上半期分というところで考えていきたいというご答弁でございました。本当にそれはぜひお願いしたいと思います。また、テクノセンターの事業につきましては、強力に後押しをしていただきたいと思います。

交流から生まれるもの、仲間づくり、つながり、再発見、居場所など、まちづくりの大切な部分です。新しい交流が生まれ坂城への人の流れが向くために、それには町が積極的に動いてほしいと思います。

## 2. 被災者支援について

イ．災害時業務継続計画の作成を

この計画につきましては、昨日の同僚議員の再質問の内容と重なりますが、大災害が起きたときに、職員一人一人が通常業務と災害時における業務の中でどう動くかについて判断をしていく大事な計画ですので、改めてご答弁をいただきたいと思います。

4月14日の前震と16日の本震ともに、最大震度7を記録した熊本地震は、今なお余震が続く中、復旧・復興への取り組みが進められています。亡くなられた方、被災された方には、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

熊本地震の被害額は最大で4.6兆円との政府試算額が公表されました。これは新潟中越地震を上回る額となりました。今回の地震被害で、熊本県が想定していた被害を超えたのは、避難者数のみであったにもかかわらず、さまざまな混乱が生じ、被災者支援の第一歩がおくれてしまったことに、自治体職員や被災者から想定外との声が多く出されました。震災には無縁と過信していた、地震リスクは低いとして日常の危機意識が薄かったという反省も何回も出されました。静岡県地域防災計画には、「想定外は許さない」という言葉が記されているそうです。熊本地震を教訓に地域防災計画の見直しを進めるなど、被害を少しでも少なくするための検討がなされるべきだと思います。

国は地震などの大規模災害時に優先する業務をまとめる災害時業務継続計画の早期作成を呼びかけています。災害時に優先度の高い業務を時系列で実施時期を決める計画です。作成している自治体は県内77市町村のうち7市町、全国平均を大きく下回っています。大規模災害発生の場合、自治体職員も被災、庁舎や避難所も被災している状況での被災者支援に向けて、この計画は必要と考えていますが、作成についてどのようにお考えでしょうか。

ロ．避難所トイレの公共下水道接続について

熊本地震から1カ月たっても被災者の生活再建は思うように進まず、1万人を超える人が避難生活を余儀なくされている状況です。長引く避難生活を少しでも快適に過ごしてほしいと思っています。そこで、坂城町で中核避難所に指定されている10カ所と、要援護者収容施設2カ所について、公共下水道接続の状況についてお尋ねします。

原則、公共施設の下水道接続は優先されるものと考えます。お聞きするところによると、現在下水道の施設は、耐震化も図られているので、ライフラインの復旧とともに使用が可能になるとのことです。避難生活が長期にわたる場合を考えれば、中核避難所、要援護者収容施設の下水道への接続は重要だと考えます。供用開始になっていて、公共下水道に接続がされていない施設は、何カ所あるでしょうか。またその施設の未接続の理由と今後の計画についてお尋ねいたします。以上で1回目の質問といたします。

**総務課長（青木君）** 災害時業務継続計画の作成をについて、お答えいたします。

災害時業務継続計画は、大規模災害が発生した場合、ライフラインや交通機関が停止し行政

みずからも被災し、人・物・情報等利用できる資源に制約がある状況においても、優先的にするべき業務を特定し、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保などをあらかじめ策定する計画であり、町の地域防災計画を補完するための計画とされております。

業務継続計画を策定することで、行政が被災するような大災害時にも適切かつ迅速に非常時優先業務を遂行できるようになり、急激に増加する業務量について計画を策定することで適切かつ迅速に実施することが可能となるとされております。特に行政も被災する深刻な事態も考慮した非常時優先業務の執行体制の対応手順を明確化し、優先される業務に必要な資源（人・物・情報など）の確保を図ることで災害発生直後の混乱や行政が機能不全に陥ることを防ぎ、早期により多くの業務を実施することで住民ニーズに応えるとともに、みずから被災者となった職員の安全衛生面の配慮の向上にも期待できるとされております。

計画に盛り込む特に重要な要素としては、指揮命令体系の確立として、町長が仮に不在だった場合の職務代行者の選定や災害時職員の参集体制、役場庁舎が使用できなかった場合の代替庁舎の選定、電気・水・食糧等の確保、災害時でもつながりやすい多様な通信手段の確保、行政データのバックアップなどのほか、特に非常時に優先される業務の候補を対象に優先的に開始・再開すべき業務を整理し時系列的に定めることとしています。さらに計画の継続的改善を図るため、訓練等の計画を策定し実行することも必要とされております。

また、本計画は、あくまで坂城町地域防災計画の補完的な計画でもあり、必ずしも独立した計画である必要はないとされていることから、防災計画に盛り込めるかどうかも含め、今後策定に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

**建設課長（宮嶋君）** ロ. 避難所トイレの公共下水道接続についてお答えいたします。

町内の中核避難所としては、坂城町体育館、坂城町文化センターのほか、学校施設で中学校、小学校3校、坂城高等学校と保育園3園の10カ所が位置づけられております。また、要援護者収容施設は坂城町老人福祉センターと坂城町ふれあいセンターの2カ所が位置づけられております。このうち、坂城町体育館、坂城町文化センターについては、1級河川御堂川の河川敷に隣接しており、堤防部分に河川敷に沿って下水道管を布設する許可が得られない状況であります。また、南条保育園は、今後整備していく区域のため、中核避難所の10カ所のうち、下水道未整備の3カ所を除く7カ所と、要援護者収容施設2カ所を合わせ9カ所が下水道の供用開始区域になっております。

供用開始区域内で下水道に接続されていない施設については、中核避難所7カ所のうち坂城中学校と村上保育園の2カ所が未接続で、要援護者収容施設では、坂城町老人福祉センター、坂城町ふれあいセンターの2カ所が接続されていない状況となっております。供用開始となって接続されていないそれぞれの施設につきましては、所管する担当部署と協議し、公共施設等総合管理計画を策定する中で接続整備について検討してまいりたいと考えております。

**7番（西沢さん）** 2回目の質問をいたします。伊の災害時業務継続計画についてです。

災害時業務継続計画の県別の市町村の作成率では、鳥取県が100%、1位です。2位が北海道で90.5%、3位が東京で69.4%。長野県は44位で9.1%でした。災害が多いと言われながら作成している市町村が少ないのが現状です。ちなみに都道府県では、長野県を含む42都道府県89.4%となっています。

長野市では計画がつくられています。この主な部分ですが、申し上げますと、長野市の業務継続計画、災害応急業務の中では、避難所開設が3時間以内、給水活動が6時間以内、災害廃棄物収集が24時間以内、福祉避難所の開設が3日以内、罹災証明書発行のための家屋調査1週間以内、また通常業務につきましては、医療、福祉などの相談3日後、ほぼ通常体制での窓口業務の再開が2週間後、公共施設の再開の検討が1カ月後というように決められています。

ご答弁では、検討を進めていきたいということでした。小規模自治体では、計画を策定する人的余裕がないなど、厳しい状況であることから、計画自体はできるだけ簡単でいいとしつつ、災害が起きて業務が停止したら住民にどんな影響があるのか、自分の仕事が停止したら困ることは何かなどについて、横断的な議論を深めることが大事だという専門家の指摘もごございます。計画は検討していくということですが、この議論を深めるということについて、早急に必要と思いますが、お考えをお聞きいたします。

**総務課長（青木君）** 非常時優先業務の作成をしていくに当たりまして、通常業務についてもどのようにしていくかということで庁内での横断的な議論をということですが、当然、この非常時優先業務を策定するに当たりまして、国からも災害発生直後にはどのような業務をしなければいけない、おおむね3日ぐらいまでの間にはこういう業務、1週間ぐらいまではこういう業務という指針が出ているわけですが、これを作成するに当たりまして、まずそれぞれ各課がやっている業務についての優先順位というものを定めていく中で、こういうものをしていかなきゃいけないという段階でございまして、当然策定していく中では、各課連携をとりながらやっていく、その中でそれぞれ各課の優先業務というものについても策定、一緒に策定していく必要があると考えているところでございます。

**7番（西沢さん）** 口の避難所トイレの公共下水道接続ということですが、文化センター体育館については河川法により接続ができない状況であるということですが、また老人福祉センター、その他の施設についてもそうですが、特に老朽化がしている施設などについては、これから公共施設総合管理計画の中での取り組みということになっていくわけですが、避難所のこの問題については、町民の皆さんにもその実態を知っていただくこともとても大切だというふうに考えています。

そこで、公共施設等総合管理計画の中で検討をしていくということですが、その辺について、今年中に策定という予定ですが、それとこの施設の今の公共下水道接続についての関係ですね、

早期に方針を固めていただきたいというふうに思いますが、その辺は、どのようにお考えになっているでしょうか。

**企画政策課長（柳澤君）** 公共施設管理計画でございますけれども、公共施設等の更新、統廃合あるいは長寿命化などを行うために、本年度総合管理計画を策定していく予定でございます。施設の利用需要やあり方を検討いたしまして全体計画を定めてまいりますけれども、改修費用もかかってきますので、財政的な面でも均衡を図っていく必要があるかと考えております。そういった部分の全体的な部分につきまして、本年度計画を定めてまいりたいと思います。

一方、施設の改修の具体的事項、これにつきましては、耐震化がありましたり長寿命化のための改修がありました、あるいは今回のような下水といった部分も出てこようかと考えております。そういった中で、個々の施設の中でまずどんな部分を優先的に取り組まなければならないのかという部分を再度点検をいたす中で、早急に必要な部分から個別に検討を加えまして、年次計画によりまして対応を進めていくというような考え方でいるところでございます。

**7番（西沢さん）** この避難所の問題につきましては、町民の皆さんにもその実態を知っていただくことも大切というふうに思います。公共施設についての総合管理計画との兼ね合いもありますので、今後の計画を見守っていきたいと思います。

まちづくりも被災者支援につきましても、人口が減少していく時代に不安を感じている多くの町民の皆さんの何とかしなければという思いに少しでも応えたいという気持ちで質問をいたしました。2060年に人口1万2千人の維持を目指すことを実現させるために、総合戦略に策定された事業の目標達成を強く願うとともに、できる努力は惜しまずにしてまいりたいと思います。以上で私の一般質問を終わります。

**議長（塚田君）** 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日、10日は午前8時30分から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 0時55分）

## 6月10日本会議再開（第4日目）

### 1. 出席議員 14名

|      |        |      |        |
|------|--------|------|--------|
| 1番議員 | 塚田正平君  | 8番議員 | 吉川まゆみ君 |
| 2 〃  | 塩野入猛君  | 9 〃  | 塩入弘文君  |
| 3 〃  | 朝倉国勝君  | 10 〃 | 山崎正志君  |
| 4 〃  | 小宮山定彦君 | 11 〃 | 中嶋登君   |
| 5 〃  | 柳沢収君   | 12 〃 | 大森茂彦君  |
| 6 〃  | 滝沢幸映君  | 13 〃 | 塚田忠君   |
| 7 〃  | 西沢悦子君  | 14 〃 | 入日時子君  |

### 2. 欠席議員 なし

### 3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

|          |        |
|----------|--------|
| 町長       | 山村弘君   |
| 副町長      | 宮下和久君  |
| 教育長      | 宮崎義也君  |
| 会計管理者    | 塚田陽一君  |
| 総務課長     | 青木知之君  |
| 企画政策課長   | 柳澤博君   |
| 住民環境課長   | 金子豊君   |
| 福祉健康課長   | 大井裕君   |
| 子育て推進室長  | 小宮山浩一君 |
| 産業振興課長   | 山崎金一君  |
| 建設課長     | 宮嶋敬一君  |
| 教育文化課長   | 宮下和久君  |
| 収納対策推進幹  | 池上浩君   |
| まち創生推進室長 | 竹内祐一君  |
| 総務課長補佐   | 関貞巳君   |
| 総務係長     | 伊達博巳君  |
| 総務課長補佐   |        |
| 財政係長     |        |
| 企画政策課長補佐 |        |
| 企画調整係長   | 堀内弘達君  |

### 4. 職務のため出席した者

|        |        |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 臼井洋一君  |
| 議会書記   | 小宮山和美君 |

### 5. 開 議 午前 8時30分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- |                       |          |
|-----------------------|----------|
| (1) 農業を守り発展させるためにほか   | 塩入 弘文 議員 |
| (2) 千曲川さかきPAの活用についてほか | 中嶋 登 議員  |
| (3) 住民の生活環境について       | 山崎 正志 議員 |
| (4) けやき横丁についてほか       | 入日 時子 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

**議長（塚田君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

**建設課長（宮嶋君）**

**議長（塚田君）**

(-----)

**議長（塚田君）**

◎日程第1「一般質問」

**議長（塚田君）** 最初に9番 塩入弘文君の質問を許します。

**9番（塩入君）** ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をしたいと思えます。

特に、今年の参議院選挙から18歳以上の人が選挙権を持つことになりました。6月議会におかれましても昨日、一昨日、坂城高校生がたくさん傍聴に来ました。今日の信毎報道でその感想が載っておりました。「緊張感がある雰囲気でのよい傍聴になった」、「以前は投票に行くかどうかわからなかったが、自分たちの未来のために投票したほうがよいと思うようになった」と述べております。日本の未来を背負う若者たちが主権者として大切な1票を行使してほしいと願うものです。

さて、通常国会も終わり、いよいよ参議院選の火ぶたが切られました。安倍政権は憲法9条を変えることを視野に入れ、参議院選でも与党の3分の2の議席を目指しております。安倍首相は伊勢サミット場で、突如来年10月に予定していた消費税10%アップを延期すると言いました。世界経済は、リーマンショック以前と似ているという理由づけです。国内外からの批判が出されました。そこで、これまでの公約とは異なる新しい判断と修正しました。明らかに前回と同じように選挙目当てとしか言いようがありません。

共同通信のトレンド調査でも、アベノミクスは見直すべきだ、方向転換すべきだという意見は合わせて6割近くになります。アベノミクスにより物価が上がり、前回の消費税8%アップで家計消費が落ち込んでいます。実質賃金も5年連続で下がり続けています。これで消費税の10%アップをしたら、国民の生活は壊れてしまいます。消費税10%アップを延期したからよいというものではありません。中止すべきだと思います。財源は税制の原則である、所得に応じて納める方向に切りかえれば確保できます。アベノミクスで大もうけしている大企業や大株主の富裕層には税金4兆円もまけております。これでは貧富の格差はますます広がるばかりです。

また、安倍政権の国民の声を無視した強権的なやり方に批判が出されています。戦争法の廃止、立憲主義を守れという大義のもとに、全国32の一人区で野党とママの会、SEALDs（シールズ）、学者の会など市民連合が共同して推薦で野党統一候補を決めました。ママの会は、誰の子供も殺さないと言を上げ、若者やSEALDsは、主権者は俺たちだ、選挙に行こうと呼びかけています。若者たちの未来のために主権者として権利を行使してもらいたいと願っております。

さて、今回はこれからの農業と町民の健康づくりについて質問します。

#### 1. 農業を守り発展させるために

##### イ. 町の農業の実態は

坂城町の農業は主に米、ブドウ、リンゴなど果物をつくっている農家が中心です。このような農家は今どのような状況になっているか、2点質問をします。

一つは米、ブドウ、リンゴなどを販売している農家数がどのように変わってきているのか、推移をお聞きします。二つ目は現在の販売農家の現状と課題は何かについてお聞きしたいと思います。

5月に行われた議会報告会でも出されましたが、今は高齢化によって田んぼや畑をつくる人が大変になっている。これから先どうなるか心配だという声が寄せられました。また、米を2町歩つくっている大規模の米農家にお聞きしたら、米価が安くてもうからない、もうやっていけるかどうか、これから若者たちも後を継いでくれるかどうか心配だということをお話してくれました。農家の現状と課題はどうなっているのか、どう捉えているのか質問します。

## ロ. TPPの影響は

安倍内閣は、辞任した甘利元大臣が中心になり、昨年TPPの大筋合意を決めました。この通常国会で国会承認を求める予定になっておりましたが、提出された資料はほとんど黒塗りになっており、まともに審議できませんでした。農産物重要5品目は守ると与党も含めて全会一致で決めた国会決議も3割近く関税が撤廃されます。また、国民に交渉経過を明らかにせず、国会決議違反は許されません。TPPによって関税が撤廃されれば、日本の食料自給率は10%台になり、先進国では最下位になります。食料の9割を外国に頼ることになり、また農産物の価格は大幅に下がり、農業経営が成り立ちません。今、輸入される食品の安全性も大きな問題になっています。ポストハーベストなど本当に大変な問題があります。安全な食料は日本の大地から確保しない限り、日本の未来はないではないでしょうか。そこで質問します。

第1に、JAながのの試算に基づき、米、ブドウ、リンゴなどへの町への影響はどのように考えられていますか。

第2に、農林水産物の8割、重要品目の3割が関税撤廃されるTPP大筋合意は、次の国会で批准すべきではないと考えるが、どうでしょうか。町村会を通して国へ働きかけをすべきだと思います。また、坂城町でTPPについて学習会を開くべきだと思うが、どうでしょうか。前回、4月ごろ開きたいという町長の答弁もありました。

第3に、国の基幹産業である農業を維持発展させるには、国に価格補償、所得補償こそ第一にやるべきだと求めるべきではないでしょうか。アメリカやヨーロッパでは自国の食料自給率を確保するため、農産物の価格補償、所得補償を実施しております。日本は逆で、価格補償も十分にせず、関税を撤廃してしまう。これでは日本の農業は壊れ農業経営は成り立ちません。日本は自然が美しく、特に田園風景は素晴らしいです。水田は気温を調節し、自然環境を守ってくれます。特に坂城町のように中山間地が多いところは大規模経営には適さず、家族経営によって守られてきました。この家族経営を続けていくためにも、価格補償が重要だと考えますが、どうでしょうか。

## ハ. 耕作放棄地の現状と活用は

今、耕作放棄地が増加し、土地が荒れ、里山と里との境もなくなりつつあります。その結果、鳥獣被害が増えています。鳥獣被害を少なくするためにも耕作放棄地をなくしていくことは、今後の重要課題だと考えます。そこで2点質問します。

第1に耕作放棄地の面積の推移とその原因をどのように考えているか。第2に耕作放棄地の活用として、どんなことが考えられるか。昨日の同僚議員の質問にもありましたので、次の国や町としてどんな支援が考えられるかについては、省略させていただきます。

## ニ. 直売所「あいさい」について

議会報告会の折にも、あいさいについてもっと販売品を多く扱ってもらえないか、営業時間

が短い、もっと営業時間を長くしてほしい、施設の拡張も考えてもらえないかなどなど意見が出されました。現状と課題についてお聞きします。以上で第1回目の質問とします。

**産業振興課長（山崎君）** 1. 農業を守り発展させるためにについてご答弁申し上げます。

最初に、イ町の農業の実態はについてご答弁申し上げます。農家の実態は、品目や経営規模によって多様であるため一概には申し上げられませんが、一つの指標として5年ごとに実施している農林業センサスが公表されておりますので、その結果を申し上げます。なお、農林業センサスにつきましては、直近で2015年、これは平成27年に実施しておりますが、全県の確定値が公開されているものの、市町村ごとの結果はまだ示されておられませんので、2005年と2010年の比較になります。

まず、町内の販売農家の推移であります。それによると販売農家数は2005年の413戸から2010年の350戸と15%減少する中で、米作は96戸から82戸へ15%減、ブドウは200戸から153戸へ23%減、リンゴは156戸から126戸へ19%減、花卉は24戸から16戸へ33%減といった状況となっております。

続いて、販売農家の現状と課題についてお答えをいたします。

現状と課題につきましては、ブドウやリンゴ栽培における新たな品種の普及と合わせ、短梢栽培の定着化や新矮化・半矮化の推進など栽培上の新たな動きも見受けられます。一方で、高齢化による生産性の低下や経営規模の縮小、後継者不足による経営継承などが課題になっております。また、異常気象の常態化による災害時の収益と品質の低下、農産物価格低迷による再生産性の低下といった課題のほか、消費者の嗜好の動向に合わせた柔軟な生産が求められているなど、それらの課題があるものと考えております。

続いて、TPPの影響はについて答弁申し上げます。TPP環太平洋戦略的経済連携協定による農産物への影響評価につきましては、指標となる数字や前提条件などによって見解が分かれるところですが、ご質問のとおり県やJAによる試算では、県内農業に少なからず影響が出るものと予想されております。国では、TPPによる影響は限定的としている反面、対策を講じて中・長期的には収益が減少する可能性も示唆しております。なお、町内におけるリンゴ、ブドウ、米などへの影響は町単独での算出が困難ですので、町では試算しておりません。

TPPにつきましては、坂城町は工業を基幹産業とする町であり、自由貿易による恩恵を多く受けることができるものと考えております。一方、農業においてはマイナスの影響も予想されているところではございますが、新たな市場が開拓できる好機と捉えていただき、経済感覚の鋭い農業経営体が育ち、輸出による需要の増大、所得の増加など攻めの農業への展開が図られることを期待するところであります。当町といたしましては、関係機関、団体とともにTPPの動向を注視してまいります。また、町内事業者や農業者などに広く働きかける中で、TPPに関する学習会を今年度なるべく早く開催するとともに、農家のご意見については機会を捉

えて国・県へ伝えるよう努めていきたいと考えております

続いて、農業の持続的発展のための価格補償制度導入とのご質問についてご答弁申し上げます。現在、国では経営所得安定対策において認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織を対象に価格補償が一部実施されております。これは水田、畑作物の内外価格差を補填する畑作物の直接支払交付金と呼ばれるもので、麦・大豆・ソバなどの作付品目に対し、生産量と品質に応じて一定の単価で交付されるものです。

また、収入減少影響緩和対策では、米・麦・大豆などの当年産収入額の合計が標準収入額を下回った場合に、減少額の9割を対策加入者と国が1対3の割合で負担する価格補償制度です。これら経営所得安定対策は対象品目が限定されており、果樹等は対象となっておりませんが、T P P対策では産地強化や体質改善の事業メニューが打ち出されております。今後、T P P批准に向けては国の動向を見きわめつつ、県やJ Aなど農業生産者団体とも協調を図りながら、将来的な農業の持続的発展に向けた実効性のある対策を働きかけてまいりたいと考えております。

続いて、ハ耕作放棄地の現状と活用はについて答弁申し上げます。坂城町の耕作放棄地の推移につきましては、町内の全農地を一筆ごとに調査する利用状況調査の集計によりますと、調査開始年度である平成21年度の146haから昨年度は178haと、32haの増となっております。耕作放棄地発生・増加の原因につきましては、以前、国が行ったアンケート調査によりますと、高齢化・労働力不足が最も高くなっております。続いて、地域内に引き受け手がないという理由も高い数値となっております。また、農産物の価格低迷や収益の上がる作物がないという農業経営条件の悪化も大きな要因となっており、当町における要因も同様と考えているところであります。

続いて、耕作放棄地の活用について答弁申し上げます。耕作放棄地につきましては、農業委員会が毎年実施している農地利用状況調査を踏まえ、実態把握と農家への意向調査を実施しています。その結果により個別の農地対策について、農地中間管理機構への貸し付けの意向確認のほか、農地銀行を通じて農地あっせんなどを行っております。また、人・農地プランにおける地区懇談に際しても、その情報を地図上に落とし込み、地区の代表や担い手農家の皆様に情報提供する中で、農家の経営規模拡大や農地の集積・集約化に努めております。

続いて、二直売所「あいさい」について答弁申し上げます。初めに申し上げますが、直売所あいさいは、さかき地場産直売所運営組合で管理運営しており、町は直売所の運営を支援しております。

現状と課題についてのご質問でございますが、直売所あいさいは、今年で運営開始後7年目となり、生産者と消費者の顔の見える拠点として、町農産物・加工品の販売やおしぼりうどんの提供を行っております。27年度の直売所の販売につきましては、農産物、加工品、委託販売

商品、食堂部門合わせて前年度を上回り、堅調に推移しているとのこと。

昨年は農産物の消費宣伝や販売促進のため、お花市、きのこ祭り、ねずみ大根まつりのほか、生産者の協力を得ながら、ぶどう祭りも始めて開催するなど、お客様に足を運んでいただけるよう取り組まれています。運営組合では、販売品の種類や数量の増に向けては、農産物の計画生産・出荷のための部会制の導入も選択費の一つであり、食堂部門の拡充、店舗の拡張も検討していると聞きしています。また、販売時間延長につきましては、販売品の数量確保やスタッフの勤務体制の問題もございますので、組合としても今後の課題としているところであります。町といたしましても、あいさいは農産物の生産振興や農業者の所得確保などにつながるところでありますので、直売所運営組合を引き続き支援してまいりたいと考えております。

**9番（塩入君）** 今、産業振興課長から答弁がありました。本当に今の農業の現状、実態は大変な状況になっていることは事実です。そういう中でT P Pが批准されるということになれば、本当に大変な状況が起きてくるというふうに思っているわけですが。そこで、2回目の質問をしたいと思います。

最初に、口について質問しますが、これはT P Pに関係しておりますので、今、課長からも答弁があったんですが、今度は町長に答弁を求めます。

坂城町の中心農産物である米、ブドウ、リンゴがどんな影響を受けるか、私もJ Aながのの試算に基づいて調べてみました。県全体で392億円減少するという試算です。そのうち米の減少額は30億円、約6.2%減、リンゴは116億円、42.5%減、ブドウが42億円、32%減少すると試算されております。これに基づけば、坂城町でも米が6.2%、ブドウが32%、リンゴが42%、今より減少することが予想されます。

私は、米農家やブドウ農家にも聞いてみました。ある人は、もう米づくりができなくなったから、誰かに借りてほしいと頼んだけれども、引き受け手がなくて困っている、そういう現実もあります。また、ブドウ農家の人も今度関税が撤廃されるわけで、本当に撤廃されればブドウ農家も維持できるかどうかかわかんないと。昨年のブドウの価格ですけれども、1kg当たりシャインマスカットは千円ぐらいしたと。巨峰は650円だと。それからワイナリー用のブドウは250円だと。だから、シャインマスカットの4分の1ですよ。これはワイン用ですから仕方がないと思いますけれども、現在はそういう状況が続いていますが、果たして、これが関税撤廃された場合にどうなっていくのか本当に心配だというふうに言っておりました。

米にしてもブドウ、リンゴにしても、後継者がいなくなるんじゃないか。先ほど課長も言われましたが、本当に後継者は大きな課題です。今、国がやるべきことはT P Pの批准ではなくて、農業経営が成り立つために価格補償や所得補償をすべきではないでしょうか。町長に答弁を求めます。

**町長（山村君）** まず、T P Pの批准についてはですね、アメリカの大統領選挙を見ても民主、

共和、両方とも候補者はTPP反対と言っているわけで、恐らくアメリカの批准というのはかなりの難関を迎えるんじゃないかと思っております。もっとも毎回同じなようなんですけれども、アメリカ大統領選挙は選挙中に言っていることと当選してから、この実行面の施策をとる場合にはもう変わってきますので、両大統領候補が言っているとおりTPPは批准しないということにもならないとも思うんですけれども、いずれにしても、それは年内は無理で年明けになってくると思います。ですから、日本でもですね、国会で批准するというのも多分アメリカが批准しなかったら意味ないことになりますので、まだまだ議論をする時間もあるし、国会でもっと議論していただければというふうに思っております。

今、塩入さんがおっしゃったようにですね、私はTPPの問題よりも基本的に国内の農業をどうするかと。これはもう毎回私申し上げておりますけれども、戦後ずっと一貫して行ってきた例えば米の減反政策についてもですね、ひたすらそれだけでいいのかと、食料の自給率がどんどんどんどん下がっていくと。それは前に申し上げたようにやっぱり個別の農家に対する補償体制をとらないとだめだと思っております。ですから、基本的にはもっともTPPの前に日本の農業政策をどうするんだという話だと思っております。

それから、先ほどブドウの単価の話をおっしゃいましたが、食用ブドウとそれから加工用のブドウではつくり方が違います。ワインの場合は250円から300円ぐらいだというふうに私も聞いておりますけれども、袋がけするわけでもありませんし、加工用のブドウの場合つくり方が違うので単価も違う。逆に言うと、高齢化して後継者不足になった場合の一つの方法でもあるかなというふうには思っております。とにかくいろんな施策があるべきだと思っております。

それから先にお答えしますけれども、塩入さんから研修会はどうなっているって話がありましたので。やるつもりにしております。意見の偏っていない方に来ていただいてですね、それで具体的に日本はどうすべきかというような議論を、あるいは坂城町をどうするかと、そういう議論ができるような人を今検討しておりますので、もし塩入さんでこういう方がいいんじゃないかとありましたら、またご相談したいと思って、それはぜひやりたいと思っております。以上です。

**9番（塩入君）** 町長が本当におっしゃるとおりですね、やっぱりTPPよりまず国内の農業をどう立て直すか、価格補償も含めてですね、それが大事だとおっしゃられました。まさに僕もそのとおりだと思います。次の質問に移りたいと思います。

第2の質問ですけれども、耕作放棄地についての活用ですが、全く方向性が見えていないと。昨日の課長の答弁も含めてですが、昨日も同僚議員からワイン用ブドウの圃場として活用してもらいたいけれども、見通しはどうなっているかというようなことで質問もされたんですが、それについてまだ見通しが十分に立っていないということも答弁にありました。そんなことも

含めてですね、方向性がまだ見えていないと。私は今の現状を見るとね、耕作放棄地がB分類、A分類とB分類があるわけですが、特に増えているのはB分類だと。B分類というのは山林化もうしてきていると。これがうんと増えているということで、これが増えるんですね、鳥獣が里にどんどん進出してきます。鳥獣対策としてもこの耕作放棄地はそのままにしておけないじゃないかと。本当にこれからの重要な課題だと思っているんです。そういう意味でね、町としてもっと方向性をきちっと持っていくべきだと思うんですが、検討してもらいたいと思うんですが、その点どうでしょうか。

**産業振興課長（山崎君）** 再質問にお答え申し上げます。耕作放棄地の活用について、町として方向性を打ち出せないかというご質問でございます。ご質問にありましたとおり、耕作放棄地の増加によりまして里山と農地との境界が曖昧になりまして、有害鳥獣の被害も増えるといった悪循環になっているものと考えられます。有害鳥獣対策といたしましては、侵入防止柵の設置につきまして、町民ですとか地域の皆様のご協力によりまして設置が進んできているところでございます。町といたしましても補助金等を活用する中で、そのような取り組みを支援して、被害防止に努めてまいりたいと考えているところであります。

町としてでございますけれども、農家の高齢化や労働力不足、農産物の価格低迷など多くの課題があります。耕作放棄地解消の明確な方向性というご質問でございますけれども、なかなか難しいものがございます。農業委員会、農業支援センター、JA、県など関係機関と連携する中で研究をしてみたいと考えています。

**9番（塩入君）** 今、課長から答弁いただいたわけですがけれども、やはり耕作放棄地はこれから本当に町を挙げて解決していかなきゃならない問題だと思うんです。先日も農業委員の方からお聞きしました。本当にこれからどう活用していったらいいかということで、もっと町も一緒になって取り組まなきゃいけない問題だと、ぜひ検討してほしいというご意見もありました。ぜひこれから総合戦略にもありますように、ぜひ検討していただきたいと思います。

第3の質問に移りますが、あいさいについてですが、総合戦略ではこのようにうたっているんですね。あいさいの位置づけですけれども、地域の農産物の販売の拠点として直売所の活動を支援し、地産地消の推進を図るとしています。またその上で坂城の特産物としてリンゴ、ブドウ、花、ねずみ大根、原木キノコ等の生産を増やし宣伝していくとあります。

昨年、あいさいでぶどう祭りを初めてやったそうです。その中で予想以上に多くのお客が集まって、たくさん売れたそうです。町外の人も多く、車をとめてたくさん買っていったと。坂城のブドウは甘くておいしいと。しかも、都会の半値くらいで買えるということでお土産に買っていく人もいたそうです。このようにね、坂城のブドウだけじゃありませんけれども、アピールする場所としても本当にいいところだと思うので、ぜひこれからね、町がリーダーシップをとってやってほしいと。

農業支援センターとか農業委員会、生産者と十分話し合いを持ってですね、これから売り場を広げたり営業時間を長くするためにどうやったらいいのか。実際今、5時っていえば大体閉まっちゃっているんですが、今の5時というのは本当に明るくて、5時に閉められればね、買いたい人も買えないようなふうになっちゃうんじゃないかと。こういうやり方ではやはりね、繁栄していかないと。僕も思うんですけれども、その辺、町がリーダーシップをとってやっていただければありがたいと思います。では、以上で1のほうを終わりにして、2のほうへ移りたいと思います。

## 2. 健康寿命をどう伸ばすか

### イ. 健康実態と各種健康診断の現状は

今年度から平成32年度まで後期基本計画では、健康寿命を伸ばすために平均寿命と健康寿命の差を縮める取り組みをすると書かれています。坂城町の平均寿命は男性が80.6歳、女性が86.2歳、全国や長野県と比べても低いです。健康寿命はどうかというと、男性が78.3歳、女性が82.4歳です。差は男女ともに全国・長野県平均よりも低いです。平均寿命と健康寿命の差は男性が約2歳、女性が4歳です。介護される期間が長いわけです。

そこで、原因がどこにあるのか、これから一緒に考えていきたいと思うわけですが、まず第一に坂城町で死亡率の高い病名の順位はどうですか。その中でがんの死亡率が坂城町は非常に高いわけです。平成24年度の資料でいきますと、がんの死亡者数の割合は人口10万人に対して坂城町は444人死亡しています。長野県や全国は288人から300人ぐらいです。なぜ、がんの死亡者が坂城町は多いのか、原因をどのように考えているのか、第1点です。

第2は、国保加入者、後期高齢者の年間1人当たりの医療費は、平成27年の速報値で国保加入者が39万3,817円、県下で8番目に高いです。後期高齢者は何と95万7千円です。4年連続県下ワーストワンです。この原因についてどう考えているのか。

第3にがん検診ですが、胃とか腸とか肺などですが、このがん検診の受診率が20%、わずか20%で大変低いわけですね。がんの死亡率がもうトップクラスなのに受診率が20%、5人に1人しかがん検診を受けていないわけです。その原因はどのように考えているか。

第4に特定健診の受診率の27年度の現状についてお願いします。第5に特定健診、人間ドック、肺炎、その他の予防接種の補助金の現状はどうなっているかお聞きします。

### ロ. 健康寿命を伸ばす施策は

第1に総合戦略では3年後にがん受診率を今の20%から30%までアップさせるとありますが、具体的にどのように取り組みをされるのか。

第2に特定健診の受診率65%を目指して保健指導と職員体制をどう充実させるか。

第3に特定健診、がん検診、各種予防接種、人間ドックへの補助金をもっと増やすべきではないか。他の市町村と比べて低いと思うが、どのように考えていらっしゃるか。以上で第1回

目の質問とします。

**町長（山村君）** 塩入議員さんから健康寿命をどう伸ばすかということで質問をいただきました。非常に重要な問題だと思っております。ここ数年間、坂城町でもいろんな取り組みをしております。少しずつ効果は出てきております。具体的には後ほど担当課長からお話申し上げますが、私からは町全体の取り組みをまずちょっとお話ししたいと思います。

さて、国では21世紀における国民の健康増進の総合的な推進を図ることを目的として、第2次健康日本21を平成25年度からスタートいたしました。これを受けまして、町におきましても、町の特性と健康実態に沿った坂城町健康づくり計画第2期すこやか坂城21を策定し、町民の健康づくりの基本となる計画として位置づけ、健康増進事業を推進しているところでございます。

第2期すこやか坂城21では、町民一人一人が自分の健康は自分で守り、また自分でつくと、そういう意識を高めていただいて、また健康の維持・増進に主体的に取り組み、それをさまざまな形で支援する体制を充実させるということによりまして、全ての町民の皆様がより質の高い豊かな生活を送れることを目指して策定されております。この計画を踏まえまして、町におきましても妊娠から高齢期までそれぞれのライフステージに即した健康増進事業を実施しております。

乳幼児期には乳幼児健康診査・健康相談を実施し、乳児や幼児の体や精神の発達状況や育児に関する相談などを行っております。また、小学生や保護者を対象に食育・健康づくりとして成長期に必要な栄養やバランスのとれた食事などの料理教室も開催しております。また、成人に対しましては、がんの早期発見を図るため大腸がんを初め6種類のがん検診を行っております。がんにつきましては早期発見、早期治療により完治するケースも多くなっております。定期的に受診が受けられるよう保健センターや文化センターなどで検診を実施しております。今後はがんに関する正しい情報や検診の重要性などについてさらに啓発を行い、受診できる機会を増やすことなどを検討してまいりたいと考えております。

また、生活習慣病を予防するため、39歳以下の町民の皆さんを対象とした一般健診や40歳以上で国民健康保険に加入されている方々を対象にした特定健診を実施し、その検診結果等に基づき保健指導、栄養指導の実施を行っております。また、健診により適正体重を維持し、メタボリックシンドローム該当者及びその予備軍の減少や糖尿病の発病の抑制など、できるだけ初期の段階で保健指導を行い、重症化する前に適切な治療や食事療法などに結びついた生活習慣の改善を図っております。また、65歳以上の方に対しましては、インフルエンザや肺炎球菌の予防接種に補助を行うことで感染の予防に努めております。また、国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入されている方に対しましては、人間ドック受診の際、日帰りの場合は1万3千円、1泊2日の場合は1万5千円の補助を行い、加入者の健康管理を支援しており

ます。

このように、各ライフステージでの重立った健康増進事業を申し上げましたけれども、健康寿命の延伸を図るには町民の皆様一人一人が健康ではつらつと生きがいを持って働き、実り豊かな充実した人生を送ることがますます重要であります。日々の生活の中でバランスのとれた食生活を送り定期的な運動を取り入れるなど健康管理を意識し、町が実施しておりますがん検診を初め各種健診を積極的に受診していただきたいと思っております。

また、町の医師・歯科医師の先生方とは坂城町健康づくり推進会議を開催して、先生方にご協力いただいている予防接種や乳幼児健診、特定健診、歯周疾患検診等を初め広く町民の健康づくり事業についてご協議をいただいているところであります。今後とも関係機関等との連携強化を図り、町民の皆様の健康増進、さらには健康寿命の延伸に努めてまいりたいと考えております。具体的には担当課長のほうからご説明を申し上げます。

**福祉健康課長（大井君）** イの健康実態と各種健診の現状はから順次お答えをさせていただきますが、ご質問のイとロの答弁内容が重複する部分もございますが、よろしくお願ひします。

初めに死亡率の高い主な疾患について申し上げます。町の死亡原因の状況ですが、平成27年度の上位三つは1位ががんで、2位が心疾患、3位が肺炎となっており、死亡原因1位のがんは全国の死亡原因でも1位となっており、坂城町だけではなく日本の抱えている健康寿命の延伸における課題の一つと考えられております。がんは現在早期発見による早期治療が死亡率減少に有効となっておりますが、死亡率を高くしている理由の一つとして、がん検診の受診率の低さが全国的にも挙げられており、受診率の向上に向け国を挙げて対策を進めているところでもございます。

当町におきましては、退職後も再雇用などで働いている方が多く、がん検診を受診する機会が少ないことも予想され、早期発見、早期治療がおこなわれていることが死亡率の高さにつながっているとも考えております。

続きまして国保加入者、後期高齢者1人当たりの医療費についてお答えを申し上げます。28年度3月末時点で国保加入世帯は2,165世帯で、被保険者数は3,664人となっております。1人当たりの医療費は年間39万3,817円となっております。また、後期高齢者については、被保険者数が2,624人で、1人当たりの医療費につきましては、年額94万8,728円となっております。

国民健康保険、後期高齢者医療保険ともに昨年の1人当たりの医療費と比較いたしますと国保が3万3,700円、後期が約1万3,500円増加しております。それぞれの医療費が高い原因につきましては、加入者の高齢化と疾病構造の変化が大きな要因と考えられ、各年度の総医療費には変動が見られるものの、今後も増加傾向が続くと予想をしております。また、医療費の進歩、新技術の導入により患者の体への負担は少なくなっておりますが、医療材料や薬

剤価格の上昇、新医薬品の服用、治療に係る検査や受診回数の増加なども1人当たりの医療費に影響している原因の一つと考えております。

当町におきましては、健康寿命を延伸させつつ医療費の支払額を抑えるため、特定健診の受診率の向上に取り組んでおり、特定健診の結果をもとに保健指導を実施し、生活習慣の改善を図り重症化の予防につなげていきたいと考えております。

次に、がん検診の受診率と現状についてでございますが、町民の皆さんを対象に実施をしておりますがん検診の受診状況として、昨年度最も高い受診率であったのが肺がん検診で25.6%という状況でございます。がんにかかると高額な医療費がかかり、経済的な負担はもとより、発見が遅ければ死につながる事となります。それに伴う家庭への影響や、また切除しても再発する可能性があり、治療の継続やそれに伴う身体的・精神的負担が大きい病気であるため、がん予防に向けて検診の重要性をより啓発し、受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、町の国民健康保険加入者に係る特定健診の受診率の状況についてでございますが、平成26年度は受診率48.5%、25年度の受診率が47.1%でしたので、1.4%増加しており、27年度におきましても速報値ではございますが、51.1%と当町としては初めて50%を超え、年々受診率は向上してきております。

受診率の向上の取り組みの一つとして、特定健診の対象年齢となる40歳の方には千円で健診を受けられる40歳スタート健診を実施し、またスタート健診の対象者や健診対象者全体での未受診者の方への受診勧奨として保健師、栄養士が訪問をしてまいりました。

特に40歳代は健診受診率が低く、26年度は34.3%の受診率となっております。一方受診勧奨を行った40歳の方の受診率は平成26年度が50%、27年度は43%で、40歳代の平均受診率よりも高い結果となっており、全体の受診率向上の要因の一つになっていると考えております。さらに昨年度は特定健診の未受診者の方のうち既に医療にかかられている方で治療のために検診を行う中で、特定健診の検査項目に該当する検査結果をお持ちの方は、その結果を特定健診とみなし、町へ検査結果を提出していただきました。

これらの取り組みに加え、集団健診を受診された方全員を対象に結果報告会を実施しております。本来、結果報告会は特定健診を受診された方のうち保健指導が必要となった方に実施をするものですが、町では特定健診を受けられた方全員を対象として結果報告会を実施しております。特定健診を始めました平成20年度、21年度の結果報告会は集団で報告会を実施し、22年度以降は現在と同じお一人お一人に行う個別報告会を実施しております。報告会において検査結果と日常の生活習慣などについて保健師、栄養士から説明を受け、ご自身の体の状態を深く知っていただくことで継続的な受診につなげる取り組みを行っております。

次に、国民健康保険の特定健診などの補助金についてお答えをいたします。特定健診の集団

健診につきましては、40歳から74歳までの国民健康保険加入者の方を対象とし、身体計測、腹囲、血圧、血液、検尿、心電図、診察を行っております。健診の受診料は7,904円で、うち5,404円を町が補助しております。また、指定された病院で行う特定健診の個別検診につきましては心電図は実施しておりませんが、健診受診料は8,500円で、うち5,900円を町が補助しております。また、人間ドックにつきましては、40歳から74歳までの国民健康保険加入者と後期高齢者医療保険加入者を対象とし、1泊2日のドックについては1万5千円、3時間ドックについては1万3千円の補助を行っております。

次に、予防接種の補助であります。町では日本脳炎や小児肺炎球菌など、乳児から高校生までを対象として11種類の定期予防接種を実施しており、接種にかかる経費は全て町が負担しております。また、65歳以上の方などを対象としたインフルエンザの予防接種は1人当たり4,566円で、そのうち3,566円をまちが補助しております。同じく高齢者を対象とした肺炎球菌につきましては、1人当たり7,712円で、そのうち5,712円を補助しております。

続きまして、口の健康寿命を伸ばす施策について順次お答えをします。初めにがん検診の受診率であります。本年3月に策定いたしましたまち・ひと・しごと創生総合戦略の生涯生き生きと暮らすための健康増進において、大腸がん及び肺がんの検診受診率を3年後に30%とすることを目標として設定をいたしました。これは先ほども申し上げましたように、町民の皆さんの死亡原因のトップは何らかのがんとなっており、その中でも大腸がんと肺がんは町民の死亡原因の上位となっているため、その受診率を向上させ、早期に発見し治療を行うことで重症化させないために、検診受診率30%を目標として設定したところでございます。

受診率の向上に向けては保健補導員さんに協力をいただき、がんに関する正しい情報や検診の重要性についての啓発を進めてまいりたいと考えております。また、がん検診を受けやすくするため、女性特有のがん検診や子宮がん検診をセットで行うことや、現在も実施しております国保の特定健診を受診する際に、大腸がんや前立腺がんもあわせて受診できる態勢をそのほかのがん検診についても実施していくことを研究してまいりたいと考えております。

続きまして、国民健康保険加入者の特定健診の受診率の向上についてでございますが、特定健診につきましては、健康で自立した生活を送るため、早期から生活習慣病の発症予防、重症化の予防を図り、医療費の適正化につなげるため大変重要な事業と考えております。平成26年度から各区公民館において、地域づくり講座を地区の保健補導員さんの協力を得て開催をしております。この講座は生活習慣病の予防や食事の大切さなど、健康づくりや食育について区民の皆さんとともに考え、健康意識の高揚を図り、健康づくりの第一歩となる40歳以下の町民を対象として実施する一般健診、また国保加入者の特定健診などの受診啓発を目的として実施をしております。

特定健診の未受診者に対しましては、訪問や通知などにより年間2回から3回、同じ方に受診勧奨を繰り返し実施をしております。また、先ほども申しあげました特定健診後の結果報告会を受診者全員を対象として実施し、ご自分の健康状態の確認や改善点を説明し、日ごろの生活習慣を見直すきっかけとなり、受診された皆さんから好評をいただいております。

このように地道な活動を繰り返し行い、特定健診を受けることを習慣づけていく活動を行う中で、さらに受診率の向上を目指してまいりたいと考えております。また、特定健診などを行う職員体制につきましては、健診実施の際や結果報告会など人手が必要なときは、在宅保健師や在宅栄養士を雇用して対応してまいりたいと考えております。

次に、特定健診などへの補助金についてであります。町民皆さんのお一人お一人の健康管理につきましては、各自で行っていただくことは基本であると考えておりますが、町では乳児から高校生を対象としております定期予防接種は全額補助を行っており、65歳以上の方のインフルエンザや肺炎球菌の予防接種にも補助を行っております。また、町で実施いたしておりますがん検診においては、大腸検診が800円、胃検診が2,200円、子宮がん検診が2,400円の自己負担など高額のご負担にならないよう補助を行っております。

国保の特定健診におきましては、受診される方が多い集団健診の自己負担を2,500円としておりますが、国において定められました健診項目に加え、当町の特性を踏まえ心電図とクレアチニン検査を実施しており、他市町村と単純に自己負担の比較はできるものではございません。町といたしましても町民の皆さんの健康管理に、ただいま申しあげましたような支援を行っておりますので、ご自身の健康管理にかかる自己負担につきましては、現状のとおりのご負担とさせていただきたいと考えております。

**9番（塩入君）** 残り少なくなってきたので、2点だけ質問したいと思います。一つはですね、がん検診、がんの受診率が非常に低いと。しかも死亡率ではトップだと。これを何とかしなきゃいけないということですが、先ほど町長もおっしゃっていましたが、やはり町民一人一人が健康管理、健康に対する関心、自己管理、こういう自覚が生まれないう限り、これはなかなか難しい問題であることは承知しています。

そこでね、一つ、町民へどうやってこの実態を伝えるかという問題で、例えばがんの死亡率は本当に特に坂城町は高いと。何とかしなきゃいけない。特にがんは早期発見すれば本当に怖い病気じゃない。こういうことも含めてね、そのために早く受診してもらいたいというね、町民に響くような啓蒙、チラシ、宣伝物、それをいろいろな機会を使って、やっぱり町がここまで考えて真剣にやっているんだという熱意がね、やっぱり伝わらないとずっと受け流されてしまうんじゃないか。僕もこの間、通知を見ましたけれども、あれではちょっと無関心になっちゃうんじゃないかというふうに思います。それが1点。

2番目はですね、特定健診ですけれども、本当に受診率が51%になって、保健センターのスタッフの皆さんがね、本当に努力されていることはわかります。ようやく51%になった。しかし、医療費はね、去年また上がっているわけですね。だから相関関係がまだ出てこない。特定健診受診率が上がったから、医療費は下がるというふうにはならないわけですね。僕が調べて、松川町とか池田町、これは60%台へ行っているんですが、そこまで行かないといわゆる医療費は下がってこない、こういうことを言っていました。だから、やっぱりこれからどうしても65%を目指してやるために、僕は保健師のスタッフをもっと増やしてもらいたい。長野県で言えばですね、松川町や池田町は、坂城町は今4人ですけれども、1.5倍から2倍にそれぞれなっているんですね。そういうスタッフで一生懸命やっているからそういう結果が出たということですが、その2点について質問します。

**福祉健康課長（大井君）** 初めに、がん検診の受診率の向上のための啓発の部分でございますけれども、議員さんおっしゃられるように、特定健診でもさまざまな啓発の資料をつくっております。がん検診においても同様のチラシなり説明資料を作成して機会を捉えて啓発をしてみたいというふうに考えております。

続きまして、保健師の増員の部分でございますが、現在の町の保健師の体制としては実質5名体制をとっております。先ほども申しあげましたけれども、国保の特定健診の結果報告会ですとか人手が必要となるような場合は、在宅の保健師等を雇用する中で対応してまいりたいというふうに考えております。

**9番（塩入君）** 今、課長から答弁がありましたけれども、ぜひ今2点を申しあげましたが、努力して健康寿命が1歳でも2歳でも伸びるように期待しております。

まとめに入りますけれども、一つは農業を守るために先ほど町長もおっしゃいましたが、本当にTPPの批准ということより、農家一人一人に補償する価格補償をまず国はすべきじゃないかと。TPPについては、アメリカの大統領候補2人とも反対しております。だから、そういう意味からしても日本でもっと勉強して、学習会を開いたりして、本当にTPPが日本の将来にとっていいのか悪いのか、十分検討をしていく必要があるんじゃないかと。TPPは農業だけでなくね、医療や保険、それから食の安全の問題、ISD条項など本当に日本の将来を決定する大きな問題を含んでいるわけですから、ぜひお互いに勉強していきたいと思えます。

健康づくりの面では、やはり何といても町民の健康に関する関心ですね、これを強めていく必要があると。そういう意味でたくさん課題があります。山村町政になって本当に子育て支援は充実してきました。これからはいよいよ健康づくりのほうにぜひ力を入れていただくことを期待しまして、僕の一般質問とします。

**議長（塚田君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時32分～再開 午前 9時43分）

**議長（塚田君）** 再開いたします。

次に、11番 中嶋 登君の質問を許します。

**11番（中嶋君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。今日は大変大勢の消費者の会の皆様が傍聴なされており、いつもより緊張の中で質問をいたします。よろしく願いをいたします。

さて、早いもので私も日本一議会改革が進んでいると言われていた北海道の栗山町へ研修に行き、我が町議会でも早速取り入れた議会報告会が、何と第9回目を迎え、坂城町にも定着してきており、町民から議会へ議会から町政へと質問またご提言が行われ、町民の皆様にも多くの評価を得ており、大変多くの評価を得ており大変好評であります。

私は、毎年6月議会の一般質問は町民の皆様よりご提言をいただいた中から幾つかテーマを選び、質問をさせていただいております。昨年は立町の方より公園をつくってほしい、また小学校のグラウンドで子供が自転車の練習ができるように開放してほしい。幾つかそんな質問をいたしました。そして、私たちB班は大宮、南日名、鼠公民館での議会報告会を行い、今年も幾つかご提言をいただいております、その中から2項目の質問を行います。

1. 千曲川さかきPAの活用について

イ. PAの現状と過去の調査は

立派なさかきパーキングエリアが上下線にあるのに何も活用されていない、もったいない話であると。坂城の農産物を売るようなお店をつくってほしいと、このような提言をいただいたわけであります。でありますので、最近の実情はどうなっているのか。また、過去にも何度か調査をしたと思うが、当時の調査報告による結果をお尋ねをいたします。

ロ. 今後の活用方法は

前回調査したときは、たしか私の同級生であった三井光治君がそちらに、商工課のたしか課長としていたころだったと思います。あのときは13課もあってね、課長さんがうんと大勢いた。改革という名のもとで今は7人になってしまって、ちょっとそちらのほうはさみしい思いもなされているのもあるのかもしれませんが、あの当時は私の同級生が何と5人も課長をやっておりまして、それで論破をしたわけではありますが、いみじくも2人またこちらのほうへも並んでいるような姿になって、これも頼もしいわけではありますが、そういう実情であります。

今言いましたように、商工課長をしていたときから、三井君がその当時を考えれば十数年前だったと私は記憶しております。大分時間が経過をしており、社会情勢も変化していることから、再調査をするとともに、今後の幅広い活用方法を検討するようご提言をするが、お考えをお尋ねしたいと思います。以上、この2点をお願いしたいと思います。

**町長（山村君）** ただいま中島議員さんから1. 千曲川さかきPAの活用について、またPAの現状と過去の調査は、今後の活用方法はということでご質問をいただきました。上信越自動車

道の千曲川さかきパーキングエリアは、千曲川や山々の雄大な眺望を楽しみながら休憩できる施設として、首都圏や近県、近隣市町村からおいでいただいている皆様の憩いの場所となっております。

これまで町では千曲川さかきパーキングエリアの利用状況調査や類似する近隣パーキングエリアの状況把握を行い、また平成16年度には上り線のパーキングエリアで、町の特産物の販売等を行った、坂城味フェスタなども実施し、サービス施設運営の可能性を含め検討いたしました。しかしながら、町が実施主体となって物販や飲食を提供する施設を設置するには多くの課題があり、千曲川さかきパーキングエリアにおいて恒久的な施設設置は困難であるとの結論に達した経過がございます。

次に、ロの今後の活用方法はとのご質問でございますが、千曲川さかきパーキングエリアへの車の立ち寄り状況や施設設置の可能性等については大きな変化はないものと推察しており、再調査は行わない予定であります。

また、今後の幅広い活用方法を検討してはとのご提案でございますが、実は東日本高速道路の長野管理事務所の所長さんと過日お話をする機会がありまして、実はこの東日本高速道路からですね、千曲川さかきパーキングエリアにコンビニエンスストアを出店したいというお話がありました。ただ、まだ実施主体ですとか出店の時期、規模などは決定していないということでもありますけれども、私の感触では数年以内ということでもあります。

しかしながら、どこのコンビニエンスストアというのも決まっておられません。多分これ公募されるのではないかと考えておりますけれども、コンビニエンスストアが出店が実現できればですね、町にとっても大きなチャンスになるかなと考えております。このコンビニエンスストア側のご協力が不可欠でありますけれども、例えばリンゴですとか、ブドウだとか、ねずみ大根の特産品や農産物、加工品、町内事業所の商品などの販売を委託したり、地域の特産物をPRするイベント等も実施できるのではないかと考えております。そこで、ワインも売れないかと言ったら、ワインは勘弁してくれと言っていましたけど、ただ予約販売みたいなことはできる可能性はあると言っていましたので、そこに予約してご自宅に届けますとかいうようなこともできるかなと、可能性があると考えております。

町といたしましては、千曲川さかきパーキングエリアへのコンビニエンスストアの出店に大きな期待をしておりますし、適宜ですね、連絡を取り合いながら進めていきたいと考えております。また中身が固まってきましたら、また議員の皆様にもご相談したいというふうに思っております。以上であります。

**11番（中嶋君）** これびっくりしました町長、よかったですね。やっぱりあれです、町民の皆さんのところへ行ってね、いろいろまた町へ提言してくれやなんていうようなお話をすると、こういうことを言われてね、そういえばさっきも話しましたけれども、三井課長がやった当時

と比べれば十数年たっているんですよね。私が議員になり立てのころだったような気がするんですよね。言うなれば、そういうようなことを忘れていたようなこともあったんですよね。そしたら町民の皆さんのほうから、おいあっこがもったいないから、何とかひとつ活用するじゃないかというような意見をいただきましたね。それじゃあ俺、早速それじゃあ今の6月議会で一般質問をするよと、そんな中でさせていただいたら、またこれ町長から今日はいいお話をもらって、私もびっくりしましたけれども。

実はね、やっぱり私ら議員もそちら側とキャッチボールをやるわけではありますが、第2質問、これは再質問というようなところでね、再質問を私は考えていたんですよ。ちょっと私は今ね、こんなことを言おうと思ったら、町長これ驚いたんですが、私はこう思ったの。コンビニを中心に農産物や坂城ブランド、ねずこんグッズや、今のちょっとワインが出た、さかきワイン、それからお肉であるとか、おいしいケーキもあると、お土産品など販売する店、またねずみ大根によるおしぼりうどんやそば、食堂・レストランのコラボといいましょうかね、そんなようなものをどうだと。それで今言うなればコンビニを中心に幾つかの店、坂城町のお店が入った複合店ができないか再度お尋ねをいたしますなんて、こんなふうを考えていたんですよ。そしたら町長に先にやられちゃった。今話を聞けばね、何かあれです、そっちのほうの関係のね、筋のほうからコンビニ出店の話があったなんていうようなことでね、よかったですわ。

ただね、町長、そうは言いましても今数年なんていうようなことを言われましたのでね、この辺のところは、できれば大いに加速をつけてね、あれですよ、もう極端なことを言えばもう来年でもようございますしね、それこそあれですよ。町長が俺が町長やっている間にやるだなんてことを言わないで、できれば来年ぐらいのところでめどが立つぐらいのことをやって、先ほども言いましたように、議員の皆さんにどうだと。みんな少しにぎやかなね、お客さんがたくさん来るようないい方法を考えろとかね、そんなふうにしていただければ、とてもありがたいのかなと思いました。

そうは言いましても、町民の何人かの皆さんに今のあれですか、今日傍聴席にいる彼もちょっとそんなことを言っていました。あっここのところもったいないねなんて言ってね。皆さんそういうことを言った。議会報告会の中でおっしゃっていた町民の皆さんにこの場所でオープンになりましたのでね、皆さんこれはよかったなど、そんなうんと町長ね、またここで期待も膨らみましたよ。ぜひひとつあれです、早めにお店が開店することを望むものでありますから、時間はあるんですが、第2質問はもういたしません。

それでは、次の質問に移ります。

## 2. 169系車両について

### イ. 車両設置の経過は

これも先ほどの話じゃないですが、議会報告会の中で町民の皆さんがこんな言い方でござい

ました。おい、えらい利用もしていねえ169系に520万も金かけて塗装し直すなんてとんでもねえ話じゃないかと。町も税収が上らねえ時代になっているのに、あんな電車、廃車にしちゃえと。それで520万もあるなら、産業道路の整備に充てなきゃだめだなんて。こんな言うなれば過激なこれは発言といきましょうかね、お言葉ではありましたが、こんなことを言った町民の皆さんもおったわけです。そうは言いましてもね、少なからずとも、このように思っている町民もいるということでもありますので、この原点に戻ってですね、169系車両3両あるが、譲り受けた経過をお尋ねしたいと思います。

ロ. 車両の活用状況は

これは昨日、一昨日でしたかね、同僚議員もちょっとこの辺のところは触れておったんですが、例えば坂城どんだんときであるとか、商工会のふーど市など169系を中心にイベントなどいろいろな行事に使われていることは承知しておりますが、費用対効果なども含めた実情をお尋ねしたいと思います。

ハ. 今後の利活用は

当初、持ってきたばっかのころはね、副町長も大分気合いが入ってまして、うまい物持ってきたぞと。その中でいろんな意見がある中で、できればレストランであるとか、食堂や喫茶店なんかありゃいいなんて話も少し聞こえてきたふうに思います。ですからまたさっきの話じゃないですが、原点に戻ってですね、永年活用が何かいい方法でできないか。また169系にはですね、日本中からファンが集まってきて、169系ファンクラブなんていうね、立派なものが坂城町を中心にできあがっているわけでございます。でありますので、彼らは本当に169系が大好きな人たちばっかです。ですから、それを今のポンコツにして、もう廃車にしてしまうなんて言えばもうせつながる、皆さん。そんなことのないようにですね、このファンクラブの皆さんにですね、できればよいアイデアやお知恵を出していただき、いろいろいいアイデアがもしあれば、それをまた活用していけばいいのかなと。そんなようなことも含めましてですね、このイ、ロ、ハについて三つの質問をいたしますので、よろしく願いをいたします。

**企画政策課長（柳澤君）** 169系車両につきまして順次答弁を申し上げます。

まず、イ. 車両設置の経過はについてでございます。現在、しなの鉄道より譲り受けて静態保存しております169系車両の譲り受けた経過でございますけれども、この169系車両は旧国鉄時代から軽井沢を越えまして群馬県に入る最大の難所であった碓氷峠の急勾配を走行できる車両といたしまして、1968年昭和43年でございますけれども、この年に誕生したところでございます。

その後、急行の信州、また志賀といったところで利用をされまして、坂城駅にも停車をいたしまして、しなの鉄道株式会社が唯一所有をしていた車両でございます。長きにわたりまして

国鉄・JR・しなの鉄道で活躍をいたしました169系電車は、平成25年の4月29日のラストランをもって引退に至りましたが、それまでの間、坂城町民の大切な足として利用されまして、町の発展の一翼を担ってまいりました。

平成25年1月、しなの鉄道株式会社の社長が来庁された際、製造番号もトップナンバー1号車である歴史的価値の高いS51編成の169系車両が引退するというお話がございました。この169系車両は車体の色がオレンジ色と緑色を呈しました湘南カラーで、鉄道ファンだけではなく、当時169系車両に乗車をしていました通勤・通学をしていた方々、あるいは上京や修学旅行で利用した方々の思い出の車両でございますので、昭和の時代を懐かしむ貴重な財産と考えられます。

大変貴重な169系車両を当町に譲り受け、坂城駅前に静態保存として展示し、坂城駅のエレベーター設置とあわせまして駅前のにぎわいの創出と駅周辺の活性化を図るため、しなの鉄道のお力をお借りし、互いに生かせないかと譲渡を打診いたしましたところご快諾をいただき、本日に至ったところでございます。

静態保存をされております169系車両でございますが、上り方面からクモハ169-1、モハ168-1、クハ169-27という3両編成で編成をされております。1両目のクモハと2両目のモハは、いずれもその形式の最初に製造されました貴重なトップナンバーでございまして、3両目のクハは最後に製造されましたラストナンバーとなっております。他の自治体におきましても展示や保存等をしておりますけれども、このトップナンバーのユニットにつきましても、坂城でしか見ることができない大変貴重な車両となっております。そして、鉄道ファンからは、このトップナンバーとラストナンバーの3両編成はほとんど奇跡であると言われておりまして、またこうした貴重な車両を保存することは、文化の水準が高いと評価をされているところでもございます。

続きまして、ロ. 車両の活用状況はについてお答えを申し上げます。169系車両は平成25年5月25日に坂城駅に静態保存されて以来、町内の商工業関係者や有識者、地元区長などの皆さんで組織をされました169系電車活用検討会や169系電車利活用のアイデア募集の結果をもとに、169系車両を利活用したイベント等を実施しているところでございます。平成26年度以降、坂城駅周辺で行われる町民祭り坂城どんどんや商工会主催のふーど市などの開催の際には、見学会や来場者のための休憩所として大勢の皆さんにご利用をいただいております。特に、ふーど市の開催時には読み聞かせの団体、おはなしももたろうの皆さんのご協力をいただき、季節に合った楽しい読み聞かせ会をこれまでに計4回開催をいたしまして、延べ約350人の方にお越しをいただいたところでございます。

次に、169クールシェアスポットとしての活用が挙げられます。夏の暑い日の各家庭において、電気消費率が高いエアコンに着目し、冷房を効かせた169系車両を涼しく快適に過ご

していただける場所として開放をいたしております。家庭のエアコンの電気をとめて涼しさを皆さんで分け合い、社会全体としての節電・省エネ効果と意識の向上を図り、町が進めている坂城スマートタウン構想の一環としての役割も担っております。夏休み期間中とのこともあり、たくさんの子供たちが勉強や読書をしたり、仲間と遊んだり、また世代を超えた交流、ふれあいの場として毎年100名を超える皆さんに涼をとっていただいているところでございます。

続きまして、鉄の展示館との連携でございます。昨年10月6日から11月23日までの間に大勢の皆さんにお越しいただいた鉄の展示館「エヴァンゲリオンと日本刀展」では、169系乗車券を開催記念として企画・配布しましたところ、約1,200人の方に169系車両にお越しいただきました。来場者につきましては、町内の方が約170名で、残り約9割の方が町外からお越しの方であり、169系車両とともに坂城町を知っていただくよい機会であったものと感じているところでございます。

そして、12月には坂城駅の冬の風物詩であります坂城駅前イルミネーション及び169系車両のライトアップの点灯式にあわせましたミニコンサートを、坂城中学校吹奏楽部にご協力をいただく中、開催してございます。冬の時期ではありますが、イルミネーションのやわらかい光が幻想的な空間を演出し、澄んだ音色をさらに引き立てて、寒さ対策に課題が残りましたが、お集まりいただいた方には大変好評であったところでございます。

続きまして、ファンクラブと電車活用についてでございます。169系電車ファンクラブにつきましては、169系電車活用検討会の中で169系車両の鉄道ファンや地域の皆さんに末永く親しんでいただき、展示方法や保存方法などにお力添えをしていただくため、ファンクラブ設立の提案がございまして、平成26年3月に設立をいたしました。

設立以降、毎年若干名ではありますが、ファンクラブへの入会申し込みがありまして、平成28年5月時点での会員数は28名となっております。会員の状況でございますが、県内の方は13名で、そのうち町内の方は4名、県外の方は岩手、東京都、兵庫県等全国の広範囲にわたり15名の皆さんに入会をいただいております。会員の皆さんには169系車両が当町に静態保存されて以来遠方からお越しいただき、一般ボランティアの皆さんとともに車両の清掃や自主的に電車のワックス塗りを行っていただく活動などの維持管理のほか、保存方法やイベントの提案など、今後の利活用についてのご意見やアドバイスなどもいただいているところでございます。

また、ファンクラブ設立時に中心市街地コミュニティセンターで開催されました「169&ろくもん講演会」では、しなの鉄道観光列車ろくもんや169系車両の現役時代の話題で盛り上げていただき、坂城駅エレベーター竣工式にあわせました169系電車静態保存1周年記念事業を開催した際には、169系車両内においてファンクラブ会員所有の写真、鉄道グッズの展示あるいは坂城駅構内でNゲージ模型、オレンジカードコレクションの展示など、イベント

のサポートや展示の運営等ご協力をいただいているところでございます。

費用対効果につきましては、歴史的な価値を後世に伝えていくという趣旨もあることから一概に申し上げることはできませんけれども、鉄の展示館「エヴァンゲリオンと日本刀展」の折、記念切符を求めて来られるリピーターもおられまして、切符を入手するためには鉄の展示館への入場が必要であることから、169系車両が鉄の展示館入館者の増加につながったことなどが挙げられます。

また、クールシェアスポット開放につきましては、家庭の電力の抑制につながり、参加された皆さんの経済的効果が図られる、あるいは坂城駅前ふード市では一般開放した169系車両に大勢の皆さんにお越しいただき、食事をするスペースとして、また休憩所としてご利用いただき、販売促進の一助となっていることなどが挙げられます。

続きまして、ハ. 今後の利活用はについてでございます。ご提案をいただきましたレストランや食堂としての利活用についてでございますけれども、現在169系車両の展示につきましては、内外装ともに運行をしておりました時代の面影を残し、歴史的価値を感じずる状態で静態保存をしている状況でございます。169系車両は40年以上にわたり運行された実績があること、特に当町の3両は製造時のトップナンバーユニットとなっている貴重な鉄道遺産とも考えられるところでございます。当面の間は昭和の時代を懐かしむ皆さんの思い出を残した姿として、利活用の方法を検討してまいりたいと考えているところでございます。

今後の利活用につきましては、新たな取り組みとしまして秋ごろに列車の前面に掲げられる列車のプレートや図案がございますが、このヘッドマークの記念撮影会を検討しております。ヘッドマーク撮影会は鉄道ファン、列車愛好家を初め一般の方々にも気軽にご参加いただける企画として開催し、町内を初め県内外から大勢の皆さんにお越しのいただけるものと考えており、坂城町を知っていただく一つのきっかけにもなると考えております。

また、今年度も8月6日に開催されます町民祭り坂城どんどんにあわせましたイベントや夏休み169系クールシェアスポット、9月10日に予定されております坂城駅前ふード市での169系車両の開放及びおはなしももたろうの皆さんのご協力による読み聞かせ、坂城駅前イルミネーション点灯式の際の坂城中学校吹奏楽部によるミニコンサートなどのイベントにつきましては好評でございましたので、引き続き実施してまいりたいと考えております。

これらのイベント・企画はお越しいただいた皆さんが直接触れ、感じていただける機会でもありますので、今後につきましても町のホームページや広報誌、ファンクラブの皆さんからの情報発信により大勢の皆さんにお越しいただけるよう広めてまいりたいと考えております。

169系車両は歴史的な財産であり、全国的にも愛されているものと認識をしております。また、これまでのイベントや今回の企画を通じて169系車両の認知度は上がっていくものと考えられ、町を象徴するシンボリックなランドマークとしての役割も果たせると思いますし、駅

周辺の顔として住民の皆さんに親しまれ、来町者の皆さんにも強い印象を与えることができる道案内の目印としても活用できるものと思っております。

今後の利活用方法等につきましても、ファンクラブの皆さんからのご意見などを参考に、またしなの鉄道や商工関係者を初め関係する皆様と連携をしながら、町そして駅周辺の発展や活性化につなげていければと考えておるところでございます。

**1 1 番（中嶋君）** 課長より詳しい詳細にわたりご答弁をいただきました。よくわかりました。お話の中であれです、聞いてみればですね、確か湘南カラー、言うなればあの湘南カラーはいい色でね、私も写真が大好きで撮っていますので、一生懸命写真を撮って、いいものを持ってきたなというふうに思った部分もありました。お話を聞いてみるとなかなか何かちょっと軽井沢と競り合って軽井沢に勝っちゃって、これは軽井沢の人は聞いていないからいいんだけど、坂城町のほうがね、坂城町が軽井沢に勝つなんてことは大したことだと思って、どういうことだかって聞いたら、1号車をこっちへいただいて2号車が軽井沢へ行ったんだなんて話があったときは、これ私もどうせもらうならね、一番いいやつ。やっぱり1番が一番いいですよ。2番はだめですよ。どっかの議員が2番じゃだめだなんていったようなことを言った人もいたんですが、2番はだめだ。1番が一番いい。

そしたらまた今、課長からのご答弁で最後のほうは今後一番最後をもらったと。これもそういう流れからいけば、これは貴重品なんでしょうな。私らあんまりそういうものは写真を撮るだけだからよくわからなかったんですが、詳細を聞けばね、なるほどそういうものがあそこにあるのかと。こういうことはあんまりやっぱりね、町民の皆さんでも大勢知らないんだ、これな。ただ、くれるって言ったからもらってきたわなって言って。色を塗り直したら五百何十万もかかる、とんでもねえこんだと、こうなっちゃうわけですよ。もっとそこらのところをね、やっぱりPRしなきゃ私はいけないと思いますね、やっぱり。

それからあと今のあれですね、坂城どどどんどのときに使っているとか、ふーど市なんかはね、皆さんあそこでもって子供たちをみんな大勢、買い物に来たときに、あそこも開放されているから、今の169系の中へ入ってね、ねずこんがあつたりとかみんな喜んでる姿を見ていると、まあまあそこらのところはいいものだわなと、そんなふうに私は思う部分もあるんです。

それからあと今あれすれば、これからね、また例のあれですか、これは町長のアイデアだったと思うんですが、クールスポットね。これも町もいろいろ電気の関係じゃねいろいろなことでもって節電するとかね、というようなことをいろんな考えを持っていますので、その一つの一環としてクールスポットなんていうようなことで、じいちゃん、ばあちゃんたちも、うちの中にばかりいないで、ひとつ外へ出てきて涼しいところへ来ておくんななんていうようなことでね、やっただいてるから、あれも一ついいアイデアだと。私もあのときにちょっと行ってみたら、ちょうど子供たちのね、読み書きではありませんが、図書館のようなことをな

されていてね、百何人も来ていたと思わなかったですね。俺は少ししかいねえわなと思ったんですが、結構来ていたですね、あのときに。

だから、こういうことにもね、その今の子供たちの部分のところへ、またその今の保育園があるだからね、保育園の先生のところへ行って、できればクールスポットっていうものをあれです、これから始まるからと。いいチャンスですよ、いい時期ですよ、本当にね。それこそ明日、明後日になって行ってもらいたいわ。図書館へ行くより、かえって駅前の今のあれですか、電車へ乗りに行こうと、子供たちに。そこで、本をいっぱい置いてあるから、そこでもって涼しい環境のいいところで読み書き。それから図書館には読み書きをしてくれるね、先生方もいたり、ボランティアでやってくれたりしている先生方もいたりするもんでね。そういう先生方にもお願いをして、特に今の保育園、幼稚園の子供たちをですね、あそこへ呼んで、それでもって今のあれですか、涼しいところで本に親しんでもらうなんてことは、私はとってもいいことだと思います。

それから、ファンクラブの人にもお話を聞けばね、ちょっとファンクラブが少ないような気がするんですけどね。そこらのところもまた逆に今度あれですよ。坂城町で数人のようなことを言っていますから、そんなこと坂城町で10人や20人増やす努力はしてくださいよ、そういうことは。ただ、おいだれ来りゃいいわとかさ、おいだれ好きだからというようなことでは、ちょっと私はいかがなものかなと。坂城の広報があるだから、そのところへ大いにね、今のような貴重品なものがあそこにあるだでと。そんなようなお話をすればまたね、やっぱりそのファンを掘り起こさなければ私はいけないと思うんですよ。あれはいいものだわなど。そんなようなことをやっぱり町も少し考えなきゃ、ただ来るのを待っているきりじゃこれだめですよ。

それからですね、今イルミネーションでライトアップなんて、あれもなかなかきれいなものですよ。これもまた写真を撮りに行きましたら、いい写真が撮れました。電車のところへずっとイルミネーションをやってね、あれはきれいなものです。ひとつあれは冬のですね、風物詩になっていると私は思います。ただ、これも大事だ。私は写真を撮っているから、そういうすてきなものが見られるんですが、あんまり宣伝してねえやな、これも。あっこへみんなで行って見ておくんなど。ぜひ皆さんもう今の車の中からもいいから、この通りがかりのところとにかく見ておくんなど。そんなような、どうもこれはPRが下手くそだね。これは町長が一番嫌な言葉だ。坂城町のものはまずPRが下手だと。みんないいもの持っているのにと。これは町長が先頭になって、ひとつハッパをかけてもらいたいわ、職員の皆さんに。

それでですね、またこの今のあれですよ。今言いましたように昭和の文化の伝承なんて言えればいいですね。これは私ら世代ですよ。今、少子高齢化だなんていってね、いろんなことを言っているけれどもね、私に言わせりゃ私ら世代、昭和22年から二十五、六年までに生まれた人たち、坂城町で一番たくさんいるの。

この前のこの議場の中で言ったかもしれないけど、今、坂城中学がいよいよ今度は3クラスになっちゃったよね、今年から。とんでもない話ですよ。今の議長や私らの時代なんていうのは、坂城中学は9クラスあった。私らのクラスはちょっと3人ばかり足りないから8クラスになったんですが、50人近くいたんですよ、1クラス。そういう人たちがですよ、今の時代、坂城町にうんとたんといえるはずですよ。だから、そういうことを考えると我々世代にもうまく説明して、おいおいあれ懐かしいやつだぞと。昭和の文化の伝承だぞと。おいだれ、今の何かいろいろ考えて、あそこら上手に何か使わねえかいなんていうようなそういうPR、そういうことをやれば、また我々世代はうんといえるんだから。もう徒党を組むんですから。全学連なんて昔やったような仲間なんだから、徒党を組むのが上手なんですよ、上手に扱えば。

そんなようなこともお考えになると、今のあれですよ。課長なかなかいい答弁はしてあげましたけれども、費用対効果なんていうのは、これは民間じゃないんだから。費用対効果はどんどん突き進めば、こんなにもうからないもの、それこそべちゃっちゃまえなんて言われるんですが、私はそうではないと、今のお話を聞けばね。昭和の文化の伝承だぞと。あれしっちゃったらもうあれですよ。これからあれですよ、50年、100年たつたって終わりだ。あれをきちっと整備してきちっと大事にしていれば、昭和というものが我々が死んでから100年後でも、こういういいものがあつただわなど。しかも、坂城町は1番のやつをもらってあると。一番最後のやつをもらってあるぞと。このぐらいね、後世の我々の子供や孫ややしゃごあたりにもうんと褒められますよ。うまいものを置いておいてくれたと。このぐらいのことも考えながら、あれを皆さん大事にしていくということをよく職員の皆さんは考えていただいてですね、やっていかなければ、さっきの話じゃないですが、ちょっと言葉が悪くていけませんが、あんなものはべちゃっちゃまえと、こういうふうに言われるんですよ。そこら辺のところをよくお考えいただきたいと思います。

それから、ちょっと課長にもう一つだけ、もう二つ俺聞きたいんだけど、これは一つの私のアイデアなんです、イルミネーションをライトアップしたときに金管バンドの子供たちにいろいろ中学ですか、小学校はちょっとあれかもしれない。高校生ですとかいろいろやっていただいでいて、これも今大好評だと言われましたので、これは私の一つのアイデアですが、これも昭和の時代のようなことを言いますが、真夏の夜のフェスティバルなんていうようなことでね、今の金管バンドであるとか野外音楽会をですね、やってみたらどうでしょうか。ジャズバンドなんかをやっている人もいるような話も聞いていますし、それから我々が議員の中にもね、ハワイアンをやっている大名人がいるんですよ。朝倉国勝さんですがね、朝倉国勝さんがハワイアン何とかっていうハイカラな名前をつけてあつて。

**議長（塚田君）** 中島議員、質問を続けてください。

**11番（中嶋君）** はい、続けます。ハワイアンをやるようなですね、クラブをつくって、彼も

やっております。そういう人たちを呼んでですね、私の質問は聞くだけではなくてご提案を申し上げるから、議長大変失礼であります、最後まで私の話もお聞きしてください。私は1時間の時間をもらっているわけでございます。

そういうことでありますのでそういうことと、それからもう二つ目としては、これは再質問であります。もう二つ目としては秋のヘッドマーク写真会、もうちょっとこの辺をどんなことをやるのかな。さっきの話じゃないですが、もっと町民の皆さんにこれをアピールして、大勢の皆さんがここへ写真を撮りにくるようにですね、今の時代は私らの一眼レフの写真きりじゃなくて写メとか何とかいろいろあります。そういう人たちも大勢来てもらえるように私はご提案を申し上げたい。私はもう1回言います、提案型でございますから、その辺のところを議長気をつけてください、私は。私のこれは全部提案なんです。そういうことで、この再質問として、この1と2を再度ご答弁をしていただきたいと思います。以上であります。

**副町長（宮下君）** 貴重なご意見をいただきました。169系をいただく経過につきましては、ただいま課長が申したような経過の中でいただいております。ただ、答えの中でモハだ何だというのは、なかなか難しい言葉を使っておりますけれども、鉄道ファンにしか、なかなかわからない言葉であります。モーターがついている運転席があるという、そういう部分であります。

全国では200万人も鉄道ファンがいるというふうに言われております。そういった中で何人もの方に坂城に来ていただいている。今まで坂城に来たことがないという人が坂城という町、小さな信州の町の駅に私はおりました、そういう形でブログに書いてある。169系の写真を撮って、10枚も撮って、中にはねずこんの宣伝もしていただいている。そして、先ほどお話がありました、軽井沢へ行って見た。そしたら1両しか置いていなかった。しかも169-6か7だと思います。そういった中で1両編成を置いてあるあの迫力はどこにも負けない、坂城はすごい町だというようなブログを何人も書いていただいています。本当にたくさんの方に来ていただければいいんですけれども、それにはやはり議員さんおっしゃったように宣伝というものとはとても大切だなというふうに思っています。

あの169系は昭和43年に製造されました。ですから通勤にも使いましたが、私たちの時代では修学旅行で、あの電車に乗って東京に行き、それこそ青春の志を持って東京へ上京したというような電車であります。そういう中で、あと駅舎との関連もつけなきゃいけない。坂城駅は明治21年の8月15日開業であります。これは長野駅が21年の4月の15日ということでもあります。長野以北が先になりましたが、坂城町と同じ開業になりましたのは上田、屋代、篠ノ井、そして坂城です。そういった形で当時から坂城というのは鉄道とともに発展をしてきた町だというふうに考えておまして、169系が置いてある理由づけには十分になっているというふうに考えております。

それから、駅舎の関係でありますけれども、駅舎そのものも古い駅舎でありますけれども、

そこに使われているホームのところにあるのは昔のレールが使われているということでありませぬ。それこそ明治の時代のイギリス製、ドイツ製、そういった貴重なレールが使われていて、そういった部分に興味を持つ方もいらっしゃる。そういうところの宣伝をしながら坂城に来ていただく方を増やす、坂城の応援団を増やす、坂城の認知度を上げる。それは町にとっても大変貴重なものだというふうに思います。

町民の皆さんからも利用についてはいろいろご提案をいただきたいと思ひますし、今言ひましたが、169-27というのがラストナンバーですけれども、3両目、駅舎に一番近いところになっています。それについては静態保存ではあるけれども、中を改良することができないかという検討の中で、その1両にはクーラーをつけました。それでクールスポットとしての活用をするようなことも考へて、ご利用をいただひている。それをもっと発展的に使うことも今後の検討課題であるというふうに考へております。

先ほどご提案をいただきましたけれども、野外での音楽祭ですとか、それからヘッドマークの写真展につきましても、やはりいろいろな方が県外から貴重な鉄道にかかわる資料を持ていらっしゃる方がたくさんいらっしゃいます。なかなかその方たちが汽車に直接つけることができない。坂城はそれをつけていただひて結構ですよと言つたら、ぜひ私も参加したい。いろいろサボ、行き先を書いてあるサボだとかそういったものをつけさせてくださいというようなご提案をいただひています。ですから、貴重なヘッドマーク、サボ、そういったものもたくさん持てきていただけるのではないかとこのように期待をしております。いろいろこの町の中で、なかなか線路を延ばして横・立町を走るといふことはできませんけれども、貴重な車両ということですからたくさんの方に来ていただひて、ぜひ発信をする場所にしていきたい。お話あったように発信をしていく場所にしていきたいというふうに考へております。

**11番(中嶋君)** 通告もしていなかったのに副町長に出てきていただひて、こういうのが私は好きなんです。本当にこういうの大好き。通告してなかったからだめだぞとか、通告してないから物をこかないぞとか、そういうのは俺はあんまり好きじゃないんだよな。

本当にですね、今、副町長に再質問の中でより丁寧なお話をして、これもまた知りませぬよ。レールが貴重品だなんて。明治のころ、しかもドイツ製であったとかね、知らない。こういうところがまた町長にも言っておきたいです。みんなPRが下手だね、職員は。もっと町長ハッパかけなきゃだめですよ。だから、そういうところを職員の皆さんにハッパかけながら、おいあれはうんと貴重品で珍しいものだ。ドイツから持てきた鉄の線路だなんて、これはおもしろいですね。そういうような隠されたいものだといふのは、どんどん表へ出していただきたいような私は気がいたします。

俺は、課長のところを怒るわけじゃないけど、秋のヘッドマーク写真会があるって言つたきりではわからない、何だか。この、英語っぽいようなことで。今度今のお話で副町長が出てきて、

懇切丁寧に説明すれば、あそこの前で、いろんなこの何ですか、いろいろ何かD51みたいなものでいろんなものがあるんだ、ああいうね。そういうものを持ってきて、そこへ張りつけて、そこで写真を撮るなんていうことをやるっていうんだから、それもね、また広報へ載せてうんと宣伝をしてくださいよ。

何かあれですよ、日本中からこれも町長の大得意なインターネットっていうやつでもってやたら発信して、エヴァンゲリヲンのときと同じようにですね、大いに坂城町を宣伝していただいて、それでまたさっきのお話のように坂城へお客さんが大勢来るようにPRにもっていったら、これは今のあれですよ、費用対効果でどうだなんてことは吹っ飛ばしちゃう。それ以上の効果があると正々堂々と言いますよ。そんな施策をとっていただきたいと思います。

あんまりこれをやり過ぎてもまた俺議長に文句を言われるから、こころでやめますが、いよいよばら祭りも残すところ2日間となり私もテント村での販売、そして薔薇人の会でバラの苗木である「さかきの輝き」の販売等、去年は売り上げナンバー1に私はなりました。ナンバー2は塚田忠議員でありましたが、たしかあのときはバラ、私は完売させました。周りの人は、さすがお口チョコレートの町会議員だなんていうようなお褒めの言葉もいただいたんですが、そうは言いますが、あのときたしか1本千円のやつを七、八十本私半日で売りました。そんなことで褒められましたので、明日からまた2日間ばら祭りは終わりになるんですが、盛り上げてきて、また一つ去年と同じように「さかきの輝き」の苗木をまた目標100本売るつもりで私は頑張っていきたいと思っております。

そしてまた、町長も招集挨拶の中で触れておりましたが、私も数年前からお願いをしていたテント村でのアスファルト舗装、ウォーキングステーションでのインターロッキングと、バラ公園のバリアフリーを実現していただいたことには、議員の立場としても高く評価するとともに敬意を表するものであります。何人かの車椅子の方、そして付き添いの方にお話を伺ってみました、どうですかということで。そしたら、こんなお言葉でございました。「バラの花がすぐ近くで見える配慮、それからテント村も一番奥のほうまで回って買い物が私たちにもできるようになりました」と。そんなうれしいお言葉をいただきました。そこで私はちょっと威張りました。坂城のバラ公園はバリアフリーだぜと。うんと皆さん来ておくんなど。そんなようなそこでお話を申し上げました。それで皆さんに感謝されるとともに毎年お世話になりますよと。大変喜んでいただきました。

また、特に私はあそこでいろいろ薔薇人の会の関係で行ってみたいんですが、今年のばら祭りは特にですね、福祉施設や弱者の方がおかげさまで倍増したと私は見ております。うんと大勢来ています。もう言うなれば車椅子だらけですよ、いいことだと思います。坂城町は、またそこで高く評価されます。坂城の施設の人もみんな来てはいます。美山園から美里園からサンタクロースからみんな来てはいますが、特に近隣市町村、もうとにかく上田のほうからも長

野のほうから千曲市からうんと大勢来ています。ここらはまた町長あれですよ。上田の市長や千曲市の市長のところちょっとあれですよ、威張っておいてくださいよ。みんな俺らのところへ来ているぞと。それぐらい皆さんバリアフリーに関しては評価が高かったです。いいことをやっていたことに敬意を表しておきます。

さて、話は変わりますが、今議会におきましては私の後輩である坂城高校3年生の生徒が傍聴に訪れ、2日間にわたり熱心に勉強している姿を見ていると、今日も信濃毎日新聞に大きくね、坂城町の議会へ勉強しに来たということが報道されておったわけでありましたが、まさに3年生の皆さんは政治に関心を持つとともにですね、18歳になったら必ずや選挙に行く人になって私はほしいと思った。また必ずやなるでしょう。いい勉強をしたと思います。

そしてまた校長先生も私にこんな話をしました。坂城町の議会、そして町長初め坂城町の執行者の皆さんにおいては、生徒を受け入れてくれて大変にうれしかったと。大変校長も感謝しておりました。よろしく言ってくださいと、皆さんに。私のことでありますから、もしよかったですらまたぜひ9月議会も傍聴に来て、生徒たちに勉強させてくれとこんなお話もしておいたわけであります。

さて、7月の参議院選によりですね、皆様周知のとおりであります。県区においてははいよいよ2人区から1人区と厳しくなり、両陣営とも壮烈な選挙戦となることは、これは私は間違いないと思っております。そして初の先ほど申し上げましたが、18歳からの選挙でもあり、日本の国運がかかった大切な選挙であります。孫子の代まで日本が、我が坂城町が恒久平和でありますように開票結果に期待をしておるものであります。真田丸ではありませんが、最後に一句浴えます。

良き国に天下分け目の参院戦 良き国に天下分け目の参院戦

これで私の一般質問を終わりとします。ありがとうございました。

**議長（塚田君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時34分～再開 午前10時44分）

**議長（塚田君）** 再開いたします。

次に、10番 山崎正志君の質問を許します。

**10番（山崎君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. 住民の生活環境について
- イ. 産業廃棄物及び古物取り扱い業者について
- ロ. 建築資材取り扱い業者について

まず、この質問に至った経緯から説明させていただきます。昨年、国道18号線、新地区のガソリンスタンド向かいに倉庫が建設されたことに端を発します。敷地面積約500坪、倉庫

は延べ床面積495m<sup>2</sup>、高さは13mを少し切ったぐらいのものでした。倉庫の建築に当たり、周辺住民への説明もなされず、区長には金属くずの保管倉庫であると説明があったようです。また、建築主は個人名でありました。その後、昨年8月のお盆前になって産業廃棄物の積替保管施設であることがわかったわけでありました。また、業者は松本にある産業廃棄物処理業者でありました。このような経緯から周辺住民は、この業者に対する不信感を募らせていきました。現在、事業計画概要の説明を受けたり、周辺住民からの事業内容への要望書を提出して、協定書を策定中でありました。それでは、質問に移りたいと思います。

まず、町内には既存の産業廃棄物の処理施設または積替保管施設、これは最終処分場へ輸送する前に集積しておく中間保管所でありました、を有する業者は何社あるか。また古物商業者においては、露店で古物を保管している業者は何社あるか答弁を求めます。

次に、国・県・町においてこの2業種に対して許認可を出すのはどの部署になるか。また新規開業の予定はあるか、あるいはこれから開業をしようとしている業者はあるか答弁を求めます。

次に、露店保管をする古物を扱う業者において、敷地面積及び保管物の積み上げ高さに対する制限はあるか。この2業種において新規開業に当たり周辺住民への説明会の開催はどのようになっているか。また、住民説明会の開催回数及び参加人数、世帯数の最低限度はあるのか答弁を求めます。

ロ．建築資材取り扱い業者について

建材販売業における砂、砂利、碎石等の分類で生じる粉じん等に対する苦情はあるか。また、どのような対応をしているのか答弁を求めます。以上をもちまして1回目の質問といたします。

**町長（山村君）** ただいま、住民の生活環境についてということで山崎議員さんからご質問をいただきました。私からはイの産業廃棄物及び古物取り扱い業者についてお答えし、この中のイの詳細及びロにつきましては、担当課長から答弁させます。

廃棄物につきましては、廃棄物処理法によって定義されており、放射性物質等の特殊なものを除き、まず産業廃棄物を特定し、それ以外ものは全て一般廃棄物と区分されております。産業廃棄物の定義につきましては廃棄物処理法に定められており、事業活動に伴って廃棄される廃棄物のうち、紙くず、木くず、廃プラスチックなどの20種類と輸入された廃棄物とされております。これらに係る許可の所管でございますが、廃棄物処理法に基づき一般廃棄物につきましては事業を行おうとする区域の市町村長が、産業廃棄物については都道府県知事がそれぞれ許可することとなっております。

廃棄物業者の許可の条件につきましては、申請者がその事業についての的確かつ継続して行うこと。またその事業に使用する施設について廃棄物の飛散や流出、収集運搬等に伴う悪臭・騒音・振動等によって生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずることなどが必要

となっているところでございます。

特に、産業廃棄物の許可を取得するためには事前確認手続、条例に基づく事業計画協議、廃棄物処理法に基づく申請・届出等の手続が必要となりますが、申請者は周辺地域への配慮として、地域住民へ説明する機会を設け、事業の内容等について説明するようお願いしているところであります。

続きまして、古物につきましては、古物営業法に基づくもので、一度使用された物品、使用されない物品で使用のために取り引きされたもの、これらの物品に幾分の手入れをしたものであり、美術品類、時計・宝飾、自動車などでございます。また、古物等の売買を目的として営業する際は、県公安委員会の古物商や金属くず商の許可が必要となります。古物営業法において、古物商の営業に伴う施設の設置には地域住民への説明会等の開催は義務づけられておりませんが、町内での廃棄物や古物等の施設設置の情報把握に努め、地元から要望があった際には公安委員会や県につなぐなど、地域の安全・安心のため事業者に対し環境の保全についてお願いしているところでございます。

以下、担当課長からご説明申し上げます。

**住民環境課長（金子君）** イ．産業廃棄物及び古物取り扱い業者についての中の町内に既存の業者の数は何社あるかのご質問でございますが、産業廃棄物処分業の処理施設として2社、収集運搬業として8社でございます。また、露店において古物を保管している古物商等につきましては5社でございます。

次に、新規開業または開業を計画する事業者はあるかにつきましては、現在、産業廃棄物の中間処理施設が1件、収集運搬業の積替保管施設が1件それぞれ県に届け出されており、新規開業に向けて手続が行われているところでございます。

また、開業を計画する事業者につきましては、昨年町に産業廃棄物の積替保管及び処理について問い合わせが1件ございましたが、県に確認したところ、現在、相談・届け出はないとのことでございます。

次に、露店保管をする古物商に対する敷地の面積及び保管の高さ制限はあるかのご質問でございますが、県公安委員会では古物営業法では許可を受けようとする者に対する許可基準はあるが、敷地・建物等にかかわる面積等の基準はないとのことでございます。町では必要に応じ県の廃棄物施設の立ち入り検査に伴う巡回指導、また町生活環境保全条例や都市計画法の用途地域などの関係法令による指導等を行っているところでございます。

続きまして、新たに廃棄物の施設を設置する場合の周辺住民への説明会等についてでございますが、県では廃棄物の適正な処理の確保に関する条例において、事業者が地元住民等に設置計画等について説明する機会等を設けた事業計画協議の実施を定めております。新たに廃棄物の施設を設置しようとする事業者は、この条例に基づき周辺地域の生活環境に及ぼす影響に対

して十分配慮するとともに、関係住民との良好な関係を構築するよう努め、また環境保全協定等の締結を求められたときは、誠実にその求めに応じるよう努める必要があるとされております。また、県条例では産業廃棄物収集運搬業の積替保管施設の設置に当たり、屋外で容器を用いないで保管する場合は、参加人数の定めはございませんが、概要説明、詳細説明それぞれ1回以上の説明会の開催が必要であり、それ以外の保管については説明会の開催は定められておりません。

また、既に県の許可を受けた積替保管施設を有する事業者が、他の地域に積替保管施設を設置する場合につきましては、法においては新規のような手続は省略され、法に基づき県知事に変更の届け出が必要とされておりますが、周辺地域への配慮から自主的に関係住民等への説明を行うことを求めているところでございます。

なお、町内における古物商等の施設の設置の際には、事業者による地元区等に説明会が行われてきた経過もあり、公害防止協定などが締結された地区もございますので、引き続き地域住民の安全・安心のため情報収集に努めながら公安委員会や県と連携を図ってまいりたいと存じます。

続きまして、ロ．建築資材取り扱い業者についてお答えいたします。建設販売業における砂、砂利、碎石等の分類で生じる粉じん等に対する苦情についてでございますが、以前より建築資材取扱業者に対しましては、事業に伴う苦情が発生しないよう、散水を行うなどの対応をいただくよう指導してきたところでございますが、引き続き周辺環境に影響を及ぼすことのないよう対応をお願いしてまいりたいと存じます。

**10番（山崎君）** 今、答弁いただきましたけれども、古物に関しては公安委員会ということで警察ですね、管轄がね。それでもって産業廃棄物は県の環境部という形になっているわけですが、なかなかその部分、管轄がわからないで何であれ違うんだという方もよくいらっしやいます。

それでは、ロの部分の建築資材の取り扱い業者については、たまたま周辺の方より、そのようなほこりが飛んでくるよというお話をお聞きしたもので、今の現状について質問したわけですが、今後も指導等対応に努力していただきたいと思っております。

では、産廃と古物商のほうに移りますけれども、このようなやっぱり施設は必要ではありません。建築基準法用途基準内で建築されて、500m<sup>2</sup>以下だと届け出がなくてもいいような、そういう許可がなくてもできるとかっていう部分はありますけれども、開業前にですね、そうやって倉庫からその上にいろいろな事務所をつくったりして、合計500m<sup>2</sup>を超えてしまうと。そういう場合に、増築した場合でも今の法のもとでは規制はできないのか、まずお尋ねいたします。また、建設課、住民環境課等各課とのそのようなときの連携はどのようになっているのかお尋ねいたします。以上で2回目の質問といたします。

**住民環境課長（金子君）** 建築基準内で倉庫等を建設し開業前に増築した場合、法による規制はできないかというご質問でございますが、町生活環境保全条例に基づく開発行為の届け出につきましては、既存の施設の面積も含め建築物については延べ床面積500m<sup>2</sup>、宅地の造成、土地の形質変更等は1千m<sup>2</sup>を超える場合は届け出が必要となっております。このことから既設の倉庫と増築される部分の面積の合計が500m<sup>2</sup>を超える場合には、開発行為の届け出をしていただくこととなりますが、開業前の増築についての法の規制は特にないものでございます。

次に、各課の連携をどのように考えるかのご質問でございますが、本町の良好な生活環境を確保することを目的に、町生活環境保全条例に基づき、規制で定める基準を超える行為をしようとする者は開発行為届けの提出が必要となっており、届け出が提出された際には関係各課に意見聴取を行い、指導等が必要な場合は担当課において対応をしているところでございます。

また、建築確認にかかわる道路証明や農地転用の申請等につきましても関係各課の連携を図り、その事業内容等について協議をしているところでございます。

**10番（山崎君）** 新地にできた倉庫、上枠495m<sup>2</sup>、延べ床面積が、それでもって敷地面積が500坪で、千六百幾つかですね、数m<sup>2</sup>になります。そこから倉庫の部分を引きと、1,100m<sup>2</sup>ぐらいになりますかね。植栽の部分はありますから、千m<sup>2</sup>は超えないと思うんですけれども、あそこももともと飲食店でしたから更地でありました。形状も更地の部分からコンクリートを打ち込んだという形で、それもダブル鉄筋というすごい強度のもので施されています。当然ながら大型トレーラーとかそういうものも入ってくるような形で対応するような舗装だと思われまして。それも開発行為の中でしょっぱなから大分届け出が変更されているとお聞きしております。それを申請して変更届けだけ出せば、それで済んでしまうような今の状況であるということは私もわかっていますけれども、なかなかそういうことで規制できないのかという部分が私は歯がゆい部分は持っております。

それでは、この業者との住民との間に取り交わされた協定書ですね、それはどの程度有効性があるのか。またね、いろいろな部分でそういう施設には立ち入り検査をしなければいけないときがあると思うんですよね。大気、水質検査等はどのようになっているのか。また、町条例の中にも指導するという項目があるんですよ。その基準は何なのかね、その部分を聞きたいと思っております。それでとりあえず3回目の質問といたします。

**住民環境課長（金子君）** 住民と事業者との協定書の有効性についてでございますが、協定書の作成については法的な根拠はございませんが、事業者の営業活動が継続される中で周辺地域への生活環境が保全されるよう相対で取り交わされるものであり、地域住民と事業者との信頼関係により締結されるものでございます。ただ、協定違反などによりまして係争となった場合には廃棄物処理法ということではなく、民法による判断がなされるということになります。

次に、廃棄物事業者等への立ち入り検査につきましては、町内の施設について県地方事務所

環境課と合同で毎年定期的に現地調査を実施しております。また、苦情等があった場合におきましては、直ちに現場を確認するとともに地方事務所と連携し対応をしているところでございます。

また、町生活環境保全条例において大気汚染、水質汚濁等の公害防止について定めておりますが、規制基準等は上位法である大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づくものでございまして、公害が発生するおそれのある場合につきましては、その防止について関係機関と連携し必要な指導を行うこととなっております。

**10番（山崎君）** まず立ち入り検査するに当たって、なかなか環境部、産廃の場合には環境部ですかね、県のほうの、また古物商の場合には公安部というか警察の管轄でありますから、そちらのほうと一緒にいくような形になると思うんですけども、私も自転車で来る途中にもそうやって山積みになっている古物商の業者があります。人から聞いた話ですけど、そこからのものがその周辺のところに飛び散ったというような話もお聞きしております。そうやってやっぱりそういうことが起きて、指導していく。起きる前にもう本当は指導をしていかなきゃいけないと思うんですけども、しっかりそうやって指導したり、景観上もあんまりよくないですけども、そういう部分もしっかり指導していただきたいと思いますと思っております。また、定期的でいいと、1年に1回とかって言っていましたがけれども、それでいいのかどうかとですね。また、もう少し頻繁に行って、そういう部分を指導していただかないといけない部分もあると思いますので、その辺は検討していただきたいと思います。

次に、古物商と産業廃棄物の違いの部分ですよね。建設廃材、家を壊すあるいは倉庫を壊す、そうやって出てきたもの、鉄骨などあります。あるいはカーポートですね、ああいうものだって建築廃材ですけども、あそこにもカーポートを置いてありますけれども、建築廃材と産業廃棄物の区分というのは、どの辺になっているのかちょっとわからない部分なので、その辺をお聞きいたします。

また、これから18号バイパスが開通します。また、高速道路のアクセス道路も延伸して一応計画ではバイパス、18号バイパスまで延伸するという形になっております。アクセス道路の周辺も用途地域の変更がなされていますよね。また、これによって今回も18号線バイパスあるいはアクセス道路延伸によって、その周辺地域も多分用途変更がみなされるような気がしますけれども、その辺はどのようなお考えでしょうか、質問いたします。

**住民環境課長（金子君）** 古物商は、鉄筋等の建築廃材は取り扱っていないかのご質問でございしますが、県公安委員会による古物商とあわせ金属くず商の許可を受けている場合は金属類の取り扱いが可能です。この金属類とは、正常な生産工程により生産され、生産目的に従い売買、交換、加工、または使用されるもの及び古物営業法に規定される古物以外のものとなっております。また、建築廃材につきましては、廃棄物処理法における産業廃棄物であり、

建物、工作物の除去に伴って発生するコンクリート、建材などとなっていることから、金属くず商では取り扱いができないものでございます。

次に、バイパス開通による都市計画区域の用途地域変更の意向はあるかのご質問でございますが、騒音規制法や悪臭防止法等での規制につきましては、住居が集合している地域等住民の生活環境を保全するため、都市計画の用途地域の区分により指定しているところでございます。今後、バイパスの開通にあわせて、町の土地利用計画や農業振興地域などとあわせ都市計画の用途地域の見直しを検討してまいりたいと考えております。

**10番（山崎君）** なぜ用途地域の変更の話をしたかといいますと、またそういういろいろな業者が出てくると思います。そうすると住民への説明はしなさいというまでは言っていませんけれども、してくれるように望んでいる、してくれる方向というふうに条例は書いてありますけれども、いろいろ用途地域変更によって、例えばこういった産業廃棄物もそうですけれども、ちょっとね、そういう部分で住民に対する優しい部分が欲しいなというところで私はこういう質問をしているわけですが、ちょっと一つ例をとります。

先ほどの質問の中でも、産廃を扱いたいという意向がある業者がいるらしいという話も多分町のほうにも入っていると思います。これははっきり言って場所は言いますが、長野美幸の跡地ですね、あの日精樹脂と柳屋商事の間ですけれども、あそこのところにそういうふうにやりたいという篠ノ井の業者らしいですけれども、もう既に金井区の区長、新地区の区長には説明会を開きたいという趣旨の部分の申し入れがありました。今、新地区の区長はどうしても中間保管庫のほうの協定を結ぶに当たって取り組んでいますから、とてもじゃないというふうに答えている。また、金井区の区長もどうしようかなという話をしておりました。

その前にですね、あそこの業者ですね、調べたところによりますと、産業廃棄物の運搬の許可は持っているらしいですけれども、産業廃棄物の処理、保管等の許可は持っていない。また、古物商の許可も持っていないようであります。私は、この通告書を出す日ですね、2日の日、6月2日ですね、その帰りにバラ公園でバラを見て、その足でその敷地へ行ってみました。国道に面していますから、川側の西側のほうに細い道があるんですけども、そこにどう見てもどこかの大きな、そうですね、もう直径50cmも40cmも30cmもあるような鉄材の固まりが、おしあけてありました。それをちょっとどうだったのかってその話を聞いたら、その数日前にがらがらあつとすごい音がして、何が起きたんだというふうに言っている方がいらっしやいました。

また一昨日ですかね、この一般質問の初日の日にまた同じバラ公園経由でそちらの場所を見に行きました。そうすると、そのときの3倍、4倍の数量に増えていました。あれはどう見ても建築廃材だと私は思っております。その部分で、これは通告書を出した後だから答えられるかどうか分かりませんが、答えられたら言ってほしいんですけども、それに対して多

分課長のほうにも耳に入っていると思いますけれども、これからどのような対応とっていくのかお聞きしたいと思います。

**住民環境課長（金子君）** ご質問の業者につきましては、数日前、近隣の住民の方から町のほうに情報をいただき、この情報を県のほうへお伝えし、来週に長野地方事務所環境課とともに立ち入り検査を行い、必要に応じて指導してまいる予定でございます。

**10番（山崎君）** そうやって周辺の住民の方からも、あそこも何の説明もなしに始めようかなって話なんですけれども、やはり近隣の住民ってそういう部分結構敏感ですし、しっかりした手順を踏んでいけば、別にそうやってもめることなくできるのかもしれない。確かに一番のしょっぱなのそういう取り組み方がまずいと、こういうふうになってくることはわかります。その鉄骨に関しては県との立ち会いのもと指導してくださるという話ですから、その辺はしっかり指導していただきたいと思います。

今までの質問を踏まえて、私は町長にお伺いしたいんですけれども、既に県のほうで産廃の処分の許認可を持っていると、県内どこでもそういう中間保管所、積替保管所は建設できるというのが今の県の条例であります。はっきり言ってこれ、やっぱしね、町、市町村の頭越しで動いている県の条例というのは、私は何とも解せないなという部分があります。これから先ほども申し上げましたけれども、アクセス道路あるいは18号バイパス延伸により、そうやって用途地域が変わってくるということになりますと、そういう部分でいろいろなことが出てくると思うんですね。以上を踏まえてですね、住民に優しく不安を取り除くようなお考えはあるか、町長にお伺いいたしますけれども、いかがでしょうか。

**町長（山村君）** まずもって地域住民の皆さんの不安を取り除くというのは、自治体としては真っ先に取り組まなければいけないことだと思っております。実情をよく見ながらですね、的確に、速やかに対応できるようにしたいと思っております。以上です。

**10番（山崎君）** 私、たまたま今年の頭ぐらいにですかね、環境省のそういう環境部会の諮問委員会にいらっしゃるという方とお話する機会がありました。その方がおっしゃるには、今環境の法というのはざる法だと、だだ漏れだとおっしゃっていました。その諮問委員会にいる方がおっしゃったんですね。やはりね、そういう部分ではちゃんと、なかなか難しいのかもしれない。上の条例、国があつて県があつて、町があるということはわかるんですけれども、しっかりしてそういった部分で何か対策はできない、条例の一文でも何かどこかへ入っていないのかという部分を私は今回の件で思うわけであります。これからその部分で住民の不安を取り除く、そういうことを考えていただきながら、私の一般質問を終わります。

**議長（塚田君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時19分～再開 午前11時29分）

**議長（塚田君）** 再開いたします。

次に、14番 入日時子さんの質問を許します。

**14番（入日さん）** 通告に従い一般質問を行います。今議会は坂城高校生初め消費者の会など多くの方が議会の傍聴に来られました。そのことにより、町民の中にもうちょっと議会に対する関心が深まっていたら幸いです。質問に入ります。

1. けやき横丁について

イ. 利活用について

けやき横丁は新しい商業者を育成し、支援する中で商業者が自立して町内の空き店舗等に新たに店を開くことを図るため、平成16年に商業インキュベーター施設として開設しました。議会報告会でけやき横丁を借りて店を開きたいが、あいていない。インキュベーター施設なので期限があるはずだ。どの店も余り人が来ていないように見える。客が来ないのでは商店の活性化も図れない。客が集まる店舗が必要だと思うと意見が出されました。

けやき横丁は以前空き店舗になり、借り手を探すのにとっても苦労したことを知っているのに、5年たったから出ていってくださいとは言えないと思いますが、商業インキュベーター施設の役割は新規商業者を育てることにあります。そういう観点からすれば、新しく商売を始めたい人が施設を使えない現状をどのように考えているのか答弁を求めます。

**町長（山村君）** 今、入日議員さんからけやき横丁についてご質問を賜りました。今お話がありましたように、けやき横丁は中心市街地や地域の活性化を目的に設置された商業の創業を支援する施設、インキュベーターで、五つのテナントがあるということでございます。今、期限のお話がありましたけれども、けやき横丁の入居期間につきましては原則として5年間で、期間満了時にはさらに5年間の延長が可能になっているというところであります。

けやき横丁に入居したくても、テナントのあきがなく入居できないというご意見があったということもございますけれども、産業振興課で具体的にそのお話を伺っていないようなので、そういう話がありましたら早めにご相談させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

確かに現在のところ、テナントのあきはないという状況であります。しかしながら、もし新たな入居のご希望があった場合には、既に入居している方の契約期間がどれだけ残っているのかによりますけれども、入居希望時期等をお聞きしながら町が間に入りまして、退去、入居について調整することが可能であると考えております。つきましては、今、入日議員さんからお話のあった方ですね、具体的に産業振興課のほうにお問い合わせしていただいて、ご相談していただければと思っております。

また、坂城町では今年度から商業店舗リフォーム補助金制度を新たに始めました。この制度は町内の空き家、空き店舗等を活用して新たに店出される方や、既存の卸売業、サービス業、飲食業を含む小売事業者の方を対象として、店舗の改修及び改築に要する経費の3分の2以内

50万円を上限として補助するものでございますので、これもぜひあわせてですね、ご活用いただければと思っております。以上です。

**14番（入日さん）** ただいま町長から、けやき横丁は原則5年間だけれど、延長も可能だと。入居希望者が産業振興課のほうに伝わっていないので、今までずっと更新もしてきましたけれども、希望者があれば町のほうで調整していきたいという答弁がありました。本当にそのように取り組んでいただければよいかと思えますけれども、今までのやっぱりけやき横丁は商売を始めた人が何軒か借りて、今までそこから独立した家というかお店はないわけですよ。かえって人が集まらなくて、閉鎖せざるを得なくなったというようなお店ばかりです。

やはりあそこにつくった一つの目的は、創業支援のこととあわせて駅前商店街を復活していただきたいというそういう思いもあって、あその場所につくったと思うんです。その割には、やはりお客が来ない。それから店が小さ過ぎるのかお客のニーズと合わないのか、その辺がよくわからないんですけど、やはり商店としてやっていくには、店の内容だとか品ぞろえだとか、経営のノウハウ、そして何よりも客のニーズがなければ成り立っていかないと思うんですよ。

今まで坂城町は施設をつくっても、なかなかその利活用には結びつかないというところが多いんですけど、やはり仏作って魂入れずでは町の施設としてどうなのかなと。施設は貸せるけれど、後はご自分でどうぞというのではなかなか新しく自立する、B・Iプラザもそうですが、けやき横丁も新しいやっぱり商売人は生まれてこないと思います。

産業振興課としても貸せるだけではなくて、商売がうまく軌道に乗るような援助や指導をしているのでしょうか。そして本当に町としても本気で商業者を育てるという気があるのでしょうか。商業インキュベーター施設として新規の就業者を育て、独立させるという設置目的が達成できるように指導、援助する必要があると思います。

山村町長は、人材育成のエキスパートでもあり、坂城町の企業のレベルアップや産業の発展にも力を入れています。これからは坂城町の商店街を再生し、年をとっても身近で買い物ができるまちづくりに力を入れてほしいと思います。せっかく苦勞して取り組んだ移動販売車も利用者が少なくて廃止されたところも多くあります。やはり、その場所にお店があることと時間で来るのでは利便性に大きな差があります。

私もいろいろなところに行きますが、坂城町ほど食料品店の少ない町はないと思います。商店街と呼べる場所がない町になり、いつもさみしい思いをしています。けやき横丁を商業インキュベーター施設として、今後どのように活用し、商業者を育て、自立できるようにしていくのか答弁を求めます。

**産業振興課長（山崎君）** けやき横丁をどのように活用し、商業者を育て自立を支援していくのか再質問にお答えいたします。

けやき横丁入居者の支援につきましては、第一に入居者の皆さんのご意向や要望をお聞きする中で、坂城町商工会の支援員が新商品の開発支援、経営指導等を随時行い、経営が一日も早く軌道に乗るように支援してきております。また、これまで町では鉄の展示館、坂木宿ふるさと歴史館、169系車両を活用したイベントや商工会を通じた坂城町プレミアム商品券の発売、ばら祭りに来場されたお客さんの駅周辺への誘導など、けやき横丁周辺のにぎわいを創出することで側面的にバックアップしてまいりました。環境整備といたしましては、坂城駅周辺のバリアフリー化も推進してきているところであります。

加えて町商工会、にぎわい坂城、まちづくり坂城などの皆さんが中心となって、駅前ふード市、古雛まつり、坂城駅前のイルミネーション等を実施していただいております。商業振興に当たりましては、このようないろいろな取り組みの積み重ねが大事だろうと考えているところでございます。今後も引き続き町商工会や関係団体と連携しながら、けやき横丁の入居者の支援に努めてまいりたいと考えております。

**14番（入日さん）** けやき横丁の入居者に対しては、商工会の指導員による支援をしているということで、経営とかお店の方針だとか、どうやったらその採算が取れるようになるのかとか、そういうことをやっているということですが、それにしてもやはり今まで独立したお店は1軒もなく、かえってもうここではやっていけないとあって、やめていったお店しかないという、その現状をやっぱしもうちょっと直視する必要があるんじゃないかと私は思います。やはり、けやき横丁が新規商業者の育成施設として活気を帯びる場所になることは、多くの町民の願いでもあります。駅にも近く、銀行もあり人通りもある場所です。そこが拠点になれば、鉄の展示館などに来る観光客の立ち寄る場所がありません。

Y店のような障がい者の自立支援を目的に他地域の共同作業所とも連携してやっている店舗については5年で独立は無理ですし、町の福祉施策としても障がい者の自立支援を援助する必要があります。そういう特別な場合は長期にわたっても仕方ないと思いますが、やはりそれ以外は自立を促さないと真剣に店舗を持つ覚悟はできないと思います。先ほど町長が言いましたように、店舗のリフォームや空き家のリフォーム補助金が今年度から出るようになりました。空き店舗や空き家を活用した新たなお店ができれば、町も活性化します。

高齢化とあわせて人口減少があります。商売はますますやりにくくなっています。その中で新たにお店を始めて集客に努めたいと意欲を持っている人の夢を潰さないでほしいと思います。思い立ったら吉日、チャンスを逃すとまたの機会はないことがよくあります。夢を実現するために頑張っている若者の希望を失わせることのない行政であってほしいと思います。次の質問に入ります。

## 2. 防災の取組について

### イ. 大望橋下の河川敷崩壊について

月見区のボランティア団体親水広場をつくる会が毎年草刈りをし、整備している河川敷が3年ほど前の集中豪雨の影響で、大分土がえぐり取られて危険な状態になっています。親水広場の会員が危険なのでロープを張って、人が川岸に近づかないようにしてあります。

先日、国土交通省の課長さんと役場の担当者や消防団長などが坂城町の危険箇所を見て回り、大望橋下の河川敷はAランクで危険度が大変高いという判定でした。しかし、対応についてはお金がないので今は何もできない、大水で崩れたらテトラポットを入れに来るということを言われたと聞きました。千曲川が氾濫している最中にそんな工事ができるのか、そんな危険な工事を引き受ける会社があるのか。もし作業中に事故が起きたら、誰が責任をとるのかと非常に不安に思いました。大望橋の堤防が決壊すれば、月見区はもろに被害をこうむります。災害が起こるまで工事をしないでは、被害を拡大するだけです。

町の職員も現地を見て十分承知していると思いますが、少し上流の網掛まではコンクリートのしっかりした堤防になっています。大望橋付近は昔の堤防の石積みが残っていて、そこが波で削り取られ、石が崩れてしまっています。

ちょっと断面図なんですけど、ここが昔の堤防で、そこが崩れて、今このように石がかなり崩れてきています。本堤防のほうも下の部分は石積みなので、間に砂がたまり草が生えています。ここが本堤防ですが、上がコンクリートで下が石積みなんです。だから、下のここが土手で、ここが堤防なんですけど、下の半分はもう草だらけで、本当にもう堤防の石垣が見えないくらい草だらけです。大水が出たら、そこに水がしみ込み堤防を決壊しかねません。堤防が決壊したら、月見区は水浸しになります。アパートも入れれば400戸近くが被害に遭います。費用対効果を考えれば災害が起こってからではなく、今から堤防の工事をしっかりやってもらいたいと思います。

千曲川河川敷は国交省の管轄で、町は手出しができないことは承知しています。しかし、町民の命と財産を守るのが地方自治体の役割です。幅広い人脈のある山村町長の陣頭指揮のもと、一日も早く安全な堤防になるようにしてほしいと思いますので、今後の取り組みについて答弁を求めます。

#### ロ．備蓄品について

この間、土のうについていろいろな人から話がありました。役場に道路の雨水が庭に入って困るので、土のうが欲しいと連絡したら、在庫がないので、欲しかったら自分で袋に詰めて持って行ってくださいと言われたという人や、隣の家が流れて家に入ってくるので、土のうが欲しいと役場に言ったら、必要なら役場まで取りに来てくださいと言われたが、腰の曲がったおばあさんの力では重くて土のうなど持てない、困って親戚に頼んで取りに行ってもらったという人もいました。役場の職員も仕事が忙しく手が足りたいとは思いますが、高齢者は土のうのような重いものを運ぶのは無理だと思います。そういう場合は職員が届けるような

体制ができないか答弁を求めます。土のうは、通常どのくらいの在庫を持っているのか、必要最低限の在庫数は決まっているのか答弁を求めます。

また、ブルーシートや水、乾パン、土のうなどは、町内現在3カ所に整備されていますが、簡易トイレやブルーシートなど避難所ですぐ使うものは、学校の敷地内にプレハブ倉庫を置き保管したほうが、いざというときにすぐ使えるのではないのでしょうか。備蓄場所の見直しは行わないのでしょうか、答弁を求めます。

#### ハ．避難所について

各区でも毎年避難訓練をして、どこに避難するのか常に確認しています。第1次避難所は各地区の公民館になっていますが、地域によっては公民館に行くより第2次避難所の学校に行くほうが近い人もいます。区民の人数確認のために区の公民館が最初の避難所に指定されていますが、急を要する避難に、遠くの公民館に危険を冒していく必要があるのかとも思います。区民の安全を考えれば、近くの避難所に素早く避難するほうがベストではないのでしょうか。

坂城町地域防災計画では、安全を主眼に誰でもわかりやすく、広く近隣の避難場所、避難路を選ぶとあります。区の防災訓練は人員点検のために公民館に集合するとなっていますが、区の自主防災組織に自分はどこに避難するか明確にしてあれば、学校に直接避難することも可能だと思います。障がい者や高齢者は学校の体育館のような広い場所より、区の公民館のような小ぢんまりしたところで、畳があり横になれる場所のほうが落ちつくし体も楽です。全ての人々が第2次避難所に避難するのではなく、耐震化してあって建物に問題がない公民館を地域の避難所として活用し、要援護者の避難所に指定できないか答弁を求めます。

#### ニ．避難誘導とその後の対応は

区に未加入の人の避難誘導や混在する世帯について、昨年の9月議会で山村町長は、行政区の範囲を一定程度区割りし、明確にする案をつくっているが、誰が見てもわかりやすい反面、現状の区の境との差が大きく生じるため混乱するおそれもあるので、現状を確認する作業を進めていくことを区長会でお願いした。アパート等への入居者のうち220世帯へは管理人さんの協力で広報等配布しているという答弁でした。区長さんは、自分の区に入っている人は把握していますが、未加入者や他の区に入っている人の把握は困難です。町が区の人と一緒に避難するように指導するなら、未加入者や他地区の人の情報を区長に知らせるべきだと思います。それがないと人数確認や点呼ができません。それらの取り組みはどうなっているのか答弁を求めます。

要支援者マップ作成と要支援者を誰が責任を持って避難させるのか、信毎の報道でもまだ坂城町はできていないとありました。要支援者マップは多くの区で取り組みが進んでいますが、進捗率はどのくらいでしょうか。また、個別に誰が誰を救助し、避難させるのかということまでしっかり決まっている区は何%でしょうか。

保育園児や施設入所者は、地元区の人が避難救助するということになっています。しかし、熊本地震のときも多くの方は自分が逃げるのが精いっぱい、とても救助するゆとりはなかったと言っています。ゼロ歳児や、1・2歳児はまだ自力で避難することは無理ですし、現在の保育士の人数では全ての子供の安全を確保し、避難させることは困難だと思います。施設入所者は自分で動けない人も多く、車椅子に乗せることから始めなくてはなりません。寝たきりで移動も不可能な人もいます。もちろん施設でも対応を考えていると思いますが、地域の人がその支援を行う体制はできているのでしょうか。

町の地域防災計画では、一般の避難所では生活が困難な要支援者用福祉避難所を福祉施設等に指定するなど体制整備に努めるとありましたが、町内にある施設との話はできているのでしょうか答弁を求めます。

**建設課長（宮嶋君）** 防災の取組について、イ．大望橋下の河川敷崩壊についてお答えいたします。

町内の千曲川に関しましては、毎年、千曲川河川事務所、町消防団幹部、町建設課において合同巡視を実施しており、主な重要水防箇所や水防倉庫などの確認をしております。今年度につきましても、4月22日に合同巡視を実施し、主な重要水防箇所4地区6カ所の確認を済ませたところでございます。また、重要水防箇所を含む千曲川改修整備要望箇所につきましても、千曲川改修期成同盟会において、毎年、国土交通省や北陸地方整備局などに要望活動などを行って、早期に重要水防箇所等の整備をしていただけるよう働きかけているところでございます。

千曲川を管理しております千曲川河川事務所におきましては、千曲川下流域において水害に遭われた地域の改修を最優先に実施するなど、千曲川流域の全体を見る中で危険度の高い箇所から計画的に改修を行っております。大望橋下の河川敷につきましても、町内の重要水防箇所の一つとして現地確認をお願いしたり、改修整備要望箇所として要望活動をしているところでございますが、いまだ改修には至っていないという状況でございます。

大望橋の上下流の千曲川護岸につきましても基本的には空石張り護岸となっております。護岸の石と石の間にはコンクリートを詰めていないという護岸となっております。本来低水位護岸、比較的低い位置の護岸ということですが、設置されている箇所については、過去に堤防本体が水害などで被災し、災害復旧工事で施工した箇所でございます。また、空石張り護岸のため、石と石の間に土が入り込み、草木が生えてしまうことから、平成23年度に千曲川河川事務所において、草木が生えないよう試験的に一部コンクリートで間詰めをしているところもございます。大望橋下の河川敷につきましても、過去測量を実施した経過もございますので、千曲川河川事務所では現状を把握しているものと思います。現在、千曲川河川事務所では監視経過を観察しているということをお聞きしております。

町といたしましては、千曲川河川敷は千曲川河川事務所が管理者となっており、直接町が改修や整備を実施できないため、また莫大な事業費になるということから、今後につきましても引き続き国関係機関へ要望活動を実施し、早期に工事を着工していただけるよう防災対策に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、ロ．備蓄品について、土のうの備蓄と貸し出しについてお答えいたします。土のうにつきましましては、毎年梅雨前の6月ごろから台風が接近し終える11月ごろまでの間に土のうの在庫状況を確認しながら職員らで用意し、役場などに常時備えてあります。

備蓄する土のうの必要最低限の在庫数は特に決まっておりませんが、役場のほかにも町防災センター、南条地区備蓄庫、村上地区備蓄庫に約500袋ずつ備えており、土のうの備蓄数は4カ所全体で約2千袋以上となっております。

災害時以外においては、土のうが必要な方に取りに来ていただくことが原則であります。高齢の方など土のうの運搬が難しい方につきましましては、職員が土のうを直接お届けすることも対応しております。また、区や自主防災組織などには、できるだけ住宅の近くに土のうを配備し、有事の際には活用していただきたいという観点から防災訓練などを推奨し、防災訓練の一つとして土のうづくりを体験していただきながら、それぞれの区や組合などに備蓄していただくことも実施しております。

**住民環境課長（金子君）** ロ．備蓄品についてのご質問の中の備蓄場所の見直しについてお答えいたします。

災害用備蓄品につきましましては、坂城地区の消防団第7分団詰所に併設されている町防災センター、南条地区の第3分団詰所に併設されている南条地区備蓄庫、村上地区の第10分団詰所に併設されている村上地区備蓄庫の3カ所に、各備蓄庫の状況によって配備品の種類や数は異なりますが、保管をしているところでございます。災害が発生した際、ご質問のとおり中核避難所では避難者用の毛布やトイレ等の資機材が即座に必要なことは承知しているところでございますので、現在備蓄している3カ所に加え、各学校等への配備につきましましては、施設管理者や関係各課と協議をする中で進めてまいりたいと考えております。

次に、ハ．避難所についてのご質問の中の第1次避難所より第2次避難所のほうが近い場合はどちらに避難するのかについてお答えいたします。町では、災害時の応急避難所として公民館等を指定しており、町総合防災訓練の際には公民館等を第1次避難所として、各地区自主防災会の集合場所としております。また、各地区の小学校等は災害時の中核避難所として指定されており、総合防災訓練の際には第2次避難所として災害対策本部を設置し、第1次避難所から各地区自主防災会単位での避難移動をする場所となっております。

総合防災訓練は、これを基本的な流れとし実施しておりますが、災害はどのような状況下で発生するかわからないため、まずはご自分の命を守る方法をお考えいただき、被災した場所や

状況により近くの避難所へ移動することが最善であると判断したときには、安全を確保しつつそちらへ避難していただくことが重要であると考えているところでございます。

ご質問の第1次避難所より第2次避難所のほうが近い場合につきましては、周辺の被害状況を把握する中で、どちらの避難所への経路が安全であるか等をご確認していただき、第2次避難所への避難が適当であると判断される場合には、そちらへ速やかに避難していただきたく存じます。

次に、各区公民館を高齢者や障がい者等の避難所に指定できないかのご質問でございますが、町では災害発生時の応急避難所として各地区公民館を指定しております。各区の公民館は地域の住民にとって身近な場所にあり、また室内も大き過ぎず、畳等の部屋もあるため高齢者にとって心理的にも身体的にも負担の少ない場所であると考えられるところでございます。

公民館を事前に高齢者や障がい者のための専用避難所として事前に指定することについてでございますが、実際に災害が発生した際、避難所にはその地域の方ばかりではなく、道路を通行中に被災した方など、不特定の方が避難してくることも想定されることであり、被害者に対しオープンに開設するものであることから、指定については難しいことと考えるところでございますが、災害時には被害の状況や被害者の健康状態などにより臨機応変に対応をしてみたいと考えております。

次に、2. 避難誘導とその後の対応はのご質問の中の社会福祉施設等の福祉避難所指定でございますが、町の地域防災計画では、災害時の要援護者収容施設として坂城町老人福祉センター、坂城町ふれあいセンターの2施設を指定しているところでございます。また、同計画にあります災害時要援護者計画の社会福祉施設等対策の中で、町は耐震、耐火、鉄筋構造等備えた社会福祉施設等を一般の避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所としてあらかじめ指定するよう努めるとなっておりますので、今後、町内の社会福祉施設管理者等と協議を進める中で要援護者用の福祉避難所を確保してみたいと考えております。

**企画政策課長（柳澤君）** 2. 避難誘導とその後の対応はのご質問のうち、区未加入者、混在する家について区長との話はできたのかについてお答えを申し上げます。

自治区への未加入者や他の自治区の人が混在している状況につきましては、長年の懸案事項となっておりますが、現在、行政区と自治区のあり方や、その範囲につきまして各区長さんからの情報提供のもと、役場内関係課との検討・調整を行っているところでございます。

これまで自治区の範囲につきましては、平成27年の区長さんにご協力をいただき、各自治区の境界について地図でお示しをいただきました。その中では新興住宅地ができたり、区の役員経験者の方や子供世帯が他の自治区内に住居を構えても、これまでのおつき合いなどで従前の自治区にそのまま加入されている方もおられ、自治区の範囲が混在しており、複雑な状況が改めて確認をされたところでございます。

行政区と自治区の範囲が同一にできればよいのですが、自治区の範囲やそれぞれの境界につきましては今までの歴史的な背景もあり、道路や河川などで一律に整理することはなかなか困難な状況となっております。その状況を含めまして、今年2月の区長会におきまして、平成28年の区長さんに行政区と自治区につきましては町の考え方や今後の進め方について説明をさせていただきました。

ご質問の災害などの対応における避難・誘導という観点では、町としましては区に加入、未加入にかかわらず行政上管轄する行政区という範囲の中で皆さんに行動していただき、警察、消防、行政協力員、民生委員などの避難支援に係る関係者が連携して避難誘導や安否確認を行っていくことを想定しております。その上でも早急に行政区の範囲、境界につきまして役場内での調整をとりまして原案を作成し、行政協力員の皆さんと災害時の対応も含め協議を進めてまいりたいと考えております。

**福祉健康課長（大井君）** 2の避難誘導とその後の対応はのご質問のうち、要支援者マップと個別対応及び保育園児や施設入所者の避難支援体制についてお答えを申し上げます。

要支援者マップにつきましては県からの要請もある中で、住民の支え合いによって要支援者が安全に避難できる地域づくりを進めるため、社会福祉協議会等と協力しながら災害時住民支え合いマップとして作成を支援するとともに、災害時の対応に備えているところでございます。

災害時住民支え合いマップとは、災害の避難時に支援が必要な要支援者や避難所等を表記した地図であり、地域内のどこにどのような支援者が住んでいて、その要支援者を災害時に誰がどの避難所に避難誘導するかを示すものでございます。マップ作成の対象といたしましては、隣近所の顔がわかりお互いに支え合いながら暮らす地域の範囲や、地理的、文化的にもある程度の住民がまとまって暮らしている地域を想定しております。

町内では27の自主防災会のうち町社協の支援を受ける中で、現在九つの自主防災会で作成済みとなっております。未作成の自主防災会においても、三つの自主防災会では地域の避難場所や防災施設などを記した防災マップの作成に取り組んでおりますし、防災マップ作成を検討している自主防災会もございます。住民支え合いマップの作成に当たりましては、地域において個人情報を扱うことから、その情報提供のあり方やルールづくりが難しい面もありますが、住民の支え合いの力によって、高齢や障がい等により支援を必要とする人が安全に避難ができる地域づくりは重要と考えております。

既に住民支え合いマップを作成した九つの自主防災会を先進モデルとして、町や社協が支援する全ての自主防災会で取り組むように推進してまいりたいと考えております。また、個別に誰が誰を救助し避難させるかといったところまで決めている自主防災会もあるとお聞きしておりますので、住民支え合いマップを作成した自主防災会に、作成したマップや避難誘導計画を見せていただき、町としても作成内容を把握し、今後作成する自主防災会にそのノウハウを提

供していきたいと考えております。

また、災害対策基本法の改正や平成27年3月の町の地域防災計画の改定を受け、昨年、災害時において必要な情報の把握や安全な場所への避難行動に支援を要する独り暮らし高齢者台帳登録者、また介護保険の要介護3から5、身体障害者手帳の1級・2級、療育手帳のA1・A2、精神障害者保健手帳の1級・2級などの方に対し、住宅の状況や関係機関への名簿情報を事前に提供する意思などを確認する避難行動要支援者の名簿の作成をいたしました。

この行動要支援者名簿に基づいた個別計画につきましては、現在のところ、町としては作成しておりませんが、今後、自主防災会の皆さんが災害時住民支え合いマップ作成の際の資料や情報等を参考にさせていただきながら、民生児童委員さんや社会福祉協議会、地域の皆さんとも相談する中で検討してまいりたいと考えております。

また、住民支え合いマップの作成状況といたしましては、27自主防災会中9自主防災会で人口基準といたしますと、約49%の作成率となっております。個別に誰が誰を救助し、避難させるかというところまで決めている自主防災会につきましては、先ほども申し上げましたが、現在全ての数を把握はしておりませんので、今後は把握に努めてまいりたいと考えております。

続いて、保育園児や施設入居者の避難支援体制についてであります。高齢者や障がい者など要支援者が利用する社会福祉施設等については、施設利用者の安全確保に十分配慮し、防災設備等の整備、災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育、防災訓練の強化を求めて運営を行っていただいております。

避難訓練の状況ですが、保育園につきましては地震や火災を想定して各園で毎月1回実施をしているほか、町内の高齢者や障がい者等の施設においても定期的に避難訓練を実施しております。また、町では施設に入所されている方に可能な範囲で防災訓練への参加も呼びかけており、昨年、村上小学校で行われた防災訓練においても、ともいきライフ月影の皆さんに参加していただきました。

災害発生直後の施設入居者の避難態勢につきましては、昭和56年に建築基準法の耐震基準が強化されていることから、保育園や高齢者の施設等において災害発生後直ちに施設外へ避難するのではなく、施設管理者等と相談をする中で、建物や利用者、周辺地域の状況等から総合的に判断し、避難が必要となった場合、避難態勢を整えてから実施をしてまいりたいと考えております。また、避難に当たっては、地元区の支援協力体制も重要であることから、連携強化に努めることも大切であり、地域と防災連携協定を締結している施設もございます。町といたしましては、今後、各施設に対して地元区との連携強化にこれまで以上努めていただくよう要請してまいりたいと考えております。

**14番（入日さん）** 堤防については、今までも何度も町から要請はしているということは私も承知しております。やはり、下流側のほうが非常に被害を受けやすいので、どうしてもそちら

のほうにとられてしまっていて、なかなか坂城のほうまでは手が回らないというのが実情だとは承知しているんですが、やはり何回言っても変わらないというのは、やはりもうちょっと国に働きかけるために土木の地質学の専門家などに調査を依頼して、その危険度だとか具体的なデータを示して費用対効果、いわゆるここが崩れたらどのくらいの復旧費用がかかるんですよというようなことまで示してやらないと、なかなか国はお金がないということで動かないと思うので、その辺の取り組みも今度町長にお願いしたいと思います。時間がないので次のほうに移りますけれど。

備品についてですが、先ほど答弁で災害時以外は、土のうが運べない高齢者世帯には役場の職員が届けているとのことでした。とても思いやりのある温かい気配りだと思います。コンパクトな町なので、これからも職員の思いやりのある温かい対応を期待しています。

土のうについてですが、今は水を含むと重くなる土のうもあります。今の砂の土のうでは高齢者には持ち運びができないし、片づけることもできません。そのため、家の出入り口を塞いで出入りに困る人や土のうにつまづいて足をくじいた高齢者もいます。

今は重い砂ではなく、持ち運びしやすい土のうもあります。ダッシュバッグは暑さが8mmで重さは400gで、5分間水に浸すと厚さ15cm、重さ15kgになります。ドノウレンジャーは財団法人日本消防設備安全センターの認定品で、重さ4kg、厚さ3cmですが、水を吸うと20kgの重さになります。使用後は、ドノウレンジャーはヒノキチップの殺菌効果で悪臭抑制やフィトンチッドによる消臭効果、炭バイオによる防虫・防湿・防カビ効果もあります。泥水を吸って悪臭を放つ場所には衛生面でも効果があり適していると思います。高齢者には持ち運びや後の片づけも楽になります。こういう土のうは繰り返し使用はできないので割高になりますが、職員が土のうを届けなくても済みますし、通行の障害にもならないので便利だと思います。坂城町でも高齢者用土のうとして備蓄する考えはないのか答弁を求めます。

備蓄品の置き場所は、先ほど今後、第2次避難所の学校にも検討していくという答弁がありました。私たちはこの間、委員会で千曲市の児童センターを視察したときに、小学校の校庭の隅にプレハブの倉庫があって、そこに防災用の簡易トイレだとかブルーシートが保管してあって、こういうことは必要だなと思って今回言ったんですが、そのことに対しても前向きな答弁がありましたので、ぜひお願いしたいと思います。

それから先ほどの中で、坂城町では間仕切りはあるんですが、まだ簡易ベッドまでは用意していないと思うんですね。阪神・淡路のときはかなりエコノミー症候群で亡くなったりとかぐあいが悪くなったりという人がいて、そのときに専門家の人が簡易ベッドがあると、大分エコノミー症候群の緩和ができますよという話をされていて、東北の震災のときはかなり簡易ベッドが用意されていたので。熊本の震災も体育館のその映像を見たらほとんど簡易ベッドだったので、坂城町でも簡易ベッドぐらいは少しは用意してほしいなと思います。ますます高齢者が

増加している中で、やはり簡易ベッドは必要ではないかと思しますので、簡易ベッドの備蓄について答弁を求めます。

**建設課長（宮嶋君）** 再質問の水土のうの備蓄はについてお答えいたします。

通常の土のうにつきましては、土砂を詰めてつくっていますが、水土のうは今いろいろ種類があるということですが、通常乾燥している状態での保存となり、コンパクトな上、軽量なため備蓄スペースの節約や運搬に非常にすぐれております。非常時には水に浸して数分で膨らみ、20kg程度の重さになるということから、通常の土のうの運搬が困難な高齢者の方などでもお手軽に使用できるのが特徴とされておりますが、通常の土のうと比較いたしますと大分割高となってまいります。

町といたしましては今まで使用実績はございませんが、今後高齢者の方の割合も増えてくることも予想されますので、水土のうの備蓄につきましては、性能、耐用年数あるいは使用後の後処理など含めまして研究してまいりたいと考えております。

**住民環境課長（金子君）** 簡易段ボールベッドにつきましては、避難所となる体育館などの床に直接布団を敷くよりも寝心地がよく、段ボールの断熱性から床からの寒さなどを遮断するため、避難者に優しいものであります。さらに、つくるのが簡単で強度もあり、コスト的にも他の簡易ベッドよりも安く、災害の備蓄資機材として注目されていることから、さらに研究をする中で整備について検討してまいりたいと考えております。

**14番（入日さん）** 備蓄についてですが、高齢者対応として水土のうも考えていくという答弁がありました。実際にドノウレンジャーのような土のうは、汚水後の悪臭抑制や殺菌効果もあるので、これはお得かなと思います。ただ、5袋6千円と高いので、そんなに数はそろえられないと思いますが、高齢者対応として少しはそろえてあればいいんじゃないかなと。それから簡易ベッドについても体のためには必要だなということで、今後検討していくということでしたので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから避難場所についてですが、先ほど一応どちらが安全か判断して、安全なほうに避難してほしいという答弁でした。区の自主防災組織のほうに自分は学校のほうが近いから、こちらに避難しますということを事前に明確にしてあれば、自主防災組織のほうでも点呼の時に、この人いないって捜し回らないで済むと思うんですね。そういうことをやはりきちっと区長会などでも通達して、はっきりと明確に決めておくように取り組んでほしいと思います。

それから、公民館を高齢者や障がい者の専用避難所に指定するのは難しいという答弁でした。しかし、お年寄りやね、やはりなれたところがいいので、もう俺ここでいいよ、動きたくないよっていう人がかなり出るのではないかと。実際にはやっぱそういう人をいいよ、おぶってでも連れて行くわいというわけにはいかないんで、どの公民館でも2部屋、3部屋はあるのでね、1部屋はそういう人たち用に対応できるような、そういう臨機応変に対応すると言いましたが、

ぜひそのような考えもしていただきたいと。特に高齢者は自宅から近ければ、すぐまたうちへ戻れるという安心感もあるので、その辺もぜひ検討していただきたいと思います。

それから避難誘導についてですが、今年の2月の区長会で検討や調整を進めているということでした。古い地区の場合は未加入者が出て、このうちは誰が住んでいるということはわかるんです。だけど、月見区のような寄せ集めの人たちのところは三十数年たちましたが、初代の人々が亡くなって、親戚の人が入ったりとか関係ない人がまたそのうちを買って入ってきた場合に、区に入らないと本当にそこに誰が住んでいるのかっていうのがわからないんですよね。やはり、そのときに区長さんをお願いしますよって言うても、顔も名前もわからない人をどうやって確認するんだっていうことになるので、やはりそういう特別な区に関しては、このうちちょっと未加入なんだけど、一緒に行動してもらいたいというようなね、そういう情報をぜひ町としてもとってもらいたいと、そのことを私は何回も言っているんです。そのことについて、ぜひこれから前向きに検討して、個人情報だからだめだと言うのではなくて、その対応をとっていただきたいと思います。

先ほど、保育園や福祉施設に対して地元で助けますよということを明確にしている区もありますし、そういう一応体制はとれてはいると思うんです。けどやはり災害を人災にしないためには、あらゆることを想定した体制づくりが求められています。特に保育園児などは未来を担う子供たちの救助は万全であってほしいと思いますので、何度も何度も点検とか確認をしていただきたいと思います。

時間がなかったので最後に入ります。今回、熊本地震のこともあり、町の防災体制について私も含め4人の議員が一般質問しました。日本は地震大国で、いつ地震が起こるかわかりません。長野県も糸静断層を初め多くの断層があります。それだけに人ごとではなく、防災体制について何度でも確認し、いざというときに困らないようにしておかなくてはなりません。

私は、熊本地震が起こってすぐの4月21日から4日間九州に行ってきました。宮崎市は被害は余りなかったようですが、余震が続いて怖いと言っていました。観光地はどこもがらがらで、観光への影響は想像以上でした。宮崎から熊本に抜ける211号線は阿蘇地域に救援物資を届ける自衛隊の車や各県の消防署の車がひっきりなしに通過していきました。途中3カ所ほど道路工事や崖崩れなどで一方通行の箇所はありましたが、高速道路が閉鎖の割にはスムーズに通行できました。熊本県の美里町では屋根瓦が落ち、ブルーシートの家がところどころ見えました。天草半島への入り口の不知火町の道の駅は日帰り入浴施設があり、被災者は無料で入浴できますという放送が流れていました。町の対応の素早さがすばらしいと思いました。

長野県も活断層が幾つもあり、栄村などの地震が起きました。また地震だけではなく、近年は特に地球温暖化の影響で集中豪雨や突風、落雷などの異常気象が頻繁に起きようになり、各地に甚大な被害をもたらしています。坂城町でも3年ほど前の豪雨で千曲川が増水し、月見

区を流れる福沢川がもう少しであふれるほど水の量が増加しました。

災害はいつ起こるかわかりません。備えあれば憂いなしという状態になっていれば、いざというときに慌てなくて済みます。町もいろいろな業者と災害時の物資の供給協定をしているので、食料とか必要なものはすぐ届くと思いますが、避難所の状況やインフラ整備の点検など、やるべきことは多くあります。災害が起きても慌てることのないように人員配置や備品の配達等の訓練も必要だと思います。何よりも町民の命と財産を守るのが地方自治体の役割です。町民が安心して暮らせる体制づくりを万全にしておきたいものです。

議会報告会ではいろいろな要望が出されました。今回、時間の関係で一般質問はしませんが、国道の坂城大橋の信号脇にある広告塔が「日本刀とばらの町」になっている。以前は「果物とばらの町」だった。いつの間にか「果物」が消えてしまった。バラより果物の生産者のほうが多い。坂城のおいしい果物をもっと宣伝してほしい。そのために「果物」の文字を入れてもらいたいという要望も出されました。坂城の特産品であるおいしいリンゴやブドウをもってPRするために、町側の早急な対応を望みます。

農業は天候に左右され、農業で生活するのはとても大変です。でも、農業は自然環境を守り、洪水や土砂災害などの被害を食いとめる力を持っています。地球温暖化にも寄与しています。そのためにも自力で頑張っている農家の苦労に伝えてほしいと思います。町長が目指す町民が輝く町にするためにも、ともに知恵を出し合い頑張りたいと思います。以上で私の一般質問を終わります。

**議長（塚田君）** 以上で通告のありました13名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了しました。

お諮りいたします。ただいまから13日までの4日間は委員会審査等のため休会にいたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（塚田君）** 異議なしと認めます。よって、ただいまから13日までの4日間は委員会審査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は6月14日、午前10時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 0時29分)



## 6月14日本会議再開（第5日目）

### 1. 出席議員 14名

|      |        |      |        |
|------|--------|------|--------|
| 1番議員 | 塚田正平君  | 8番議員 | 吉川まゆみ君 |
| 2 〃  | 塩野入猛君  | 9 〃  | 塩入弘文君  |
| 3 〃  | 朝倉国勝君  | 10 〃 | 山崎正志君  |
| 4 〃  | 小宮山定彦君 | 11 〃 | 中嶋登君   |
| 5 〃  | 柳沢収君   | 12 〃 | 大森茂彦君  |
| 6 〃  | 滝沢幸映君  | 13 〃 | 塚田忠君   |
| 7 〃  | 西沢悦子君  | 14 〃 | 入日時子君  |

### 2. 欠席議員 なし

### 3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

|          |        |
|----------|--------|
| 町長       | 山村弘君   |
| 副町長      | 宮下和久君  |
| 教育長      | 宮崎義也君  |
| 会計管理者    | 塚田陽一君  |
| 総務課長     | 青木知之君  |
| 企画政策課長   | 柳澤博君   |
| 住民環境課長   | 金子豊君   |
| 福祉健康課長   | 大井裕君   |
| 子育て推進室長  | 小宮山浩一君 |
| 産業振興課長   | 山崎金一君  |
| 建設課長     | 宮嶋敬一君  |
| 教育文化課長   | 宮下和久君  |
| 収納対策推進幹  | 池上浩君   |
| まち創生推進室長 | 竹内祐一君  |
| 総務課長補佐   | 関貞巳君   |
| 総務係長     | 伊達博巳君  |
| 総務課長補佐   |        |
| 財政係長     |        |
| 企画政策課長補佐 | 堀内弘達君  |
| 企画調整係長   |        |

### 4. 職務のため出席した者

|        |        |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 臼井洋一君  |
| 議会書記   | 小宮山和美君 |

### 5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

第 1 請願・陳情について

第 2 議案第 27 号 坂城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第 3 議案第 28 号 坂城町商工業振興条例の一部を改正する条例について

第 4 議案第 29 号 町道路線の認定について

第 5 議案第 30 号 平成 28 年度坂城町一般会計補正予算（第 3 号）について

追加第 1 議案第 31 号 平成 28 年度坂城町一般会計補正予算（第 4 号）について

追加第 2 発委第 2 号 食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書について

追加第 3 発委第 3 号 TPP に関する情報開示の徹底と持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める意見書について

追加第 4 閉会中の委員会継続審査申し出について

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（塚田君）** おはようございます。ただいまの出席議員は 14 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、お手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（塚田君）** 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

---

◎日程第 1 「請願・陳情について」

**議長（塚田君）** 総務産業常任委員会に審査を付託いたしました請願及び陳情について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「請願第 2 号 食品ロス削減に向けての取り組みを進めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

---

「陳情第 1 号 「TPP に関する情報開示の徹底と持続可能な農業経営の実現に向けた農業政

策の確立を求める意見書」の提出を求めることについて」  
「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

---

**議長（塚田君）** 次に日程に掲げた議案につきましては、去る6月1日の会議において提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第27号 坂城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」

**議長（塚田君）** これより質疑に入ります。

**9番（塩入君）** 2点質問したいと思います。一つはですね、坂城町家庭的保育事業所等っておりますが、その下にも附則として、第4項として小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例と、これもつけ加えることになっているんですが、こういう家庭的保育事業所の具体的な事業所の内容ですかね、どういうイメージになるのか。これが第1点。

2番目には、これについて特に保育士の配置の問題ですが、ここに書かれているように、配置される保育士の数が1人となる場合は、当該保育士に加えて保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置かなければならない。首長が認める場合に、具体的にどのようにこれを判断していくのか。以上2点です。

**子育て推進室長（小宮山君）** ご質問にあります小規模保育A型と事業所内保育についてご説明申し上げます。

子ども・子育て新制度により、保育所・幼稚園に加え民間事業所が参入します認定こども園と地域型保育が創設されました。四つの保育園の場がございます。そのうち地域型保育園の中に小規模保育園A型と事業所内保育がございます。

小規模保育事業A型につきましてでございますが、小規模保育ではA型、B型、C型とございます。利用定員6から18人という定員数で保育を目的とした多様なスペースで実施するものであります。A型につきましては保育所分園により近い型、C型につきましては家庭的保育に近い型ということで、B型はAとCの中間点になっております。続いて、家庭的保育事業でございますが、利用定員5人以下を対象としまして保育所、保育者の居宅、その他さまざまなスペースで保育を実施するものであります。

保育士の数についてでございますけれども、国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準によりまして、保育士の数は保育所一つにつき2人を下ることはできないとされておりましたが、今回のこの改正によりまして、保育士の数は1人以上とすることができるようになりました。以上でございます。

失礼しました。もう一つのご質問、町長が保育士と同等の知識及び経験を有する者と認める

者という判断でございますけれども、県で行っております子育て支援員を対象とした研修というものがございます。これは県と相談する中でこの研修を受講していただいたり、また保育経験年数、それから知識を含めてお聞きする中で今後決定をしてみたいと考えております。

**9番（塩入君）** 今答弁がありましたけれども、答弁の中にもですね、この法律は子ども・子育て新システムの中でつくられてきた法律です。一番僕が問題に感じているのはですね、多分この坂城町では、こういう形にはならないとは思いますが、しかし、全国的にどの市町村もやるという状況の中で出てきているわけです。一番問題なのは、いわゆる今までは公立の保育園、認定保育所ですね、これは国で決めて、いわゆる公的保育をするのが中心だったわけです。ところが、規制緩和と言うんですか、いわゆる保育設置基準が規制緩和されて、いろいろなものをつくってよいと、民間でもどこでも。そういう基準で今度つくられてきているわけですね。

一番僕が問題にしたいのの一つはですね、こういう子供の教育・保育、これは当然国の予算で公的な保育をすべきだと。それを外してきていると。2番目はですね、保育園というのはどこでもいいわけじゃありません。子供たちが遊ぶ庭があったり、そういう子供の環境が整っていないところでもつくっていいという問題ではないと思うんですね。その点の一つ。

最後にですね、三つ目はやっぱり保育士の問題です。2番目の質問でしましたけれども。今までは2人以上と、1人でもいいと。だんだん保育士の数を減らして、正規ですね、減らして、それにかわる非正規の人でも首長が認めればいいという、できるだけ安上がりで運営しようということになるんじゃないかと。そういう保育園で育った子供と公的、いわゆる公的保育の認定保育所で育った子供、同じ日本の子供ですよ。その子供がそういう違いのある保育所で育つということは、全くおかしいんじゃないかと。教育の機会均等の面から考えてもおかしいし、現在今、保育園落ちたと、保育園に入れなくて困っている状況もたくさんあるわけで、むしろやるべきことは、国が認定保育所、公的保育をきちっとつくっていくと、こういう方向が本来の姿じゃないかと。そういう意味でこのいわゆる設置基準を緩和してしまった、この法案については賛成できない。私の意見です。

**12番（大森君）** お尋ねいたします。一部改正する条例についてですね、6項、7項、8項のこの頭の部分に「当分の間」というのがあるんですが、この「当分」というのは、どういう状態になれば、この「当分」が外れるのか。あるいは今回提案されているこの条例というものは、外すことになるんですか。その状況についてお尋ねいたします。

**子育て推進室長（小宮山君）** ご質問にあります「当分の間」とは、国で示された「当分の間」の意味でございますが、女性の就業率の上昇により、保育の受け皿拡大が急速している間を指すとされております。また、この「当分の間」は日にちについてはまだ示されておられません。

**12番（大森君）** 女性の就業人口が増えてくるということが、そしてそれに保育施設が間に合

えばという、そういう十分な状態になれば外すということですが、普通はこれ大体期限つきであると思うんですよ。期限立法というような期限で。これがないのは、どうも固定化してしまうという可能性があるわけですよ。まずここはきちっとした期限をつけるべきだというふうに考えますが、それについてはいかがですか。

**子育て推進室長（小宮山君）** 国が改正するまでは、このままで臨んでいきたいと考えております。

**12番（大森君）** たとえ国の法律のほうが上位法とはいえ、ここにあるのは坂城町というのが頭にあるわけですね。主体的な条例にしなければいけないんじゃないですかね。まず、その点についてお答え願いたいのと。

もう一つは保育園における子供の事故というものが今非常に増えてきています。これは文科省もインターネットで全て公表しています。特に小規模の保育所が事故が非常に多いんです。そして、ここの当分の間、町長が認める人を保育士にすることができるということですが、わざわざ保育士の資格と教師の資格、いろんな資格があるわけですが、保育士以外の資格の方々はゼロ歳児保育について、どう取り扱うかについては全く学習、勉強していないはずですよ。そんな資格は受験の中には含まれていないと思います。どう寝かせるか。そういう内容のところをただ何時間の研修かわかりませんが、ただこの研修だけで保育士として認めていくという、こういう安易な子育ては絶対にこれは許すわけにはいきません。以上です。答弁願います。

**福祉健康課長（大井君）** ご質問の中で小規模等々許されている部分ですが、まず民間事業所なりが進出する場合に、その事業所自身の事業計画等が町で判断されていくような形になってまいります。そういった中で保育計画を伺う中で、認可をしていくというような形になりますので、そういった中で保育は担保されていくようなものになると思います。当面の間というのは、先ほども申し上げましたけれども、上位法の中で示されておる範囲の中で定めてまいりたいというふうに考えてございます。

失礼しました。資格につきましては、先ほど申し上げました県のほうで実施をしてまいります研修がございまして、その研修を受講していただく中でカリキュラムが8項目ございまして、そういった中で研修をしていただいて、そういった知識を得ていただくという形を整えてまいりたいと考えております。

**議長（塚田君）** これにて質疑を終結いたします。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手多数により）可決」

---

◎日程第3「議案第28号 坂城町商工業振興条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第4「議案第29号 町道路線の認定について」

**議長（塚田君）** これより質疑に入ります。

**2番（塩野入君）** この建設される町道0666号線は、現在使用している道路の新しい道路がここに建設されると、こういうことになるわけですが、これは地元区の要望もあったというところですが、改めてこのつけかえのですね、経過をお聞きしたいと思います。

また、その道路用地代、これ全額地元企業の寄附金ということによるわけでありますが、その単価、面積、それに地主は何名いるか、その辺をお聞きをいたします。

**建設課長（宮嶋君）** 当該地区につきましては、平成4年ごろゴルフ練習場として開発され、県道上室賀坂城停車場線から町道B031号線までの進入経路がなかったことから、ゴルフ練習場開発会社が私道を建設して、福沢川に橋脚をかけて使用していた経過がございます。ゴルフ練習場開発会社が撤退した後、竹内製作所が当該地を買収し、建設機械の走行訓練場等として使用しておりますが、私道の橋脚は現在の基準からいたしますと一部基準を満たしていないということから、福沢川の河川管理者であります千曲建設事務所より福沢川にかかる橋脚の撤去を求められております。この私道にかわる道路を5月10日に網掛・上平区、それから竹内製作所様から要望をいただき、県道上室賀坂城停車場線から福沢川を渡り網掛地区に通じる新しい道路を竹内製作所が建設するに当たり、議会において町道認定をお願いするものでございます。

町道の建設につきましては道路用地を取得することから、竹内製作所から寄附を受け、町が道路用地として買収をしております。用地につきましては地権者6名、11筆、1531.41m<sup>2</sup>となり、買収単価は1m<sup>2</sup>当たり1,200円を予定しております。

**2番（塩野入君）** 私も現場を見てまいりましたが、これ、高低差があつて福沢川には橋もかけなきゃならないということでもあります。網掛区ではですね、秋のかんやくにこの道を通って上流にある林道整備をするわけでもあります。これはこの0666号線いつごろ造成されて、供用開始になるでしょうかお聞きをします。

**建設課長（宮嶋君）** 町道建設につきましては、今6月議会終了後、道路用地の買収に入りまして、福沢川を管理する千曲建設事務所と河川協議等行います。全ての手続が完了いたしましたら、竹内製作所さんが町道建設について、町のほうから自営工事ということで承認を受けまして、9月ごろから着工いたしまして、年度内の完成を予定しております。

自営工事終了後は、町が自営工事の完了検査を行い、検査後、竹内製作所から町に道路の引き渡しを受けまして、町道0666号線として供用開始をする予定であります。また、現在使用しています私道の橋脚につきましては、新町道建設後に竹内製作所さんが除去するというようになっております。

**議長（塚田君）** これにて質疑を終結いたします。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第5「議案第30号 平成28年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について」

**議長（塚田君）** これより質疑に入ります。

**2番（塩野入君）** まず、5ページであります。款2総務費、項1総務管理費、目7広報広聴費につきまして、これは当初予算234万円を盛ってあるこの負担金から、今回117万6千円を賃借料に組みかえたということでもあります。その理由をお聞きいたします。

続いて、款5労働費、項1労働諸費、目1労働費13001定住促進委託150万円、これは5月に開催された若者交流会2016の第2弾、第3弾の交流会を開催して、そして移住・定住の促進に向けてテクノハートへ委託をするというものだということですが、この5月の11事業所、55名の参加でどのような感触が得られたのかお聞きをいたします。

8ページ、款10教育費、項4社会教育費、目4文化財保護費の19044新地区神楽用備品整備補助金は、これコミュニティ助成金として市町村振興協会より10分の10、全額の助成がされるようですが、どんな助成内容かお聞きをいたします。以上であります。

**企画調整係長（堀内君）** 私からは行政機関の専用回線LGWANの回線の組みかえについてご説明申し上げます。

行政機関の専用回線であります総合行政ネットワークに関しまして、サーバー等の更新に当たりまして、当初、県にて共同で調達をするという予定になっておりましたが、各市町村におきまして構成機器の数等が異なるということになりましたので、各市町村でそれぞれ負担金ではなく賃借料で予算を計上して対応することになりましたので、今回組みかえをお願いしたいというところがございます。以上です。

**産業振興課長（山崎君）** 定住促進委託150万円に関し5月21日に開催した若者交流会の感触についてお答え申し上げます。

今回町内11事業所55名の若い方々のご参加をいただき、軽スポーツで汗を流した後、バーベキューパーティーで交流を深めていただきました。参加された皆さんは、初めこそ勤めている事業所の仲間同士で集まっていたのですが、交流が進む中で事業所の枠を越えてほかの参加者の皆さんと情報交換や歓談をされ、親睦が進んだようでありました。

今回の若者交流会につきましては、企業や町の活性化や人口増、移住・定住対策の一つとして、町内の事業所に勤めている若者たちに坂城を知っていただき、住んでいただくことを目指して開催したものでございますが、町といたしましても一定の効果があったものと考えておりますし期待もしております。また、参加者のお話を聞いていると、町外から通勤している方も多く、坂城町に毎日通勤してはいるものの、坂城町のことをまだよく知らない方も多く、一層の情報提供の必要性も感じました。

**教育文化課長（宮下君）** 款10教育費、項4社会教育費、目4文化財保護費、19負担金補助及び交付金の新地区神楽用備品整備補助金250万円の助成内容でございますが、太鼓の補修、獅子のほろ、ちょうちんの新調、お神楽の新調にかかわる助成でございます。

**2番（塩野入君）** これは市町村行政ネットワークLGWANに接続して、電子自治体事業を推進していくということで、これちょっとよくわからない。県の高速情報通信ネットワークってどんなもの、どうなるのか、ちょっとその辺を説明していただきたいということと。

これ最初からこっちへわからなかったんですか。その経過は補正で今まで、今聞くと県でやるんだけど、それぞれの市町村の状況があるから、市町村でやるんだよと、移したよと、こういう説明ですが、最初からそういうことがわからなかったんでしょうかね。その辺のところをちょっと経過をお聞きしたいと思います。

それから労働費の関係であります。これはこれから第2・第3弾を開催するという中で、これは補正予算をここで組んで預託するものですから、町も相当な意気込みだと、このように思うわけであります。今お聞きすると、町を知らない人もいます。一層の情報提供の必要感を感じたというご答弁をいただきました。期待する効果はどう見ているのでしょうか、その辺をお聞きをいたします。

それからあと、教育費の文化財保護費の関係ですが、私も長年地元網掛の神楽保存会に加わっていますが、今、獅子頭初め獅子の笛・太鼓など古く、補修や買いかえの時期に来ているような状況になっているわけであります。申請から採択され助成金を受けられるまでの手続、そのプロセス、それをお聞きをしたいと思います。これは町や区を通さないと助成が受けられるのかどうか、助成金の流れですね。どうやって来るのか、その辺もお聞きしたいと思います。以上であります。

**企画調整係長（堀内君）** LGWANに関して再質問いただきましたことにお答えいたします。

当初からわからなかったかということですが、構成機器等全県一律で更新する予定でしたが、その後ネットワーク機器の数が市町村によって異なるということがわかりまして、それぞれの市町村で調達するということに変更になりました。

また、県高速情報通信ネットワークとはどんなものかというご質問でございますが、こちら平成19年、長野県と県下市町村の間に専用回線が引かれまして、こちらセキュリティーやコスト、運用面などでメリットがあるということで、全県下接続をさせていただいております。言ってみれば、県下行政間のトンネル、大きなトンネルのようなイメージで、その中をLGWAN回線、町の基幹系ネットワーク、福祉関連システム等のそれぞれの回線をそのトンネルの中を使って利用していると、そんな状況でございます。

続きまして、コミュニティ助成金の流れ、手続について申し上げたいと思います。全国ジャンボ宝くじ等の収益金の一部を使いまして市町村振興協会、自治総合センター等が行っており

ます宝くじの社会貢献、広報事業の一つであります。内容といたしましては、自治区などコミュニティ組織の自主的な活動促進を目的としております。直接必要な設備等整備に対して助成を行うものでございます。

こちら、町や区を通さないと助成が受けられないかどうかというご質問でございますが、助成金につきましては、町を経由して申請していただくことになります。予算的には一旦、町の予算を経由して当該団体のほうに補助をするという形をとる必要がございます。流れといたしますと、毎年8月ぐらいから申請の募集を行いまして、町と県を経由しまして市町村振興協会、自治総合センターのほうに書類が送られます。その後、採択・不採択の結果が翌年の4月ごろに通知されまして、予算計上を行っていくという流れになります。それぞれ団体のほうで申請していただくことは可能ではございますが、基本的に地域住民で総意が必要でありますので、書類審査をする上で規約ですとか、予算・決算、総会等の資料が必要になってございますので、自治区等での申請といったことでスムーズな申請を行えるようにということでアドバイスをさせていただきます。以上です。

**産業振興課長（山崎君）** 期待する効果について再質問にお答えいたします。今回の若者交流会を開催いたしまして、先ほど感触についてご答弁申し上げましたが、坂城町に毎日通勤してはいるものの、坂城町のことを余りよく知らない方も多いうようで、若者や子育て世代の支援策などの情報提供を行い、坂城町をPRすることで坂城町への移住・定住につながるものではないかと考えております。また、このように大勢のほかの事業所の皆さんと交流するイベントは貴重な機会のように、町内事業所に勤める若い方々の交流により、若者はもちろん事業所も元気になり、ひいては町の活性化につながるものではないかと、その効果を期待しております。

**議長（塚田君）** これにて質疑を終結いたします。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

**議長（塚田君）** 次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「議案第31号 平成28年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について」から追加日程第3「発委第3号 TPPに関する情報開示の徹底と持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める意見書について」の3件を一括議題とし議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

**議長（塚田君）** 朗読が終わりました。

最初に提案理由の説明を求めます。

**町長（山村君）** では、議案第31号「平成28年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億815万3千円といたすものでございます。

歳出の内容といたしましては、法人町民税につきまして、確定申告により確定した税額が予定納税での納税額を下回った企業への税償還金・還付加算金として800万円を計上し、歳入につきましては、財政調整基金から同額の繰入金を計上いたしましたものでございます。

以上、よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

**議長（塚田君）** 次に、趣旨説明を求めます。

**7番（西沢さん）** 私からは、発委第2号と第3号の2件につきまして、一括して趣旨説明を行います。

最初に発委第2号「食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書について」意見書の朗読をもって、趣旨説明にかえさせていただきます。

食は、世界中の人々にとって大事な限りある資源である。世界では全人類が生きるのに十分な量の食べ物が生産されているにもかかわらず、その3分の1は無駄に捨てられている。中でも、もったいないのは、まだ食べられる状態なのに捨てられてしまう食品ロスである。農林水産省によると、日本では年間2,801万tの食品廃棄物が発生しており、このうち642万tが食品ロスと推計されている。

食品ロスの半分は事業者の流通・販売の過程の中で起き、もう半分は家庭での食べ残しや賞味期限前の廃棄などで発生している。削減には、事業者による取り組みとともに、国民の食品ロスに対する意識啓発も問われてくる。

よって政府においては、国、地方公共団体、国民、事業者が一体となって食品ロス削減に向けての取り組みを進めるため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

#### 記

- 1 食品ロス削減に向けて、削減目標や基本計画を策定するとともに、食品ロス削減推進本部の設置や担当大臣を明確化すること。
- 2 加工食品等の食品ロスを削減するため、需要予測の精度向上により過剰生産の改善を図るとともに、商慣習の見直しに取り組む事業者の拡大を推進すること。
- 3 飲食店での食品ロス削減に向けて、食べきれ分量のメニューや量より質を重視したメニューの充実を推進するとともに、「飲食店で残さず食べる運動」など好事例を全国に展開すること。
- 4 家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用など普及啓発を強化すること。また、学校等における食育・環境教育など、食品ロス削減に効果が見られた好事例を全国的に展開

すること。

5 フードバンクや子ども食堂などの取組みを全国的に拡大し、未利用食品を必要とする人に届ける仕組みを確立すること。さらに、災害時にフードバンク等の活用を進めるため、被災地とのマッチングなど必要な支援を行うこと。

次に、発委第3号「TPPに関する情報開示の徹底と持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める意見書について」意見書の朗読をもって、趣旨説明にかえさせていただきます。

TPP交渉は、昨年10月に大筋合意がされ、そのなかで、農林水産物の約8割、重要5品目の約3割が関税撤廃されることとなった。

政府の試算によると、「総合的なTPP関連政策大綱」に基づく政策対応を考慮してもなお、わが国の農林水産物の生産額は1,300億円～2,100億円減少する見込みであると公表されるなど、生産者は今後の農業経営の継続に対し大きな不安を抱いている。

さらには、衆議院TPP特別委員会において、交渉経過や合意内容等が議論されたが、政府は保秘義務契約を理由に情報開示を拒み、国会承認と関連法案の審議が深まることなく、秋の臨時国会に持ち越され、TPPに対する国民の不安や懸念は増すばかりである。

よって、以下の事項の実現を強く要請する。

#### 記

1 TPP特別委員会等におけるTPP協定承認案及びTPP関連法案の国会審議において、大筋合意の内容や影響、国会決議との整合性等について、国民のTPPに対する不安や懸念が払拭されるよう、十分な情報開示と明確な説明を行うこと。

2 生産者が安心して営農継続できるよう、将来を見据えた、中長期的な農業政策の確立に向けた国会審議を行うこと。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。趣旨説明といたします。

**議長（塚田君）** 提案理由の説明及び趣旨説明が終わりました。

ここで議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時44分～再開 午前10時55分）

**議長（塚田君）** 再開いたします。

---

◎追加日程第1「議案第31号 平成28年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について」  
「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎追加日程第2「発委第2号 食品ロス削減に向けての取組みを進める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎追加日程第3「発委第3号 TPPに関する情報開示の徹底と持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎追加日程第4「閉会中の委員会継続審査申し出について」

**議長（塚田君）** 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査・調査の申し出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の委員会継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（塚田君）** 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

---

**議長（塚田君）** 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

**町長（山村君）** では、平成28年第2回坂城町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

6月1日に開会されました本定例会は、本日までの14日間にわたりご審議をいただきました。提案いたしました専決報告、条例の一部改正、一般会計補正予算、さらに追加日程でお願いしました一般会計の補正予算を含め、全ての議案に対し原案どおりご決定を賜りました。ありがとうございます。

さて、6月8日、議会開会中ではありましたが、以前、私が友人から譲り受けた日章旗が昭和17年8月8日太平洋戦争にて、中国河北省において23歳の若さで戦死された須坂市出身の竹前重信さんのものとわかりました。そこで、事前に須坂市長にお話しした上で、須坂市に在住されておられる、おいの公弘さんにお渡ししてまいりました。この日章旗は、出征時の寄せ書きで、重信さんの親兄弟や近所の方など約80人の名前が書いてありました。戦地で身につけていたであろう旗が70年ぶりにご遺族のもとに戻り、公弘さんも家族のつながりを示す旗を大切に保管したいと話されておられました。改めて戦争の悲惨さと平和のとうときを感じたところでもあります。

さて、町が出資をしております株式会社坂城町振興公社と味ロジ株式会社との組織の動向についてお知らせいたします。味ロジ株式会社は、地産地消の推進、食文化の伝承と地域の味の発信、地域活性化を目的に平成25年に女性グループが中心となって法人化されました。味ロジ株式会社は、これまで、ねずみ大根、リンゴ、ブドウといった地域特産物を活用した手づくり加工品の製造販売を行ったり、付加価値のある商品開発にも取り組み、また、町の特産品の消費宣伝なども積極的に進めておられます。

現在の代表取締役が引かれるということから、今後のあり方について、商工会などを通じて後継者の募集も行われたということですが、町外からの応募はあったようですが、町内からの応募はなかったということでもあります。そこで、これまでの取り組みがどうなるのか、他地域からの参入が望ましいかなどを検討した結果、味ロジ株式会社の設立趣旨を大切にするために株式会社坂城町振興公社が味ロジの経営に参画することで調整が行われております。正式には、味ロジ株式会社の取締役会や株主総会、そして株式会社坂城町振興公社の取締役会での手続により進められてまいります。

さて次に、専決予算をお認めいただいたびんぐし湯さん館のサウナ室の改修につきまして、設備の機能・衛生面の維持、そして安全性を確保するための工事を実施いたしました。工事は、サウナ室のみ利用を休止する形で、休館日とその前後の期間で、営業時間終了後、夜間工事により、できるだけ影響を最小限に抑える中で4月には男性用サウナ室を、5月には女性用サウナ室のリニューアルを図りました。ご利用いただいたお客様からは、大変な好評を得ております。新しくなったサウナ室も含め、びんぐし湯さん館の利用をお願いいたします。

さて、6月5日天皇・皇后両陛下のご臨席を賜り、第67回全国植樹祭の記念式典及び記念植樹が長野市の長野オリンピック記念アリーナエムウェーブにおいて、約6千人が出席して盛大に開催されました。式典では、坂城小学校みどりの少年団の9名が多くの応募の中から選考され、アシスタントとして参加しました。子供たちは、天皇陛下がお手まきされたときのお手拭いをお渡ししたり、皇后陛下がお手植えをするときに苗木をお渡しするなど、貴重な体験をさせていただきました。また、坂城小学校の学有林運営委員会が昭和41年の発足以来、学有林活動を長年にわたって支えてきた功績により、長野県みどりの功労者表彰を受けました。長年の活動に深く敬意と感謝を申し上げます。

さて、さかき千曲川バラ公園では、昨年同様バラの開花が早く、5月28日土曜日、満開のバラが咲き誇る中、大勢の方にご来園いただき、新しく舗装工事を終えたイベント広場にて、第11回ばら祭りの開会式を行いました。今年は、NHK大河ドラマ「真田丸」の放映に伴い、多くの観光客が上田市、長野市などを訪れており、真田丸に関する施設のほか、観光施設やホテル等にもばら祭りのポスター・チラシの掲出をお願いするとともに、マスメディアでの情報発信を強化するなど集客に努めた結果、土日には臨時駐車場も満車になるなど、多くの方にご

来園いただきました。

今回のばら祭りにあわせて整備いたしましたイベント広場のアスファルト舗装、ウォーキングステーションのインターロッキングなどは車椅子を利用される方や高齢者の皆様などから好評をいただき、平日には障がい者用の駐車場が連日満杯になるなど、近隣の福祉施設などから多くの方にご来園いただきました。バラ公園を訪れた皆様に町の観光ガイドブックや割引券つきのパンフレットをお渡ししながら、ほかの観光施設にもお越しいただくようご案内したことにより、ばら祭り期間中地場産直売所あいさいへ来店された方は、昨年と比べて220名の増となりました。また、びんぐし湯さん館へばら祭りの割引券を持って入館された方は630名となり、昨年より30名増加いたしました。ばら祭りが町内の商業、観光の振興に貢献したものと思います。

今回のばら祭り期間中は、約4万人の大勢のお客様にバラ公園にお越しいただき、6月12日に無事成功裏に幕を閉じることができました。これもひとえに日ごろからご尽力いただいております薔薇人の会を初め出店者の皆様、交通指導員さんなど実行委員会の皆様のおかげと心から敬意を表するとともに、深く感謝を申し上げます。

また、鉄の展示館において4月9日から開催しておりました、「高倉健と宮入小左衛門行平の絆」展が12日に終了し、期間中2,800名を超える大勢の方にご来館いただきました。

今週の土曜日6月18日からは、8月21日までの会期で、「第7回新作日本刀 研磨 外装 刀職技術展覧会」が開催されます。この展覧会は、日本刀製作にかかわる全国最大の公募展で、全国のたくみたちが渾身の力を込めて製作した作品が出品されますので、大勢の皆様のご来館をお待ちしております。

さて、6月20日午後3時から、さかきテクノセンターにおいて金沢工業大学大学院の明道弘政教授をお招きしまして、「企業品質の現状と動向」をテーマにモノづくりの技術から企業経営、そして継続的な事業展開に求められる企業品質についてご講演いただきます。入場は無料ですので、大勢の皆様にご参加いただきたいと思います。

また、「第20回機械要素技術展」が6月22日から24日まで東京ビッグサイトで開催され、町内の商工4団体等で組織する坂城町出品者協会が主体となり、当町から8社が出展いたします。この展示会は日本最大級の機械部品、加工技術を一堂に集めた展示会で、国内外の約2,300社が出展し、約8万3千人の来場が見込まれており、町内企業の技術力をPRするとともに、新規取引先や受注が獲得できることを期待しております。

また、6月25日土曜日、午後2時から文化センターにおきまして、さかきふれあい大学教養講座を開催いたします。今回は、佐久市出身で日航機墜落事故を題材にした「墜落の夏」で講談社ノンフィクション賞を受賞するなど、日本を代表するノンフィクション作家で日本ペンクラブ常任理事もお務めになっておられる吉岡忍さんをお迎えし、東日本大震災後、現地に何

度も足を運んだ経験をもとに、「3. 11後を生きるーフィクションとノンフィクションのあいだ」と題した講演会を開催いたします。これも入場は無料でございますので、大勢の町民の皆様のご参加をいただきたいと存じます。

また、6月26日、操法訓練場におきまして町消防団ポンプ操法大会が開催されます。地域を守る消防団が有事の際の機敏な対応や消防技術の向上を目指し、日ごろの訓練の成果を競い合う大会であります。多くの町民の皆様の応援をお願いいたします。なお、この大会の優勝分団とラップ分団は、7月3日に千曲市大西緑地公園で開催される埴科消防ポンプ操法大会及びラップ吹奏大会に出場いたします。

7月2日の午前中から地域交流や日ごろの文化活動等の発表を行う隣保館交流ふれあいフェスティバルを開催いたします。第1部につきましては隣保館で作品展示とグループ発表を行い、第2部は坂入恵美さん、真紀さんの姉妹による童謡コンサートが開催されます。多くの皆様に鑑賞いただけるよう会場は中心市街地コミュニティセンターで、入場は無料となっております。

さて、坂城の夏を彩る町民祭り、第39回坂城どんどんが8月6日に開催されます。明日15日の実行委員会で内容が決定いたしますが、今年もメインステージでは各種団体の発表を行うとともに、小さなお子さんが楽しめるイベントを計画しており、夜の部の踊り流しを含め、大勢の町民の皆様のご参加をお願いいたします。

さて、第24回参議院議員通常選挙が6月22日に公示、7月10日が投票日となっております。今回の選挙は、70年ぶりの公職選挙法の改正により、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられました。

先日、坂城高校において主権者教育の一環として町選挙管理委員会職員による出前講座を開催するとともに、今議会の8日、9日の一般質問では高校生の傍聴があったところであります。未来を担う若者が政治に関心を持ち、みずから投じる1票で、若者の意見をより政治に反映されるよう期待しているところであります。

これから暑さが増してまいります。議員各位におかれましても健康に留意され、ご活躍されますことを祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

**議長（塚田君）** これにて平成28年第2回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前11時10分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 塚田正平

坂城町議会議員 朝倉国勝

坂城町議会議員 小宮山定彦

坂城町議会議員 柳沢 収

一般質問通告一覧表

| 発言順位 | 要 旨   | 通 告 者          | 答弁を求める者   |
|------|---|----------------|---|
| 1    | 1. 「あいさつの町さかき」について<br>イ. 児童・生徒のあいさつ運動<br>ロ. あいさつの町さかきの推進<br>2. お付き合いサポートについて<br>イ. お付き合いサポートの現状<br>ロ. お付き合いサポートの今後<br>3. 寄り添う町政<br>イ. 若者交流会について             | 5 番<br>柳 沢 収   | 町 長<br>教 育 長<br>教育文化課長<br>福祉健康課長                            |
| 2    | 1. 熊本地震の教訓<br>イ. 町の重要書類の管理方法<br>ロ. 指定避難所の最大収容人員は<br>2. ラジオ難聴電波について<br>イ. 電波塔増設要望の結果は<br>ロ. 町の施設で増幅できないか<br>3. 都市公園について<br>イ. 公園整備、修繕の内容は<br>ロ. 利用者の少ない公園の後は | 13番<br>塚 田 忠   | 町 長<br>企画政策課長<br>建設課長                                       |
| 3    | 1. 工業振興について<br>イ. 創業支援<br>ロ. 基盤の構築<br>ハ. 新分野の開拓に向けて<br>2. 震災対策について<br>イ. 震災対策の現状<br>ロ. 震災対応の充実<br>ハ. 広域連携対策   | 2 番<br>塩野入 猛   | 町 長<br>産業振興課長<br>企画政策課長<br>住民環境課長<br>福祉健康課長<br>建設課長<br>総務課長 |
| 4    | 1. 坂城駅周辺の活性化は<br>イ. 旧北国街道を活かした施策は<br>ロ. 各施設の取り組みは<br>ハ. 国道18号線沿いに施設案内板を<br>2. 障がい者に寄り添う町に<br>イ. 障がい者差別解消法について<br>3. 町営住宅の環境整備について<br>イ. 入居者要望はどこまで応えられるか    | 12番<br>大 森 茂 彦 | 町 長<br>建設課長<br>企画政策課長<br>産業振興課長<br>教育文化課長<br>福祉健康課長         |

| 発言順位 | 要 旨   | 通 告 者        | 答弁を求める者  |
|------|---|--------------|--|
| 5    | 1. シティプロモーションの発信は<br>イ. プラン策定の考えは<br>2. 教育環境について<br>イ. 村上小学校体育館の異音対策<br>ロ. 放課後児童健全育成事業について  | 3 番<br>朝倉国勝  | 町 長<br>教育文化課長  |
| 6    | 1. 新規就農者と農業振興について<br>イ. 新規就農者数について<br>ロ. 新規就農者支援補助事業について<br>ハ. 農地確保の見通しについて<br>2. 耕作放棄地解消について<br>イ. 「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業」について<br>ロ. ワイン用ぶどうの圃場について<br>3. ワイナリー形成事業について<br>イ. 「ワイナリー形成推進事業検討委員会」について<br>ロ. 巨峰ロゼワインについて<br>ハ. 試験圃場について | 4 番<br>小宮山定彦 | 町 長<br>産業振興課長<br>企画政策課長  |
| 7    | 1. 災害と防災について（その2）<br>イ. 建物の耐震化について<br>ロ. 避難所について<br>ハ. 災害時の対策は<br>ニ. 義援金について<br>ホ. 災害情報の発信について  | 6 番<br>滝沢幸映  | 町 長<br>教 育 長<br>建 設 課 長<br>住 民 環 境 課 長<br>総 務 課 長<br>福 祉 健 康 課 長 |
| 8    | 1. 子育て支援について<br>イ. 一貫した相談・支援体制について<br>ロ. 子育て支援センターについて<br>2. 地域交通について<br>イ. 循環バスの現状と今後について<br>ロ. 坂城駅前の安全対策について  | 8 番<br>吉川まゆみ | 町 長<br>教 育 長<br>子 育 推 進 室 長<br>教 育 文 化 課 長<br>建 設 課 長            |
| 9    | 1. まちづくりについて<br>イ. まち・ひと・しごと総合戦略について<br>ロ. 交流の拠点づくりについて<br>2. 被災者支援について<br>イ. 災害時業務継続計画の作成を<br>ロ. 避難所トイレの公共下水道接続について  | 7 番<br>西沢悦子  | 町 長<br>産業振興課長<br>企画政策課長<br>総 務 課 長<br>建 設 課 長                    |

| 発言順位 | 要 旨  | 通 告 者       | 答弁を求める者   |
|------|--|-------------|---|
| 10   | 1. 農業を守り発展させるために<br>イ. 町の農業の実態は<br>ロ. TPPの影響は<br>ハ. 耕作放棄地の現状と活用は<br>ニ. 直売所「あいさい」について<br>2. 健康寿命をどう伸ばすか<br>イ. 健康実態と各種健診の現状は<br>ロ. 健康寿命を伸ばす施策は | 9 番<br>塩入弘文 | 町 長<br>産業振興課長<br>福祉健康課長                             |
| 11   | 1. 千曲川さかきPAの活用について<br>イ. PAの現状と過去の調査は<br>ロ. 今後の活用方法は<br>2. 169系車両について<br>イ. 車両設置の経過は<br>ロ. 車両の活用状況は<br>ハ. 今後の利活用は                            | 11番<br>中嶋 登 | 町 長<br>副 町 長<br>企画政策課長                              |
| 12   | 1. 住民の生活環境について<br>イ. 産業廃棄物及び古物取り扱い業者について<br>ロ. 建築資材取り扱い業者について  | 10番<br>山崎正志 | 町 長<br>住民環境課長                                       |
| 13   | 1. けやき横丁について<br>イ. 利活用について<br>2. 防災の取組について<br>イ. 大望橋下の河川敷崩壊について<br>ロ. 備蓄品について<br>ハ. 避難所について<br>ニ. 避難誘導とその後の対応は                               | 14番<br>入日時子 | 町 長<br>産業振興課長<br>建設課長<br>企画政策課長<br>福祉健康課長<br>住民環境課長 |

## 食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書

食は世界中の人々にとって大事な限りある資源である。世界では全人類が生きるのに十分な量の食べ物が生産されているにもかかわらず、その3分の1は無駄に捨てられている。中でも、もったいないのは、まだ食べられる状態なのに捨てられてしまう食品ロスである。農林水産省によると、日本では年間2801万トンの食品廃棄物が発生しており、このうちの642万トンが食品ロスと推計されている。

食品ロスの半分は事業者の流通・販売の過程の中で起き、もう半分は家庭での食べ残しや賞味期限前の廃棄などで発生している。削減には、事業者による取り組みとともに、国民の食品ロスに対する意識啓発も問われてくる。

よって、政府においては、国、地方公共団体、国民、事業者が一体となって食品ロス削減に向けての取り組みを進めるため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

### 記

- 1 食品ロス削減に向けて、削減目標や基本計画を策定するとともに、食品ロス削減推進本部の設置や担当大臣を明確化すること。
- 2 加工食品等の食品ロスを削減するため、需要予測の精度向上により過剰生産の改善を図るとともに、商慣習の見直しに取り組む事業者の拡大を推進すること。
- 3 飲食店での食品ロス削減に向けて、食べきれぬ分量のメニューや量より質を重視したメニューの充実を推進するとともに、「飲食店で残さず食べる運動」など好事例を全国に展開すること。
- 4 家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用など普及啓発を強化すること。また、学校等における食育・環境教育など、食品ロス削減に効果が見られた好事例を全国的に展開すること。
- 5 フードバンクや子ども食堂などの取組みを全国的に拡大し、未利用食品を必要とする人に届ける仕組みを確立すること。さらに、災害時にフードバンク等の活用を進めるため、被災地とのマッチングなど必要な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月 日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

消費者担当大臣 河野太郎 殿

農林水産大臣 森 山 裕 殿  
経済産業大臣 林 幹 雄 殿  
厚生労働大臣 塩 崎 恭 久 殿  
文部科学大臣 馳 浩 殿  
環 境 大 臣 丸 川 珠 代 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 塚 田 正 平

ＴＰＰに関する情報開示の徹底と持続可能な農業経営  
の実現に向けた農業政策の確立を求める意見書

ＴＰＰ交渉は、昨年１０月に大筋合意がされ、そのなかで、農林水産物の約８割、重要５品目の約３割が関税撤廃されることとなった。

政府の試算によると、「総合的なＴＰＰ関連政策大綱」に基づく政策対応を考慮してもなお、わが国の農林水産物の生産額は１，３００億円～２，１００億円減少する見込みであると公表されるなど、生産者は今後の農業経営の継続に対し大きな不安を抱いている。

さらには、衆議院ＴＰＰ特別委員会において、交渉経過や合意内容等が議論されたが、政府は保秘義務契約を理由に情報開示を拒み、国会承認と関連法案の審議が深まることなく、秋の臨時国会に持ち越され、ＴＰＰに対する国民の不安や懸念は増すばかりである。

よって、以下の事項の実現を強く要請する。

記

- １ ＴＰＰ特別委員会等におけるＴＰＰ協定承認案及びＴＰＰ関連法案の国会審議において、大筋合意の内容や影響、国会決議との整合性等について、国民のＴＰＰに対する不安や懸念が払拭されるよう、十分な情報開示と明確な説明を行うこと。
- ２ 生産者が安心して営農継続できるよう、将来を見据えた、中長期的な農業政策の確立に向け国会審議を行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２８年６月 日

衆議院議長 大島理森 殿

参議院議長 山崎正昭 殿

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

内閣法第九条の第一順位指定大臣（副総理）財務大臣 麻生太郎 殿

外務大臣 岸田文雄 殿

農林水産大臣 森山裕 殿

経済産業大臣 林幹雄 殿

内閣官房長官 菅義偉 殿

内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 石原伸晃 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 塚 田 正 平